

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

令和 8 年 2 月 2 0 日 開 議

令和 8 年 3 月 1 7 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 1 号）

令和 8 年 2 月 2 0 日 金曜日

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 1 号）

招集年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2 月 2 0 日金曜日（審議期間第 1 日） 午前 9 時 0 8 分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
8 番 小 松 孝
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 利 根 健 二

欠席の議員

3 番 中 平 麻 衣

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企 画 財 政 課 長	黍 原 美 貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	一 圓 まどか
高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市 民 保 険 課 長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健 康 推 進 課 長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 長	前 田 圭 一	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上 下 水 道 局 長	西 村 安 史
-----------	---------	-------------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和 8 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和 8 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10 号 | 令和 8 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11 号 | 令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12 号 | 令和 8 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 13 号 | 令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 10 号） |
| 議案第 | 14 号 | 令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号） |
| 議案第 | 15 号 | 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号） |
| 議案第 | 16 号 | 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 17 号 | 令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 18 号 | 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 19 号 | 令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 20 号 | 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 | 21 号 | 香美市分担金徴収条例の制定について |
| 議案第 | 22 号 | 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 28 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 29 号 | 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 30号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 41号 財産の取得について
- 議案第 42号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 市道の路線認定について
- 議案第 48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 49号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和8年香美市議会定例会3月定例会議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和8年2月20日(金) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第1号 令和7年度香美市一般会計補正予算(第9号)

報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4	議案第	5号	令和8年度香美市一般会計予算
日程第5	議案第	6号	令和8年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
日程第6	議案第	7号	令和8年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
日程第7	議案第	8号	令和8年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
日程第8	議案第	9号	令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第	10号	令和8年度香美市水道事業会計予算
日程第10	議案第	11号	令和8年度香美市簡易水道事業会計予算
日程第11	議案第	12号	令和8年度香美市下水道事業会計予算
日程第12	議案第	13号	令和7年度香美市一般会計補正予算(第10号)
日程第13	議案第	14号	令和7年度香美市一般会計補正予算(第11号)
日程第14	議案第	15号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)
日程第15	議案第	16号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第	17号	令和7年度香美市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第17	議案第	18号	令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第	19号	令和7年度香美市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第	20号	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第20	議案第	21号	香美市分担金徴収条例の制定について
日程第21	議案第	22号	香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第22	議案第	23号	香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第23	議案第	24号	香美市職員等の旅費に関する条例の制定について
日程第24	議案第	25号	香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第25	議案第	26号	香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第26	議案第	27号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27	議案第	28号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	29号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	30号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	31号	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	32号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	33号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	34号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	35号	香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	36号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第	37号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第	38号	香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第	39号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第	40号	市有財産の無償貸付けについて
日程第40	議案第	41号	財産の取得について
日程第41	議案第	42号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
日程第42	議案第	43号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第43	議案第	44号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第44	議案第	45号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第45	議案第	46号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第46	議案第	47号	市道の路線認定について
日程第47	議案第	48号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第48	議案第	49号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

会議録署名議員

9番、舟谷千幸君、11番、山崎晃子君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時08分 開会 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから、令和8年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え、公私ともに御多忙の折、3月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。まだまだ肌寒さを感じる日はありますが、梅の花が咲き、つくしが芽吹くなど、日増しに春の気配を感じるようになってまいりました。春は、風景・食材などにとってもエネルギーを感じる季節であります。背筋を伸ばして元気に過ごしていきたいと思えます。

本市におきましては、本年度20周年の年、朝ドラ「あんぱん」の放送など、大きなプレゼントをいただいた年であったように思います。今後は、そのプレゼントを生かした地域戦略も必要かと思っております。大きな区切りを迎えた本市であります。厳しさを増す運営におきましては、執行部と議会が知恵を出し合って難局を乗り切る場面も出てくるのではないのでしょうか。

さて、3月定例会議に市長から提出されています議案は、令和8年度香美市一般会計予算を含む45件、ほかに、報告2件がございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

報告いたします。3番、中平麻衣議員は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、2月17日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から3月17日までの26日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は、本日から3月17日までの26日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしました予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、香美市議会会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、9番、舟谷千幸議員、11番、山崎晃子議員を指名いたします。両名はよろしく願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分について、報告第1号及び報告第2号の報告がありました。

また、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されております。

次に、令和7年香美市議会定例会12月定例会議におきまして可決いたしました、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書、少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書及び給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。

日程第3、報告第1号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第9号）から、日程第48、議案第49号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまで、以上47件を一括議題といたします。

行政の報告及び報告第1号から議案第49号までの提案理由の説明を求めます。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和8年香美市議会定例会3月定例会議が開かれますことに、厚く御礼申し上げます。

3月29日に市長選挙を控えます私にとりまして、この3月定例会議は1期目最後の議会となります。令和8年度予算につきましては、骨格予算として御提案させていただきますことから、本日は、4年間の振り返りを中心に御説明させていただきます。

まず、公約に掲げておりました、市政運営における3つのビジョンについてです。

まず、1つ目の「人づくり・人が輝く香美市」についてです。

私は、香美市の潜在力を生かすまちづくりを目指して、この4年間を取り組んでまいりました。香美市には、特色ある歴史と文化があり、そして、保育園・幼稚園から小・中・高校、大学、特別支援学校がそろそろ恵まれた環境にあります。また、観光面でも、日本三大鍾乳洞の1つである龍河洞、そして、NHK連続テレビ小説「あんぱん」のモデルとなったやなせ先生をはじめ、多くの漫画家や文学者など、アーティストを生み出してきた土地柄でもあります。こういった特色を市民の皆様と一緒に磨き上げ、発信したいと考え、市民のチャレンジを応援する補助金として、提案型市民主役事業を立ち上げました。結果、この補助金を活用して新たにイベントを企画するグループが生まれるなど、香美市の魅力を高めてくれるリーダー育成にもつながっていると思っております。

ります。

また、市役所における人づくりについても取り組み、その基盤となる職場環境の改善と、職員のモチベーションを高めることを意識して取り組みました。具体的には、私が市長に就任した際に、職員の皆様が、住民からの厳しい御意見への対応も含めて、仕事に追われ、組織が疲弊していると感じましたので、1人で仕事を抱え込むのではなく、チームで業務に当たることを意識づけ、特段厳しい御意見への対応には、私自らが対応いたしました。また、NHK連続テレビ小説「あんぱん」では、一部の職員だけが担当するのではなく、市役所全体で取り組むべく、組織横断のプロジェクトチーム「つぶあん」を結成し、成果を上げました。この成功体験は、これからも香美市の課題解決に役立つモデルになると思います。今後も、香美市の難しい課題に対して逃げずに向き合い、香美市民に評価される市役所に向けて歩みを進めてまいります。

次に、2つ目の「絆づくり・多様な人と地域がつながる香美市」についてです。

私は、新しいことを生み出すには、人と人とが出会い、刺激を受け合って、そして、力を合わせて取り組むことが必要だと考えています。私は「チームでイノベーション」と表現していますが、香美市の多様な人材がつながることで、まちのイノベーションを起こすことを目指しました。具体例として、香美市立図書館かみーるにおいて、人生を豊かにする新しい発見と、私もやってみようという意欲の喚起を目指し、音楽会や芸術発表、商品開発の講演会などを実施し、本を読むだけではない活動にも力を入れています。また、今年14日に山田高校をメイン会場として開催された「探究のまち香美市・よってたかつて生涯学習フォーラム」では、私自身が実行委員長となり、子供から大人までが日頃の探究について発表できる場にしたいと取り組んでいます。今年度も、いろいろな団体が、会場である山田高校の教室や野外でブースを出してくれました。私としては、大人も学び続けている姿勢を子供たちに見せ、大人も子供たちから刺激を受けるという相乗効果により「探究のまち香美市」をさらに成長させていきたいと思っています。

それから、他地域とのつながりについては、姉妹都市であるあわら市と積丹町に私自らが毎年足を運ぶなどしており、これまで以上に関係を深めることができていると考えています。また、米国フロリダ州ラーゴ市からは、令和6年春にラーゴ市長を団長とする訪問団を受け入れましたし、2年に1回、山田高校の生徒たちがラーゴ高校へ短期留学する際には、国際交流協会を通じて補助をさせていただいており、若い世代の交流にも力を入れています。加えて、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を契機に、やなせたかし先生に関係する企業や自治体との交流もたくさん生まれました。今後とも、香美市の発展のためには他地域との連携が不可欠であるという観点から、自治体や企業、関係団体との交流をさらに深め、人材育成や経済交流の視点を大事にしながら取り組んでまいります。

次に、3つ目の「夢づくり・新しい価値を創造する香美市」についてです。

この夢づくりについては、高知県の政策とも歩調を合わせ、香美市におけるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つについて取り組んでいます。

まず、デジタル化についてです。

このデジタル化においては、高知工科大学に新たに設けられた地域イノベーション共創機構の取組を香美市で実践すべく、令和7年に大学との連携協定を結び直しております。このことが契機となり、大学が持つ知見や大学生の若々しい活力により、香美市全体でイノベーションを創出できることを期待しております。また、令和6年に新設されたデータ&イノベーション学群の生徒たちが、卒業後に就職できる企業を香美市に誘致することや、ベンチャー企業の設立を支援する取組にも力を入れています。今後とも、地域電子マネーk a m i c a（カミカ）を活用した地域の活性化や、AIなどの新たな技術を活用した市役所の業務改善など、デジタル社会の先頭を走れる香美市となれるよう取り組んでまいります。

次に、グリーン化についてです。

森林資源に恵まれた香美市においては、脱炭素社会を目指した取組を加速させております。具体的には、この4年間で、学校施設を含めた公共施設において、LED照明設置などの省エネルギー化に取り組みました。また、環境教育を推進すべく、森林や木材に携わる事業者の御協力を得て、「かみんぐK i d's木の学校」という、川上から川下までの仕事が連携して成り立っていることを体験しながら学べるプログラムを実施しております。また、香美市の公用車には、順次、電気自動車を採用し、国の補助も活用して整備を進めております。そのほか、民間業者が主体で急速充電器の設置及び運営を行う事業に対しても、現在工事中である本庁舎南駐車場の土地の一部を貸すなど、市民の皆様の利便性向上にもつなげております。今後とも、香美市が目標として掲げている、2050年度のカーボンニュートラルを実現すべく取り組んでまいります。

次に、グローバル化についてです。

香美市においても外国人の居住者が増えており、外国人との相互理解を深めるため、今年度から「かみしにほんごサロン」を実施するなど、取組をスタートさせました。基幹産業である農業では、外国人労働者の雇用が不可欠な状況となっている一方で、円安の影響もあり、外国人を雇うことが昔に比べて難しくなってきたともお聞きしています。そのため、農業者を支援するためには、これまで以上に香美市を選んでもらうべく、香美市で生活している外国人に対するサポートが必要です。また、外国人観光という視点においても、龍河洞やアンパンマンミュージアムを訪れる外国人の満足度を高め、外国人観光客をさらに増やしていけないかと考えております。今後とも、国際的な視野を持った職員の育成に取り組み、グローバル化する社会にも対応できる市役所となれるよう努力してまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてです。

香美市の人口は、20年前の合併時には約3万人でしたが、その後、年間約300人ずつ人口が減少し、現状では2万4,000人となっております。私は、人口を維持していくためには、経済の活性化が不可欠で、雇用の場をつくることが重要だと考えています。そこで、若者が都会に出なくても地元で働けるようにと、企業誘致に取り組んでいます。任期中には、株式会社スウィーツ、株式会社OUTERの2社を香美市に誘致することができました。また、香美市に所在する企業が、工場を増設するなどの新規投資により雇用を増やしていただくことも、非常にありがたいことです。令和6年には、睦月電機株式会社が第5工場を増設してくれました。大阪市生野区の本社を訪問させていただくなど、関係を深めさせていただいております。農業や林業については、JA高知県香美地区や、物部及び香美森林組合との意見交換を定期的に行い、行政としての支援に力を入れるほか、香美市商工会と一緒にチャレンジショップの運営をサポートするなど、開業支援にも努力をしています。併せて、観光客を呼び込み、雇用を生み出せる観光振興を目指して、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送を機に、やなせたかし記念館の全面改修、美良布商店街においてはカミィア街路灯の新設や「愛と勇気の道」のキャラクターデザイン舗装、そして、土佐山田駅前の香美市いんふおめーしょんのリニューアルなどの整備を行いました。今後とも、香美市内での雇用の場を維持し、さらには新規に生み出していくべく、関係機関との連携を強化し、取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

住み慣れた香美市でいつまでもお元気で生活していただくためには、あらゆる施策を組み合わせる支援しなければなりません。そこで、特に中山間地域での生活を守るため、大柵診療所や物部歯科診療所の存続、また、訪問介護などの介護サービス事業所について支援をしてきました。また、移動スーパー事業への支援に加え、高齢者への配食サービスを行っている事業所への補助にも力を入れております。今後とも、人口減少によりビジネスとして成り立ちにくくなっている地域における支援策を強化してまいります。

併せて、健康づくりのために日常の食生活を改善する取組も重要です。今年度は、やなせたかし先生が健康づくりのためにと飲まれていたショウガ入りの野菜スープをヒントに、スープコンテストを実施しました。小・中・高校生に加え、社会人までの45作品の応募があり、生涯学習フォーラムにおいて表彰させていただきました。受賞作品は、来年度レシピ集としてまとめ、市民に野菜スープの作り方を御紹介します。今後も、食による健康づくりや運動による健康づくりなどについて、いろいろと工夫をして取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

まずもって、教育長が長期間不在となりましたことに関しまして、保護者や市民の皆様にご心配をおかけしました。改めておわびを申し上げます。

さて、香美市の教育についての取組としましては、香美市が目指す探究学習を推進す

るために、電子黒板の導入やＩＣＴ機器の導入、また、第５１回全日本教育工学研究協議会全国大会茨城つくば大会への視察予算を計上するなど、できる限りの予算措置を行ってまいりました。また、スポーツ振興のために、香美市スポーツ大会選手派遣費補助金を創設して、四国大会や全国大会に出場する個人や団体への補助をスタートさせたり、文化部においても、例えば、中学校の吹奏楽部への楽器購入にも気を配っております。今後も、大人から子供までが生涯学び続ける「探究のまち香美市」をさらにレベルアップするべく取り組んでまいります。

次に、基本政策４つ目の市民を守る災害対策についてです。

市長就任以来、南海トラフ地震に向けてあらゆる対策を行ってきました。まずは、住宅の耐震化に加え、備蓄物資の充実に取り組みました。井戸の設置や資機材の購入補助など、自主防災組織への支援に加え、消防団の装備や屯所の建て替えなど、災害に備えた基盤整備に努力しております。また、市役所組織としても、発災時を想定した訓練に加え、医療機関と合同で医療救護所での訓練にも取り組みました。また、昨年１２月には、南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定を、高知市、香南市、高知県、高知県教育委員会、高知工科大学の６者で結んでおります。香美市は、海のない高台にあることから、いざというときには多数の避難者を受け入れる必要があり、この協定を基にして具体的な準備が進むことになります。今後も、香美市民の生命と財産を守るために全力で取り組んでまいります。

最後に、基本政策５つ目のインフラの充実と有効活用です。

市長就任以来、合併特例債の期限である、令和８年３月末までに公共施設を整備するべく取り組み、西庁舎建設、南敷地の駐車場及び香美市立図書館の駐車場整備を実施しました。また、自治会から要望のあった市道の整備には、優先順位をつけてではありませんが、最大限努力させていただきましたので、この４年間でかなり便利になったのではと思います。併せて、国道や県道の道路改良に加え、物部川の改修に向けた要望活動も積極的に行っております。公共交通につきましては、令和４年から土佐山田町を巡回するぐるりんバスを導入したほか、路線バス１３路線、エリア型デマンドバスの維持、そして、福祉タクシー料金助成事業も行っております。今後とも、香美市民の利便性を高めるためのインフラ整備と、公共交通など、住民の「足」を守ることに取り組んでまいります。

続いて、４つの横断的な政策についてです。

１つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

私は、香美市のまちづくりのためには市民の協力が不可欠であり、市民との接点である窓口業務の改善については、力を入れてきたつもりです。まずは、ＩＣＴ技術の活用を含めたあらゆる業務改善により、職員が余裕を持てるような環境整備が重要であると考え、取り組みました。そして、目的を持って市役所を訪れた市民が、短時間で目的を達成できるように、職員が市民のニーズを聞き取り、的確に説明できるよう取り組んで

もいます。書かない窓口の考え方にに基づき、市役所に問い合わせなくても手続きができるような仕組みづくりなど、今後も改善に努め、市民から親切で頼りになる窓口という評価がいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

2つ目は、中山間地域対策の充実・強化です。

これまで繰り返し述べてきたように、市長として、集落の歴史ある文化を次世代につなげるために、私なりに考え、努力してきました。集落を維持するためには、医療・教育・買物の3つの要素が重要であることはこれまでも述べてきましたが、特に、大栃小・中学校の存続については待ったなしの課題となっております。大栃小学校は、現在、4年生から6年生までの児童数は8人ですが、1年生が1人、2年生、3年生はゼロ人であり、低学年の児童数が非常に少ない状況です。このままの状況が続けば、小学校の存続が危ぶまれる可能性があり、さらにその後、中学校も同様に存続の危機に直面するおそれがあります。このため、来年度からは、土佐山田町から大栃小・中学校への通学手段として、スクールバスを導入する予算を計上いたしました。そのほか、地域のにぎわいを創出するため、物部地域の拠点である奥物部ふるさと物産館の改修や、集落活動センター奥物部を立ち上げることができました。大栃小・中学校の生徒による提案もいただいております、地域と一緒に物部町を盛り上げていきたいと考えております。何としても子育て世代を呼び込み、集落を維持するべく、物部町は特区扱いとして重点支援を行うべきだとも考えております。併せて、繁藤地域につきましては、先日、若藤保育園の廃園及び繁藤小・中学校の閉校について、地元説明会を行い、自治会ごとの意思確認をさせていただきました。最終的に地元の御了承がいただければ、民間活用を模索して、繁藤地域の活性化につながる取組をスタートさせたいと考えております。今後も、中山間地域の集落を守るため、あらゆる取組にチャレンジしてまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の推進です。

香美市では、子供に関する支援を充実させるために、令和6年度から、香美市こども家庭センターを設置しております。香美市においては、福祉事務所及び健康推進課がある2階に設置し、教育委員会も同じフロアであることから、子供に関することは2階で全て解決できる体制となっております。また、来年度からは、西庁舎が完成し、不登校対策としての「ふれんどる一む」の利便性が上がるのと同時に、鏡野中学校に設置されている「スマイルルーム」という生徒の居場所についても、香美市単独の予算で今後も運営していきます。併せて、家庭への支援として、保育園、小・中学校の給食について、物価高騰による給食費の値上げ分については、市から補填をさせていただいてもおります。今後とも、不登校対策や子育て支援の御家庭を支援するために、積極的に取り組んでまいります。

次に、女性活躍の推進につきましては、香美市役所における課長職の女性比率は31%であり、今後も女性の活躍を積極的に支援してまいります。また、西庁舎の建設に当たっては、女性も使用できるシャワー室を設置するなど、環境整備にも努めておりま

す。今後は、市役所だけではなく、香美市全体においても女性が活躍しやすいまちを目指し、先進事例を研究しながら、新たな施策にもつなげてまいります。

4つ目は、文化芸術とスポーツの振興です。

香美市立美術館においては、長年の課題であった収蔵庫について、新たなスペースを設置し、問題を解決しました。また、今年度から入館料の改定を行い、香美市民は無料とさせていただきます。今後は、収蔵している作品の管理はもちろん、次世代に美術品を残し、市民により一層鑑賞していただけるよう取り組みます。

また、文化芸術の振興について、私は、発表の機会が重要であると考えており、具体的な取組として、香美市役所本庁舎の1階ロビーを、市民ホールとして使いやすいようにスペースを拡大しました。また、奥物部ふるさと物産館の2階もギャラリーとして再整備いたしております。今後も、市民による展示が企画され、多くの市民の目に触れるよう取り組んでまいります。併せて、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送開始前に、保健福祉センター香北も改修してパブリックビューイングを実施しました。今回の改修により整備したプロジェクターなどを活用して、文化芸術の振興にもつなげてまいります。

スポーツの振興については、施設整備として、鏡野中学校の南にある市民グラウンドの照明を片面ずつ使えるように整備したほか、テニスコートも人工芝とし、フットサルとしても利用できるよう整備しております。また、中学校のプールを撤去してグラウンドのスペースを広げたほか、トイレも改修しております。香北体育センターについても、床を張り替え、照明をLED照明に改修いたしました。そして、B&G海洋センターのプールを撤去して駐車スペースを拡大させております。加えて、私が市長就任以来、高知ファイティングドッグスの公式試合を、香美市の冠試合として毎年無料で開催しており、多くの市民に楽しんでいただいております。今後も、市民に体育施設を有効活用していただき、スポーツをこれまで以上に楽しんでいただけるよう努力いたします。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

次に、令和8年度一般会計予算の規模について御説明いたします。

本年度の歳入・歳出予算総額は207億4,444万円で、前年度予算総額216億6,000万円と比較して、9億1,556万円、4.2%の減となっています。

歳入については、市税が28億1,199万7,000円、前年度比6,056万円、2.2%増となっており、このうち市民税及び固定資産税は増加する一方、軽自動車税やたばこ税の減少が見込まれています。地方交付税は72億1,000万円、前年度比1億6,000万円、2.3%増を計上しており、物価高騰や人件費の増加などを踏まえた地方財政対策の内容を反映したものとなっています。

地方特例交付金については、税制改正などに伴う地方税収への影響を補填するため4,292万3,000円、前年度比2,132万8,000円、98.8%増を計上しています。

繰入金については２０億５,５９７万１,０００円、前年度比６,００４万７,０００円、３.０％増を計上しており、内訳として、財政調整基金繰入金８億９,８２４万２,０００円、減債基金繰入金５億７,８１７万円などとなっています。

市債は１４億８,２８０万円、前年度比マイナス１３億８,８８０万円、４８.４％減となっており、庁舎建設事業などの財源として活用してきた旧合併特例事業債の発行可能期限が終了したことに伴い、前年度と比較して大幅な減となっています。また、交付税の振替財源として位置づけられてきた臨時財政対策債については、国の方針により、令和７年度に引き続き、令和８年度も新規発行が行われていません。

歳出を性質別に見ると、義務的経費、人件費・扶助費・公債費が９４億１,０９１万円、前年度比４億２,５９６万７,０００円、４.７％増、投資的経費、普通建設事業費・災害復旧事業費が２９億７,７１２万２,０００円、前年度比マイナス１１億５,１６６万８,０００円、２７.９％減、その他の経費８３億５,６４０万８,０００円、前年度比マイナス１億８,９８５万９,０００円、２.２％減となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が４５.４％、投資的経費が１４.４％、その他経費が４０.３％となっています。

以上、令和８年度一般会計予算案の説明を終わります。

それでは、本定例会議に提案します議案について御説明いたします。

報告第１号、専決処分事項の報告について、令和７年度香美市一般会計補正予算（第９号）についてです。

報告第２号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第５号、令和８年度香美市一般会計予算です。

議案第６号、令和８年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第７号、令和８年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第８号、令和８年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第９号、令和８年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第１０号、令和８年度香美市水道事業会計予算です。

議案第１１号、令和８年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第１２号、令和８年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第１３号、令和７年度香美市一般会計補正予算（第１０号）です。

議案第１４号、令和７年度香美市一般会計補正予算（第１１号）です。

議案第１５号、令和７年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）です。

議案第１６号、令和７年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）です。

議案第１７号、令和７年度香美市水道事業会計補正予算（第３号）です。

議案第１８号、令和７年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第３号）です。

議案第 19 号、令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 20 号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案第 21 号、香美市分担金徴収条例の制定についてです。

議案第 22 号、香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 23 号、香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてです。

議案第 24 号、香美市職員等の旅費に関する条例の制定についてです。

議案第 25 号、香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 26 号、香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 27 号、香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 31 号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 32 号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 33 号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 34 号、香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 35 号、香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 36 号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 37 号、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 38 号、香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 39 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 40 号、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 41 号、財産の取得についてです。

議案第 42 号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてです。

議案第４３号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第４４号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてです。

議案第４５号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてです。

議案第４６号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第４７号、市道の路線認定についてです。

議案第４８号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

議案第４９号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定についてです。

以上、報告２件、議案４５件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（利根健二君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。
暫時休憩いたします。

（午前　９時４８分　休憩）

（午前　９時５９分　再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、報告第１号について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第１号についての質疑を終わります。

次に、報告第２号について質疑を行います。質疑はありますか。

１１番、山崎晃子議員。

○１１番（山崎晃子君） 報告第２号でお聞きいたします。

議案細部説明書によりますと、エンジンを作動させたまま、ニュートラル状態でサイドブレーキを引くと書かれておりましたけれども、通常、止めるときにはパーキングにしようんですけれども、その辺り。それから、これは職員が１人だったのか、また、無人の車が動き出し、車道を外れ横転したということですが、公用車はどういうふうになったのか。また、車種についてお聞きしたいと思います。そして、これまでの報告で、このように横転したことはなかったと私の中では記憶しているわけですが、大きな事故につながりかねないような状況だと思うんですが、今後の対策についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） まず、車種につきましては、香北支所管理の三菱キャンターを借りまして、わなを積んで久保影へ行っていたものです。ちょっとした障害物をのけるために、数十秒の間、エンジンをかけたままサイドブレーキを引っ張った状態で下車して、数十秒以内に障害物を移動させて車に戻っていたところ、無人の状態で動き出

していたとなっています。作業は4人で行っておりました。対策としましては、今後、事故を起こさないよう、荷物を搭載した車両や傾斜がある場所などで停車する際には、必ずエンジンを停止し、マニュアル車の場合はギアをバックに入れるなど、停車した車両が動き出すことがないように心がけるといった基本を徹底することで、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、横転したということですが、公用車はどうなったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 無人の状態で、道路沿いの防護柵を目掛けて道路から外れ左向きに横転した形で止まっておりました。車の修繕に関しましては、26万2,400円という形で修繕費がかかっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、議案第13号及び議案第41号につきましては、本日、他の案件と分離し、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、日程第12、議案第13号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。御審議よろしくお願いたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 13番です。議案書3ページ、債務負担行為補正の次期仮想基盤システム移行委託業務についてです。議案細部説明書は168ページにございます。

この議案細部説明書で、令和8年度以降の作業単価の増額を反映する必要が生じたため、限度額の変更も行うものと書かれていますけれども、この業務につきましては

1,036万6,000円が増額になっているわけです。令和7年度から令和9年度の3年間ということですのでけれども、その辺り、もう少し中身を詳しくお聞かせください。

○議長（利根健二君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当該システムにつきましては、令和7年度中に契約をしまして、令和9年度にかけて構築・運用するものでございます。今回、金額の修正でございますが、こちらにつきましては、クラウドの構築等に係る作業単価が、今後、値上がりする見込みとなっております。当該事業の作業工数を1,400人日と見込んでいます。1人当たりの単価として8,000円程度の値上がりを見込んでおりまして、その値上がり分を、今回、増額修正させていただくということになっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第41号、財産の取得についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第41号は、原案のとおり

り可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は３月３日午前９時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 １０時０７分 散会)

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 2 号）

令和 8 年 3 月 3 日 火曜日

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 2 号）

招集年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3 月 3 日火曜日（審議期間第 1 2 日） 午前 9 時 0 0 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	9 番	舟 谷 千 幸
2 番	公 文 直 樹	1 1 番	山 崎 晃 子
3 番	中 平 麻 衣	1 2 番	笹 岡 優
4 番	西 村 剛 治	1 3 番	濱 田 百合子
5 番	西 山 潤	1 4 番	山 崎 龍太郎
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	利 根 健 二

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	健康推進課長	川 渕 美 香
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商工観光課長	門 脇 正 人
企画財政課長	黍 原 美貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定住推進課長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防災対策課長	中 川 英 斉	《物部支所》	
福祉事務所長	野 邑 裕 永	支 所 長	片 岡 亮
市民保険課長	萩 野 貴 子		

【教育委員会部局】

教 育 長	前 田 圭 一	教育振興課長	前 田 薫
教育次長兼学校給食センター所長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議会事務局書記	横 田 恵 子
議会事務局書記	入 野 美 紀		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 2 日目 日程第 2 号)

令和 8 年 3 月 3 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|-----|-----|
| ① | 1 7 番 | 山 崎 | 眞 幹 |
| ② | 1 1 番 | 山 崎 | 晃 子 |
| ③ | 1 3 番 | 濱 田 | 百合子 |
| ④ | 2 番 | 公 文 | 直 樹 |
| ⑤ | 7 番 | 村 田 | 珠 美 |
| ⑥ | 1 番 | 有 光 | 収 三 |
| ⑦ | 5 番 | 西 山 | 潤 |
| ⑧ | 1 4 番 | 山 崎 | 龍太郎 |
| ⑨ | 1 2 番 | 笹 岡 | 優 |
| ⑩ | 4 番 | 西 村 | 剛 治 |
| ⑪ | 9 番 | 舟 谷 | 千 幸 |
| ⑫ | 6 番 | 森 田 | 雄 介 |

会議録署名議員

9 番、舟谷千幸君、1 1 番、山崎晃子君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可いたします。

17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 17番、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次、お尋ねしていきたいと思います。無会派です。

まず、1点目、ものべがわエリア観光博「ものべすと」についてでございます。

NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送に合わせて開催されていた、ものべがわエリア観光博「ものべすと」が2月8日の感謝祭を最後に終了いたしました。2月18日に県庁で行われた「あったか観光マインド表彰」では、南国市観光案内人の会、香美市観光ガイドの会が観光振興に貢献した団体として表彰され、「ロケーションジャパン大賞」ではNHK連続テレビ小説「あんぱん」と、高知県、香美市、南国市、香南市、芸西村が準グランプリに選ばれました。加えて、2月25日付の新聞紙上では、2月県議会の所信表明で、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送などにより、2025年の県外観光客は過去2番目となる457万人だった。2026年度は「よさこい高知文化祭2026」と「どっぷり高知旅キャンペーン」を連動させ、さらなる観光振興と地域活性化を図ると、県議会での知事の所信表明の一端が掲載されておりました。これらのことも、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送終了後の追い風になることが予測されることから、2月8日に終了した「ものべすと」の総括と、総括を踏まえたものべがわエリアでのポスト「あんぱん」の取組には、衆知を集めた工夫が必要ではないかと思えます。

①です。

NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送に合わせて開催された「ものべすと」について、一定の総括等が行われていれば概要をお尋ねしますということで、資料を頂きました。資料をどうもありがとうございました。KPIが設定されていた資料を持ち合わせておりませんので、これが全体の概要かどうか分かりませんが、頂いた資料のほかにも、何がよかったのか、何が足りなかったのか等についての総括等もあるのではないかと思いますので、その点も含めて、短めのかいつまんだ説明をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

総括につきましては、3月16日の実行委員会にて行われる予定でございます。その前段階で、先日、下部組織でございます幹事会で報告された資料について、概要を御説

明いたします。参考資料は、タブレットへ掲載しております観光博覧会のK P I進捗状況についてを御覧ください。

まず、1 ページ目の中核エリアへの来場数は、令和7年度中に3市合計で24万3,000人を設定しておりましたところ、令和8年2月15日時点で33万8,844人でした。本市のやなせたかし記念館は、令和8年2月15日時点で24万7,028人で、目標数に対して達成率164.69%でした。そして、2 ページ目、中段の表、細長い表でございますが、市区町村観光来訪者数によりますと、令和7年4月から令和8年1月の香美市への観光来訪者合計数は前年比、一番右の端ですけども185%増となっております。また、7 ページ目の(7)物部川エリアの観光に関する取り組みに対する住民満足度は、観光施策を実施する上で住民満足度も重要な指標と言えます。全体の数に対して満足度10段階のうち6以上の評価が付された割合を表してございます。目標数値80%に対して実績79%でしたが、令和4年度以降の満足度が上昇しております。

高知県、3市の様々な分野の関係者が一体となって実施された、ものべがわエリア観光博覧会「ものべすと」を盛況に終えることができ、得られた成果は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送を契機に、やなせたかし記念館のリニューアル事業など「やなせたかし先生顕彰事業基本計画」に基づく関係各課の円滑な事業実施も大きく寄与したのではないかと考えております。また、この成果は、観光博覧会及び顕彰事業の取組に対する市民の皆様からの多大な御理解と御協力のたまものであると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 16日に総括が行われるということで、分かりました。

②の質問にも関わるとは思いますけれども、その総括後にはなるとはと思いますが、②に行きます。

NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送に合わせて掲げられていた桃太郎旗が、2月8日以降に新しい物に取り替えられました。NHK連続テレビ小説「あんぱん」に伴って開催された「ものべすと」から、そのNHK連続テレビ小説「あんぱん」なしの今後の「ものべすと」に引き継がれる取組等があれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ものべがわエリア観光博覧会の名称として使われた「ものべすと」の認知度が高まっているため、今後も「ものべすと」の名称及びロゴが活用される予定でございます。これまでと同様に、物部川DMO協議会を中心に、エリア内の地域イベントや観光情報等についても「ものべすと」と連携することで、「ものべすと」のサイト等での発信ができるように、取組が引き継がれる予定でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） そうしたら、中身について何を引き継ぐかは総括の後というようなことになると思います。

③に移ります。

今、答弁でもありましたように、ものべがわエリア観光博である「ものべすと」は、引き続き物部川DMO協議会が中心的に推進を担うのではないかと思います。そこで、令和8年度以降の物部川DMO協議会の事業推進体制を、令和7年度の推進体制との違いも含め、お尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和7年度の観光博覧会事業終了と併せまして、令和8年度からは「ものべすと」の事務体制が縮小される予定でございます。物部川DMO協議会事務局の体制は、令和5年度の6人から、博覧会事業開始のため、令和6年度は9人に増員されておりましたが、令和8年度からは7人体制となる予定でございます。

令和8年度以降の物部川DMO協議会の事業計画でございますが、やなせ先生のコンテンツを生かしたエリアブランディングを行い、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送を契機に、各市が磨き上げてきた観光コンテンツを最大限に活用し、やなせさんの故郷というエリアイメージの定着を図る取組を推進する予定でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ということで、引き続き頑張っていただきたいと思います。

それでは、大きな2番目の質問に移ります。

かなり長いお話みたいなことをしなければいけませんが、そこはちょっと勘弁していただいて、大分手前にも書かせていただいておりますし、答弁は多分短いものになると思いますが、よろしくお願いします。全部読み切れるかどうか心配でございますので、よろしくお願いします。

それでは、第3次香美市振興計画です。

2月20日に行われました全員協議会で、第3次香美市振興計画の進捗について幾つかの資料を基に説明をいただきました。主に、説明を受けた資料2と3について、あれっとか、えっ何でという違和感や問題意識を持ったことから、今回の質問となりました。

先々日の3月1日には、香美市合併20周年記念式典が中央公民館で開催され、「20年のあゆみ」という記念動画では、年度ごとのトピック紹介とともに、今はない方々の姿も懐かしく拝見することができました。2000年の地方分権一括法の成立を機に、政府が主導し、2010年までに、およそ2,700市町村あった地方自治体を約1,700市町村まで減少させた平成の大合併の中で、こうほく3町村で合併についての調査・検討が始められたのは、2002年からでした。私自身は、19回開催された第1

次合併協議会を全て傍聴し、3町村での住民説明会にも参加、9回開催された第2次合併協議会には委員として参画、第1次振興計画の審議会は平成19年1月29日に開催されていますが、私自身は第1回目の市議会議員選挙で落選しまして、審議会に参画したい旨を担当課長・市長にも直接伝えておりましたが、委員の公募もなく、指名もなかったことから、参画できませんでした。その後、議員の資格を得たことから、第1次後期計画、第2次振興計画には委員として参画し、香美市市民憲章には商工会推薦の委員として参画、議会が設置した協同・参画調査研究特別委員会では、委員長として香美市協働のまちづくり条例の素案を取りまとめ、まちづくり委員会での協議を委員会に出席して直接依頼しました。その後、訳があつて議員ではなかったときに、第3期、第4期のまちづくり委員会に公募委員とし参画し、会長として協働推進計画案の取りまとめを行い、同時期に策定が進められていた、香美市都市計画マスタープランにも公募委員として参画し、本市の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」と将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市」の中身の肉づけに微力を尽くしてきました。違和感や問題意識を覚えたのはこのような経過からでございます。どのように説明すれば違和感や問題意識を伝えることができるだろうと迷いましたが、急がば回れで、資料の内容について逐次的に説明を加えながら質問する方法を選択いたしました。理由についての説明等が長めになることや、同じことを違う側面から質問することもありますので、同様の答弁が続くかもしれませんが、質問を整理して組み立てる余裕が持てなかったこともあり、このような形になったことをおわびしたいと思います。

こうほく3町村が合併についての調査検討を始めた際に課題として挙げた理由は、地方分権の進展、少子高齢化の進行、中山間地域の保全、環境問題への対応、生活行動の広域化、厳しい財政状況への対応という5点でした。質問に当たっての私の現状認識は、これらの課題のほとんどは20年後の現在もそのままあり、この間には対応すべき新たな課題も生まれているのではないかというものでございます。

①です。

一般会計補正予算（第11号）で、仕様の大部分を直営化したことに伴うとして、委託料が671万4,000円減額されております。策定方針の事務局という項目の中に委託契約が予定されていまして、多分、これはコンサルタントへの委託を行わなかったことによるものだと思いますけれども、直営化の理由と決めた時期をお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

当初、委託する業務には、高知工科大学や市内中学2年生へのアンケートの実施、審議会や庁内の会議体の実施支援に加えて、基本構想案、基本計画案の策定といった内容が含まれておりました。しかし、市民アンケート向け以外の、先ほど言われました、高

知工科大学や市内中学生へのアンケートに関しましては、オンラインで実施することで比較的実施・集計が安易にできるので、そちらもやめまして、一方で、また審議会等の実施に要する事務の多くは委託が難しいものとなっております。基本構想案、基本計画案の策定を委託してしまいますと、計画策定自体をコンサルタント会社へ一任するようになりまして、量産的な計画になってしまうというような指摘も最近はされておると思います。また、振興計画のような計画策定は、職員の政策立案能力の開発に資することから、人口の予想といった専門的な知識が必要な業務と市民向けのアンケート集計といった、業務量が多いものに絞って委託する形とさせていただきます。こちらの仕様見直しに関しましては、５月頃から検討を始めて７月に決定させていただきました。

○議長（利根健二君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） ちょっとうまく聞き取れなかったんですけども、委託をすると何的な計画になると言いましたっけ。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 量産的、いろいろ同じようなものが。

（１７番、山崎眞幹君、質問席から「量産的」と発言する）

○議長（利根健二君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） 分かりました。取りあえず、これはここで置いておきましようか、自分はそうは思わないんですけど。

②に移ります。

説明を受けた資料等については、２月３日に推進本部でも検討が行われたとのことであつたと思いますけれども、検討の際に出された意見等があればお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 本部会の意見といたしましては、基本構想案における基本理念に対する疑義や、将来都市像の説明に関する防災面での文章等の修正依頼、語句の修正といったものがございました。

○議長（利根健二君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） その修正はせずに、このような修正がありましたということとは付け加えずに、この間の全員協議会で説明したということですね。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 御指摘いただいた、語句とか文面の修正に関しましては、全て（後に「反映可能なものは全て」と訂正あり）修正しております。

○議長（利根健二君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） とても驚いています、今。分かりました。全て修正した。それでは、③に行きます。

新たな基本理念を提案するに至った理由として、資料２の基本構想の見直し概要で、

これまでの基本理念は抽象度が高く、理念が共有しづらいと言われてはいますが、どの段階で、また、どのような経緯で理念の抽象性が指摘されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） すみません。先ほどの答弁で「全て」と言いましたけれども、全てはちょっと言い過ぎでした。反映可能なものは全て修正しております。質問にお答えいたします。

幅広い分野の施策を展開する振興計画における基本理念が、ある程度抽象的になることは致し方ないと私も思っております。しかし、基本理念は基本計画や実施計画を策定するに当たって最も基本的な考え方でありまして、本計画に定められている施策・事業は、基本理念に沿ったものでないといけないと考えております。およそ全ての施策を肯定する基本理念では機能しないのではないかとということが話合いの中でもありまして、誰から指摘を受けたということでは特にございません。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ちょっと言っている意味がよく分からないんですけど、基本理念って最も基本的な考え方ですよ、それで、全ての政策がそこにひもづくことは無理というように言われたと思いますけれども、それはどういうことでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 無理というわけではないですけども、ある程度の取捨選択とか優先順位を決める際には、この内容が指針となるのではないかと私は考えております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 現状、行政でやられている様々な施策についても、振興基本計画に当たらないものや、実施計画の中でも、これは予算や決算の細部説明の中でも、これは計画にあります、計画にはないですというような形でやられていることは理解していますけれども、やっぱり、まちの基本というか、一番上になる計画には全てのものがひもづく、新たな計画の策定についてはその全てのものがひもづくような形にしないと、どうも理論的におかしいんじゃないかなという気がいたします。それも含めて、ちょっと時間があまりないので、これはこれで次へ行きます。

④です。

今、課長が言われたことは、私の認識から、ちょっとというか随分ずれていますので、これがどういうふうに成立したか、経過について説明を加えながら質問を続けます。

「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」という基本理念は、こうほく3町村合併協議会事務局が策定いたしました「こうほくちいきまちづくり将来構想」これですね（資料を示しながら説明）、これが初出で、構想策定の趣旨として、こうほく3町村を取り巻く時代の潮流、地域の現状や特徴、公共施設、行政サービス、財政の状

況や3町村が取り組んできた地域づくりの方向性を明らかにする。こうほく3町村の目指すべき将来像とその実現に向けた施策の方向を取りまとめ、新しいまちの全体像を明らかにする。以上をこうほく地域まちづくり構想として取りまとめ、合併の是非を検討する基礎資料とする。この将来構想について議論された経緯なども含めて、新町建設計画確定の基礎資料として活用することが挙げられております。

この将来構想は平成15年9月に全戸配布され、その後、この構想を基に策定された、香美市まちづくり計画（概要版）が（資料を示しながら説明）、この冊子を御一読いただき、この地域の将来について一緒にお考えいただきますとともに、今後、各町村で開催されます説明会に足をお運びいただき、御意見を賜りますようお願いいたしますという御挨拶の下に、平成16年2月に全戸配布され、住民説明会、住民アンケートを経て、香美市の誕生となっております。

この基本理念は、合併協議の際にも、合併後の新市のまちづくりに向かうスローガンとして、多くの市民を含めた関係者に共有され、合併後に香美市第1次振興計画、第2次振興計画へと引き継がれ、その抽象性が多い関係者の当事者性を担保するとともに、合併後20年にわたって施策の正当性を検討する際の軸足にもなっていたものであると私は考えております。

ちなみに、平成29年4月の広報香美では「市民と行政が、香美市のまちづくりを共有するための手引書、第2次香美市振興計画策定」という記事が、4ページにわたって掲載されまして、基本理念については「香美市のまちづくりの根っこ」、将来都市像については「香美市が目指す未来の姿」と、このような説明がされております。これもこのときに共有されたわけです。「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」は「地域のよさを大切にするまちづくり・みんなが元気に暮らせるまちづくり・みんなで共に進めるまちづくり」という3つのまちづくりの方向性から、帰納的に導き出された本市のまちづくりの骨格となる理念で、特に「みんなで築く」は、「こうほくちいきまちづくり将来構想」「香美市まちづくり計画」で基本理念を実現するための基本目標として定められた「輝きを守るー中山間地域の維持・保全と環境対策ー」「やすらぎの中で暮らすー地域の誰もが住み良いまちづくりー」「賑わいを保つー地域全体の連携による産業振興ー」の横串として位置づけられ、まちづくり活動の活性化、連携・支援体制の構築、住民の自発的なまちづくり活動や住民と行政の協働によるまちづくりを進めますとの説明が加えられております。こういうことで、ここにちゃんと説明が加えられております（資料を示しながら説明）。これは御存じかと思うんですけどね。その後、説明を担保するための香美市民憲章が平成24年に、香美市協働のまちづくり条例が令和元年に、香美市協働推進計画は令和5年に策定され、今に至っております。

「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」は、合併を推進した関係者の将来のまちに対する祈りにも似た思いであり、20年間のスローガンに沿ったまちづくりが順調に進み、将来都市像についてもあらかた実現したのであればまだしも、私には

まだまだ道半ばだとも思われるような状況で、合併に向けて約束し、微力を尽くした1人として、これまでの基本理念は抽象度が高く理念が共有しづらいということを変更理由の一つとして、新しい基本理念が提案されることは、この旗の下で多くの関係者が心を合わせて取り組んできたはずの経緯もあることから、理解にとっても苦しみます。

前述したこれまでの経緯も含め、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」という香美市がこれまで掲げてきた3町村合併のまちづくりを象徴する旗についての認識・見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） これまでの振興計画のように、実施している事業を並べているだけの総花的なものでは形骸化してしまうことがありますから、第3次香美市振興計画は、可能な限りの絞った計画にできないかと、当初より検討を進めておりました。

さきにお答えしましたように、こうした計画にするための基本理念の要否、基本理念が要るかどうかを含めたゼロベースでの検討を始めております。ただし、現在の基本理念を変更することありきで議論していたわけでは決してありません。現在の基本理念について説明をさせていただいた上で、行政主体ではなくて、可能な限り住民主体で検討することを心がけ、まちづくり委員会における協議の結果、現在の基本理念、将来都市像に至っております。

なお、基本理念や将来都市像については、現状では案の段階ですので、審議会での検討を経て、決定していくようになっております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 国の方針として、総合計画はつくってもつくらなくてもいいんです。それは御存じだと思うんですけどね。それをわざわざつくる意味って何だと思いますか。これは質問していないので言いますが、僕の考え。様々な計画に対して論理的に一体性を持たせるために総合計画をつくっていると、私は理解しています。その理解がもし正しいとするなら、今課長が言われていることがこれからの方針であるならば、総合計画をやめたらどうですか。私はそんなふうに聞こえます。

それで、住民主体とおっしゃいますけど、今のまちづくり委員会のメンバーは、いや、まちづくり委員がいいとか悪いとかは言っていないです。そうじゃなくて、何人だ、15人かな、分からない。それで、議事録を見ました。これを最終的に決めたときに、そのうちの7人が欠席していますよね、欠席しています。必ずしも全員がいつも出席してワークショップをやったわけじゃないんですよ。でも、このスローガンと将来都市像を決めたとき、協議したときは、住民の方の意見もこれに入れていきますよ、もっとたくさん。あんまりそれを言うと時間がなくなりますので。

⑤です。

基本理念として提案されている「人と自然に寄り添いながら、快適性と利便性を追求

するまちづくり」については、同僚議員から、ちょっと冷たい気がするとの控えめな発言がありました、全員協議会の際にね。私は初見で、コンパクトシティ・スマートシティという言葉が浮かび、これは土佐山田町の市街化区域のまちづくりだけをイメージしたものではないかという疑問も持ちました。

理念とは、一般的に抽象的で普遍的な価値観や信念を表すものとされていることは、既に御存じのとおりだと思いますけれども、行政ニーズにおける快適性や利便性は、必要だと思われる施策で追求して評価すべきものであり、このときに、いわゆる言っているウェルビーイングの仕様でも構わないわけですね、快適性・利便性を追求する施策の中でのウェルビーイングはいいと思いますよ、別に。場合によれば、官ではなくて民が主体的に担うのではないかとと思われる指標を、風土や文化が様々にある広い市域全体を包括したまちづくりの基本理念として抱えることには、大いなる違和感がありますが、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 振興計画の計画期間は10年となっております、基本理念はこの10年間の計画における基本理念であり、抽象的であっても普遍的であるという御指摘には当たらないと考えております。

快適性や利便性は施策で追求し、評価すべきものであることとの御指摘ですけれども、基本計画や実施計画は各施策を体系的に取りまとめたものでありまして、計画にある施策が基本理念を追求し、その結果が基本理念に沿っているかを評価できることは、特に問題ないかと思っております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ということは、抽象的で普遍的な価値観や信念を表すという、理念に対する理解がちょっと違うというわけですね。驚きです。これも驚きました。この基本理念は、先ほど来る言っているように、20年間、その手前から協議しています。ずっと維持してきました。ちょっと分からなくなってきました。快適性・利便性が何で基本理念になるのか、ちょっともう1回、私に理解できる答弁をお願いします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 広いこの香美市、いろんな地域がありますけれども、それぞれの地域の快適性・利便性を追求することで、市民の格差もなくなりますし、それぞれの地域の人が幸せになれるのではないかという思いもあるかと考えます。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それは基本、今の新しく提案された中では、まだ基本方針とか基本目標とかが示されていたっけ、示されていましてね、それも次に多分行くと思うんですけど、違うんじゃないかなと。それはあくまでも施策の中で追求しながら評価していくものであって、快適性・利便性を理念に置くという意味が、これは具体的な話ですよ、よく分からないです。

じゃあ、⑥です。

将来都市像が変更に至った理由の一つとして「立地上の優位性を活かし、交通、医療、教育の利便性の高いベッドタウンを目指すべき」とありますけれども、これも普通に読めば土佐山田町の市街化区域のこととなりますし、高知県で一番暮らしやすいまちを表現したいと言われれば、物部町や繁藤をはじめ、生活環境の厳しい地域は忘れられているんじゃないのとなるのではと、懸念を持つものでございます。

ちなみに、将来都市像は、合併後に第1次振興計画審議会の審議の中で策定されたもので、合併協議の中では掲げられていませんでした。結局、将来都市像については第1次の審議会の中でまとめられたものだと思います。

合併前にそれぞれの自治体が掲げていた将来像は、土佐山田町は「多自然・定住文化都市土佐山田」、香北町は「暮らしを楽しむ・生き生きとしたまちづくり」、物部村は「快適空間物部村ーみどりとともに新世紀ふるさと構想ー」であり、施策の基本方針等は、土佐山田町は、多自然定住都市づくり、活力ある産業のまちづくり、心豊かな交流のまちづくり、香北町は、生涯学習によるまちづくり、住民が積極的にまちづくりに参加できるような行政に、自然環境の保全を図りながら、町民が生き生きと楽しみながら生活できるような土地利用を、物部村は、物部町の特性を生かした魅力ある地域産業を育成しよう、健康で支え合い思いやりのある地域社会を築こう、郷土愛に満ちた人づくり、文化おこしをすすめよう、快適な生活環境を築こう、地域発展の基盤を整えようというものでした。それらが、合併協議、そして審議会を経て帰納的に糾合され、第1次振興計画で「山・川・まち・人が躍動し、支え合い、響き合う進化する自然共生文化都市」と掲げられ、第2次振興計画で「美しく豊かな自然に育まれ、共に支え合う自然共生文化都市」と変更されて今に至っております。

提案されている将来都市像について、ちょっと軽過ぎるのではないかという趣旨の発言もあったと思いますけれども、それと同時に、私自身は④でも述べたとおり、将来都市像の実現にはまだまだ道半ばであると考えていることから、現在掲げている将来都市像の実現を引き続き目指すべきだと考えますけれども、ここまで述べてきた経緯も含め、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 人の考え方とか感じ方はそれぞれあると思いますけれども、まず、現在の将来都市像は「自然共生文化都市」と「都市」という単語で結ばれております。そうなれば、中山間地域は対象外との印象を受けるという点では、むしろ私は改善されたのではないかと考えております。

御質問にあるように、基本構想の見直し概要の記述は、議論の経過を記載しているものであります。まちづくり委員会においても、ベッドタウンを掲げると、土佐山田町内市街地のみを対象とした計画との印象を与えるのではないかと懸念は示されておりましたけれども、基本構想案にもあるとおり、市街地から田園地域、中山間地域を有して

おり、個人の価値観やライフスタイルに合わせて住む場所を選択できるという、多様性のあるまちであることは、暮らしやすいまちとも言えると考えております。

また、香美市に今住んでいる住民が、暮らしやすいと感じていただける施策を推進していくことも含まれておりますので、将来都市像にふさわしいという協議結果となっております。

将来都市像の実現に向けてはまだ道半ばという御指摘なんですけれども、計画書には経過、現状、指針が記述されているのみで、そもそも何がどうなれば将来都市像が実現されたと言えるかがちょっと分かりにくく、明確になっていないと思っております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 将来都市像が「都市」で問題みたいな話がありましたけど、これは将来都市像という項目があるから将来都市となっていると私は思います。自然共生文化のまちでも、それはもちろんいいです。それで、何がどうなればこうなのかというのは、先ほども言いましたように、基本理念、理念もそうですけど、こういうまちになりたい、まちづくりにしようというのは、みんながその中身を詰めていくんですよ。施策によっても、みんなの協働によっても、それを実現するために頑張るわけですよ。例えば「美しく豊かな自然に育まれ、共に支え合う自然共生文化都市」って一体何やろうと思うじゃないですか、それをだから、それに向けてみんながこうじゃないのか、ああじゃないのかと言いながら力を合わせるわけですよ。まあ言ったら、スローガンも将来都市像も中は空っぽなんです、ある意味。みんなが埋めていかなきゃ駄目ですよ、そこを。それで、そのスローガン「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を埋めるために、6つの方針があるわけでしょう。その中に、これからやりますけど、「みんなで築く」ということについて、市民憲章をつくり、協働のまちづくり条例をつくり、協働推進計画をやっているという、そうやって何とかみんなで実現に向かって努力していると僕は思っていますけどね。なんかちょっと、ちょっとというか、大分違います。これは短い時間でちょっとできないんですよ、本当に。できなくて申し訳ないですけども、何かあればいつでもどこに行ってもお答えします。私の考えは表明しますので、皆さんに聞いていただける場があるならば議論をさせていただきたいと思っております。

⑦です。

平成24年4月号の広報香美の市民憲章解説では、今回制定した香美市民憲章は、市民の皆さんのまちづくりのための行動目標であり、皆さんが自由な発想で自発的に行動していただけるように、できるだけ抽象的な言葉で表しています。また、香美市民憲章は前文・本文で構成されており、前文は香美市の特徴や目指すところ、本文は香美市振興計画の基本目標をテーマに、香美市の目指すところを箇条書にしていますと書かれ、ほかにも幾つかの文章で、香美市民憲章は市民の皆さんのまちづくりのための行動目標と説明されております。私も参画させていただきました、委員会設置の根拠となる香美市民憲章制定委員会設置要綱では、第1条で子供からお年寄りまで香美市民が一体感を

持ってまちづくりに取り組んでいけるための行動規範となる市民憲章を制定するため、香美市民憲章制定委員会を設置するとされておりました。市民憲章をグーグルで検索しますと、自治体の住民が郷土を愛し、より住みよく、豊かなまちづくりを目指すために、市民自らの手で制定した心のおきてや生活の指針です。法的拘束力はありませんが、住民全体の精神的なルール、規範として、暮らしやまちづくりの目標を定めたものですと教えてくれました。日本のどこでも、市民憲章とはとグーグルで検索すれば同じ説明がされると思います。このように、市民憲章の一般的な意味合いからも、香美市民憲章は協働のまちづくりという目標達成に向けた姿勢を定め、市民の参加意欲を喚起する行動規範が正しい解釈で、市民憲章解説に書き込まれている「行動目標」は「行動規範」の写し間違いだと私は思います。

基本構想案の第1章、基本的な考え方では、多分、広報の説明等を引用して、香美市民憲章を市民のまちづくりのための行動目標と言い、まちづくりを進めていく価値観として基本理念を定めと書き込んでおりますけれども、香美市民憲章の前文では「誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます」とされておりますので、市民のまちづくりのための目標とするならまだしも、行動目標ということは、目標達成に向けた実践的アプローチとされるという意味がよく分かりません。④でも述べたように、市民憲章は「みんなで築く」の実現に向けた行動規範として策定されたもので、市民憲章を基本理念の価値観とするならば、帰納的にも「みんなで築く」のくだりが基本理念の中になければならないのではないかと考えますけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、こちらの「行動目標」という言葉は、当時の広報文から引用したものでございます。

振興計画は、行政課題を客観的に把握して、市町村として取り組む施策を体系化し、達成すべき目標とその手段・手順を明確にした市町村の最上位計画とされておりますので、必ずしも「みんなで築く」という言葉が含まれている必要があるとは、私は考えておりません。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 振興計画が一番上の計画でという話もすれば、それが全てのものは網羅していなくてもいい的な話もすれば、あと何だ、黙っているうちに時間がどんどん過ぎていくんであれなんですけれども、ちょっと、何が言いたかったか分かりました。論理的におかしいということだけ言いたいです。その考え方はおかしい。論理が一貫していないでしょう。僕がちょっとおかしいのかもしれませんが、逆に。あとは皆さんの判断ですね。

⑧に行きます。

第2章、基本理念の快適性を追求する、利便性を追求するについては、説明を読めば

何となく分かるがという発言も、同僚議員からあったと思います。⑥でも述べたように、指標性を持つものを基本理念として置くことは、基本理念が抽象的で普遍的な価値や信念を表すものであるという解釈に賛同する者としては、大いに疑念があります。快適性を追求するとは、利便性を追求するとは、人と自然に寄り添いながらとはとして、それぞれの説明で書き込まれている大部分は、それぞれに関わる施策において指標を持って評価しながら追求すべきものではないかと考えます。

また、これらをまちづくり計画にあった「地域のよさを大切にするまちづくり・みんなが元気に暮らせるまちづくり・みんなで共に進めるまちづくり」という3つのまちづくりの方向性と、その快適性を追求するとか、利便性を追求するとか、人と自然に寄り添いながらという言葉が適当であるかは別にしても、同様にということであるならば、これらを帰納して、より抽象的な理念を導き出すことが求められるのではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 基本理念につきましては、まちづくり委員会の中で話し合いを重ねた結果、出来上がってきたものでして、快適性とはとか、その後続く文章に関しましては、その話し合いの中で委員より発言のあった意見等をまとめたものになっております。さきにお答えしましたとおり、基本計画や実施計画は各施策を体系的に取りまとめたものでありまして、計画にある施策の基本理念を追求し、その結果が基本理念に沿っているかを評価できることは問題ないかと思っております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） そこは問題ないと僕は言っているわけですよ、各施策で評価したらどうですかと。でも、基本理念って、そういうものの一番頭ですよ。快適性・利便性が一番頭にあったら、どうやってほかの施策をくっつけていきます？それだけじゃないことっていっぱいありますよ。今ここですぐ言えませんが、いっぱいあります。行政のやっていることで、快適性・利便性を主に考えてはできないことって、多分ありますよね、予算の関係からもういっぱいあるじゃないですか。時間がありません。そういうことですね。市長、副市長にも、この間の議論をしっかりと聞いていただきたいと思います。

⑨です。

第3章、将来目標で提案されている将来都市像は、現在の将来都市像が策定された過程から見ても適当なものだとは思えませんし、本市の強みを生かした戦略的なまちづくりの推進が不可欠ですから、「こじゃんと暮らしやすいまち香美市」につなげることに無理があるのではないかと考えます。すみません、ここからはちょっと時間がなくなって、あんまり後ろを詰めていない、その言葉に対する指摘ですけれども。また、目指すべきまちの姿としては、例えば、（1）社会基盤分野の説明として、安心・安全で快適に暮らせるといったように分野を先書きしておりますけれども、安心・安全で快適に

暮らせる、そしてこれは社会分野ですと、まちの姿を先書きしない限り、なかなか分かりづらいのではないのでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 第1次香美市振興計画が策定された平成19年からの約20年間には、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症、スマートフォンの普及や生成AI誕生といったデジタルトランスフォーメーションなど、社会情勢が大きく変化してきました。また、世界に目を向けると、戦争がいろんなところであります。そんな中、ずっと少子高齢化は進んでおりまして、これからの10年間は、人口減少の悪影響が至る分野で顕在化してくると見込まれているにもかかわらず、将来都市像は達成できるまで変えることができない、ちょっと質問とずれているような気がしますけど、ごめんなさい。ということになれば、計画策定の一番の目的であります課題の解決にはつながらないとも考えております。「目指すべきまちの姿」の記載内容は、当初、もう少し説明を付しておりましたけれども、まちづくり委員会において協議した結果、基本理念に従って取組を進めた結果としての将来都市像と読んでいただければ分かるのではないかと、現在の記述となっております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 課長も答弁しながら何かおかしいって。おかしいですよ。ちょっとずれています。自分が策定した過程から見てもというのは、10年、20年にわたってずっと計画を少しずつ変えながらやってきた過程から見て、別に自分はまちづくり委員会を否定しているわけでも何でもなくて、どれぐらいの役割を担ってもらうかということがやっぱりあるわけですよ。こうやって大きく変えるというのであるならば、それは基本的に市民に聞かなきゃ駄目じゃないですか。そんなんでもいいんですかというのが僕の思いですね。大分違います。

それで、ちょっと資料を見せたら怒られると思いますけれども、これをもらったじゃないですか、素案（資料を示しながら説明）。素案の「目指すべきまちの姿」で、「社会基盤分野－安心・安全で快適に暮らせる」とありますけれども、まちの姿は社会基盤分野が頭に来るんじゃないくて、安心・安全で暮らせるまちの姿というのが頭に来て、これは社会基盤分野のことですとやらなきゃおかしいじゃないですかという話、分かりづらいんじゃないですかという話をしています。（2）健康・福祉・生涯学習分野とありますけど、そうじゃなくて、心身ともに健康で自分らしく生きられる、例えば、まち、それについては、健康・福祉・生涯学習分野としてやっていかないと、分かりづらいんじゃないかということを言っていました。

答弁が大分おかしいですけど、次に行きます。⑩です。

分かりましたか、何となく言っていることは。

横断的推進項目の①協働のまちづくりにある香美市協働のまちづくり条例は、もともと「みんなで築く」を担保するための条例で、協働の領域とその形態も様々にあり、こ

れらを取りまとめた協働推進計画もあることから、協働については各分野の施策の中に落とし込み、横断的項目としてあえて大きく書き込む必要はないのではないかと考えますが、見解をお尋ねします。今の計画の中では、基本方針6「みんなで築く」のところに、協働についてのことが振り分けられております。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

協働のまちづくりを横断的に推進項目に置くことで、基本計画以下のあらゆる施策に協働のまちづくりの視点を持たすことができるため構成しております。一方、施策とすると、別の施策とはもう分離して考えることとなりますので、かえって協働のまちづくりが推進されなくなるのではないかと感じております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それも何かおかしいな説明ですね、いや、一定認めますけれどもへんてこりん、おかしい。じゃあ何でまちづくり委員会、どうしようかな、最初に言いましたけど、僕が議員じゃなかったときに、第3期、第4期のまちづくり委員会委員長として、まちづくり計画の中で協働推進計画をつくらなければいけないとなっていたんですね。それで、これは本当に大丈夫かなという思いもありまして、公募の委員としてそこに参画して、推進計画をまとめさせていただきました。その計画の何ページ目かを見ていただくと分かるんですけども、その施策全般についてやっていくことは、協働推進計画の中で示されています。言っていることは一旦分かりますけれども、そういう今までの経過もちゃんと見てやるべきだと私は思います。言っていることは一定分かりますよ。

⑪です。

高知工科大学との連携を、協働のまちづくりと同様に施策の横串という意味で横断的項目とするのであれば、そのことには違和感があります。高知工科大学との連携は、第1次振興計画後期計画の審議中に、香美市高知工科大学連携協議会会長の委員から、第1次計画には高知工科大学に関連する記述がないことが指摘されまして、これは前の一般質問でも言いましたけれども、第1次後期計画から、第6章の「みんなで築く」に、4、高知工科大学とともに歩むまちづくりの推進が書き加えられたという経過があります。そして、第2次後期計画では、基本方針6「みんなで築く」の政策26に「高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進」と書き込まれたということがありますので、高知工科大学との連携を横断的とする意味がよく分かりませんので、この意味をお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 横断的推進項目は、各分野の目的とは違い、手段・手順といった意味合いが強いものです。目指すべきまちの姿や、これまでのように基本方針となると、手段の目的化を招くこととなります。高知工科大学との連携は、現

在、取り組んでいるものだけでも、農政、防災、高齢者福祉、都市計画と多岐にわたっております。これからも分野を問わず連携していく必要があると考えておりますので、横断的推進項目といたしました。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 連携を進めていくということであるならば、私がこの間ずっと主張してお勧めしていますように、高知工科大学学園都市構想に突き進めばいいと思います。協働の推進計画かな、何やったっけ、その協働に関するものと高知工科大学を、横断的ということで同列に置いていることについて、これは疑問があると。協働は、さっき言ったように全てにかかっているから分かるんですけども、高知工科大学については、そこまで全てに関わっているのかな、先ほど言われた部分については関わったとしても、そこまでじゃないんじゃないのという気がするわけです。これも、その施策ごとにやっていったほうがすっきりするのかな。横断的にとここで言うと、全部やらなきゃいけないんです、上の計画がそうであるならば下に、下に。分かります？分かりづらい？最後の質問に10分残さなきゃいけないと思っていますので、もうちょっと頑張ってくださいね。

それでは、⑫に行きます。

おかしいということです。そこは分かってください。

朝ドラ「あんぱん」のレガシーである「愛と勇気の物語のまち」というスローガンについて、20周年記念動画の中でもキービジュアルが使用されていましたが、この間、どこかで言及があったり協議されたことが、振興計画のどこかで盛り込むとか、そういうことについて協議されたことがあったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） まちづくり委員会の開催に先立ち、インターネット経由での意見募集を行った結果として、「愛と勇気の物語のまち」という言葉を何かで使えないかという意見がありましたことは紹介しました。委員の中からも「愛と勇気の物語のまち」が広く浸透していることから、何らか含めることはできないかという意見が出されております。ただ、それをうまく基本理念や将来都市像に落とし込むといったことが、まちづくり委員会の中ではできませんでした。その理由としては、具体的な施策と「愛と勇気の物語のまち」を結びつけることが、ちょっと難しかったということになります。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） だからそこを埋めようとするんですよ。「愛と勇気の物語のまち」って抽象的じゃないですか。まちづくりって、それを掲げてみんなで何とか埋めていこうと努力するんですよ。偉そうに言っていますが、僕はそういうふうに思っているんですよ。基本理念も将来都市像も一緒なんですよ。そもそも中身が漠然としていて、みんなにとっては現実的じゃない部分がありますけれども、それぞれがそれに向

かって埋めていくことがまちづくりだというふうにするんやけどね。そういう視点で、またどこかの時点で協議してもらえたらいいかなと個人的には思います。大事な、僕にとっては素晴らしいんですけど、皆さんにとってはどうか分からない。素晴らしいと思う人がそこを埋めていく行動が、まちづくりにつながると私は思っています。

⑬です。

⑥の質問にも関連しますけれども、推進本部での実施計画・基本計画を振り返り、基本構想素案検討は、どのような形で、これはスケジュールに書いてありますので、本市20周年の歩みはどのように総括されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 推進本部では、第4回まちづくり委員会までの検討結果を踏まえた基本構想案を説明し、意見をいただきました。実施計画については、第8次実施計画の振り返り結果を説明し、実施計画見直しの取組の協力を依頼しております。基本計画につきましては、今後の議題であるため、特に今のところ協議は行っておりません。現状の振興計画基本構想・基本計画においては、客観的な評価項目と達成基準がほとんど設定されておりませんので、市民アンケートによる各種施策の評価が総括であるとの認識です。

さきに説明しましたとおり、計画の下で取り組まれている施策が幅広い分野にわたるため、その内容の多くを認知していただくことが難しく、評価が難しかったのではないかと考えております。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 普通の施策は個評・総評で今までどおりやるとしても、違うの、やっていない？まあ、やっていると思っています。それを見て、だって自分が委員のときはこんなにありましたよ、全部見せてもらいましたよ。やっていないのはおかしいですね。また変なことを言われて頭がこんがらがったんですけど、客観的なものが示されていないというお話でしたが、言ったように、その施策全部は、スローガンと将来都市像に向かってみんなが埋めていくものなんですよ。だから、全部の状況がそれに本当に沿ったものであったか、そこが埋まってきたかというのを振り返るのが、20年の振り返りやと私は思っています。今回、こんな私にとって驚くようなスローガンと将来都市像が出てきたわけで、これまでの20年間、最後にまた言うかもしれませんが、やってきた人たちの思いとかは、一体どうなるんやろうなという気がします。

ここまで様々に述べてお尋ねしてきたわけですがけれども、20年間に首長を務められたのは4人です、武内さんから始めて依光市長まで。担当者は、課長も含めて複数年でずっと交代しております。私は、基本理念とこの計画、合併から筋金入りのウォッチャーです。だから、最初の質問に関わるんですけど、僕はコンサルタントに依頼しなかったのはすごく残念です。そういうところも含めて、コンサルタントに依頼するよしあしは当然あると思います。でも、やっぱりプロフェッショナルなんですよ。だから、い

ろんなところで、その知見、20年の振り返りも含めてやってもらえたんじゃないかなと思うんですよね。非常にこれは残念やなと思います。

⑭に移ります。

第3次香美市振興計画策定方針の説明を受けた際に、スケジュールに関連して、市民の代表として選挙で選ばれた議員の意見の取扱いについてお尋ねいたしました。議員には議決権があるので、自らが参画した計画を議決するのはいかななものかとか、議員がいると一般市民を含め他の委員が発言しづらいのではないかと、市民の参加・参画を促すべきなどなどのことで、議員は附属機関の委員には就任しないと、現在も自主規制中です。今回の質問は、現段階で私からのパブリックコメントという位置づけになると思います。今回の振興計画に係る質問・答弁の概要は、3月13日に開催が予定されている審議会でのどのように取り扱われるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） パブリックコメントということで、いろいろとありがとうございました。まずもって、現状の基本構想につきましての御説明をして、御意見をいただくことになろうと思いますので、その説明におきまして、山崎議員からお話があったことも伝えたいと思います。

これをつくった経緯について、課長からも御説明しましたが、香美市の職員がまず考えたことは何であったかといったときに、この10年で、今回は第3次ができるんですが、これまでの振興計画を検証することをまずやりました。そのときに、検証可能なもの、可能ではないものが（混在し）、客観的に示される、数値として表せるという形では、なかなか（評価が）難しかったのが現状です。そういう意味では、今回、意識として持つておるのが、行政課題について、誰が見ても分かるような数値化ができないか、また、そういったことに市として取り組む、市としてやるべきことを体系化して、市として目標を立て、そして、10年が終わったときにできたかどうかを検証できるようにしようということです。そもそも振興計画は上位計画ですので、議会にいろんな提案を出すときには、必ず振興計画のどこに載っていますと書かせていただいていたんですが、今回、そういったところの見直しをするに当たって、ある意味、市役所がこれから10年間でしっかりこれをやりますということをお示しする上で、市にとっての必要性から出た議論をやらせていただいたと思います。

一方で、これまで20年間やってきた合併当時の思いもお話しいただきましたが、そういった思いも踏まえた上で、市民から期待されることとは分けたほうがいいのではないかなというのを、質問を通して私自身が考えました。といいますのも、これはそもそもなくなってもいいんじゃないかという議論があって、それは、市長が誰になるかによって、10年計画はあったとしても市長が変わることによって、市長の方針によってまた動いていくものもあるので、自治体によっては、市長が変わるたびに振興計画をつくり直すところもあると思っています。そういった意味では、お話を聞いていて、市がやり

たいことと議会の皆さんが求めていることはちょっと違うのかなと思いましたので、市として、これから市民の皆様方に数値として約束できる部分の計画づくりと、これまでの経緯としてやってきたところの、こうあるべきだというある意味抽象化されたものを分けたら、もうちょっとスムーズなのかなと私自身は感じました。そういったことも踏まえて、これから審議会に諮ってどういったものをつくっていくのか、もう振興計画はないほうが市役所自体はやりやすいということであれば、当然、これまでつくっていただいた協働のまちづくり条例ですとか市民憲章もありますので、市としてどこまでつくり込むか、もう一回検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 今、市長の言われたことは、私が、それぞれの施策において評価できる基準を持ってやったほうがいいんじゃないかということに、ほとんど関わっていると思いました。議会の皆さんの求めているものという言い方は多分間違っています。僕が1人で言っていると思いますので、そこはそれでちょっと。短いやり取りの中で、伝えられないことは自分もいっぱいあるし、今の市長の答弁についても、あらかじめこの質問を見て答弁を書いたところもあると思います。それも含めて、もしお構いなければ一度じっくりとこの議論をかみしめていただいて、そして、たくさん言っていますので、議事録をA Iにでもまとめてもらって、一体こいつは何を言っていたのかというようなことも含めて、ぜひ、やっていただきたいと思います。

言われたように、振興計画、いわゆる総合計画は、最初も言いましたがマストではないです。それはそれでいいんですけれども、せっかく、3町村が一緒になって、これから新しいまちづくりをしますよと言って、みんなが一生懸命力を合わせて今までやってきたことについて、自分としては、もういとも簡単にこういうふうにならんと違った話になるのは、ちょっと理解に苦しみますし、自分が議員に、合併した最初の選挙では落選しましたので、その後で振興計画に関わって、様々な小さな記載のところに修正案を出したりして、当時の門脇楨夫市長に言われたんですよ、眞幹、おんしゃあどういうつもりやって。本当にね。いや、楨夫さん、僕は少しでもよかれと思って言っているわけで、言っていること全部をそのとおりにやってほしいわけじゃないんですよという話をしました。今、彼は違う意味で、おい、眞幹、どうなっちゃあと言っていると思います。

それでは、次の大きな3番の質問に移ります。議案第97号。

令和7年12月定例会議で提案された、議案第97号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理の指定について、採決の際に行われた反対討論に関連し、お尋ねしたいと思います。

私は、指定管理者である、株式会社香北ふるさとみらいの社外取締役を務めており、監査委員は四国銀行からの出向者で、決算から経営方針に至る運営全般の監査が行われ

ていることから、指摘されたような点はないと考えております。反対討論の根拠が私には不明で、何か誤解をされているのではないかと思いますことから、指摘をされていた幾つかの点についてお尋ねします。

①です。

事業の成果や効果が十分に見えないという指摘がありましたが、この件に関する見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

まず、12月定例会議における当該議案につきましては、事前に議員の皆様にご理解いただけるような資料の提出ができなかったことを反省しております。改めておわび申し上げます。

当該事業の成果や事業運営の不透明さの御指摘につきましては、ホテルの取組をできるだけ多くの地域住民に知っていただくことが必要ではないかと考えております。また、指定管理者との協議では、地域貢献の取組として昨年実施された、香美市民限定の宿泊御招待など、過去の経験を踏まえ、今後も可能な範囲で新しい企画を前向きに検討されております。ホテルのホームページやSNSに加えて、地域の方の目に触れやすい周知など、様々な媒体で情報発信をしていただけたことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 十分に見えないということについて、一定肯定しているわけですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

住民の皆様から声に対しては、もう少し対応ができることがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それは担当課としてですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） 当課といたしまして、指定管理者との協議におきましても、少しそのような話をさせていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ②です。

十分な事業報告がなされていないという指摘もありましたが、香美市は株式会社香北ふるさとみらいの株主でもあり、株主総会では事前に資料をお渡しし、採決の前には質

疑の時間等も十分に設けております。この指摘についての見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門協課長。

○商工観光課長（門協正人君） お答えいたします。

毎年の株主総会へは当市からも出席し、株式会社香北ふるさとみらいの前年度の事業報告と、翌年度の収支計画の報告等を受けておりまして、事業運営に問題が生じているという認識はございません。また、株主総会での監査報告におきましても、事業運営及び決算書類は適切であると認められていると認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ③です。

少なくとも、当該事業者には事業報告と新たな指定期間に向けた事業提案を行わせ、という指摘もありましたが、事業報告は年度ごとの株主総会で行っており、新たな指定期間に向けた事業提案は年度協定書において行っていると思いますが、この点について見解を求めます。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門協課長。

○商工観光課長（門協正人君） お答えいたします。

当該指定管理者の指定につきましては、議案第97号での提案に至るまでの必要な期間を設定した上で、現指定管理者と協議を行い、必要書類の受理をいたしております。また、毎年度の事業報告につきましても、適正に提出をしていただいております。事業報告につきましては、毎年度の実績事業報告を提出いただいております。事業提案につきましては、管理に係る事業計画において、管理運営方針、実施体制等、様々な項目に応じて記載されています。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） その資料の公開等については、全部ではないにしても、一部というか可能な限り公開できるというお話が、委員会か、全員協議会かのどちらかであったと思いますけれども、それに間違いはないですね。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門協課長。

○商工観光課長（門協正人君） お答えいたします。

情報の開示・報告等につきましては、指定管理者の事業に支障のない範囲で公開は可能ですので、そのように対応したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ありがとうございます。

最後に、振興計画は議決案件なんです。よろしくお願いします。

以上で全ての質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎眞幹議員の質問が終わりました。

午前１０時３５分まで休憩といたします。

（午前１０時２１分 休憩）

（午前１０時３３分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、１１番、山崎晃子議員。

○１１番（山崎晃子君） １１番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い、質問いたします。

本日の質問は、高次脳機能障害者支援法について、健康促進への取組について、灯油の配達について、防災に関して、観光振興に関しての５項目をお伺いいたします。

初めに、高次脳機能障害者支援法についてお伺いいたします。

昨年１２月１６日に高次脳機能障害者支援法が成立し、今年４月１日から施行されます。高次脳機能障害とは、病気や事故による後遺症で、記憶障害、注意障害、失語、失行、失認など、認知機能に支障が出る障害で、その患者数は全国で約２３万人と推計されています。高次脳機能障害は、外見からは障害が分かりにくく、その特性の理解も進んでいないなどの理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えている状況にあると聞きます。このような現状から、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でもあらゆる段階、医療やリハビリの段階から生活支援、社会参加支援へと、切れ目なく受けられるようにすることが重要となってきます。高次脳機能障害者支援法では、当事者への支援を国や自治体の責務と明記しています。そして、当事者、家族の生活支援や相談体制を整備し、特性に合わせて就労支援することが規定されています。このことを申し上げて質問に移ります。

①です。

高次脳機能障害についての認識をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 高次脳機能障害は、交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが生じるもので、外見からは分かりにくい、見えにくい障害であります。そのために周囲から理解されにくく、当事者やその家族が孤立しやすい状況に置かれることが多いものであると認識しております。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子議員。

○１１番（山崎晃子君） 課長も、私が言ったような認識をされているということで、

本当に正しく認識して対応していただくことが、今後、必要になってきます。

それでは、②の質問に移ります。

相談窓口等の体制についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 本市におきましては、福祉事務所や地域活動支援センター香美において、障害全般に関する相談を受け付けており、高次脳機能障害に関する相談についても、相談がありましたら対応しています。また、当事者や御家族からの相談だけではなく、入院先の病院などから相談があった場合も対応しております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今までにそういった相談等があったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 今、高次脳機能障害が原因で障害手帳を取得し、障害サービスを受けておる方がおられますので、障害サービスを利用する際には相談事業所等に相談をし、計画をつくってサービスを受けていただくことになっていますので、相談があった事例はあると認識しております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。適切に対応していただいているということ
で。

それでは、③の質問に移ります。

生活や就労などの支援策についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活面につきましては、障害者手帳を取得することにより、障害者総合支援法に基づく居宅介護や就労系サービス等の活用が可能であり、個々の状況に応じた支援を行っております。

就労面につきましては、障害サービスの就労移行支援事業所や特定相談事業所と連携し、社会参加や就労定着に向けた支援を実施していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 就労に関しては、そういう事例があったら今から取り組んでいくということでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 今からといいますか、今も御本人の希望があれば、その希望に沿った対応で計画を作成して取り組んでいくようになっております。実際に就労の相談があつてということは、今ここではちょっと情報を持っていないのであれですけど、これからというよりは、今もそういうことがあれば対応は可能になります。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

そうしたら、④の質問に移ります。

先ほども述べましたように、外見からは障害が分かりにくいいため、人が変わったなどと誤解されることが多く、地域や職場などで生きづらさを感じる人も多いと聞きます。そのためには、高次脳機能障害について理解を進めていくことが大事になってきます。高次脳機能障害の理解を促進するための取組についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 高次脳機能障害は見えにくい障害であることから、市民の理解促進が重要であると認識しております。本市としましては、障害者理解に関する啓発活動や広報等の活用を通じて、障害特性に対する理解の促進に努めていき、令和8年4月の法施行の趣旨を踏まえて、関係機関と連携しながら啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 本当に理解をしていくことが大事になってきますので、啓発に取り組んでいただきたいと思います。まずは市役所の職員ですね、この相談を受けたりする方なども障害についての理解をしておくことが非常に大事だと思うんですけども、そういった職員に関しての勉強会とかは進めているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 勉強会はやっていないんですけども、国からの通知とか、県からの通知とかが来ましたら、担当で情報収集をして通知文を読み込むことをやっております。それぞれが、新しいこととか法律、障害サービスとかは特にいろいろ変わることが多いですので、そこは常にアンテナを張って情報収集をし、係の中で共有しております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 障害サービスは、法律がよく変わったりというところもあるかと思いますが、この高次脳機能障害は、外見からは分かりにくいこともあって、生きづらさを抱えている方が多いわけですので、担当する職員がきちっとその辺りを理解して受け止め、適切な対応をしていくことが大事になると思いますので、法的な通知は当然ですけども、対応の仕方についても、皆さんで共通理解を図っておく必要があると思います。それによって誤解を生じたりということも出てきますので、その辺りは、ぜひ、研修なりで取り組んでいただきたいと思います。その点をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 障害者自立支援協議会で各専門部会もございまして、そういうところで提案をして、参加する関係機関とも連携しながら勉強していきたいと思っています。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○ 1 1 番（山崎晃子君） よろしくお願いいたします。

それでは、2 番目の質問に移ります。健康促進への取組についてお伺いいたします。
①です。

毎日を健康に過ごすため、バランスの取れた食事を摂取することはとても重要です。その必要な栄養源の一つである野菜は、カリウム、ビタミン C、食物繊維を多く含んでいて、身体機能の維持・調整に不可欠で重要な役割をしています。国は、野菜摂取量の目標を 1 日 3 5 0 グラム以上としています。が、実際は、成人の平均野菜摂取量は 1 日当たり約 2 8 0 グラムと少ない状況にあります。このことに関して、令和 6 年 6 月定例会議の一般質問において推定野菜摂取量を測定する機器があることを紹介し、健康づくりのイベントや栄養指導などの場面で活用することを提案しました。そのときには、野菜摂取量を直接認識することができるため、健康意識を高め、野菜摂取の啓発に効果的と認識しており、イベント等での効果的な活用について検討したいとの答弁をいただきました。その後、少し時間はたちましたが、先月行われたよってたかって生涯学習フォーラムにおいて、ベジチェックを活用したと聞きました。活用していただいております。ベジチェックを体験した方からは、野菜の摂取量が分かって大変よかったとの声を聞きました。ベジチェックの結果や体験した方の反応など、取組の状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

先月のよってたかって生涯学習フォーラムで実施しましたベジチェックは、手のひらで野菜摂取状況を測定できる簡易検査であり、参加者からは大変好評をいただきました。全部で 1 3 3 人の方が測定されています。参加者からは、御自身の野菜摂取状況が見える化されたことで、食生活を見直すよい機会になったというお声を多くいただいております。測定結果では、女性や 6 0 歳以上の方の数値が良好な傾向が見られ、市民の皆様の野菜摂取意識向上に貢献できたものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 1 番、山崎晃子議員。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 好評だったということで、これに限らずいろんなもの、ただ取りなさいとかということではなくて、見える化していくと動機づけにもつながってきますので、ほかにもあろうかと思いますが、活用できるものは活用していただいて、健康意識を高めていっていただきたいと思います。

今回、よってたかって生涯学習フォーラムで活用していただいたんですけれども、ほかに、栄養指導とか学校なんかの場面でも活用できるのではないかと思います。その辺りについてはどういう御見解でしょうか。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

担当課でも見える化ができてかなりよかったという声もありますので、今後も機会があればベジチェックの実施は検討していきたいと考えております。ただ、レンタル料がかかりますので、そちらも検討しながらという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後も活用していただけるということですが、レンタル料がかかるということですので、できればこうしたものを県とかで購入していただいて、そこから貸し出すことができればいいと思うんですけれども、その点、県に声を上げるということについてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

県でも利用して事業もされているようですので、買っていただけるとありがたいというお話はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

やなせたかし先生が健康づくりのためにと飲まれていた生姜入りの野菜スープをヒントに、スープコンテストが行われ、45作品の応募があったと聞きました。受賞作品は来年度にレシピ集としてまとめ、市民に野菜スープの作り方を紹介するとのことですが、どのように進めていくのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

やなせ先生の元気スープ事業は、やなせたかし先生のスープに着想を得て、食育推進と市民の皆様の健康意識向上のため、昨年度より展開している事業です。今年度は、元気スープコンテストにおいてオリジナルレシピを募集しまして、45点の応募の中から10点の入賞作品を選出いたしました。先月のよってたかって生涯学習フォーラムで表彰式を執り行ったところです。今後は、これらの作品をまとめたレシピ集を、9月頃までには完成させたいと考えておりますが、そちらを作成しまして、市内の関係機関や学校への配布、さらにはヘルスメイトの皆様を通じた地域への普及・啓発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） それは一般の市民も手に入れられるような形になるんでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

一応、関係機関としましては、子育てセンターや保育園、小学校、中学校、高校、大学、健康づくり団体とか商工会、量販店などを考えていますが、作成部数が限られますので、ホームページで見られるような形も取りたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 広報の市民カレンダーのところに、ヘルスメイトが献立表を載せていますよね。あんな感じで、あの中に入れていただいたら、また市民の方が見て、私もあれを見て作ったりもするがですけども、ホームページとかもいいですが、ホームページを見れる環境にない人もおりますので、そこへ入れていただいたらいいんじゃないかなと思ったのですが、その点についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、そちらも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） せっかくコンテストに応募されたということもありますので、やはり皆さんに知っていただいて、作っていただいたらいいかと思います。また検討をよろしくお願いいたします。

それでは、③の質問に移ります。

以前の健康まつりは、会場が3町交代で実施され、体験や展示・啓発などのほかにウォーキングが行われていました。しかし、若い方々にも健康意識を高めてもらおうと、現在のようなよってたかって生涯学習フォーラムの中での取組に変わり、ウォーキングはなくなりました。ウォーキングを楽しみにしていた方からは残念がる声を聞いていますが、今後、ウォーキングなどの健康イベントについて検討できないか、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

以前、健康まつりで行われていましたウォーキングイベントのような取組について、現状では具体的な計画はございません。しかしながら、本市では、市民の皆様の運動習慣定着のため、御自身のペースで日常生活に運動を取り入れ、継続していただくことを目的としました、わくわくワークアウトチャレンジ事業を毎年実施しております。この事業では、市民の皆様が主体的に運動習慣を築くきっかけとなるよう、支援を行っております。今後も、市民の皆様が継続的に運動に取り組めるようなイベントや機会の創出については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 運動は大事ですので、引き続き検討していただきたいと思いますが、今回のよってたかって生涯学習フォーラムの中でも、巡回バスに乗ってぐるぐる回って、kamica（カミカ）ポイントの特典がありました。巡回バスを利用することもいいですが、これをウォーキングにして、kamicaポイントはもう少し得点を上げてという感じでもできるんじゃないかと思いますので、新たに考えることもよいかと思いますが、こういう利用もできるんじゃないかと思いますので、また検討していただきたいと思います。お願いします。

それでは、3番目の質問に移ります。灯油の配達に関して伺います。

J A大柵給油所は、本年3月末で閉店となります。寒い冬、灯油を配達してもらうことで、暖房やお風呂に使うことができていました。その灯油の配達がなくなることで、この先どうなるだろうと不安な日々を過ごされている方が多いです。特に、車を運転しない高齢の方々は、大きな不安を抱いていると聞いています。このことは、昨年3月定例会議でもお伝えしたところですが、本日は、その後の状況等について伺います。

①です。

営業廃止に伴い、灯油給湯器燃料転換緊急支援補助金を創設しましたが、これまでの申請状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答え申し上げます。

当事業につきましては、本年度10月下旬より申請受付を開始しております。現在の申請状況でございますが、2月末時点で計4件の申請を受理しております。そのうち3件につきましては既に事業が完了し、1件が実績報告の提出待ちという状況です。本事業の申請期限は令和8年11月末としておりまして、検討に十分な期間を設けております。今後、給油所の廃止時期が近づくにつれて、必要に迫られ申請が増加するものと見込んでおります。引き続きJ Aと連携を取りながら、また、4月の自治会長会にて制度説明を行い、周知徹底を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 令和8年11月末といたら、まだ少し時間はあります。

寒くなる前までにということになるかと思いますが、4件というのは、一応、70件でしたか、予算としてはそうだったと思うんですが、周知が十分にできていないのか、2万円の補助ですが、なかなかそれ以上にかかってくる。2万円というのは確か一番低いというか、最低値の給湯器だったと思うんですが、それ以外にも、2万円だけで終わるわけではなくて、かかると思うんですが、そうした自己負担が大変というところもあるかと思いますが、支所長としてはどう考えていま

すか。

○議長（利根健二君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 対象となる全世帯への戸別案内等による制度周知は既に完了しておりますが、思ったより申請が少ない理由としましては、各家庭において、現在、燃料転換に向けた検討を進められている段階、もしくは、既存の給湯器の状況を見ながら判断されている段階にあるためと認識しております。先ほど申し上げましたように、本事業の期限は本年11月末となっておりますので、検討期間としては十分設けていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 十分に周知をして、困らないようにしていただきたいと思っています。

それでは、②の質問に移ります。

灯油給湯器燃料転換緊急支援補助金で2万円の補助はありますが、物価高騰の折、年金生活者には痛い出費となります。対象者の全員がガス給湯器に転換するとも限りません。また、お風呂はまきでたいても、暖は灯油に頼って生活されている方もおいでます。灯油の配達に関しては、集落活動センター奥物部と連携して配達体制の構築をしていくとのことでしたが、取組状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

本年1月14日に開催されました、集落活動センター奥物部推進協議会の役員会におきまして、灯油配送支援事業案を提示し、説明いたしました。現在は、提示させていただいた事業案をたたき台として、実際の事業化に向けて集落活動センターと協議を行っていく段階でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今、協議をする段階ということですので、灯油が必要な時期までには体制が整って、住民の方が困らない状況になると考えてよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 御指摘のとおりです。この運営課題としましては、配達を担う人員の確保、潜在的な利用件数や事業収支の見込みの算出、そして、真に支援が必要な利用対象者の設定の3点が挙げられると考えております。より正確なニーズを把握するために、まずは、既存の地元事業者2者にヒアリングを行い、民間ルートではカバーし切れない配達対象外となる地区を明確にし、さらに、地区別件数の客観的な資料と照らし合わせて、支援が必要なエリアと件数を割り出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 現在、灯油を配達している業者がおいでますので、そこがどこまで配達していただけるのかということと、それから、実際に必要な数がどれくらいあるのかをきちんと押さえてからになるかと思いますので、十分に抜かりのないようお願いしたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。防災に関してお伺いいたします。

（1）です。公的備蓄物資についてです。

災害対策基本法の一部改正が令和7年7月1日に施行されましたけれども、地方公共団体は、年1回、物資の備蓄状況の公表が義務づけられました。このことから、県は、昨年11月14日に県内市町村及び県の備蓄状況をまとめて公表しています。

県備蓄方針では、最大クラスの地震発生から3日間は県内物資で対応するとして、最低3日分を用意する個人備蓄を基本に、津波で流出するなどして不足する物資を県や市町村が補うとしています。そして、想定避難者数などを基に、飲料水、食料、ミルク類、毛布等、生理用品、おむつ、トイレ、トイレットペーパーの8品目で、公的備蓄の目標数を設定しています。県全体の総量としては、毛布を除く7品目について備蓄目標を達成しており、毛布については令和9年度の完了を目指しています。また、市町村ごとの未達成品目についても、令和9年度の完了に向けて備蓄を推進していくとのことです。このことに関して質問いたします。

①です。

高知県備蓄方針に基づく8品目全てで目標を達成しているのは、8自治体とのことです。このことについて、昨年11月15日付の地元紙では、本市のトイレットペーパー備蓄がないとの記事が掲載されていましたが、本市の公的備蓄物資の備蓄量についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） ただいま御質問いただきました、新聞で報道されましたトイレットペーパーの備蓄に関する数値については、国の物資システムにおいて、それぞれの品目登録の項目が反映されたものでございました。御心配をおかけしまして大変申し訳ございません。タブレットにございます資料にて御提示しておりますけれども、品目ごとの達成率はそれぞれ、飲料水が46.8%、食料が47.5%、ミルク類が52.1%、毛布またはその代替品が1.7%、生理用品は10.61%、大人用おむつが47.39%、子供用が40.20%、トイレの簡易・仮設等については35.3%、トイレの携帯（汚物処理袋）については77.4%となっております。トイレットペーパーは14.54%となっております。トイレットペーパーなど、県の公表値に誤りがあった品目については、適正な数字を反映しております。このように、一部には目標達成が至っていない項目もございますものの、全体として着実に達成率を向上させているところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 資料をありがとうございました。トイレットペーパーはこれでいくと備蓄していることになります。毛布は、まだ達成率として十分ではないことが分かりましたけれども、想定避難者数を基に出していると思うのですが、想定避難者数は何人としているのか。毛布以外は達成できているということです。これで上限との理解でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 必要量のことになりますけれども、県で公的備蓄の対象者数を計算する根拠として、香美市の避難所に避難する想定数を1.2倍した、具体的には5,363人の必要量、これは1日分ですけれども、それを必要量として、実際の備蓄量がどれくらいあるかによって達成率を計算しております。ただ、毛布については、避難所に避難する想定者数4,469人を基礎必要量としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。毛布はまだこれからですが、ほかのものは大体これで達しているということですのでよろしいですかね。再度。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 防災対策課としては、達成率が100%以上ありますので、達成しているという認識です。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

国の新物資システムに登録された50品目の備蓄量について、どのような状況になっているのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

御質問いただきました備蓄品については、香美市における国の新物資システムに登録されていた50品目の備蓄量になっておりまして、タブレットにございます資料にて説明をさせていただきます。

50品目番号が上にあるんですけれども、①飲料水の25番とそれ以外の1.5リットルのペットボトルを合わせまして、7万5,273リットルになっております。②食料については、01番の主食類が3,000食、これはパンになっております。03番のアルファ化米は5万3,550個、13番のその他（主食類）が1万2,640食、14番の副食（加工食品等）が1,950食、それから、18番のスープが2,000食、

19番のレトルト（カレー）が900個、20番のレトルト（その他）が900個、21番の栄養補助食品が1,000個となって、合計で7万5,940食です。下段に行きまして、③ミルク類、24番ですけれども、香美市では液体ミルクを備蓄しておりまして、それが768本で154リットル。④毛布またはその代替品の35番、毛布ですけれども、これが1,476枚です。⑤生理用品としては1万536枚。⑥おむつですが、40番の1万188枚は、右にあります尿とりパッドの5,148枚と5,040枚の合計になっており、41番の子供用のおむつが2万8,460枚。⑦トイレの33番、簡易トイレ（汚物処理袋）が20万3,000枚、簡易トイレは381基になっています。⑧の39番、トイレットペーパーが1万150巻。空調設備ですけれども、28番のストーブ（石油）が16台、30番の扇風機が17台、31番エアコンが53台。トイレ設備については今のところ全てゼロになっております。その他避難所備品として、37番のパーテーションが505枚、45番の簡易ベッドが489台となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） これについても資料で詳しく載せていただきまして、ありがとうございました。

②食料の中で、アレルギー対応の食品について、22番のアレルギー対応食品（副食）はゼロになっており、それと、12番のアレルギー対応食品（主食）もゼロになっております。アレルギー対応の食料品についてはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） その辺りについては、03番のアルファ化米が5万3,550個となっておりますが、これは全てアレルギー対応となっております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、このアルファ化米はアレルギー全てに対応できている物という、五目とかひじき御飯とか、いろいろあったと思いますが、これは全てアレルギー対応になっているということですのでよろしいでしょうかね。それと、資料を見てもみると、40番の大人用の紙おむつとか⑦トイレの設備で、トイレがいろんな災害のときに問題になるので気になる場所ですけれども。

③に移りたいと思います。

この未達成の備蓄品について、今後の対応をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

高知県備蓄方針に基づく8品目の備蓄品のうち、現在、香美市では毛布類のみが未達成となっております。特に、災害時における毛布類の需要の高さに鑑みて、迅速かつ安定的な供給体制の確立に向け、現在、多角的な検討と具体的な取組を進めております。

トイレについてですけれども、仮設トイレについて市独自の備蓄は今のところござい

ませんが、県がレンタル業者と協定を結んでおりまして、市が県へ要望することとなっております。また、マンホールトイレにつきましては、現在、南駐車場に整備中であります。この重要性に鑑みて、先行して取り組んでおります。香美市としましても、トイレ機能の確保を最重要課題の一つと位置づけて、関係各課と協議しながら、迅速かつ着実に導入を進めてまいりたいと思っております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今、南駐車場には大きな土管が入って、マンホールトイレができつつあるわけですが、そういったしますと、県としても、令和9年度の完了に向けてということですので、令和8年と令和9年、あと2年かけて取り組んでいくかと思うのですが、具体的な計画があればお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 毛布のことであるかと思いますが、8品目の毛布についても、県では令和9年度に目標達成という話がありますが、現在、毛布の備蓄目標については、これまでの基本的に市が買って備蓄するという調達方法にとらわれずに、複数ルートから安定的な供給を確保するための検討を進めております。これには、様々な関係機関との協議や、新たな供給先の開拓といった活動が含まれております。現時点では、個別の検討内容や具体的な進捗についての詳細を伝える段階ではございませんけれども、1日も早い目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） よろしく願いいたします。まずは、個人がきちっと備蓄してということになってこようかと思えます。令和9年度に目標が置かれていますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、④の質問に移ります。

分散備蓄の取組について、進捗状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 飲料水、簡易トイレ、汚物処理袋セットといった、特に、衛生面と生命維持に直結する重要な物資については、現在、一部の避難所において既に分散備蓄を実施しています。これにより、初期段階での避難生活における最低限のニーズに対応できるよう努めております。また、避難所での生活環境向上に不可欠なベッド類や、災害対応に必要な資機材等につきましても、その重要性を認識しております。これらについては、現在、学校や公共施設に保管スペースの確保を進めており、災害発生時にはこれらの物資が避難所へスムーズに輸送できるよう、配置と運用を考慮した備蓄を検討しているところでございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 検討しているということですが、学校に空き教室とかがあれば、そういったところを利用するとか、ないところであれば、備蓄倉庫をどこ

かに置くことになろうかと思います。具体的にはまだ分からないのかもしれませんが、計画としてどういう形で進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） もう具体的に進んでいるところもありまして、香長小学校と楠目小学校については、備蓄倉庫を置こうという話で進んでおります。また、物部町につきましては、大栃小学校辺りの空いているところに置かせてもらおうというような話をしておりますので、具体的に一步ずつ進んでいます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。徐々に進めているということですので、計画をもって進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、質問に入る前に、3月1日日曜日に香美市消防署で消防フェアが行われました。たくさんの親子連れでにぎわい、一時は駐車場が満杯になったと聞きました。救急講習や煙の体験、消火器による放水など、子供たちが楽しみながら体験をしていました。また、通常は乗ることのない救急車や消防車に乗り、めったに触れることのない機器などの装備を間近に見たりしていました。この体験が、火災予防や人命救助などにつながり、また、将来、消防団員として活躍するのではないかと期待しています。後の火災予防にもつながっていきますので、こういう体験が生かされたらいいなと思いました。そして、このイベントを企画・運営した職員の皆さん、消防団員の皆さんには、お疲れであったと思いますけれども、大変よい取組であったと思いましたので、ちょっと一言述べさせていただきました。

それでは、質問に移ります。（2）林野火災に関する防災行政無線による放送について。

今年1月1日から、林野火災を防止するため、林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました。これは、昨年、岩手県大船渡市や岡山県岡山市などで大規模林野火災が相次いで発生したことにより、消防法の改正が行われたものです。過去の林野火災の出火原因の多くは、たき火や火入れなどの人的な原因がほとんどと言われています。

そこで質問に移ります。①です。

本市の林野火災件数や出火原因等の状況についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

過去3年間の状況でございますが、令和5年は2件、令和6年はゼロ件、令和7年は2件となっております。出火原因につきましては、雷、ごみの焼却及び不明となっております。本年は1件ございます。出火原因につきましては、現在、調査中でございます。以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 林野火災はないかと思っていたんですけれども、ちょこち

よこ出ていることをお聞きいたしました。火災自体はよくないことですが、大規模火災にはつながっていないということで、分かりました。

次に、②の質問に移ります。

林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、火の使用制限等を徹底することが重要となります。このことを受けて、本市では、林野火災注意報、または、林野火災警報発令時には、香美市防災行政無線による注意喚起の放送が行われています。放送内容は、火の取扱いに注意しましょうという注意を促す趣旨でした。お隣の香南市の場合は、本市よりももう少し踏み込んだ放送内容で、たき火や野焼きなどは控えてくださいなど、具体的な例を挙げて、屋外での火の使用について注意喚起していました。この放送を聞いた香美市の方が、香南市の放送は危機意識が持てて分かりやすいと話していました。本市でも、時期によっては枯れ草や木の枝、ごみなどを焼いて煙がもくもくと立ち上っていることもありました。林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、火の使用制限等を徹底するという目的に沿った放送内容にしてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

放送内容につきましては、注意報の場合、誤解を招かないような優しい内容としておりますが、警報が出た場合は、より具体的で厳しい内容になります。林野火災注意報と林野火災警報の放送内容が類似しますと、放送を聞く市民の皆様の危機意識が曖昧になるのではないかと考え、放送内容に明確な差をつけていく予定でございます。御指摘のような、具体的で危機意識を持てるような放送内容につきましては、今後、各消防本部の動向も注意しながら検証を行い、研究してまいりたいと思います。

なお、本来、ごみ等の焼却につきましては法律で禁止されておりますので、注意が必要かと思えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 動向を見て研究していただけるということですので、今回は岩手県大船渡市などの林野火災で変わってきたわけですが、旧物部村時代、平成5年でしたが大規模な山林火災があって、そのときにはたしか6日間燃え続けたということで、山で火災が発生すると消防にも困難を来します。ちょっと山に住む者として、物部町でそういうことがあったので、すごく危機意識を持ったわけです。ぜひ、そういう危機意識を持ちながら、山林火災につながらないように啓発を強めていただきたいと思います。

それでは、5番目の質問に移ります。観光振興に関してお伺いいたします。

①です。

先月6日に、観光による持続可能な地域づくりに向けて、観光振興をどうするか、和

歌山大学観光学部の堀田祐三子先生による研修会がありました。観光振興に必要なことは、何を目的に観光振興を考えるか明確にすることであり、ビジョンを持って市場分析をし、何をすべきか計画を立てることが重要であると聞きました。大変有意義な研修であったと思いますが、この研修会に参加していた担当課の所感をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

観光振興には地域資源の発掘と磨き上げ、ストーリー形成が必要で、そのために、マーケティングや多言語化、キャッシュレス対応などの受入れ環境整備が必要であると考えます。目的といたしましては、地域の文化・自然・歴史などの観光資源を活用して、交流人口や関係人口を増やし、観光消費額の増による地域経済の活性化や雇用の創出を図り、社会課題の解決を図ることとございます。また、地域の人々が幸せになることが前提でございまして、渋滞などのオーバーツーリズム発生を避けるなどの配慮も、併せて考慮しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 私も、観光をどういう目的とするのかを考えると、地域の人たちが幸せになるためということとは、本当に視点として忘れてはならないところだと思います。どうしても観光というと、もうかるとかを考えがちになりますけれども、やはり、地域の人たちが幸せになる、そして、自分たちの暮らしの中で大事にしているものを来てくれた人と一緒に楽しむ、こうした視点はすごく大事だと思いますので、今後、観光振興を考えるとときにも忘れないでいただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

べふ峡温泉・べふ峡キャンプ場は令和6年4月から、また、べふ峡休憩所、もみじ茶屋のことですけれども、令和3年4月から、農林漁業体験実習館は令和7年4月から、それぞれ営業休止が続いています。この間、これらの施設について協議を重ねてきたと思いますが、もうそろそろ方向性を見いだしていただきたいと願うところですが、今後について、方向性・見通しをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

2月下旬に、香美市べふ峡温泉等再生運営事業者選定評価委員会を設置いたしまして、公募内容について協議いたしました。べふ峡温泉、べふ峡キャンプ場、べふ峡休憩所、農林漁業体験実習館の4施設については、一括して5月以降の公募を目指しております。公募内容といたしましては、紅葉の季節、11月のべふ峡温泉のレストラン、温泉の営業及びべふ休憩所の営業を必須条件といたしまして、他の事業については御提案をいただく形を考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 5月に公募するということで、その必須条件として、11月には、10月の終わり頃からになるかと思うんですけれども、レストラン、温泉、もみじ茶屋は運営をしてもらおうということですね。そうしますと、施設をばらばらで運営するのか一体的にするのかは、もう公募の状況に応じてということですね。べふ峡温泉は老朽化も見られますし、ボイラーの取替えも必要になってこようかと思うんですけれども、施設の改修等についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

御質問のございました施設の改修等を含めた当該公募の進め方につきましては、議員の皆様へできれば近日、全員協議会等で御説明させていただくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） ここではお答えできないということですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど御説明いたしました必須の公募要件以外は、事業者に提案していただくという考え方でございますので、基本的には、市ができるだけ負担しないような提案をしていただける事業者を選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） ある一定の方向性を見いだしたということですので、その説明のときにはもう少し詳しくお話をしてくださるということですね、分かりました。それでは、③の質問に移ります。

国は、捕獲した鹿などの有害鳥獣をジビエとして活用することを推進しています。このことについて、私はこれまでの一般質問で、本市で採れた鹿をジビエ料理やドッグフードなどに活用するよう提案してきました。しかし、積極的な取組にまでは至らず、残念に思っていました。令和7年10月25日付の地元紙に、都会の高級料理店で香美市の鹿肉が高い評価を受けているとの記事が掲載されました。この機会に、本市の鹿肉を特産品として売り出すべきではないかと思ったところです。本年度は冷凍車を導入することが決まり、今後のジビエ活用に期待が高まりますが、取組の状況と今後の展開についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 冷凍車に関しましては、昨年9月の入札後、12月中の納車を予定しておりましたが、車両メーカー側の事情により本年2月20日の納車となり

ました。現時点で取組は実施できておりません。

今後の展開といたしまして、3月上旬から捕獲個体の効率的な集荷範囲の確認と、食肉処理施設への試験的な搬入の実施等を予定しております。この試験的な搬入により、施設規模や処理施設の受入れ体制に応じた搬入量、増加が予想される鹿肉の供給量などを研究し、その結果に応じて、市内の飲食店などを中心としたジビエ活用の推進に取り組むのか、あるいは、市内外及び食肉利用を問わず、ジビエ利用の推進に取り組むかといった、より具体的なジビエ活用の推進方法を決定したいと考えております。そして、試験期間を経て、同事業と連携していただく香美猟友会をはじめとする狩猟者の皆様と協議し、本格的な搬入事業を令和8年度中旬から実施するよう考えております。

そのほかのジビエ活用推進の取組といたしましては、本年3月7日、保健福祉センター香北で開催を予定しております、令和7年度香美市狩猟フェスタや、昨年10月26日に高知ちばさんセンターで開催されました、高知県が主催する第5回狩猟フェスタに出展し、ジビエ食材に一般の方が触れる機会を設けることにより、ジビエ活動の推進に取り組んでいます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 冷凍車がまだということでしたので、ちょっと取組状況が聞けなかったんですけれども、今後の展開として、ジビエ活用に取り組んでいくという御答弁をいただきました。本当に私もこれまで質問をしてきて、なかなか進んでこなかったことなので、ぜひ、これを前へ進めていただきたいと思います。先ほどの観光振興のお話の中でも、地域の宝探しということで、地域にあるものを生かしてと言われていました。そうしたものを光らせていくことが、また観光という部分につながってくると思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。この間、ジビエのこととかべふ峡に関してのいろいろな見解をお聞きしましたけれども、また新たな取組というか、新たに進んでいっていますので、ここで、副市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 観光振興の取組についてのお尋ねがございました。

べふ峡温泉が一旦休業になりましてから2年ほどたっているわけなんですけど、その間にも様々な検討をしてまいりました。例えば、経営分析ですとか、サウンディングと言いまして、事業者から提案を募るといったこともこの間にやってきたわけでございます。先ほど、観光とは誰のためにやるのかというところが議論されましたけれども、大きな投資をしてくれれば出ていきますよという声は幾つかあったわけなんですけど、今の市の財政状況を鑑みますと、それもままならないという状況です。

一方で、ジビエですとか、先ほどのべふ峡温泉の泉質は非常によいと、私も閉館になる直前に泊らせていただいたんですけれども、なかなかいいお湯だなと思って入ったところでございます。また、物部川の上流部分については、今回、通年釣り場になりま

して、新しい魅力、天然の釣り場で一年中釣りができることは、実は珍しいことだそう
でございまして、溪流釣りの方には非常にすばらしい環境だと伺いましたので、そうい
った資源の磨き上げを通して観光振興を図ってまいれればと考えております。

先ほどのべふ峡温泉はどうやって進めるのかということで、費用負担の考え方ですが、
基本的に、なるべく市で大きな負担はせず、事業者から提案を募ることを考えておりま
して、市としての必ずやってほしい事業も、11月の紅葉時期に、お風呂に入れて食事
がとれるというところに絞り込んで、それ以外は事業者から提案を受ける。内容によっ
ては、ある程度市で出費することも協議しながら進めていきたいと考えております。そ
うした募集の仕方も通じて、地域の宝探しを進めてまいれればと考えてございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 副市長からの見解をお聞きいたしました。

前に進むことを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（利根健二君） 山崎晃子議員の質問が終わりました。

午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

次に、13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 13番、日本共産党の濱田百合子でございます。通告に
従いまして、一問一答で質問いたします。

まず最初に、1番、平和行政についてです。

被爆80年だった昨年は、高知市をはじめ各地で原爆展など、戦争を語り継ぐ展示会
が行われました。直近では、アメリカの水爆実験による被害の実相を語り継ぎ、核兵器
廃絶と平和を求めて行動する、第72回3・1ビキニデーが静岡県焼津市で行われまし
た。1954年3月、南太平洋ビキニ環礁での水爆実験により、周辺海域で操業してい
た日本の漁船と、現地のマーシャル諸島の住民が被爆し、被害は今も続いています。そ
の破壊力は広島原爆の1,000倍に及びました。2か月間に、合わせて6回の水爆実
験が行われ、1,000隻を超える漁船などが被害に遭いました。このような状況の中
で、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の結成へとつながりました。一昨年、
ノーベル平和賞を日本被団協が受賞したことは、原爆被害者を二度とつくりたくない活動の
後押しになりました。

今、非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、国是として位置づけら
れています。本市では、平成18年5月に非核平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶と恒
久平和の実現に寄与する姿勢を明確にしてきました。

そこで質問いたします。①です。

非核三原則への見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市は、御紹介がありましたとおり、平成18年に「非核・平和都市宣言」を行っており、私もこの宣言の趣旨に賛同し、核のない世界の実現のために微力ながら努力したいと思います。また、現在の日本は、ロシア、中国、北朝鮮という核保有国に取り囲まれており、非常に厳しい安全保障環境にあることから、日米同盟を基軸とした抑止力も重要であると考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 市長も、この趣旨に賛同されることをお聞きいたしました。

②に移ります。

本庁舎北駐車場にあります、木製の非核平和都市宣言ポールの老朽化について前回指摘いたしまして、新設、移設の検討ができないかということをお聞きしましたけれども、その後、検討などはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 御質問のポールにつきましては、植栽に埋もれ見えにくくなっていることを認識しております。市民の皆様に対しアピールできるよう、改善の必要があると認識しておりますので、引き続き検討してまいります。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 今、その植栽につきましては、少し剪定をしていただいているとお見受けいたしますけれども、なかなか市民の方々の目にはつきにくいんじゃないかなと思います。本市は、平和首長会議にも加盟しています。

昨年8月9日ですけれども、長崎市で第13回の平和首長会議国内加盟都市会議が開催されました。8月9日の会議の総括文書を少し紹介します。戦争体験者や被爆者の高齢化が進む中、私たちは、若い世代の平和意識を高めるための平和学習と、市民社会におけるさらなる平和文化の振興を進めていかなければならないことを改めて自覚し、都市間の連携と協議を通じて、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向け、ともに行動していくことをここに宣言すると明記されました。本市は、平和首長会議にも加盟しております。日本非核宣言自治体協議会にも加盟しております。このことを受けまして、本庁の前の、今、植栽のところにあり剪定もしてくれていますけれども、もう少し市民に分かりやすい場所への新規移設を、ぜひ、望むところでございますが、そのことも含めまして、再度の検討はできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 引き続き検討してまいります。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

旧佐岡小学校2階には文化財室がございます。2階の一室には、戦争遺品の展示もあります。今後の平和行政をさらに進めていくため、アピールなどの構想をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

現在、行っております旧佐岡小学校2階の展示の目的は、現代に生きている我々が過去を学ぶことで、今後も未来にわたり平和な社会につなげるためとし、地域の方の御理解・御協力をいただき、貴重な資料をお借りし、戦争の記憶と平和への願いを伝えるものでございます。

今後の構想といたしましては、展示内容充実のため、単なる遺品の羅列ではなく、一つ一つの遺品にまつわるエピソードや、当時の人々の生活が分かるようなキャプションを加える展示への展開を考えております。また、この展示に関しましては、公式ウェブサイトやSNSを活用し、展示内容の詳細、イベント情報などを定期的に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 文化財室の近くにあります戦争遺品の部屋につきましては、私がホームページで見ましたら、8月1日にホームページをアップしていただき、きちっと明記してくださっております。ホームページからそこに届くまでは少し時間がかかりましたけれども、検索するとすぐ出てくるというようなことでございました。こういったところも、香美市内の児童・生徒、そして、若い世代の方々にも、ぜひ、見ていただきたいと思うわけですが、学校等にも、旧佐岡小学校にこんなものがあるよというようなアピールをしていただきたいし、ホームページとかSNSでの発信は若い方にキャッチされやすいと思いますけれども、そういうことをされていない方もいますので、広報とかをちょっと見ましたが、文面をよう見つけなかったんですけれども、ひょっと去年の8月以降にあったのかもしれませんが。割と広報を丁寧に見ている市民もいらっしゃいますので、ページに少し明記してもちょっと分からないですけれども、ちょっとビラやチラシを作って入れ込むとかいう形で、毎年8月の広報には平和行政のことが2面ぐらいにわたって書かれていますので、そのときでも構いませんけれども、ぜひ、アピールの工夫をしていただきたいと思いますが、その辺りはいかがですか。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 議員が御指摘のとおり、広報につきましては今後もいろいろな工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それでは、大きな2番に移ります。香美市愛と勇気の物語交流館について質問いたします。

今定例会議に、香美市愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例が提案されています。以下、質問では交流館と言わせていただきます。住民からは、古民家再生で地域の活性化になる、うれしいという声もお聞きしています。また、私たちの声がどこまで届いているんだろう、反映してくれるだろうかというような心配な声もお聞きしております。そこで、この条例提案に関して、順次、質問をしていきます。

①です。

美良布上町地域にある古民家を交流館にしようとした構想は、どの時点からありましたか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

具体的な構想が動き始めたのは、昨年4月からでございます。NHK連続テレビ小説「あんぱん」のレガシーをどのような形で残すかを検討する中で、今回の改修施設を含め複数の候補地について検討を進めてまいりました。一方で、構想が具体化する以前の段階なんですけれども、令和6年9月に、東京都のNHK内でNHK連続テレビ小説「あんぱん」のセット撮影が始まる前に、完成したばかりのセットを見学する機会をいただきました。その際、現在改修を進めております建物が朝田家のセットと非常によく似ておりまして、レガシーを形にできる可能性について、私の中ではそのセットを見たときに何かに使えないかなと思いました。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 大分以前からそういう思いがあったということでございます。

②に移ります。

交流館構想の立ち上げ段階で、地元住民との意見交換や懇談等があったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらの建物につきましては、耐震診断を行った後でなければ、改修して使用できる家屋かどうかの判断ができなかったため、構想立ち上げの段階では意見交換や懇談の実施はしておりません。意見交換会におきましては、開催の日時が遅かったとの御指摘もいただきましたので、もう少し早い段階で取り組むべきだったと反省しております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） その上町地域の住民から、耐震で何かをしているんだなというところから、地域に一言、そういう構想があることを知らせてほしかったとの声を3人の方からちょっと聞いたもので取り上げました。やはり、ふだん閉じている古民

家を何か突っついていいると言いますか、何か仕掛けていいる状況については、行き交う地域住民にとってはすごく関心の高いことですので、耐震診断をした後じゃないと分からないといっても、少し情報を入れてあげるか、支所に伝えるとかが何かあったらよかったのかもしれないと思います。

③に移ります。

交流館の耐震改修中に、これは私の記憶ですけれども、住民から意見を聞く会を2回したと思います。私は、2回目の22日の会にしか行っていないですけれども、その前に一度、住民から意見を聞く会を開催したと思いますが、そこでどのような意見が出されたのかをお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほども申し上げたように、意見交換の時期についてのお叱りをいただきました。しかし、事業そのものを中止すべきだという御意見はございませんでした。むしろ、幅広く活用したいという声が多く寄せられまして、また、地域住民と来訪者が交流できる場として期待する御意見もいただいております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 市民との意見交換を2回されたときに、雰囲気として、観光客をもてなしたい、一緒に私たちも交流して盛り上げたいというような意見が多かった中で、ここに交流館を造ることによって、その地域の市民との協力体制が得られそうだなと、得られて一緒にできそうだなという感じは受けたでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 地元の上町地区の方とは、今も意見交換しながら事業を進めておりますので、協力していただけるのではないかと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ④です。

交流館の名前の選定はどのような経緯で決定されたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

「愛と勇気の物語のまち」をキャッチコピーに、様々な事業を進めてまいりました。また、地元の中学生により名称を決定した「愛と勇気の道」沿いにこの施設が位置しておりますので、「愛と勇気の物語のまち」を取り入れて名称決定をさせていただいております。また、愛称につきましては、香北中学校の生徒及び大宮小学校の児童から案を募集いたしまして、投票の結果「かみんか」に決定いたしました。香美市にあるからとか、香北町にある古民家だからという理由で命名されました。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 子供たちへ募集して選ばれたことは、大変よかったと思います。

⑤に移ります。

今回の事業を実施するに当たり、ガバメントクラウドファンディングを利用されました。寄附目標金額は５００万円です。３月１日時点での寄附額をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

３月１日はちょっと無理でして、２月２６日現在のガバメントクラウドファンディング状況について御報告いたします。まず、ふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングは、目標金額５００万円に対しまして寄附金額は９６万７,０００円で、寄附の件数は３９件となっております。もう一つ、ふるなびクラウドファンディングは、目標額が２００万円に対しまして寄附額が１１６万９,０００円、寄附件数は８件となっております。両方を合わせますと、合計寄附金額が２１３万６,０００円、寄附の件数は４７件となっております。

○議長（利根健二君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 寄附目標金額５００万円がふるさとチョイスで、期間は１２月８日から３月７日までの３か月間とお聞きしていたんですけれども、そうすると、３月７日ですのもうすぐ終わりになりますけれども、もう一方のふるなびの２００万円は、ちょっと私も調べていなくてあれなんです、１１６万９,０００円の８件ですけれども、期限はいつまでと想定されているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらは、２月２日から３月３１日となっております。

○議長（利根健二君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 両方お聞きしたわけなんですけれども、目標額が５００万円で、今が２１３万６,０００円という状況から、今の時点でどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 目標金額を最初に５００万円と設定したのは、ちょっと太っ腹になって、いっぱい集まったらいいなという思いがその当時にはありましたので、かけ離れているかもしれないけれども、これほど集まったらうれしいなという気持ちで上げております。それに対して、今のところ２００万円以上集まっておりますので、ある程度の目的は達成できたのではないかと考えております。

○議長（利根健二君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） この寄附金については、期日まで受入れをして、恐らく基金に積立てをするんですよね。それで、ここの運営費とか、もろもろの事業をするに当たって、そこから使っていくというような認識でいいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） そのように考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

交流館の改修や管理費など、様々な経費がかかっているわけですが、一般財源からの支出は、一体幾らぐらいになっているのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和7年度予算での交流館関係経費につきまして、改修工事の設計・施工にかかる総額1,652万8,000円は2分の1の国庫補助を活用しておりまして、残りは過疎債を充てております。訳になりますけれども、改修設計委託費が85万8,000円、改修工事費が1,567万円になっております。また、これとは別に、土地建物の借り上げ料が3万2,130円、機械警備設置工事が36万3,000円、耐震診断委託費が11万円、特定環境保全公共下水道事業受益者負担分が13万円、以上63万5,130円につきましては一般財源の対応となります。

続きまして、令和8年度の交流館関係予算につきましては、総額869万8,000円を計上しております。人件費で346万2,954円を上げておりまして、こちらは特別交付税の算定対象となっております。ランニングコストの内訳は、先ほど言いました人件費346万2,954円、電気水道料65万9,000円、電話料3万6,000円、機械警備費30万4,000円、土地建物の借り上げ料が8万8,000円となっております。また、ランニングコストではありませんけれども、展示セットの移設費として252万8,000円を計上しておりまして、こちらは過疎債の対象としております。さらに、イベント等に係る経費といたしまして、約60万円を当初予算に計上しており、財源につきましては、まちづくり応援基金を充当したいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 国の有利な補助金とか過疎債を使われるということで、先ほどのいろいろなイベントをする約60万円については、寄附金で頂いて基金へ積み上げていた中から出すというようなことでいいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） そのとおりでございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） お金のことを心配されている市民もいらっしゃいましたので、お伺いしました。

⑦に移ります。

交流館の目的は、市民相互の交流促進及び地域の活性化とあります。これを目指すために、具体的にどのような活動として定着させていきたいのかを伺います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 交流館は、香美市を訪れる来訪者だけのものでは

なくて、地元の皆様にも自由に立ち寄っていただける施設でございます。市民の皆様の憩いの場として、積極的に御利用いただきたいと考えております。また、その際には、市外からの来訪者の方々と気楽に交流していただきまして、会話を通して温かいおもてなしをしていただければと期待しております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） せっかく元商店街といいますか、上町というお町だったところで、やっぱり登校・下校の子供たちも行き交う、近くには旧アンパンマン図書館もあるようなところでございますので、ぜひ、課長がおっしゃったような地域の人の憩いの場で、ちょっと寄ってお話ししていくところとしても利用していきたい思いが地域にはあろうかと思えます。

それでは、⑧です。

ドラマ関連品等の展示は、どの部屋で行うのでしょうか、また、体験スペースはどの場所になるのかなど、見取図を示しての御説明をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 図を資料としてつけさせていただいておりますとおり、展示スペースは主に2階を活用して、体験スペースにつきましては庭とか厨房を含めたエリア、この緑色で囲った部分を使用する予定となっております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 建物間取と配置イメージをつけていただいております。

これで見ますと、展示スペースとしては2階、やなせたかし先生と暢さんのイメージも、NHKからお借りしている分も2階に展示することに、「嵩の部屋」というところなんですよね。いろいろと展示できるスペースを2階に設けていて、1階は市民の方たちが気軽に入れるところだと思うんですけれども、このグリーンのところの体験スペースエリアには厨房ということも明記されているので、ちょっとおもてなし用といいますか、お茶を出したりとか、何か既製品かもしれませんけれども、おまんじゅうとか、御ようかんとか、何かを提供できるようなところとしての厨房、水回りもきちっと整備したわけですので、和室が2間あって、そこでゆっくりとお話もしていただくというようなイメージを持ちました。

次の質問の⑨に移ります。

体験スペースの構想をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

体験スペースにつきましては、来訪者と地域住民の交流の場として、また、各種イベントを実施することも想定しております。開館時間中は、主に来訪者へのおもてなし交流スペースとして活用することを検討しておりますが、開館時間外は、地域の皆様にも気軽に貸出しとともできる場として活用したいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 体験スペースの使用料については条例の別表で記載されていて、市内が1時間110円、市外の方が利用する場合は1時間当たり220円と書かれております。使用者が事前に申込みをして、例えば、ワークショップなどで利用者から参加料を頂くときには5割増しで、営業目的で何かを作る、厨房で作ったものを販売するときには10割増しというようなことになるのでしょうか。持ち込んで販売することに対してなののでしょうか。ちょっとその辺の区別をどのようにしたらいいのか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 厨房で物を作って販売というところまでの施設は出来上がらないと、製造業があちらの施設でできるとは考えておりませんので、作って販売とかいうことではなくて、営業目的のイベント等をするのであれば、5割増しでしたかね、するように考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ⑩です。

金・土・日・月を担当する地域支援員は決まったのでしょうか。また、その業務内容についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 地域支援員につきましては、おかげさまで一定数の応募がありまして、現在、面接を行った上で採用の通知を送付しているところでございます。

主な業務内容は、交流館の運営管理をはじめ、交流イベントの企画・実施・情報発信、さらに、観光客と地域住民の交流促進など、多岐にわたる役割を担っていただくことを予定しております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 曜日が決まっているわけですが、⑪に移ります。

火・水・木については休館、地域支援員はいらっしゃらないということになるのかと思いますけれども、1階の和室等は自由に入れると思いますが、その辺りは自由に来館してもらうようになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 火・水・木につきましては地域支援員がおりませんので、その場合は貸館を行うような施設になっております。貸館として使っていくことはできますが、それ以外の観光客のための開館は、火・水・木についてはできないと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ということは、その火・水・木に何かイベントをしたいというときには、申込みをしてその場所を、1階だけですよ、借りた上でイベントを、

地域の人、または、市外の人が自由にはできる。申込みをしてほしいということでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） イベントだけではなく、子供のただ集まる場所として使うこともできますので、地域の方にいろいろ活用していただきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ⑫です。

交流館の規則をつくる際、規則がこれから具体的にいろいろできると思うんですけれども、そこには市民の声が反映されていくのでしょうか、その必要はないのでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今後、こうした形で活用したいとか、いろんな御意見をいただけたら、できるだけ柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 最後の⑬です。

借り上げ期間は10年間、令和8年から令和17年とお聞きしています。その後の活用構想について、また、持ち主との協議などについてもお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 本施設につきましては、今のところ所有者様と10年間の借り上げ期間で契約をしております。契約期間満了後は、建物をお返しすることに今のところなっております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 様々な課題が今後出てくるかもしれませんが、住民に親しまれる交流館として振興できたらいいと思います。

それでは、3番の質問に移ります。児童・生徒の近視実態から対策をについてお聞きいたします。

今、学校現場でのタブレット端末やデジタル教科書の使用、家庭においてもスマートフォンなどの普及で、目を酷使することが大変多くなってきています。同僚議員が、令和6年12月定例会議で近視等の健康被害対策について質問した内容や答弁も踏まえ、質問させていただきます。

①です。

本市の学校健診による小・中学校の視力検査結果の推移をお尋ねいたします。資料を掲載していただいておりますけれども、なお説明をお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

本市の学校健診による小・中学校の視力検査結果につきましては、資料のとおりとなります。対象期間を令和２年度から令和６年度までの５年間とし、対象者は小学校３年生と６年生、中学校１年生と３年生とし、年度ごとの視力検査推移についてまとめたものとなっております。検査結果の推移としまして、小学校では年度によって多少の変動はあるものの、おおむね横ばいの状況にあると思われます。中学校でも小学校と同様の傾向が現れていると思われますが、中学校３年生の検査結果は年度のばらつきが少し顕著に現れているように思われます。検査結果につきましては、文部科学省の実施する学校保健統計の調査結果とおおむね同じ検査結果となっているように思われます。なお、本市の視力検査の結果には、眼鏡等による矯正視力を含んだ数値となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 丁寧な説明をしていただきました。

それでは、②に移ります。

スクリーンをお願いします。資料①を御覧ください。文部科学省の資料ですが、令和７年度学校保健統計調査です。裸眼視力１．０未満の者の割合でございます。令和７年度で小学校が３６．０７％、中学校が５９．３５％となっています。小・中学校とも令和元年度より増加してきています。学年が上がるほど、その割合が増えている傾向にあります。

児童・生徒の健康診断では、結果をＡ、１．０以上、Ｂ、０．７から０．９、Ｃ、０．３から０．６、Ｄは０．３未満というふうに区別しているようです。

スクリーンの資料②を御覧ください。これは、令和５年度の調査結果ですが、裸眼視力Ｂ、Ｃ、Ｄの区分の中で、近視ありが大変多いことが分かります。近視でない方もいらっしゃいますけれども、ほとんど近視が原因のようです。

次に、スクリーンの資料③を御覧ください。これも同じく令和５年度の調査結果です。令和３年度から３年間、令和５年度までの近視有無の推移を示したものです。小学１年生が３年生になったときにどうなっているかと、小学２年生が３年後の小学４年生でどうなっているかというようなことですが、これを見ますと、小学１年生から小学３年生、そして、小学２年生から小学４年生の割合が大きいことが分かります。資料を閉じてください。

文部科学省の資料、そして、本市の調査結果を踏まえた状況についての見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

本市におきましても、学校健診の結果を確認いたしますと、国と同様に、学年が上がるにつれて裸眼視力１．０の未満の児童・生徒の割合が増加する傾向が見られております。近年は、学習や日常生活におけるデジタル機器の活用機会の増加など、子供たちの

生活環境が大きく変化しており、こうしたことが視力低下の一因となっている可能性もあると考えております。視力の低下は、学習活動や日常生活にも影響を及ぼすことから、重要な健康課題の一つであると認識しております。本市といたしましても、引き続き学校における定期健康診断の適切な実施に努めるとともに、養護教諭を中心に家庭とも連携をしながら、正しい姿勢や適切な端末利用時間の確保、屋外活動の推進など、視力低下の予防に向けた啓発に取り組んでまいります。

今後も、国の動向や調査結果を注視しながら、本市の実態を的確に把握し、児童・生徒の健康保持増進に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

前回、同僚議員の質問への答弁によりますと、タブレット端末を使用したことでの身体的症状が出た事例は確認していないということでした。その後、何か学校側で調査を、学校健診は毎年していますけれども、それ以外に何か調査などはされましたでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

タブレット端末の使用により、身体的症状が生じているかどうかについての個別調査は行っておりませんが、生活習慣やメディアの利用時間に関する調査につきましては、各学校において、児童・生徒の実態に応じて実施しております。また、視力検査の結果とこれらの調査を踏まえ、左右の視力に差があると見られる児童・生徒につきましては、養護教諭等による個別面談を行ったり、姿勢の改善などについて個別に指導を続けております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 分かりました。

それでは、④に移ります。

スクリーンの資料④を御覧ください。これは、文部科学省がホームページに記載しているものです。学校現場での児童・生徒への指導や家庭に向けての注意喚起は「すぐーる」などで連絡していると思います。先ほどの御答弁の中にもあったとは思いますが、本市で「すぐーる」なんかを利用して、どのように家庭に向けての注意喚起をしているのか、また、児童・生徒への指導をどんなふうに行っているのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 質問にお答えします。

令和6年度の定例会議におきまして答弁いたしました取組につきましては、現在も継

続して実施しております。併せて、子供たち自身が健康に配慮した生活を意識して行動できるよう、働きかけも続けております。さらに、就学前の段階から、メディアとの適切な付き合い方について保護者への啓発を行うため、就学時健診の機会を利用して注意喚起も行っております。加えて、保健だよりを「すぐる」で配信しながら、家庭における生活習慣の見直しにつきまして、保護者への周知・啓発にも取り組んでおります。令和6年度の定例会議で答弁いたしました、タブレット端末使用時には画面と目の距離を一定に保つ、目を休ませる指導を行う、掲示物による啓発活動、熱中症や紫外線対策を行いながら外で遊ぶ時間を増やす、中学校では体育保健委員会の生徒とともに集会で啓発の活動を実施する、視力に左右差がある児童・生徒に視力低下防止トレーニングなどの個別指導を行うといった取組につきましては、継続して現在も取組を進めているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 令和6年度から様々な取組を学校としてはしていることが分かりました。

⑤に移ります。

子供のネットリスク教育研究会代表の大谷良光氏は、なぜ子供に近視有病者が増えたのか、環境要因を述べています。中でも、科学的根拠が明らかになり、日本眼科学会が注意喚起し、世界各地で指摘されている要因としては、近業の増加と外で活動する時間の減少とのことです。注意喚起は確かに大事、まず一歩だと思うんですね、口頭で指導するのも一歩だと思うんですけども、やはり実践を含め、いかに近業を少なくするのか、いかに外での活動時間を学校でも家庭でも確保していくのか、その方法を含めた提案をしていかないと、なかなかインパクトがないのじゃないかなと思います。その辺りでもう少し対策を講じるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

前述と重なる部分もありますが、濱田議員がおっしゃるとおり、近業の増加や外で活動する時間の減少が視力低下の要因であることを踏まえ、各学校において引き続き、授業中のタブレット端末の正しい使い方や姿勢、使用時間の目安を具体的に示し、実際の学習活動を通して身につけさせる指導や、休み時間における外遊びの推奨等に今後も取り組んでまいります。また、視力検査や生活習慣に関する調査結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭等による個別面談を行ったり、姿勢の改善や家庭での過ごし方についての具体的な助言を、今後、行ってまいります。さらに、家庭と連携した取組としまして、保健だよりや学校配信システムを活用しながら、家庭におけるメディア利用のルールづくりや生活リズムの見直しにつきましても、実践につながる情報を今後も提供していきたいと考えています。

今後も、子供たちが自ら健康に配慮した行動を選択できるよう、体験的かつ継続的な取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 本当にそのとおりだと思います。私がすごく心配しているのは、昨日の地元紙にも大きく掲載されまして、高知県学力定着状況調査（県版学力テスト）で生活状況なんかをチェックされると思うんですけども、タブレットとかスマホの時間なんかの状況を見たとき、本当に心配になりました。この紙面では、東北大学応用認知神経科学センターの榊助教授が、子供の脳のMRIのデータや追跡調査を基に「スマホの長時間利用は何かを考えたり、理解したり覚えたりする力を支える前頭前野の働きを低下させる。3時間以上使用していると、幾ら勉強しても、幾ら寝ても、学力は平均以上にならない」と断言して、本当に専門家が警鐘を鳴らしているということで、私が調べましたら、諸外国では、特に、低学年ではもうスマホもタブレットも使用しない国もヨーロッパではありまして、日本では遅れて始まっていますけれども、外国ではもっと早くからそういうSNS等が始まっていたようで、そこの諸外国の方が、今、警鐘に基づいてやめているという状況もあるので、そういうところを重く認識して、今後とも、指導・助言、それから、保護者の皆さんにも、参観日とか二者面談、三者面談があるかと思いますが、そのときなんかにも、こういう状況があるからと注意喚起をしていくような方向でお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） GIGAスクール構想で、一人一人が端末を持つようになっていて、子供たちも非常に使う時間が増えている傾向にもありますが、その端末を使うことによって、健康被害が発生したりとか依存的なことにつながらないように注視しながら、その使い方については児童・生徒にも家庭にも啓発を、今後とも継続的に進めなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。大きな4番です。低所得者世帯への支援について質問いたします。

昨年8月6日、国内で子供支援を行う、公益財団法人あすのば、NPO法人キッズドア、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、公益社団法人セーブ・チルドレン・ジャパンの4団体が、低所得世帯の子供たちへの緊急支援を国に求め、災害級の猛暑と物価高騰の下、命の危険に瀕している、猛暑でもエアコンが使えない、子供の体重が減ったなどの声が報道されました。この4団体は、国に対し、児童扶養手当受給者や住民税非課税世帯の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円の現金給付や、安全な環境を確保するための冷暖房の支援、子供が痩せるなどの実態調査などを求めました。

今、国は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設しまして、昨年から続いて、全国各自治体でこの交付金を使って対応してほしいということでやっているわけでございます。

私は、本市の高齢者何人かから、エアコンを買い換える余裕もないし、節約するしかないとの声をお聞きいたしました。社会福祉協議会の職員からも、何とかならないだろうかという相談も受けております。

①です。

昨年から実施している低所得者向け支援の状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 低所得者世帯向けとしましては、令和6年度から令和7年度にかけ、令和6年度物価高騰緊急支援追加給付金として、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円、また、その世帯に属する18歳以下の子供1人当たり2万円を加算して給付を行いました。現在、低所得者世帯のみではありませんが、物価高対応子育て応援手当として、18歳以下の子供1人当たり2万円の給付を行っております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） この交付金を使って、様々な支援が行われている現状は分かりました。

②に移ります。

低所得者、生活保護世帯もちろん含むわけですがけれども、今、支援も行っている状況を受けて、実際に1人2万円とかの給付金が渡っているわけですがけれども、それによって、どれぐらい香美市に対象の方がいらっしゃるかが分かったと思いますので、そういう世帯の状況からどういった見解をお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） これまでにも、国の施策として、低所得者世帯や低所得の子育て世帯等への給付金事業を行ってきております。その効果は、福祉事務所としての検証とかはちょっとできておりませんので、低所得者世帯等に対してどういう影響があるのかは判断ができかねるところなんですけれども、これらの給付金は物価高騰による家計の負担を一時的に和らげるものであり、根本的な生活改善にはつながっていないと感じております。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 課長のおっしゃるとおり、一時的に確かに助かっている家庭はたくさんあると思うんですけれども、一時的に軽減していただけるものという認識を私も持っております。

③に移ります。

令和6年12月定例会議で、私は、生活保護世帯について質問いたしました。そのときの答弁では、平成30年4月以前からの被保護世帯は、令和6年12月1日現在で1

40世帯あって、その中で居宅生活での被保護世帯は123世帯、令和3年に福祉事務所でエアコンの設置状況について調査を行ったところ、保有していない非保護世帯が52世帯であったとの御答弁をいただいております。令和3年ですので、もう今とは世帯数が変わっているかもしれませんが、この方たちは、生活保護費の生活扶助費ではなかなかやりくりができない、維持費が要りますので、できないのではないのでしょうか。65歳以上の高齢者世帯の住民税非課税世帯へ、エアコン購入、エアコンを買い換ええないといけないときの新しいものへの取替え、その設置費用の補助を検討できないでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 近年の猛暑の常態化を踏まえますと、高齢者の熱中症対策が重要であることは十分認識しております。また、高齢者だけではなく障害のある方、小さな子供がいらっしゃるところなどは、エアコンが十分その対策になると思いますが、エアコン設置費用の助成につきましては、その対象範囲、議員からの質問は65歳以上の高齢者世帯なんですけれども、ほかの世代との公平性であるとか、既存の福祉施策との整合性など、いろいろな課題がありますので、特に、対象範囲や他世代との公平性については、ちょっと難しいのではないかなと考えております。また、今の香美市の財政状況を考えますと、新たな助成制度の創設については慎重に判断すべき事項であると認識しております。そのため、現時点では助成制度を創設する考えは持っておりません。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 私が65歳以上の高齢者世帯と特化して言いましたのは、日々、相談などで話を聞く方がもう65歳以上の方ばかりなもので、このような聞き方をしましたけれども、実際、冒頭に述べましたように、ひとり親世帯とか、ひとり親ではなくても本当に低所得の方はいろんな世代におられると思います。エアコンを購入するのも、省エネ家電になってきていて、今までの安い家電物がなくなっているようなこともお聞きしますので、10万円のエアコンが買えない、二、三万円なら買えたけどみたいなところで、なかなかしんどいわけです。気候変動の中で熱中症も増えていくと思うので、シェルターもつくっているところがございますけれども、ぜひ、また今後、考えていってほしいと思う内容です。よろしくお願いします。

それでは、次の5番に移ります。子供の居場所について質問いたします。

昨年夏、夏休みに児童クラブに入れず、子供がいられるところはないですかと、保護者から相談がありました。私が全部の児童クラブに当たりましたかと聞きましたら、全部入れなかったということでございまして、この方は小学4年生であったので、ちょっとそういう意味で定員いっぱい、夏休みですので入れなかったのかなとは思いましたが、ひとり親で子供が女の子ですけれども、1人で家にずっと朝から晩までおるのはちょっとたまらないと、仕事も休めないしという御相談でございました。社会福祉

協議会が開設しています「あったかふれあいセンター」を御紹介させていただきました。ここは、安全な場所ではありますが、毎日何か企画があるわけではなく、社協の職員が気にかけてはくれますけれども、1人で過ごすことになり、寂しく感じるのではないのでしょうか。

子供が安全に安心して過ごすことができる居場所は大変重要です。小学生だけではなく、中学生の居場所も必要です。紹介を一つしますけれども、香北町菰生野、保健福祉センター香北の国道を挟んで北側に、子供の居場所「い〜ばしょまど」があります。通常はおすそわけ食堂などを営業していますが、毎週水曜日の午後3時から午後5時まで、フリースペースとして開放されています。店主は、高知県の大学を卒業され、鳥取県の方ですが帰郷せず、香美市に転居して食堂を始めました。学生のおかげから子ども食堂でボランティアをしていたと聞いています。庭には鶏やヤギがいて、子供たちは触れ合うことができます。月1回は、地域の大人たちのボランティアや保護者、大学生たちと一緒に、餅つきや自然公園に登ったり、そうめん流しをしたりと、多世代交流の場となっています。この3月にも、たこ焼きパーティーをすることになっております。地域の「い〜ばしょ」になっていると、応援をしているところでございます。

そこで、スクリーンの資料⑤を御覧ください。これは、小中高生別自殺者数の年次推移グラフになっております。令和6年のデータですけれども、小学生が15人、中学生が163人、高校生が351人の計529人が自殺者数ということで挙がっております。直近では、今年1月29日発表のデータによりますと、今年といいますか去年ですね、小学生が10人、中学生が170人、高校生が352人で合計532人となっております。一昨年に続いて昨年も高止まりの状況になっています。

次のスクリーン資料⑥です。これは、月別自殺者数の年次推移です。令和6年は6月や9月が高くなっています。令和2年8月が高いのは、ひょっとコロナ禍によるものかなとも思われます。屋外に出られないことや人と会えないことが、子供たちにとっては大変つらいことではないかと思われます。厚生労働省からは、高校生や女子中学生で多く、心の健康問題が悪化して自殺に至るケースが増えていると指摘し、こども家庭庁などと連携して対策を強化するという発表がございました。こども家庭庁は、子供の居場所を重要な政策に掲げています。

スクリーンの資料⑦は、こども家庭庁のホームページですけれども、岡山県真庭市の事例です。「まにわのあそびのわ」コーディネーター配置事業で、コーディネーターに対して補助が出ているような内容になっております。子供たちと一緒にコーディネーターが中心になって、地域を巻き込んで居場所をつくっているような内容でございます。民間団体とも連携して、市として何らかの支援策を検討すべきではないでしょうか。資料を閉じてください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

議員が御指摘のとおり、香美市では、夏季休業期間中の子供の居場所づくりが喫緊の課題となっております。このため、放課後児童クラブの指定管理者である特定非営利活動法人かみっこベースと連携し、令和8年度予算で、夏季休業期間中に放課後子ども教室を拡大して実施する経費を要求しております。

こども家庭庁が掲げる子供の居場所づくりの重要性については、教育委員会としても重要な取組であると認識しており、引き続き、子供たちが安全に、保護者が安心して過ごせる環境整備について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 来年度から、放課後子ども教室を拡大していくということでございますけれども、もう少しその内容をお聞かせいただけますでしょうか。今も放課後子ども教室はございますが、夏休みとかはしていなかったですわね、平日にしていたと思うんですけれども。夏休みにあるとすれば児童クラブがということですが、その辺りは、どういうことでプラスされて、人材をどういうふうに確保していく予定なのかもお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、予定しております事業につきましては、山田小学校での実施を考えております。最も御相談の多い地区になりますので、まずは山田小学校でと考えており、開催の時期につきましては、夏休みが始まる終業式の終了後から8月末までの期間、開所時間につきましても、今後、詳細を詰めていく必要がありますが、大体、午前10時から午後4時ぐらいまでの運用を考えており、対象の児童数につきましては、教室空きスペースの活用を考えておりますので、大体、15人程度になるのではないかと思います。運営につきましては、現在も放課後子ども教室を山田小学校で実施しております、かみっこベースにお願いできたらと考えており、今、準備を進めておる状況となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） まずは、山田小学校の空き教室から始めるということですが、対象の子供たちは山田小学校だけではなくて、全市に呼びかけはできるものなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 詳細につきましては、今後、かみっこベースと検討していく必要があるかと思いますが、当委員会としましては、山田小学校区外でも待機児童がおりますので、多くの御希望があれば受け入れる方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それでは、最後の6番の質問に移ります。学校給食費について伺います。

令和8年度、小・中学校児童・生徒に対し、経済的な負担なく学校給食が提供される予定です。大変有意義な取組だと思います。関連して質問いたします。

①です。

学校給食費無償化の財源についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本市で、令和8年度から学校給食費の保護者負担軽減を実施するに当たりましては、国が創設する（仮称）給食費負担軽減交付金に加えまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を事業費の財源として充当することとしております。小学校では、児童1人当たり月額5,200円の負担軽減交付金を活用するとともに、この基準額を超える金額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することで、保護者に負担を求めないこととしております。（仮称）給食費負担軽減交付金の対象とならない中学校につきましては、必要となる事業費の財源としまして、その全額に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てることとし、小学校と同じく、保護者に負担を求めないこととしております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 中学校も差額の部分も、臨時交付金で対応をしていくということで、保護者も、この物価高騰の中で本当にうれしいことではないかと思います。

ただ、基準額としては5,200円でございますので、この額が上がるのか下がるのか、今後の国の動向を見ないと何とも分からないわけですが、そしてまた、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も、ここ2年ぐらい前からずっと続いております。これも、どういうふうな形になるのか不明瞭なところがたくさんございます。それぞれの自治体の財政事情がございます。せんだっての報道では、高知市が差額の600円はもう保護者負担とするということで、高知市は無償化にならないことにはなるんですけれども、こういうふうに様々な自治体の財政事情がありますが、やはり義務教育とされている小・中学校の学校給食は、国が財源を確保していくという方向が一番望ましいと思いますけれども、その辺りはどういった見解をお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

学校給食センターといたしましても、濱田議員がおっしゃられた、国の制度の充実・拡大は、非常に望ましいことであると思います。しかしながら、現実においてはこれが達成されないこともございますので、その対応といたしまして考えるべきところはござ

います。令和6年6月12日に文部科学省から公表されました、こども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査についてでは、令和5年9月1日現在で、学校給食費の無償化を実施中と回答した722教育委員会のうち、その財源が自己財源、これは、ふるさと納税や寄附金を以外でございしますが、自己財源であるものが475教育委員会、地方創生臨時交付金の活用が233教育委員会、ふるさと納税の活用が74教育委員会、都道府県からの補助52教育委員会などとなっております。将来的には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が制度終了となること、そして、その後も保護者負担軽減を継続することを念頭に、こうした事例を参考に、代替する安定的な財源確保策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 濱田議員、権限外のところにちょっと踏み込みつつありますので、市の権限の範囲内での質問をお願いいたします。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それでは、②の質問に移ります。

就学援助世帯は給食費が無償となっております。今回の無償化を受けて、今まで就学援助で手当をしてきた予算はどのようになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本事業に関する文部科学省作成のQ&Aでは、就学援助制度の援助対象者のうち、要保護者は既存の制度で支援することとされております。一方、準要保護者につきましては、（仮称）給食費負担軽減交付金事業での支援適用を優先するとされ、これまで予算計上されておりました当該事業費相当分は不要となります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 令和8年度の予算書を見ましたら、確かに所長がおっしゃったように、小学校の就学援助費1,692万5,000円が前年度と比べ減額になっておりまして、中学校の就学援助費も前年度より975万2,000円減額になっておりました。これは、先ほどおっしゃっていただいたように、児童数の減少ではなくて、給食費相当分が（仮称）給食費負担軽減交付金、そして、地方創生臨時交付金を使えというような通達により、準要保護はそういう形になったということだと思いますけれども、もちろん文部科学省から通達があったからそのようにしたわけで、それはそうだと思うんですけれども、ただ、就学援助費は交付税で措置されていると思います。本市では、クラブ活動費とか、生徒会費、PTA会費や卒業アルバム代などには使用しておりません。他市では、そういった国の基準として項目が挙げられているものについて、できる範囲で項目を増やしていったりしているんですね。本市としても、クラブ活動、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム名、この辺りにつきましては、今まで給食費が無償で

したけれども、その分が別の財源になりましたので、今できてない項目についても、今後、有効に使用すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（利根健二君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

予算編成におきましては、限られた財源を効果的に配分し、組織の目標達成や政策実現を目指すために、翌年度に必要な事業費を精査・積算し、予算案を作成することが重要でございます。時限的な財源に頼り事業費を拡大することは、行政サービスを安定的に提供する上で懸念が残ります。本事業においては、国の（仮称）給食費負担軽減交付金額を超過する部分は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしておりまして、恒久財源となり得ない点が気がかりでございます。また、中学校段階における（仮称）給食費負担軽減交付金がいつどのような内容で実施されるのか、実施されないのか、現時点では明らかにされておらず、動向を見極めることが欠かせません。前述しましたとおり、将来的な財政負担を回避できるよう、慎重に財源を検討することが必要でございます。

なお、準要保護世帯に対する就学援助の拡充につきましては、生活保護制度の被保護世帯との均衡という観点も不可欠でありまして、他市町村の制度も参考にしながら、熟議を重ねなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 濱田百合子議員の質問が終わりました。

午後2時30分まで休憩いたします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（利根健二君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 2番、自由民主クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い、5点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項1点目は、公用車の事故についてです。

昨年には、1月と3月と12月、そして、今定例会議でも公用車の事故について専決処分の報告があったことから、①です。

昨年度、今年度において、自損事故を含む公用車の事故件数を伺います。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 公用車の事故件数についてですが、昨年度が自損事故1

5 件、対物事故 5 件の計 20 件、今年度が 2 月末時点で、自損事故 14 件、対物事故 4 件の計 18 件となっております。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 率直に、多いのではないかなという印象でございます。
②です。

令和 7 年度当初予算には 910 万円の修繕費用が計上されておりますが、消耗部品の交換や通常劣化による修理などを除いた、自損事故など、運転手の不注意による修繕について、昨年度、今年度の費用を伺います。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 不注意によるものかどうかは明確ではございませんが、もらい事故など公用車側に過失割合がない場合を除く修繕費用としましては、昨年度が公用車 138 万 1,727 円、相手方が 78 万 250 円、今年度が 2 月末時点で確定している額になりますが、公用車 149 万 9,182 円、相手方 54 万 485 円となっております。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 昨年度も、今年度 2 月末でも、100 万円を超える修理代が公用車側でかかっておるとのことです。
③です。

修繕費用は車両保険によるものか、また、保険料として 485 万円が令和 7 年度当初予算の議案細部説明書に記載されておりますが、この 485 万円は、共済掛金と自賠責保険などの掛金総額という認識でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） おっしゃるとおりでございます（後日「修繕費用は市有物件災害共済会から直接修理業者に支払われ、限度額超過分等については市の修繕費から支払うことになります」と訂正あり）。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） ④です。

一般的に、修理や損害補償等に自動車保険を使うと掛金が上がりますが、近年の保険料の傾向を伺います。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 本市が加入しております、全国市有物件災害共済会につきましては、物件ごとに設定されております分担金を各加入団体が支払い、それによって全体の共済金を賄うという、相互救済事業の仕組みとなっております。そのため、香美市が共済金の支払いを受けたとしましても、その結果がそのまま分担金の増額につながるものではございません。また、分担金の改定は数年ごとに行われておりますが、現時点では改定の話はございません。

なお、近年の分担金額につきましては、令和５年度が３０６万８４４円、令和６年度が２９５万２,４４８円、令和７年度が２９７万３,９８２円と、ほぼ変わりのない状況でございます。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） では、⑤です。

公用車の事故については、これまでも指摘されてきておりますが、一向に減る気配がありません。再発防止に努められているのか、安全運転啓発や研修は行っているのかをお伺いします。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 研修の実績としましては、令和元年度に全国市有物件災害共済会から講師を迎えて、交通安全意識の高揚と交通規則の遵守徹底を図るとの内容で、正職員を対象に研修を行っております。事故が起こった際には、当該部署の所属長等に対して、部署内で安全運転を徹底してもらうよう口頭により促しております。

今後は、安全運転管理者である総務課長とも相談をしながら、事故を起こした職員に対しては、安全運転に関する研修を実施することなどを検討し、一層の安全運転管理に努めてまいります。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） ぜひ、一層の安全運転管理に努めていただきたいと思います。

当然ながら公用車は私たち市民の財産です。職員の皆様も、御自身が所有される自家用車を大切にされ、日頃から無事故・無違反を心がけて運転されていると思いますが、公用車も同様に運転していただきたいと思います。各部署において、管理職からの安全運転指導や職員同士の安全運転喚起、乗車前点検や時間に余裕を持った出発など、当たり前のことを地道に行っていかなければ、事故はなくなりません。基本的なことをおろそかにしていれば、小さな不注意が重なり、いずれは取り返しのつかない人命に関わる大きな事故につながりかねません。いま一度、安全運転の基本を見直し、毎日、毎朝とまでは申しませんが、定期的な事故防止の取組をお願いいたします。

それでは、次に、質問事項２点目の充電式電池の処分についてです。

環境省の令和６年集計によると、リチウムイオン電池等の使用中の発火事故件数は４９２件が報告され、年々増加傾向にあります。また、令和５年度中に廃棄物収集車や処理施設において、リチウムイオン電池等が出火原因と疑われるケースは２万１,７５１件で、このうち事故として報告されたものは８,５４３件あったそうです。とりわけ、姉妹都市であるあわら市の清掃センターでも、令和６年中に火災が２回発生しており、令和７年１月の埼玉県川口市朝日環境センター火災では、復旧関連費用を含め６０億円以上かかるとの報道もありました。

今後も事故が増える見込みから、環境省や全国各地の自治体が火災予防の取組をさらに強化していることについて、質問をさせていただきます。

初めに、（１）処分方法についてです。

①です。

廃棄物減量等推進審議会の開催概要はホームページで確認できますが、充電式電池について委員から出された意見の詳細を伺います。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

審議会の委員からは、現在、充電電池の持込み先としているリサイクル協力店はどこになるかや、充電電池を市が回収してリサイクルをする予定はあるかとの御質問を受けており、廃棄方法を御説明するとともに、本年度策定中の香美市一般廃棄物処理基本計画の基本施策に、リチウムイオン電池の分別、適正処分の周知徹底という項目を盛り込んでおります。

以上です。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） 委員からも、リサイクル協力店はどこかといったような御意見が出ているということで、ちょっと分かりにくいかなという印象は私も持っていました。

②です。

昨年９月定例会議で同様の質問をさせていただいたときに、その御回答では、使用済み充電式電池の受入れを、香北支所、物部支所でも検討したいとのことでしたが、いつから実施される予定かをお伺いします。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

令和８年４月から、香北支所、物部支所において、充電電池類の回収場所を設けるようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） ４月からということで、ぜひ、よろしくお願いします。収集方法であったり、その膨張している充電式電池をどうしたらいいか、また、分解できない充電式電池が入っている機器についてはどうするか、そういったところで収集場所が増えることになると思います。

③です。

充電式電池の処分方法について、広報による周知、公式ホームページやごみ分別の手引書の改定状況などをお伺いします。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えします。

広報香美４月号や香美市公式ホームページで、住民の皆様にお知らせをするように計

画しております。また、ごみ分別の手引の令和８年度版におきましても、充電式電池の処分方法についてお知らせする準備をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） 先日、近所の方から、電動自転車のバッテリーをどのように処分したらいいかというような御相談があって、御案内したこともありますので、ぜひ、周知徹底のほどをよろしくお願いします。

次に、（２）です。

環境省は、リチウムイオン電池等に関する特別サイトを設け、リチウムイオン電池総合対策パッケージを策定して、関連省庁との連携や計画的な取組を強化しています。

①です。

リチウムイオン電池を「賢く選ぶ」「丁寧に使う」「正しく捨てて資源循環」という３つの取組について、環境省は、キャッチコピーやキャラクター及びポスターや啓発チラシを作成するなどして、火災予防啓発の強化を行っていますが、このことについて、本市の取組をお伺いします。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員が御質問の、２０２５年１２月２３日に環境省が発表したリチウムイオン電池総合対策パッケージについては、十分に承知をしておりました。このリチウムイオン電池総合対策パッケージは、リチウムイオン電池による火災事故の防止と、リチウムなどの重要鉱物資源のリサイクル体制構築を目指し、政府が策定した総合的な対策で、２０３０年までに重大火災事故ゼロと、国内リサイクル体制の確立を目標としております。先ほど議員がおっしゃられた、リチウムイオン電池の３つの取組の１点目、商品を購入する際にはリサイクルマークの確認や、非純正品については製品のホームページを確認し、廃棄方法を確認した上で賢く選ぶ。２点目、強い衝撃や圧力を加えず、高温になる場所では使用・保管しないよう丁寧に扱う。３点目、リチウムイオン電池が使用されている製品か確認し、廃棄する前には電池を使い切り、しっかりリサイクルするといった、３つの心がけについて市民の皆様に対して情報発信を行ってまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） ぜひ、周知のほどをよろしくお願いします。

ということだと、②です。

強化キャンペーン中における取組は、特にないというような認識でもよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） 令和７年９月の市民カレンダーにて、小型充電式電池の

処分方法について掲載し、正しく処分することの重要性について啓発を行ってはおりますが、今後は、公式ライン等も活用して、より多くの方に周知できるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） ぜひ、積極的な周知をよろしくお願いします。

③です。

リチウムイオン電池の取扱いについて、積極的な啓発や周知活動を行う団体「L i B パートナー」、リチウムバッテリーの頭文字を取って「L i B」としておるようですが、 「L i B パートナー」を募集している環境省の取組への参画は検討できないかを伺います。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

今回の御質問を受けて「L i B パートナー」を初めて知ることになりました。リチウムイオン電池等の火災事故防止につながる啓発・回収・イベント等を実施する自治体・事業者等を募集し、環境省が「L i B パートナー」として認定する制度であると承知しましたが、現時点においては参画に当たっての検討にも至っていない状況ですので、まずは、市民の皆様への周知啓発を行うことから実行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 一気に何もかもということは無理なところもあると思いますので、地道に周知していただければと思います。

④です。

このリチウムイオン電池総合対策パッケージでは、2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとされておりますが、この目標を目指すための具体的な行動を計画できないか、伺います。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

リチウムイオン電池は、小型で軽量でもあり利用しやすいため、私たちの身の回りの製品に多く普及しております。しかし、先ほども申し上げましたように、強い衝撃や高温となる環境に弱く、それらが理由で発火に至ることもあり、近年、全国でごみ収集車やごみ処理施設で火災が発生しております。幸い本市におきましてはそのような事案は確認されておりませんが、リチウムイオン電池が起因する重大事故を防ぐために、引き続き正しい処分方法などについて、周知・啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 環境省を先頭に、今後、リチウムイオン電池等の充電池による火災予防の活動は、ますます活発になると思いますので、本市も遅れることなく市民への啓発、また、ごみ収集業者や南国清掃組合とも連携して、火災予防に努めていただくようお願い申し上げます。

それでは、質問事項3点目の、林野火災注意報・警報の運用についてです。

先週からまとまった雨が降り、渇水や火災への不安が少し解消されてきましたが、晴れた日には乾燥する時期でもありますし、県内では1月30日に発生した土佐市の林野火災をはじめ、各地で火災が続発していることから、本市の状況を伺います。午前中に山崎晃子議員からも同様の質問がありましたので、重複部分は除いて質問させていただきます。

①です。

1月1日から運用が開始された林野火災注意報・警報の発令状況と、防災行政無線による周知以外に何か広報や周知されていることがありましたら、状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

発令状況につきましては、令和8年1月1日から2月16日までの集計になりますが、この間の47日間、注意報は31日、警報はゼロ日となっております。

広報状況につきましては、議員から御指摘もありましたが、注意報の場合は防災行政無線による広報を行っております。警報の場合は防災行政無線による広報、消防車による広報及び香美市ホームページの重大なお知らせ欄に掲載を行う予定となっております。以上です。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ②です。

発令中の警戒態勢について、特に、警報の場合はどのような警戒態勢でしょうか。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

消防職・団員に対して、連絡が取れる体制等のメール送信を予定しております。また、香美市火災予防条例第45条第1項第1号関係による、火災と紛らわしい煙等の届出があった場合、その行為は、農林業従事者が焼却する稲わらや伐採した木の枝の焼却等が該当しますが、これがあった場合は、行為者に対して中止の指示を行うように考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 警報が発令されるときは強風注意報が出る状況ですので、ぜひ、火の取扱いは厳に慎むべきかなと思います。

③です。

1月から2月上旬は乾燥した日が続いておりましたが、この間、遠くのほうで煙が上がっているのを何度か見かけて心配したことがありました。そこで、先ほど注意報は31日発令されたということですがけれども、この間に野焼きやたき火、たばこのポイ捨てなど、火の不始末に関する通報や苦情はありましたでしょうか。また、情報が寄せられた場合の対応についてもお伺いします。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

通報等につきましてはございませんでした。発令にかかわらず、野焼き等の苦情や通報があった場合、現場に消防隊等が向かい、現地確認を行っています。焼却しているものが法律で禁止されているものの場合は、焼却を中止するように要請し、警察、保健所、市長部局の環境課等に連絡をして対応しています。また、市長部局の環境課等から連絡があった場合も、同様に現地確認に向かいます。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） まだしばらく乾燥が続く時期でございますので、引き続き火災予防に御尽力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質問事項4点目の、教育長の教育行政方針についてお伺いします。

（1）です。

小・中学校教育について、教育長のお考えを伺います。

①です。

前田教育長は、今定例会議冒頭の御挨拶において、質の高い教育を提供するためには、教職員が心身ともに健康で、情熱を持って教壇に立てる環境が不可欠である。働き方改革も着実に推進していくとおっしゃられていました。一方で、一部報道によると、業務多忙によるストレスが原因で不祥事を起こしたなどと、釈明をした元教員もあります。

そこで、相次ぐ教員の不祥事について、前田教育長の御認識と併せ、各学校への指導方法はどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 教職員の不祥事への危機感と、各校への指導等についてお答えします。

まず、危機感についてですが、学校教職員の不祥事は、児童・生徒の心身に深刻な影響を与えたり、積み上げてきた保護者や地域の教育への信頼も大きく失うこととなります。市教育委員会として、不祥事につきましては大きな危機感を抱きながら、学校への指導の強化と、その防止への徹底を図らなければならないと考えています。

教員の主な不祥事は、飲酒運転、わいせつ行為、個人情報漏えい、体罰、公金横領の5つの類型に分類されると言われています。また、その発生の背景には、倫理観の甘

さや人間関係の悩み、多忙化によるストレス等が複合的に合わさって発生すると言われています。

学校におきましては、各校の管理職が主導しながら、その防止のため、年間10回程度の不祥事防止プログラムによる校内研修を実施しています。その校内研修の内容は、具体的な事例を用いた不祥事防止研修、SNS利用ルールの徹底、飲酒運転や体罰の根絶、公金管理の組織的なチェック体制の構築等々の研修となっています。学校として、組織的・計画的に研修を実施することで、教職員一人一人が自分事として捉えられるようになることが、不祥事の未然防止につながると考えます。また、管理職の教職員への関わりや、温かい雰囲気のある風通しのよい職場環境づくり等も、不祥事の未然防止の土台となります。

今後、学校に対しましても継続的な指導を行い、危機感を共有しながら、ならぬことはならぬという規範意識を高め、教職にある者のあるべき姿を示しながら、不祥事の未然防止と根絶につなげたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ぜひ、児童・生徒からの信頼に応えていただき、子供たちが安心して学校で過ごせるように御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

②です。

昨年の定例会議でも議論されてきましたが、気温が高過ぎる、安全確保のための監視体制を構築しづらいなどの理由で、プール授業が実施できない状況は理解できますが、そもそもプール授業実施に対して消極ではないかと感じております。気温の低い午前中に行う、あるいは、監視体制確保のために複数クラスをまとめるよう時間割の工夫など、検討できないか。また、昨年、教育委員会の独断で夏休み中のPTAによるプール開放を見送ったことについて、PTAとの協議状況及び安全管理の検討状況などはどうなっているか。加えて、安全管理につきましては、以前からライフジャケット活用を検討していただくようお願いもしておりましたが、この点も含めてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） お答えします。

プール授業の実施状況及び夏季休業中のPTAによるプール開放への対応、併せて、ライフジャケットの活用についてお答えいたします。

まず、プール授業につきましては、本年2月17日に高知県より「小学校の水泳指導における安全管理指針[改訂版]」が通知されております。本市としましては、この指針の内容を踏まえ、児童の安全を最優先に考えながら、令和8年度以降の水泳授業の在り方について検討してまいります。

次に、夏季休業中におけるPTAによるプール開放につきましても同様に、当該安全管理指針を踏まえ、安全管理体制や運営方法等について十分に確認をしながら、PTA

とも協議を行った上で慎重に判断をしてまいります。

また、ライフジャケットの活用につきましては、水難事故を想定した訓練には有効であると考えております。着衣泳の授業等において活用できる場面もあると認識しておりますが、通常の水泳授業において活用する機会は多くないのが現状でございます。今後、具体的な活用事例等が示された場合、もしくは、教育委員会でも検討して、それらを参考にしながら活用の可否について、今後、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） プール授業ですけれども、大体、1 学期の6 月後半から始まるので、あと3 か月とちょっとというところですので、ぜひ、検討を進めていただきたいと思います。

夏休み中のプール開放については慎重に御判断されるということで、これも P T A の方々の御尽力、やはり監視に何人か要りますので仕事を休んで対応することになると思います。P T A も大変労力を割かなきゃいけないこともあると思いますので、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

それと、ライフジャケットにつきましては、昨年もいろいろと参考事例も御紹介させていただいておりますので、そういった議論の経過を御確認いただければ、重要性は御認識いただけるものと思います。なかなか水泳授業も十分にできない中で、泳力、泳ぐ力が目標に達しないケースも出ているということです。子供たちの将来を考えれば、やはりライフジャケットを着用することが当たり前という認識があれば、将来の事故が防げるのではないかと考えます。ぜひ、その点も含めて御検討いただければと思います。

いずれにしましても、多くの子供たちはプール授業を大変楽しみにしておりますので、積極的な御検討をお願いいたします。

③です。

御承知のとおり、大栃小・中学校は存続の危機にあります。小学校全校児童は9 人、中学校全校生徒は2 2 人と、児童・生徒数は減り続けています。対策として、特認校や山村留学といった取組も行われており、4 月からはスクールバスも運行される予定となっておりますが、両校の必要性和存続の展望について、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。少し答えが長くなるかもしれませんが、御容赦ください。

私は、学校は地域そのものだと思っています。学校の存続は地域の維持にも直結する重要な課題だと捉えていますし、大栃小・中学校の存続は子供たちの教育環境を守るという意味合いだけではなく、物部地域の維持と活性化において極めて重要であると考えています。大栃小・中学校は、小規模校のメリットを生かした教育の展開や、地域コミュニティの核としての存在意義を示してきました。「物部っ子 F e s !」等の行事開催

や情報教育での先進的な取組等、学校とコミュニティスクールや地域が協働しながら、学校の存続やまちおこし、魅力化にも向き合ってきたことも理解しております。

また、市教育委員会としましては、中学校では令和6年度より山村留学生の受入れ、小・中学校では令和5年度より特認校制度の導入もいたしました。さらに、令和8年度4月からは土佐山田－物部間で児童・生徒の送迎バスの運行もスタートする予定です。物部地域の皆様の声に耳を傾けながら、存続と今後の学校の在り方につきましては、精いっぱい取組を推進していきたいと考えています。

市内全域の今後の状況について、少しお話をさせていただきたいと思います。

令和7年度の香美市の出生数は87人とお聞きしました。香美市で規模の大きい鏡野中学校を例に挙げながら、今後の状況を考えてみました。40年前、私が初めて鏡野中学校に赴任した当時は45人学級で各学年7クラス、生徒総数は800人を超えていました。20年前に再び赴任した際は40人学級で4クラス、生徒総数は400人を超えるぐらいでした。そして、今後十数年後には各学年2学級、生徒総数は200人未満になるのではないかと考えます。20年単位で生徒数は半減している状況にあります。今後の児童・生徒の推移を考えたとき、学校の努力だけでは限界もあるのではないかと考えられます。小規模校の今後につきましては、関係各課の皆様や学校、地域の皆様がスクラムを組みながら、大きな取組のパッケージの中で、香美市の未来の教育の姿を考えなければならないところに来ているのではないかと考えます。いずれにしても、学校の存続は地域の発展や衰退にも深く関わる場所ですので、市教育委員会としましては、できるだけ取組を進めなければならないと考えています。以上です。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 御答弁は、力強いお言葉であると感じました。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、（2）保育園について、教育長のお考えをお伺いします。

①です。

美良布保育園の建て替えについて、教育委員会の方針が定まらず、再び建設検討委員会を開催する状況となっており、建て替えだけではなく、今の園舎の大規模改修（リフォーム）を含めて、今後、検討が行われるものと考えます。今後の香北町の地域振興やまちづくりの観点も含め、先ほど、地域の未来そのものであるというお話もありましたけれども、教育長が美良布保育園に期待することや役割をどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 美良布保育園に関しましては、私がこれまで取り組みましたので、私から答弁をさせていただきます。

美良布保育園建設につきましては、3月16日に第1回建設検討委員会が開催されることになっており、公募委員も含めた委員の皆様で、香北町の地域振興やまちづくりの

観点からも議論が行われることと思っております。香美市としましては、過疎債の期限をお示しして、財政的に過度な負担となることはできない旨をお伝えしておりますが、それ以外の部分では、自由に御検討いただきたいと考えております。これまで市が御提案した建設計画は、住民の皆様の御理解を得られることができませんでしたが、今回の香北町の住民を中心に組織された建設検討委員会の結論は、住民の皆様による住民の皆様のための建設計画になると期待しています。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 今後の議論は、建設検討委員会においてということになるのかと思いますけれども、先ほど市長がおっしゃられたように、昨今、物価上昇の情勢にあって、限られた予算の中での再検討ですので、難しい判断もあろうかと思いますが、第一は、保育園の子供たちの安心・安全を最優先に御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

②です。

園児3人といたった状況から、大柵保育園は存続の危機にありますが、園の必要性和存続の展望についてお伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） こちらに関しましても、地域づくりと関わりますので、私から御答弁をさせていただきます。

大柵保育園は、大柵地域になくてはならない施設であると考えております。これまでも述べてきましたように、若い世代に大柵地域で生活していただくためには、保育及び教育の充実は不可欠です。私としましては、あらゆる政策を動員して、子育て世帯に住み続けていただけるよう努力いたします。具体的には、子育て世帯が市営住宅に入居することを念頭に、香美市一律のルールで運用するのではなく、物部町では特別なルールで貸し出すなどの策を検討したいと考えております。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 私も、物部町地域に子供たちをどうすれば増やせるかということで、里親制度の普及なんかもしてみましたが、なかなか広がりが見られないということで、先ほど市長からおっしゃっていただいたように、特区といいますか、物部町の現状に合った取組を、今後、開していただきたいと思います。

③です。

歯止めの利かない少子化により、今後は小規模保育園の統廃合が懸念されますが、しばらくは入園児の確保が見通せる、あけぼの保育園となかよし保育園を公設民営化とし、小規模保育園は行政が運営していくことで、子育て世代の選択肢を確保するための体制が検討できないか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） あけぼの保育園となかよし保育園の公設民営化については、

これまでも公文議員から御指摘をいただいております。私としましては、まずは、南国市の事例を参考にして、香美市における公設民営化に関するメリット・デメリットを明らかにすべく、検討委員会を立ち上げて御議論いただくのがよいのではと思っております。私が香美市の保育に関して心配しているのは、保育士の確保についてです。市長就任以来、現場の要望もあって、保育士の採用については年3回募集するなど、努力をしているところではございますが、結果、正職員の退職も重なり、4年前よりも正規職員数は減っています。将来の保育を担う人材育成について、また、いま以上に保育の質を充実させるために、検討委員会を立ち上げるべき時期に来ているという認識は持っております。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ぜひ、この議論を前進させていただきたいと思います。保育園の統廃合は少子化が大きな要因となりますが、そのほかにも人件費や光熱水費の上昇など、財政面からも、今後、検討されるのではないかと心配しております。現状のままでは、中長期的な人口動態などの予想から、あけぼの保育園となかよし保育園の統廃合が検討されていくのではないかと考えております。地域から保育園がなくなれば、すなわち小学校の統廃合に直結します。先ほど前田教育長からもおっしゃっていただきましたが、教育は地域の未来そのものであるということには大変同感いたしておりますので、どうかそのことも含めて、今後は、ぜひ、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、質問事項5点目、市長任期満了を間近にして。

①です。

2月20日の提案説明において、市長は1期目の4年間を振り返り、市政全般における成果を述べられておりましたが、とりわけ特に力を入れてきた事業や、市民との対話や要望などによって行われた事業があれば、その成果を伺います。一方で、道半ばでやり残したことや、物部町地域の活性化も課題として述べられておりましたが、その他課題についてもお伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、市長としての4年間の任期につきまして御質問をいただき、ありがとうございます。私自身は、毎日を必死にこなしていたというのが正直な感想であり、改めてゆっくりと考える機会を与えていただいたことに感謝いたします。

振り返って、私が最も力を入れたことは、香美市役所の組織力を高めることであると思います。朝ドラ「あんぱん」のような注目を浴びる出来事もありましたが、目には見えないことに力を尽くしたと、私自身は考えております。組織力を高めることに関しましては、議会冒頭でお話しさせていただいたように、チームでイノベーションを目指し、日々の仕事についてみんなで考える機会をつくろうと努力してきました。具体的には、例えば、令和7年度各課業務紹介研修では、香美市役所の業務について担当職員が業務

内容を紹介する動画を作り、職員に見てもらおうという研修です。今年度は27本の動画が作られ、他の職員がどんな業務をしているかについての理解が深まったと思います。この研修を通じ、自分の仕事についても職場の仲間と考える機会となったと思いますし、また、他の職場の動画を見ることで、業務改善の意欲につながったり、併せて、他の職場とのチームワークにも期待をするところです。職員それぞれが市民に対して貢献できる職員になるべく努力をし、結果、力をつけた職員がチームで仕事をすることによって、香美市の課題をこれまで以上に解決していきたいとか考えております。

また、1つだけやり遂げることができたということで御紹介したいのは、市街化調整区域における規制緩和を実現させたことです。今月1日に市のホームページ、また、広報香美にも掲載させていただきましたが、小学校区について、18歳未満の子供がいる御家庭で10年以上住み続けることが確約できる方は、家を建てられるようになりました。併せて、高知工科大学周辺についても、これまで建てられなかった用途の建物が建てられるようになり、高知工科大学周辺の魅力アップにつながることを期待されます。この市街化調整区域の規制緩和につきましては、県議会議員時代も含め、15年かかりましたけれども、市長として一定の成果を出すことができたと思っています。

次に、市民との対話についても御説明をさせていただきます。市民との意見交換については、私自身がいろいろな行事に参加した際にお聞きすることが多く、市役所の中で把握できていない課題についても、一定程度情報収集ができていますと考えております。また、自治会長の皆様には、全ての方々に私の携帯番号を書いた名刺をお渡ししておりますので、必要に応じて御連絡をいただいております。また、教育長不在に関することにつきましては、私自身が市民の皆様にご説明する機会をつくらなければならないとの思いで、私自らが主催し、説明会を開催いたしました。

最後にやり残したこと、今後の課題につきましては、私が政治家としての目的とする、長い歴史を刻み文化を育んできた集落を維持し、次世代に残すべく取り組んでいくことに関して、特に、物部町には重点的な取組が必要だと考えております。教育、買物のための移動手段、そして、医療などに重点的に取り組んで、併せて、来年度から設置します住宅政策課を中心に、スピード感を持って進められればと考えております。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 特に力を入れてこられたことは、やっぱり市役所の一人一人の職員のマンパワーをパワーアップしていくことで、今までの行政力にさらに磨きがかかることに期待したいと思います。また、この各課紹介研修は面白い取組ですね、自分がいた頃にはなかった取組で、連携強化が図られるのではないかと思います。あと、市街化調整区域の規制緩和は、本当に香美市にとって大きな前進ではないかと思います。これからも市民の皆様との対話を続けていただき、課題解決に向けて、特に物部町に力を入れていただけるということです。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

②です。

現在、特別国会においても来年度予算案などの議論がされておりますが、内閣が目指す責任ある積極財政と強い経済構築や、一方、県行政については、高知新聞でも「点検・5,000億円予算」と題して特集が組まれております。人口減少対策などに重点を置いた事業展開により、自治体運営のかじ取りはさらに難しくなることが予想されます。

既に、本市予算にも影響が見られ、ガソリン暫定税率と一緒に廃止された、新車購入時の環境性能割による交付金配分がなくなったことから、来年度予算案は前年比で約1,270万円の減収となっております。今後、物価高騰対策や税制改正など、限られた予算のやりくりに悩みながら、新たな制度や新事業創設などが予想されますけれども、今後の国策や県事業に関して、依光市長だからこそ対応できることがあるのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 国は、高市政権となってから積極財政を打ち出し、また、濱田県政におきましても、人口減少対策に力を入れております。私だからできること、対応できることのお答えは難しい面もありますが、県議会議員のときからの人脈で、総務省や国土交通省、また、高知県庁には親しい方が何人もいらっしゃり、必要に応じて直接お電話で対応させていただいてもおります。具体的には、朝ドラ「あんぱん」放送決定の日に、当時の高知県観光振興部長にお電話し、令和6年度当初予算にいろいろな事業を入れていただくなど、私なりに朝ドラに向けた準備をスムーズに進められたと考えております。

今後、時間が許す限り、国や県庁の皆さんとの意見交換に努め、国や県と連携した事業を進められるよう頑張っております。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 国・県からの交付金や補助金にも当然に限りがあります。県内各市町村も予算獲得に必死になって取り組んでおりますが、獲得競争において本市の優位性を訴える力、そして、伝えるべき相手をしっかりと見据える、こうした誠に重要な役割を担い、依光市長の持てる力を十分に発揮していただけないかと、大きな期待をしているところです。これまでの依光市長の御経歴に加え、1期4年間で積み重ねられてこられた実績や、確かな絆で結ばれた御人脈を生かしていただき、今後の難局を乗り越えていただきたいと思います。

③です。

市長が考える本市の目指すべき将来像と中期的な計画や目標をお伺いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本市の目指すべき将来像と中期的な計画や目標について、御説明をさせていただきます。

香美市が目指す方向性としては、大きく言えば強みを生かしたまちづくりになります。

そして、その強みをしっかりとPRすることにより、香美市から地域外への人口流出を抑制し、UターンやIターンによる移住者を増やすことで、人口を維持し、集落を次世代に残せるよう取り組んでいきたいと考えております。具体的な策としては、香美市の強みである農業や林業で雇用を生み出し、また、観光施設を生かした観光振興、そして、企業誘致にも積極的に取り組みたいと思います。また、探究のまち香美市ということで、生涯学べるまちづくりを目指しており、今後は、市民が発表する場をたくさんつくることで、市民と一緒に住民の元気を香美市内外に発信していきたいと考えています。

○議長（利根健二君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ぜひ、先ほどおっしゃっていただいた取組を前進させていただきたいと思います。本市の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を推進していただきますようお願いいたします。

少し時間がございますので、余談にはなりますが、午前中に山崎眞幹議員がおっしゃられていました、基本理念であつたり将来都市像という部分についてなんですけれども、眞幹議員は、このことについての違和感というか、意見を言うのは自分だけではないかとおっしゃっていましたが、私もこの「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」という基本理念はすごくいいなと、好きであります。一方で、新たに示された基本理念の中に、快適性と利便性を追求するという文言といいますか、その文字をぱっと見たときに、改めて申し上げますが、やっぱり疎外感であつたり冷たいなということは印象として受けました。といいますのも、やはり山間地域に住んでいる市民の方々、山奥に住まわれている方々は、利便性であつたり快適性という言葉の真逆である、不便なところにお住まいです。その方々は、不便を解消して快適性や利便性を追求しようとは思っていないと考えております。不便を享受する、受け入れて楽しむ、不便な生活の中での生活の知恵であつたり、また、長期保存が可能な食文化、伝統芸能、地域振興、やはり不便だからこそそういったものが育まれ、受け継がれてきたんだと思います。不便だからこそそこで住んでいると言っても言い過ぎではないと、私は思っておりますので、先ほど申し上げたように、快適性・利便性という文字を見たときには疎外感を感じました。

あと、ついでに申し上げますが、将来都市像ですけれども、今までの「進化する自然共生文化都市香美市」は、誰が見てもそのままの意味に受け取ってもらえると思います。一方で、新しい将来都市像「こじゃんと暮らしやすいまち」ですけれども、その文字を見たときに「こじゃんと」という意味を知っていないと腑に落ちないといいますか、伝わりづらいと思います。私たち高知県民は「こじゃんと」という言葉を単語で認識しますけれども、「こじゃん」って何と聞かれたことがあるんです。私たちは「こじゃんと」と単語で認識しても、県外の人とか「こじゃんと」の意味が分からない人は、「こじゃん」が名詞であるか形容詞であるかは分かりませんが、「こじゃん」という単語と助詞ですね、格助詞になると思いますけれども「何々」と、「こじゃん」と。これをぱっと

見たときに、何と一緒に住むのって認識される方もいらっしゃると思うんですよ。やっぱりそういう説明が必要なキャッチコピーというのは、言葉のフック、引っかかりにはなるかもしれませんが、そこから「こじやんと」って何って、調べる人はそんなにいないと思うんですよ。だから、やっぱり先ほど申し上げたように、その文字を見たときに、文字が与える印象はすごく大事なんではないかと考えて、午前中の議論を聞かせていただきました。市長、企画財政課長には、その点もまた意見として受け止めていただいて、今後のまちづくりに邁進していただきたいと思います。

私の全ての質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 公文直樹議員の質問が終わりました。

次に、7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 7番、自由民主クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。本日最後となりました。大変お疲れのところ恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1番目、住民票・印鑑登録証明書等のコンビニ交付についてです。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用すれば、全国のコンビニに設置されたマルチコピー機から、土・日・祝日や早朝・夜間でも、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるサービスでございます。また、窓口より手数料が安いことが多く、その場で印刷・受取りが可能となりますので、市民からも、勤務時間やお昼休みになかなか取りに行く時間がないので大変だと、早期にコンビニ交付をという要望がございます。

それでは、①の質問に参ります。

現在のマイナンバーカード普及率をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課、萩野課長。

○市民保険課長（萩野貴子君） 普及率は、人口に対するマイナンバーカード保有数の割合でお答えいたします。

令和8年1月末現在、香美市は73.9%です。ちなみに、全国平均は81.2%、高知県は76.8%です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 思ったより低いかなという数字でございました。また今後も普及されていくと思いますので、啓発をよろしくお願いいたします。

②に参ります。

窓口での住民票の写し、印鑑登録証明書の年間利用者数を過去3年間分お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課、萩野課長。

○市民保険課長（萩野貴子君） 利用者数での集計はありませんので、発行件数でお答えいたします。令和7年度は2月現在の件数となります。

窓口での住民票写しの交付は、令和5年度8,965件、令和6年度8,852件、令

和 7 年度 7, 0 2 4 件です。印鑑登録証明書は、令和 5 年度 5, 0 3 7 件、令和 6 年度 5, 3 6 5 件、令和 7 年度は 4, 2 5 2 件です。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 件数が結構多いなと思いました。

それでは続けて、③の質問に参ります。

市民から、住民票・印鑑登録証明書等のコンビニ交付要望を聞いたことはありますでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課、萩野課長。

○市民保険課長（萩野貴子君） 私自身が窓口において、住民票の写しのコンビニ交付についての要望をお聞きしたことがあります。また、電話でのお問合せもあり、要望は増えてきていると感じております。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 私も数年前から言われておりました。年齢の幅もございまして、今回質問をさせていただきます。

近隣の高知市では令和 4 年 3 月 1 7 日から、南国市では令和 4 年 4 月 1 日から、香南市は令和 2 年 3 月 2 日からコンビニ交付サービスを実施しております。また、香南市では、利用時間が午前 6 時から午後 1 1 時まで、土日祝日も利用可能となっており、とても便利です。交付手数料は 1 通につき 2 0 0 円と、窓口よりも安くなっております。高知市と南国市も、1 通につき窓口より 1 0 0 円ずつ安い手数料となっております。コンビニで住民票を取得するには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の 4 桁の暗証番号が必要となります。全国の主要なコンビニエンスストアに設置されておりますマルチコピー機で、地域により違いもございしますが、サービスを受けることができます。また、証明書の取り忘れ防止のために、音声案内やアラームが鳴る仕組みにもなっております。香南市の方にお聞きいたしますと、個人データの自動消去も確認ができて、個人情報漏れる心配がないので安心という話を聞きました。

⑤の質問に参ります。すみません、④ですね。

行政、市民にとっても利便性が高いと思われるコンビニ交付の検討をお願いできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課、萩野課長。

○市民保険課長（萩野貴子君） 導入する場合のシステム改修費や導入後の運用経費が必要となりますが、土日や夜間などでも受け取れるという利便性もあり、県内でも多くの市町村が導入しております。また、窓口交付が減少することによる業務の効率化などのメリットも期待されます。現在、システム改修にかかる期間や経費及び財源措置についての情報を収集し、導入に向けた具体的なスケジュールを検討しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） やはり要望も多いということで、数年前から計画されているのかもしれませんが、最近は特に多くなっているのではないかと思います。財源がないとできませんので、財源確保のために、ぜひ、御尽力をよろしくお願いいたしますと思います。

市長は、この件につきましていかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 私自身も、この件につきましてはやるべきであると思っておりますので、先ほど課長から答弁しましたとおり、具体的なスケジュールの検討にはもう入っております。そういったことも含めて、やりたい思いはありますが、いろいろな解決しないといけない課題もあるので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） スケジュール調整中ということで少し安心しました。私も聞かれた方にはそのようにお答えしたいと思います。どうぞ早めによりしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に参ります。土佐山田まつりについて。

令和6年9月定例会議で、土佐山田まつりにおいて花火を打ち上げてほしいと質問いたしました。そのときの答弁は、祭り会場と、安全に花火を打ち上げるための場所確保に至っていない、様々な課題について実行委員会で協議していくとのことでした。その実行委員会での協議後も、やはり同じように場所がないということでした。昨年の山田まつりは猛暑の中での開催となり、踊り子で参加された方から、開催時期の変更はないんですよねということも聞かれました。その後の経過と、今年度の計画等についてお伺いいたします。

①です。

熱中症対策等も含め、土佐山田まつりの開催時期、打ち上げ花火等の検討内容についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

昨年の土佐山田まつりにおける熱中症対策を、まず申し上げます。各参加団体それぞれで、熱中症対策に御留意していただくよう周知いたしました。熱中症特別警戒アラートが発令された場合には、商店街の踊りの競演を中止する予定でございました。旧香美市立図書館の駐車場に踊り子が休憩できるスペースを確保し、同じく旧香美市立図書館前にて、香美市婦人会の御協力によりまして、冷たいおしぼりサービスを実施しました。商店街踊りの競演最終地点で、踊り子及びスタッフへの冷凍した清涼飲料を配布いたしました。昨年度は2か所であったクーリングシェルの設置を、今年度は3か所に増設しております。また、市民グラウンド、テニスコートに、休憩用の踊り子待機用テントを設置しております。以上の対策によりまして、救急搬送される方などはいらっしゃ

いませんでした、引き続き、同様の対策を取りつつ、ほかにできないかを研究してまいります。

開催時期についてでございます。今年は第58回になりますが、土佐山田まつり実施に向けた実行委員会を昨年11月に開催いたしました。その会議におきまして、土佐山田まつりの開催予定日は、例年どおりの8月第1土曜日に決定しております。

打ち上げ花火の場所確保につきましては、実行委員会で御意見をいただきまして、事務局である当課で調査いたしておりますが、現在のところ、安全に花火を打ち上げる場所の確保までには至っておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 御協議をいただいたということで、ありがとうございます。

担当課に投げられたということでございますよね。

②の質問に参ります。

踊りと花火を別の会場に、または、開催日を分けてはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

花火の打ち上げにつきましては、実行委員会で実施の検討を重ねてまいりましたが、先ほども申し上げたとおり、適切な場所の確保が困難でございますので、令和5年度以降は断念してきた経緯がございます。昨年の実行委員会でも、別の場所での花火の打ち上げを協議いたしましたが、安全対策等に相当な経費がかかるなどの課題がございますので、打ち上げ花火を見送っております。開催日を分けた場合でも、この課題を乗り越えることが難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） おっしゃるとおり、かなりの経費がかかることは分かります。

経費のことを言われてしまうと、もう花火は諦めるしかないのかなとも思ってしまうんですけども、やり方や方法はきっとあると思うんですね、ほかの会場なんかでもやっていますので。最近、町田橋の河川敷がすごく広く補修されております。ただ、今回みたいに雨で増水すると、そこではちょっと難しくなるかなと思ったりもしたことですけども。これは同僚議員からお聞きしたことですけど、鏡野中学校の上のごみ収集場所があると思うんですけども、これは香美市の土地ですが、そちらで上げるような検討もできないものかとも思ったりします。もう1か所、楠目小学校のところで、ここには林業試験場の木なんかもあるんですけども、消防も常に待機をしていますので、そういったところも当たられたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった様々な箇所につきましては、実行委員会からも検討の余地があるのではないかと議題に上がりました。調査の結果につきましては、今度開催する実行委員会で報告する予定でございまして、この場での答弁は一旦差し控えさせていただきたいと思います。適切な祭の時期及び会場として使用できる場所などの様々な課題につきましては、実行委員会でも協議してまいりますので、また、会場等に変更などがありましたら、随時、市民の皆様にお伝えしたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 前向きな答弁をありがとうございました。諦めるしかないのかなとずっとと思って、今回の質問も作りましたけれども、もうちょっと頑張ってみましょう。よろしくお願いいたします。

市民の方たちから、山田まつりにつきまして、従来どおりじゃなくて、もうちょっと何かないのかということを知ることが多くなりました。花火がどうしても駄目でしたら、結構経費がかかるんですけどドローンショーでありますとか、ほかに何かあるような気がいたします。

③の質問に参ります。

土佐山田まつりについて、楽しいことをしてほしいとの声もございます。検討はできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

予算、日程、会場の規模など、多くの制約がある中で、老若男女、世代を問わず楽しめる祭を目指し、その積み重ねによって、現在の土佐山田まつりが形づくられています。今年 8 月で第 58 回目の開催を予定しておりますが、社会情勢の変化に伴って、年を追うごとに少しずつ祭りに対する考え方や楽しみ方もさま変わりし、多様になってきているのではないかと考えられます。このような変化を踏まえつつ、実施主体である実行委員会の委員の方々が、土佐山田まつりにお越しいただいた皆様に楽しんでいただきたいという思いで、毎年様々な企画立案及び祭りの実施に取り組まれております。当課といたしましても、事務局としてこの取組を下支えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 今年が第 58 回で、あと 2 年すると第 60 回になるわけですね。

ラッキーナンバーズの抽せん会が確かあると思うんですけども、抽せん券はどうやったもらえるんですかと数人に聞かれました。配布は入り口辺りでしているのか、新聞の折り込みなんだろうかな、どうなっているのかお答えできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） 高知新聞の折り込みや会場入り口付近でも配付しておりますし、お問い合わせいただきましたら商工観光課でも配付いたします。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） そうしたら、各種団体とかが何枚くださいと言ったらもらえるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

枚数にも限りがございますので、必要に応じてお問い合わせいただきましたら対応できるかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 土佐山田まつりの中でも、何とか大賞とか、ウルトラクイズみたいなものとか、昔は何かクイズがあったような気がするんですけど、のど自慢大会とか、いろんなことがあると思いますので、また今後、検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。土佐山田まつりにつきましては、これで質問を終わります。

次の質問、3番目に参ります。香美市合併20周年記念事業の実施についてでございます。

香美市は、平成18年3月に合併いたしまして、今年3月で20周年を迎えました。去る3月1日には、香美市合併20周年記念式典が実施され、香美市と姉妹都市でもある積丹町の松井秀紀町長が、御多用の中にもかかわりませず駆けつけてくださり、本当に式典を盛り上げていただき、感謝を申し上げたところでございます。また、20周年記念表彰式があり、4人の方と1団体の方々が受賞され、心からお祝い申し上げます。その後、記念動画の鑑賞があり、20年の歩みを懐かしく思い出しました。20年前に採用された職員が、今回、初めて開会と閉会の辞を担当され、すごく爽やかで10年後が本当に楽しみだなと思い、とてもよかったと思います。20周年を皆さんでお祝いする事業はないのでしょうかという声もございます。

①の質問に参ります。

合併10周年では、記念事業について実行委員会を置いての計画となり、私は議員の代表として実行委員を承りました。私以外にも、各団体からの選出で議員の方々がいらっしゃいました。委員が各班に分かれての検討がなされ、その中の一つで一番大きなメイン事業として、高知工科大学の講堂で香美市とゆかりのある三山ひろしさんのコンサートが実施されました。大変な人気で入場希望者も大変多く、はがきでの申込みとなりました。立会人を置きましての抽せん会となり、多くの方々が抽せん漏れとなりました。私も抽せん漏れにはなりました。約600人の入場者を迎えて大盛況となりました。当

時の担当課長はじめ職員の方々、商工会、各種団体、実行委員の方々の積極的な御協力もあり、行政と市民、議会も一つになり、実施することができた大きな事業だと感じました。コンサートが終了いたしました数日後、ある職員が、今まで市民には怒られることばかりだったけど、初めてありがとうと感謝されてうれしかったですよ、大変だったけどやってよかったという話を聞きました。また、別の職員は、初めはもう本当無理と思ったけどやったらできるんやね、あんなに市民が喜んでくれるなら本当にやってよかった、達成感のある事業だったとおっしゃられていました。実行委員会の皆さんからも、同じような感想をお聞きいたしました。また、当日は会場案内の担当いたしておりました、来場された方からは、こんな近くで三山ひろしさんに会えた、三山ひろしさんと呼んでくれてありがとう、香美市民でよかったという声をたくさん聞きました。また、香美市もやったらできるんやねということ言われた方が2人おりました。やってくれてありがとうというたくさんのうれしい声をいただいたのが、この10周年のイベントでございました。

以上のことを申し述べまして、この事業についての見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほど、村田珠美議員の御質問にもありましており、大変好評であったと伺っております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） そのときに黍原課長は別の課にいらっしゃいましたが、感想があまりにも短かったのでちょっとびっくりいたしました。

それでは、②の質問に参ります。

合併10年、20年の大きな節目は、本当に今後へとつながる大切なことだと思います。20周年記念事業計画はあるのでしょうか。また、これから実施するとなりましたら、時期等についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和8年4月から令和9年2月までに香美市等が主催する冠事業といたしまして、新事業5本、既存事業12本を予定しております。そちらについては、資料をタブレットに掲載させていただいております。また、市民提案型の記念事業を募集したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 資料をありがとうございます。新規と継続事業に分かれて、両方載っていたと思います。ホームページをちらっと見てみますと、20周年に向けてのイベント募集が少しあったんですけど、その分がこの新規に入っていないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 市民提案型の分はこちらに入っておりません。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 1つだけ伺いたしますが、合併20周年記念香美市横断完歩の事業につきましては、5月16日土曜日に、四ツ足峠からバリューノア店まで約50キロメートル歩くということで、すごい企画ですね、50キロメートル。20周年にかけて20人なのかなと思いますが、せっかくのイベントなのに募集人数が少ないような気がいたします。この経過についてお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらの事業につきましては、生涯学習振興課から提案がありまして、それを採択したものにになりますので、あまり詳しいことは分かりませんが、ただ、長い距離を歩くとなると、隊列が多分広くなる可能性もありますので、募集人員は20人程度になったのではないかなと想像します。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 説明自体は特にはなく、この事業をやりたいということだったんですね、分かりました。内容についてはまた生涯学習振興課長に聞いてみます。

③の質問に参ります。

先ほど、①で述べました10周年記念事業のような、市民がわくわくして楽しいと思える、記念となるイベントの実施は、先ほどおっしゃられた提案型市民主役事業以外にはないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今のところ、御説明した内容になります。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 10周年記念事業で、初めてで大変だったけれどもやったらできるという自信をつけてくださった職員たちは、やり遂げるとか、諦めないことの大切さをこの事業で体験されたと思います。まだ1年、今3月でございますので、また提案型市民主役事業で出てくるかも分かりませんし、行政も応援をしっかりとさせていただいて、いい企画になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に参ります。4番目でございます。愛と勇気の物語交流館で香美市を全国へです。

この質問は、先ほどの濱田議員の質問と同じ内容のものがありますので、順次、取り下げながら質問をさせていただきますが、よろしいでしょうか。それ以外に何か付け足すようなことがございましたら、またそのときをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の定例会議に、香美市愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定が提案されましたので、質問をさせていただくことにしました。香北町の美良布商店街にある古民家を改修して、NHK連続テレビ小説「あんぱん」で使用された小道具の展

示と、観光客や地域の交流拠点、そして、観光の拠点となる場所が設置されることは、大変うれしいことでございます。以下伺います。

①です。

こちらは、先ほど濱田議員の質問の御答弁にあったと思うのですが、愛称として「かみんか」という名前になったとお聞きしました。これは平仮名で「かみんか」でしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 平仮名で「かみんか」となっております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 「かみんか」は平仮名でございますね。

②なんですけれども、ランニングコストも先ほど御答弁にありましたので、それ以外に特になければ取下げをさせていただきます。

③でございますが、こちらも取下げを、何かありますか、じゃあ、お願いいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほど、濱田議員の御質問のときに、運営資金に全て充てるよう説明をさせていただいたんですけれども、少し抜かっておりまして、バリューノアなどで展示しておりました再現セットの移設等にも、この寄附金を使いたいと考えております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 補足をありがとうございました。

それでは、次の④でございます。

このガバメントクラウドファンディングに参加した、香美市の人数と寄附金額をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

2月23日現在でございますが、1件3万円となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 1件あったということで、ありがたいです。

それでは、⑤の質問に参ります。

チラシに、香美市以外在住の方は、寄附をいただいた金額を住民税控除に使い、返礼品を選択可能だとありました。香美市民には適用されないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 本市に住所を有する方が、本市へふるさと納税として寄附を行った場合について、お答えいたします。

まず、総務省の制度上、寄附先が自己の居住する自治体である場合には、返礼品を受

け取ることはできないこととされています。一方で、寄附としての取扱いは通常どおり行われまして、所得税及び住民税の控除を受けることは可能です。したがって、市内在住の方が本市へ寄附をされた場合、返礼品の送付は行いませんが、寄附金控除の対象とはなりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 暫時時間を延長いたします。

7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 控除にはなるということでございますね。

次に、⑥ですけれども、こちら先ほど御答弁いただいておりますので取下げいたします。

⑦です。

少し先ほどの答弁で触れておりましたけれども、交流館の店内にはお土産品販売コーナー等はあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 現在のところ、お土産品販売コーナーはございません。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 先ほどの御答弁でもそんな感じがしたんですけれども、全く不必要ではないという感じの御答弁だったと思いますので、今後検討を、ぜひ、していただけたらと思います。

それでは、⑨の質問に参ります。

○議長（利根健二君） ⑧です。

○7 番（村田珠美君） 失礼いたしました。⑧も同じ内容の質問でしたので、取下げをさせていただきます。

⑨に参ります。

入館料は無償ですが、維持管理経費等もかかりますので、少額の有料化という検討はなかったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） いろいろ検討はしましたけれども、多くの方に来館してもらうため、2 階展示室の入館料は無償といたしました。貸館につきましては使用料を頂くよう予定しております。

○議長（利根健二君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） お土産ですけれども、香美市の 13 キャラクターのグッズが、チラシを見ているとたくさん出てまいりました。バッジですとか、いろんなものがあるんですけれども、新たに作るものではないので、そういったものの販売とか、あと、物づくり大賞の商品であるとか、鳴子なんかもすごくいいのがありましたし、ユズ関係

のものとか、いろんなものが香美市にもあります。ここで買物をされた方が帰られたときに、また香美市の話がそこでできるんですよ。そういったことでつながることも含めまして、お土産品販売コーナーを設けられたら、長く続くのではないかなとも思いますので、ぜひ、今後、検討をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 土産物に関しましては、葦生の里など周辺に直販所が複数あり、周遊をしてもらいたいという思いもありますので、先ほど村田議員が言われたような販売をするのであれば、施設限定品などを検討したいと考えております。

○議長（利根健二君） 村田議員、質問がちょっと1つ戻りましたので、今度⑩でよろしいですか。

7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 一緒に質問していました。すみません。

それでは、⑩に参ります。

年間来場者の見込みをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 1万人を目標としております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 1万人の来場者はなかなか大きな数字だと思います。初めは来てくださるかなと思うんですけど、継続もありますので、いろいろ同僚議員も言われたように、いろんなところでまた工夫をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、⑪の質問に参ります。

職員数と業務内容なんですけれども、先ほど御答弁にもございましたが、人数につきましてはなかったもので、現在は面接が終わって採用された方に通知を出しているとお聞きいたしましたが、大体何人ぐらい採用されて、何人の勤務体制になるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 地域支援員1人を配置する予定となっております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 1人だけの採用で大丈夫でしょうか。休みもありますので大丈夫だとは思いますが、万が一のときは職員が行くとかということも、できるだけ急な休館はしないほうがいいと思いますので、ぜひ、そのところはよろしくお願いいたします。

⑫に参ります。

オープン予定日と市民への周知についてお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 開館日は4月25日を予定しております。開館に

向けての市民への広報などにつきましては、広報誌やＳＮＳ、チラシ等を活用し、幅広く周知を図ってまいります。また、市民だけではないですけれども、開館と同時に物部川ＤＭＯ協議会が、物部川エリアでの周遊企画といたしまして、物部川流域の３市で「（仮称）あんぱん小道具展」を開催する予定になっております。香美市では、この「かみんか」でＮＨＫから譲り受けた小道具等を活用した展示をするようにしておりますので、このことにつきまして「どっぷり高知旅キャンペーン」等で幅広く広報していただける予定となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 4月25日がオープンで、この日にオープンセレモニー等もやるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） セレモニー等については、今のところまだ確定しておりません。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 多分、セレモニーもされるのではないかなと思いますが、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それでは、⑬も先ほどございましたので、取下げをさせていただきます。

最後の質問に参ります。⑭でございます。

高額な経費をかけての事業でございます。事業継続と朝ドラ「あんぱん」効果を持続させるためには、今後もさらなるＰＲが重要だと思います。

そこで、本市のバス会社と連携していただきまして、バスをラッピングして香美市の宣伝をしたらという声がございます。宣伝効果が非常に高いと思われますが、高額な費用をかけての事業で将来性がないのでは大変困るかなとも思いますので、ぜひとも香美市を全国に知っていただくために、また、香美市に来ていただくためにも、ラッピングバスを利用したＰＲをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 香美市には、朝ドラ「あんぱん」のモデルとなったやなせ先生がつくってくださった香美市のキャラクターなど、香美市をＰＲする素材がたくさんあります。ラッピングバスはとても魅力的な御提案ですけれども、費用も高額で、効果がどれくらいあるかは今の段階で不明ですので、実施はちょっと難しいのではないかと考えております。ただし、交流館を含め、香美市のＰＲは重要と捉えておりますので、引き続き、香美市のＰＲを進めていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） やはり、何にしても費用がということですが、ラッピングバスの効果はあると思います。以前、自分の知り合いの事業所の方なんですけれども、数

年にわたり電車のラッピングをされておりました。聞いてみますと、効果は徐々に出てきて売上げが上がったと大変にっこりされておりましたので、全く効果がないということとはまずないと思います。

県外の観光バスなんかを見てみますと、いろんなラッピングバスがあったりして、知らないところを見たりすると行ってみたいなとも思いますので、キャラだけではなくて、香美市の観光名所、例えば、龍河洞であるとか、鏡野公園とか、香美市には本当にきれいな滝もございます。轟の滝ですとか、大荒の滝ですとか、いろんなものへも発想の転換ができますし、また、バスのラッピングも、大きさ、バスの1か所だけとか、全体のラッピングはすごく高くなると思いますので、そのところも検討されれば効果的なラッピングになるのではないかなと思います。覚えておいていただいて、このことも含めて今やというときがきましたら、ぜひ、やっていただけたらと思います。

この交流館に対してですけれども、様々な思いがあってここへ行き着いたと思いますが、市長はこの件につきましてどんなふうに思っているのか、お願いいたします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） この交流館に関しましては、やはりアフター「あんぱん」、朝ドラ「あんぱん」の放送は終わってしまいましたが、ファンの方は全国にたくさんいらっしゃると思っておりますし、また、放送期間中に来れなかった方もいらっしゃるのではないかと思っております。そういう意味では、今後、議会でも答弁させていただいたと思いますが、私としましては、ファン感謝祭のようなことも企画したいと思っておりますし、その拠点として、今回、交流館が設置されるということです。全国のファンとの交流を通じて、例えば、ラッピングバスも県外に地元のバスが行けばPRにもなると思いますし、そういった全国のファンの皆様からも、こういった効果的なPR方法があるのかを探っていきたいと思っておりますので、オープンときには、全国からも注目を浴びるような仕掛けも考えていきたいと思ってございます。

○議長（利根健二君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 本当に前向きな御答弁をいただきました。行政だけではなくて、香美市全体で市民と一緒に盛り上げていくことが大変重要だと思いますので、自分たちもできるところで一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 村田珠美議員の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

次の会議は3月4日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

(午後 4 時 1 2 分 延会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 2 号）

一 般 質 問 資 料

観光博覧会のKPI進捗状況について

※基準値はR5年度で算出

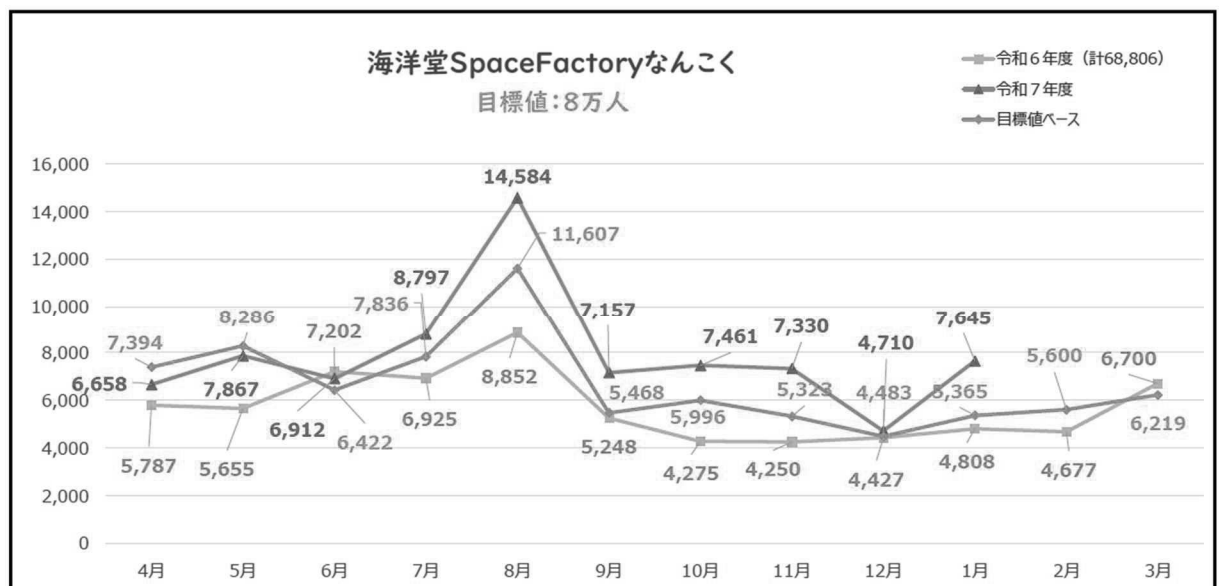
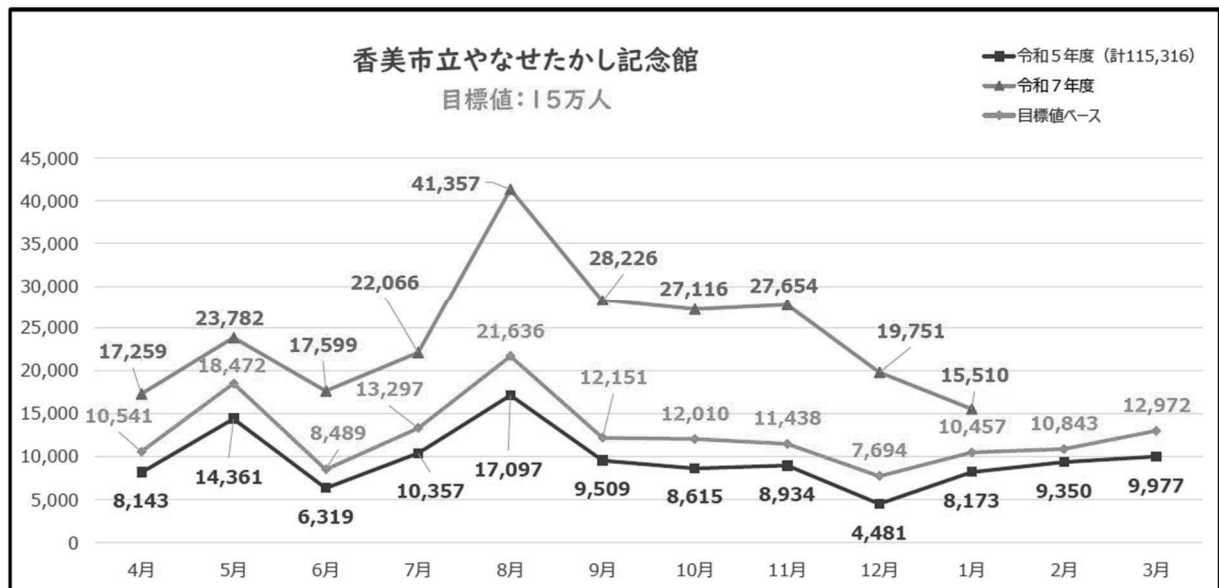
1. 中核エリア（集客機能）への来場者数（R7年度） 24.3万人（187,909人）

（1）香美市：香美市立やなせたかし記念館 15万人（基準値 114,144人）

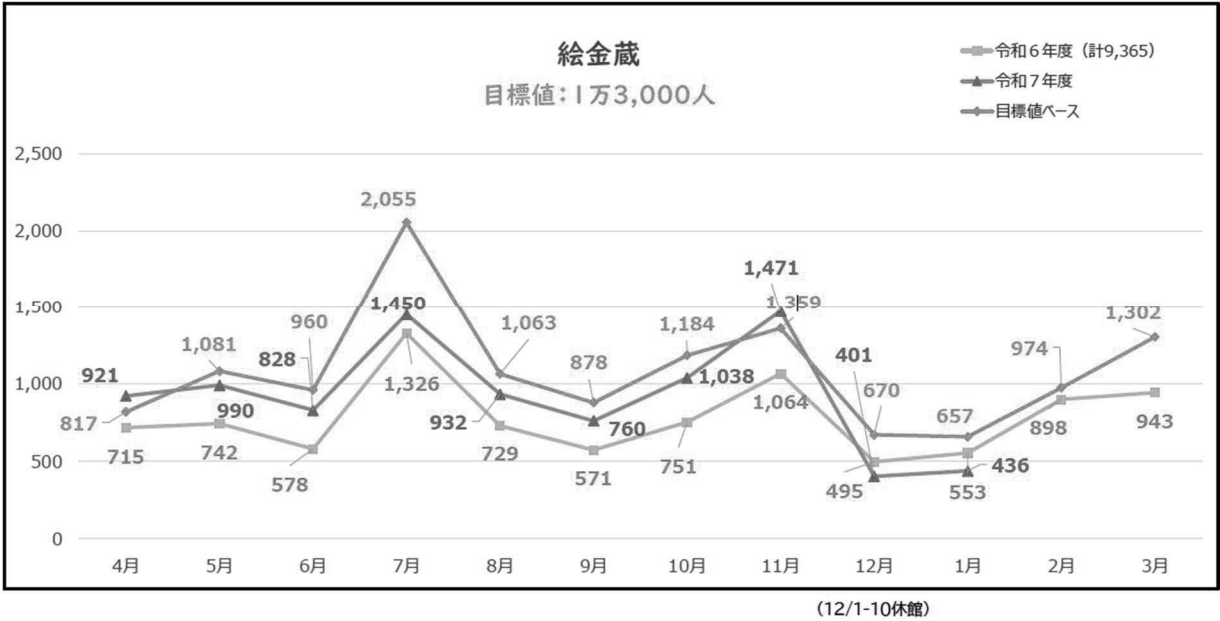
（2）南国市：海洋堂スペースファクトリーなんこく 8万人（基準値 64,412人）

（3）香南市：絵金蔵 1万3千人（基準値 8,199人）

	香美市立やなせたかし記念館	海洋堂スペースファクトリーなんこく	絵金蔵
目標(人)	150,000	80,000	13,000
令和8年2月15日時点	247,028 (R6.11/5比274.2%)	82,118 (昨比137.0%)	9,698 (昨比118.5%)
達成率	164.69%	102.65%	74.60%



(休館予定)



デジタル観光統計オープンデータ | 公益社団法人 日本観光振興協会
市区町村観光来訪者数

エリア	年	4月	増減/前年比	5月	増減/前年比	6月	増減/前年比	7月	増減/前年比	8月	増減/前年比	9月	増減/前年比	10月	増減/前年比	11月	増減/前年比	12月	増減/前年比	1月	増減/前年比	合計	累計増減/前年比
南国市	2025	37,177	2,174	47,297	4,309	31,850	756	35,780	7,377	49,890	12,142	30,829	-1,060	38,463	6,586	51,775	13,375	35,080	10,684	35,787	10,842	393,928	67,185
	2024	35,003	106%	42,988	110%	31,094	102%	28,403	126%	37,748	132%	31,889	97%	31,877	121%	38,400	135%	24,396	144%	24,945	143%	326,743	121%
香南市	2025	36,926	7,675	41,480	866	23,381	-1,934	29,098	801	41,218	9,193	24,731	-4,582	29,378	-4,356	42,924	5,588	24,998	-35	22,992	-2,488	317,126	10,728
	2024	29,251	126%	40,614	102%	25,315	92%	28,297	103%	32,025	129%	29,313	84%	33,734	87%	37,336	115%	25,033	100%	25,480	90%	306,398	104%
香美市	2025	34,748	13,572	43,216	11,914	30,893	11,390	44,248	17,852	71,408	31,628	47,261	23,088	51,793	27,825	49,476	28,821	32,564	18,380	26,466	14,537	432,073	199,007
	2024	21,176	164%	31,302	138%	19,503	158%	26,396	168%	39,780	180%	24,173	196%	23,968	216%	20,655	240%	14,184	230%	11,929	222%	233,066	185%
合計	2025	108,851	23,421	131,993	17,089	86,124	10,212	109,126	26,030	162,516	52,963	102,821	17,446	119,634	30,055	144,175	47,784	92,642	29,029	85,245	22,891	1,143,127	276,920
	2024	85,430	127%	114,904	115%	75,912	113%	83,096	131%	109,553	148%	85,375	120%	89,579	134%	96,391	150%	63,613	146%	62,354	137%	866,207	132%

データの概要、集計方法については以下をご覧ください。
<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/userfiles/files/d-toukei/gaiyou240924.pdf>

■周遊拠点施設来場者数

龍河洞、香美市立吉勇記念館、西島園芸団地、県立歴史民俗資料館、県立のいち動物公園、創造広場アクトランド、月見山こどもの森、井上ワイナリー、香南市サイクリングターミナル

令和8年1月31日時点	492,848 (昨比 105.6%%)
令和7年1月31日時点	466,765

■中核施設、周遊拠点施設のインバウンド数

令和8年1月31日時点	22,233 (全体の 4.5%)
-------------	----------------------

中核施設 3+周遊拠点 9=12 施設のうち、8施設の調査協力に基づく（宿泊施設除く）

2. 物部川エリアでの滞在に対する総合満足度（R7年度）

Web アンケートで10段階のうち「6」以上と回答した割合

（基準値 82%）

	R 3	R 4 (開始年度)	R 5	R 6	R 7 (4~12 月)
目標	未設定	40	80	80	85
実績(10 段階で 6 以上の評価)	81	83	82	91.9	94.8
実績(10 段階で 8 以上の評価)				74.7	80.6

3. 物部川エリアでの観光消費額（R7年度）85 億 7 千万円(基準値：78 億 4 千万円)

4 月~12 月観光消費額 65 億 9 千万円(達成率 76.9%)

<参考> ・主要観光施設入込者数 733,463 人（平均周遊数 2.2 施設）

・1 人当りの旅行消費額 19,758 円

4. 参考指標（R7 年 4 月~R8 年 1 月）

（1）物部川エリアでの宿泊者数 57,279 人

（前年比 127.5% / R6.4~R7.1 月：44,905 人）※6th ダイアリーR6.12 月~休業

※R6 年度 52,829 人

（主要 3 施設：サザンシティホテル、海辺の果樹園、

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート）

<参考>（上記以外のエリア内 10 の宿泊施設）

R7.4~R8.1 月物部川エリア延べ宿泊者数：39,254 人 うち外国人 943 人

（2）周遊拠点施設での特別イベント等の入込者数 約 42,701 人

（R7.4~R8.1 月ものべすとロゴ使用イベントの入込者数含む）

イベント名	開催場所
第 15 回岡豊山さくらまつり	高知県立歴史民俗資料館
第 16 回長宗我部フェス	高知県立歴史民俗資料館
第 8 回ごめんな祭	吾岡山文化の森
2025 さおか春の豊穰祭	佐岡地区公民館
やなせたかしの時代・大正の夢は続く	香美市立美術館
川上様夏祭り	香美市美良布多目的運動広場
第 57 回土佐山田まつり	土佐山田商店街、市民グラウンド
第 63 回奥物部湖湖水祭	香美市物部グラウンド特設会場
高知天文講演会	保険福祉センター香北

第 114 回企画展 わくわく生きる人生 100 年	香美市立美術館
「よろこばせごっこ列車」でいこう！	のいち駅スタート
トイピアノコンサート in ものべ	弁天座
土佐のまほろば風景街道	海洋堂スタート
防災フェスタ	RED HILL
香北よろこばせごっこ	愛と勇気の道ほか美良布周辺
第 42 回 刃物まつり&山田のかかしコンテスト	鏡野公園
具象から抽象へ・前衛の興亡	香美市立美術館
集まれちびっ子山田高校生からの招待状	高知県立のいち動物公園
土佐のまほろば風景街道	岡豊ふれあい館スタート

(3) “交流・おもてなし”、“挑戦”、“サステナブル”等のコンテンツ関連

約 57,873 人 うち国外 82 人

- ・ガイドプログラム等の利用者数：5,462 人
南国市：予約・定時・小学生・ガイドウォーク・岡豊山ガイド
香美市：予約・定時ガイド
- ・夏休みのものべすと親子体験博：11 テーマ 12 回中 10 回の催行/参加者数 116 名
- ・テーマに合わせた体験プログラム 38 件
(こども歌舞伎、物部川の生態系を学ぶ体験等)の利用者数 等
アクトミュージアム入館、龍河洞冒険コース、ジオラマ・色塗り体験他

(4) やなせさんの想いや功績に触れられる催し、企画展の開催数 9 件

<9 月以降に開催していた催しを抜粋>

○香美市立やなせたかし記念館

- ・やなせたかし ぼくと詩と絵と人生と Part2 R7. 11. 15～R8. 3. 15
- ・「第 3 回やなせたかし文化賞受賞者展」 R7. 11. 15～R8. 2. 8

Part1 リト@葉っぱ切り絵展 葉っぱの小旅行 in 高知 葉っぱ切り絵に出会うまで

○海洋堂スペースファクトリーなんこく R7. 4. 26～R8. 2. 8

- ・連続テレビ小説「あんぱん」のぶと嵩のおらんく展

○絵金蔵

- ・絵金から視る震災の記憶 R7. 8. 5～R7. 10. 13

○香美市 (バリューnoa)

- ・連続テレビ小説「あんぱん」展 in 香美市 R7. 4. 26～R7. 10. 31

○香美市

- ・やなせたかしと三越～3頭のライオンとの出会い～ in 香美市

保健福祉センター香北 R7. 11. 29～12. 28

龍河洞エリア内ぐる里 R8. 1. 5～3. 4

香美市立図書館かみーるつながる一む R8. 3. 7～3. 26

○香南市

- ・弁天座 かるた取り大会 R8. 3. 20

(5) 博覧会特設サイトのページビュー数(令和7年4月1日～令和8年2月8日)

○アクセス数・推移 (R7. 4/1～R8. 2/8)

-表示回数 (PV 数) 20 万

-アクティブユーザー数 9.8 万



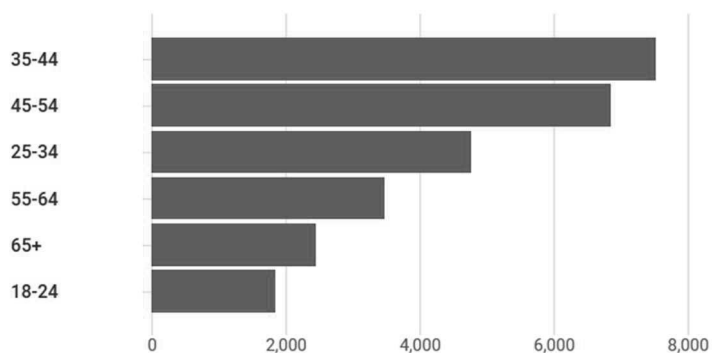
○閲覧順位

- トップページ 2.6 万 PV
- ものべすとお笑いステージ 2.5 万 PV
- 連続テレビ小説「あんぱん」関連展 1.4 万 PV
- ものべすとシャトルバス 1.2 万 PV
- ものべすと感謝祭 1.0 万 PV

○閲覧地域順位

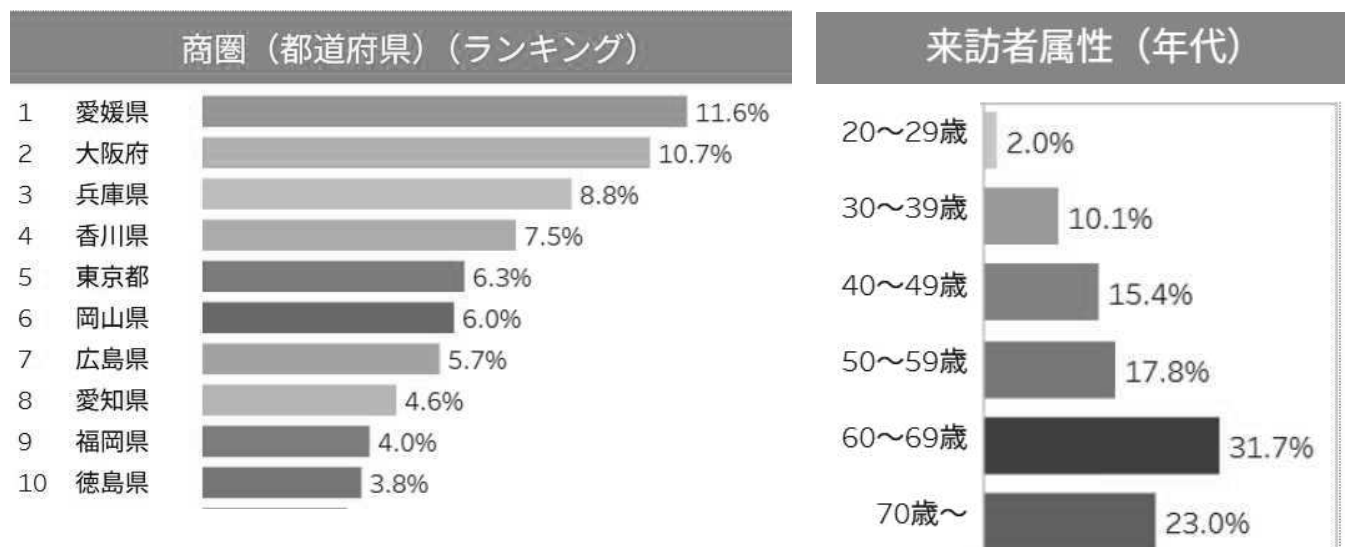
- 大阪 9.7%
- 高知 9.3%
- 広島 5.3%
- 松山 3.0%
- 高松 2.8%

○年齢

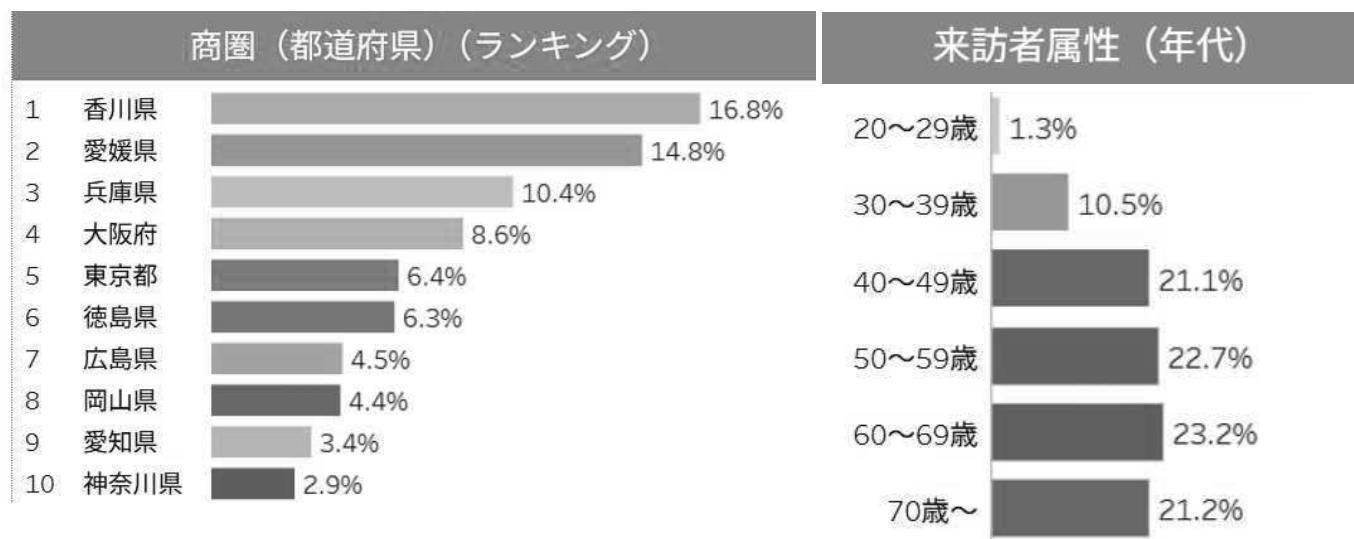


(6) 観光客の周遊動向ビッグデータ等を用いたターゲット層（子育てファミリー層、シニア層）の誘致割合やエリア内の周遊箇所数、滞在時間などの分析

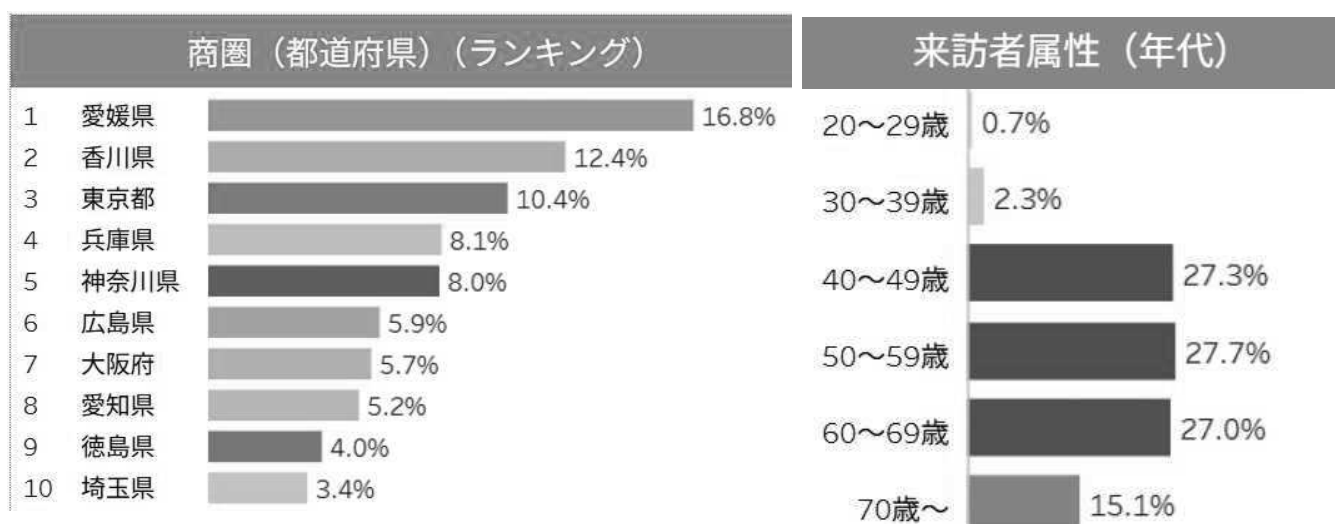
やなせたかし記念館 R7.4.1～R8.1.31 (n=130,538人 県内15.9% 県外84.1%)



海洋堂スペースファクトリーなんこく R7.4.1～R8.1.31,239人
(n=128,239人 県内81.0% 県外19.0%)



絵金蔵 R7.4.1～R8.1.31 (n=45,384人 県内61.2% 県外38.8%)



(7) 物部川エリアの観光に関する取り組みに対する住民満足度

(対面、WEB、セミナーでのアンケートで収集)

	R 3	R 4 (開始年度)	R 5	R 6	R 7 (4~12 月)
目標	未設定	5 0	6 0	7 0	8 0
実績 (10 段階で 6 以上)	—	6 8	6 9	7 6	7 9

■基本8品目の備蓄量（L2想定）

令和7年4月1日現在

①飲料水			②食料		③ミルク類					④毛布またはその代替品	
					粉ミルク		液体ミルク		合計		
備蓄量 (L)	貯水量 (L)	達成率	備蓄量 (食)	達成率	備蓄量 (kg)	達成率	備蓄量 (L)	達成率	達成率	備蓄量 (枚)	達成率
75,273	0	468%	75,940	475%	0	0%	154	521%	521%	1,476	17%

※1

令和7年4月1日現在

⑤生理用品		⑥おむつ				⑦トイレ				⑧トイレットペーパー	
		大人用		小児用		簡易・仮設等		携帯（汚物処理袋）			
備蓄量 （枚）	達成率	備蓄量 （枚）	達成率	備蓄量 （枚）	達成率	備蓄量 （基）	達成率	備蓄量 （枚）	達成率	備蓄量 （巻）	達成率
10,536	1061%	10,188	4739%	28,460	4020%	381	353%	203,000	774%	10,150	1454%

※2

※3

備考：表中の④毛布またはその代替品、⑦トイレ（簡易・仮設等）を除き、必要量は1日分となっています。

※1：④毛布又はその代用品の備蓄量については、県の公表数には簡易ベッド数も含まれておりましたが、本資料では毛布またはその代替品の実数のみを計上し、改めて算出いたしました。

※2：⑦トイレ（携帯（汚物処理袋））の備蓄量については、本資料作成にあたり、県の公表数に誤りがありましたので、適正な数値を反映いたしました。

※3：⑧トイレットペーパーの備蓄量については、県の公表数では備蓄ゼロとなっておりましたが、汚物処理袋とセットで備蓄しているトイレットペーパーの数量を確認し、本資料に計上いたしました。

■ 備蓄50品目等の備蓄量

令和7年4月1日現在

	①飲料水				②食料																						
50品目 番号	25	26	27	－	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
品目	水 （500ml）	水（1 リットル）	水（2 リットル）	水（1.5 リットル）	主食類 （米・パン等）	精米	アルファ化 米	菓子パン	惣菜パン	即席麺 （カップ）	即席 麺 （袋）	乾パン	おに ぎり	バック ご飯 （約 180 g）	缶詰 （主食）	アレルギー 対応食品 （主食）	その他 （主食 類）	副食 （加工食品 等）	缶詰 （おかず）	缶詰 （フルーツ）	みそ 汁	スープ	レトルト （カレー）	レトルト （その他）	栄養 補助 食品	アレルギー 対応食品 （副食）	その他 （副食）
単位	本	本	本	本	食	キロ	個	個	個	個	個	食	個	個	個	食	食	食	個	個	食	食	個	個	個	食	任意
備蓄量	15,096	0	0	45,150	3,000	0	53,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,640	1,950	0	0	0	2,000	900	900	1,000	0	0
計	60,246本 (75,273ℓ)				75,940食																						

令和7年4月1日現在

	③ミルク 類	④毛布 または その代 替品	⑤生理 用品	⑥おむつ				⑦トイレ		⑧トイレッ トペーパー	空調設備						トイレ設備								その他避難所備品		
50品目 番号	24	35	38	40	41	－	－	33	34	39	28	29	30	31	32	46	42	43	44	47	48	49	50	36	37	45	
品目	乳幼児粉 ミルク・ 乳幼児液 体ミルク	毛布	生理用 品	大人用 紙おむ つ	子供用紙 おむつ	尿と りパッ ド（男 女2回 吸収 （昼 ））	尿とりパッ ド（男女4 回吸収 （夜））	携帯トイレ （汚物 処理袋）	簡易トイ レ	トイレット ペーパー	ストー ブ（石 油）	ストー ブ（電 気）	扇風 機	エア コン	スポッ トクー ラー※2	ジェ ットヒ ーター	仮設ト イレ	組立 トイレ （便 槽型）	仮設 トイレ （マン ホール トイ レ）	トイレ用 洋式化 アタッ チメン ト	トイ レカー	トイ レレー ラー	トイ レコン テナ	段 ポール ベッ ド	パー テー ション	簡易 ベッ ド	
単位	缶・本	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	基	巻	台	台	台	台	台	台	棟	基	基	個	台	台	台	セッ ト	枚	台	
備蓄量	768本 (154ℓ)	1,476	10,536	10,188	28,460	5,148	5,040	203,000	381	10,150	16	0	17	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	505	489	

※1

※2

※3

備考：色付きセルは基本8品目に該当するものです。

※1：④毛布又はその代用品の備蓄量については、県の公表数には簡易ベッド数も含まれておりましたが、本資料では毛布またはその代替品の実数のみを計上し、改めて算出いたしました。

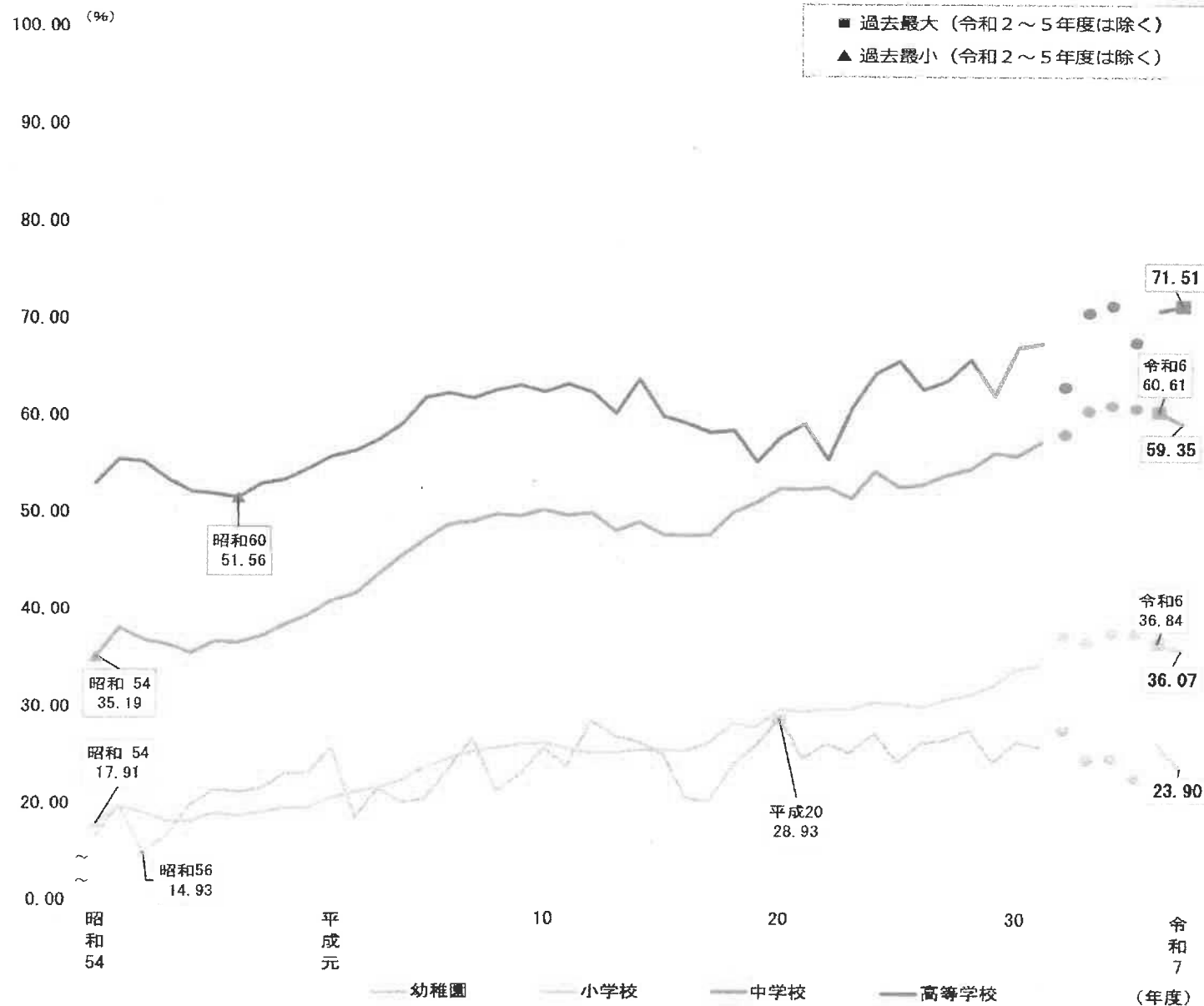
※2：⑦トイレ（携帯トイレ（汚物処理袋））の備蓄量については、本資料作成にあたり、県の公表数に誤りがありましたため、備蓄状況を再確認し、適正な数値を反映いたしました。

※3：⑧トイレットペーパーの備蓄量については、県の公表数では備蓄ゼロとなっておりますが、汚物処理袋とセットで備蓄しているトイレットペーパーの数量を確認し、本資料に計上いたしました。

○「裸眼視力1.0未満の者」の割合

資料①

質問3②



濱田百合子

文部科学省 2025年度
「学校保健統計調査」結果より

資料②

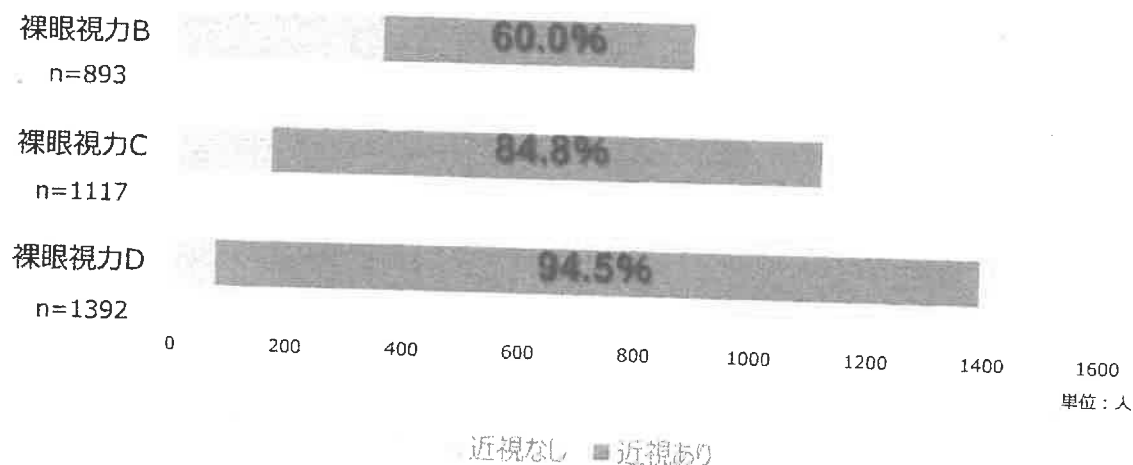
質問3②

【令和5年度：約8,900名】

視力1.0未満と近視との関係

視力1.0未満(裸眼視力B、C又はDと判定された場合、※1)であって、本調査における「近視」の定義に該当(※2)する者の割合を算出したところ、裸眼視力1.0未満の多くが近視であることが示唆された。

【裸眼視力別の近視(右)の分布】



(令和5年度児童生徒の近視実態調査解析結果報告書 図7-4-1)

(※1) 児童生徒等の健康診断では、0.3、0.7、1.0の3種のランドルト環を使用した視力表を用いて、5mもしくは3m離れた距離での視力を測定し、その結果をA(1.0以上)、B(0.9～0.7)、C(0.6～0.3)、D(0.3未満)に区分している。

(※2) 近視実態調査における「近視」の定義は、「眼軸長/平均角膜曲率半径(AL/CR)比2.95以上かつ等価球面度数-0.5D以下」を用いており、これは、あくまで「近視」の定義に該当したか否かであり、医学的に診断されたものではない点に留意する必要がある。

濱田百合子

文部科学省

2025年1月28日

日本眼科記者懇談会

近視の有無別の推移

【3年間追跡可能であった者（経年変化の解析対象者）：約5,200名】

資料③

質問3②

どの群においても、学年が上がることに近視の定義に該当する者が増えており、この変化は特にⅠ群（小学1年12.43%→小学3年35.87%（23.44ポイントの増加））及びⅡ群（小学2年23.40%→小学4年39.66%（16.26ポイントの増加））で大きかった。

【近視に該当する者の推移（群別）】

		近視あり	近視なし	計
Ⅰ群 (小1→小3)	2021年度	91 (12.43%)	641 (87.57%)	732
	2022年度	171 (23.33%)	562 (76.67%)	733
	2023年度	264 (35.87%)	472 (64.13%)	736
Ⅱ群 (小2→小4)	2021年度	165 (23.40%)	540 (76.60%)	705
	2022年度	226 (32.10%)	478 (67.90%)	704
	2023年度	280 (39.66%)	426 (60.34%)	706
Ⅲ群 (小3→小5)	2021年度	242 (33.02%)	491 (66.98%)	733
	2022年度	281 (38.39%)	451 (61.61%)	732
	2023年度	314 (42.78%)	420 (57.22%)	734
Ⅳ群 (小4→小6)	2021年度	309 (43.28%)	405 (56.72%)	714
	2022年度	347 (48.53%)	368 (51.47%)	715
	2023年度	382 (53.43%)	333 (46.57%)	715
Ⅴ群 (小5→中1)	2021年度	330 (52.55%)	298 (47.45%)	628
	2022年度	338 (53.74%)	291 (46.26%)	629
	2023年度	362 (57.64%)	266 (42.36%)	628
Ⅵ群 (小6→中2)	2021年度	378 (58.79%)	265 (41.21%)	643
	2022年度	380 (59.10%)	263 (40.90%)	643
	2023年度	397 (61.65%)	247 (38.35%)	644
Ⅶ群 (中1→中3)	2021年度	584 (59.96%)	390 (40.04%)	974
	2022年度	581 (59.65%)	393 (40.35%)	974
	2023年度	594 (60.92%)	381 (39.08%)	975
全体	2021年度	2114 (40.82%)	3065 (59.18%)	5179
	2022年度	2339 (45.15%)	2841 (54.85%)	5180
	2023年度	2610 (50.31%)	2578 (49.69%)	5188

+23.44pt
+16.26pt

（令和5年度児童生徒
の近視実態調査解析結
果報告書 表8-10-1）

5

濱田百合子

文部科学省

2025年1月28日

眼科記者懇談会

子供たちの目を守るために

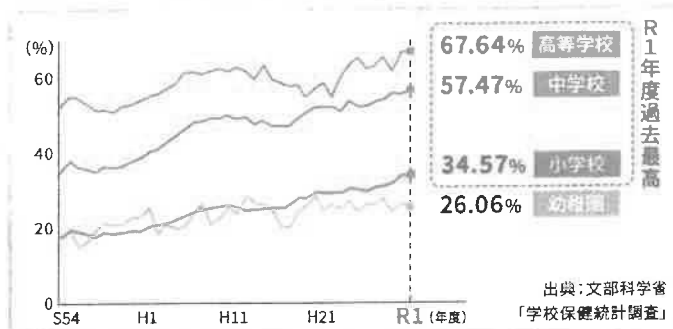
～ 知っておきたい近視の知識 ～

① 近視の子供が増加しています

- ▶ 近年、子供の近視は世界中で増加しており、特にアジアの先進諸国では多い傾向にあります。
- ▶ 文部科学省の調査でも、日本における裸眼視力1.0未満の子供の割合は、約40年前と比べて増加傾向にあります。^{*}
- ▶ 近視は、遺伝的要因と環境要因の両方が関係すると言われていますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。

^{*} 正確には、裸眼視力1.0未満の子供の全てが近視であるとは限りませんが、うち、約8～9割は近視であることが指摘されています(宮浦ほか、2022)。

裸眼視力1.0未満の者の割合の推移



② 近視が進行するとなぜ悪いの？

- ▶ 近視は、メガネなどで矯正すれば視力がでるものとしてこれまであまり問題視されてきませんでした。
- ▶ しかし、様々な疫学データの蓄積から、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきています。
- ▶ 右図は、近視度数ごとに、目の病気に罹患しているオッズ比(目の病気を有する割合の高さ)を示したものです。子供たちが生涯にわたり良好な視力を維持するためには、小児期に近視の発症と進行を予防することが極めて重要です。

^{*} オッズ比とは、ある因子がある病気の発症に関連する程度を表す指標で、大きいほど関連性が強いとされます。なお、オッズ比は何倍病気になりやすいということを意味するものではありません。

近視度数と眼疾患のオッズ比

近視度数 (単位: D)	後囊下 白内障	緑内障	網膜剥離	近視性 黄斑変性症
弱度近視 ($-0.5 \leq SE < -3.0$)	2倍	2倍	3倍	14倍
中等度近視 ($-3.0 \leq SE < -6.0$)	3倍	3倍	9倍	73倍
強度近視 ($-6.0 \leq SE$)	5倍	3倍	13倍	845倍

Haarman AEG, et al. 2020を基に作成
SE: 等価球面度数

③ 近視を防ぐための生活習慣は？

① 外で過ごす時間を増やしましょう！

- ▶ 日中に屋外で過ごす時間が多い子供は、近視を発症しにくく近視の進行も少ないことや、近視かどうかに関わらず、近視予防のために1日2時間は屋外で過ごすことが分かっています。
- ▶ 屋外活動による近視の予防効果は、年齢が低い子供ほど高いため、特に幼稚園・保育園や小学校低学年では、無理のない範囲で、外遊びを積極的に取り入れ、太陽の光を浴びるようにしましょう。

^{*} 屋外では、強い光を避け、なるべく木陰や建物の影で過ごしましょう。
^{*} 屋外活動は、在校時だけでなく、帰宅後や休日などを活用して行うことも考えられます。

② 近い所を見る作業では注意しましょう！

- ▶ 近い所を見る作業(近業)が増えると、近視になりやすいたことが分かっています。
- ▶ 読書やタブレット使用など、近業を行う際は次のような点に気をつけましょう。

- 対象から30cm以上、目を離す
- 30分に1回は、20秒以上、目を休める
- 背筋を伸ばし、姿勢を良くする
- 部屋を十分に明るくする
- 使用する機器の輝度(明るさ)を適切に調節する

▶ (公社)日本眼科医会では、子供の目を守るための啓発コンテンツを作成しています。より詳しく知りたい方は、Webサイトをご覧ください。▶ 目について気になることがあれば、眼科医に相談しましょう。見え方の変化に早めに気づくために、定期的に眼科を受診することも大切です。

日本眼科医会
HPはこちら▶



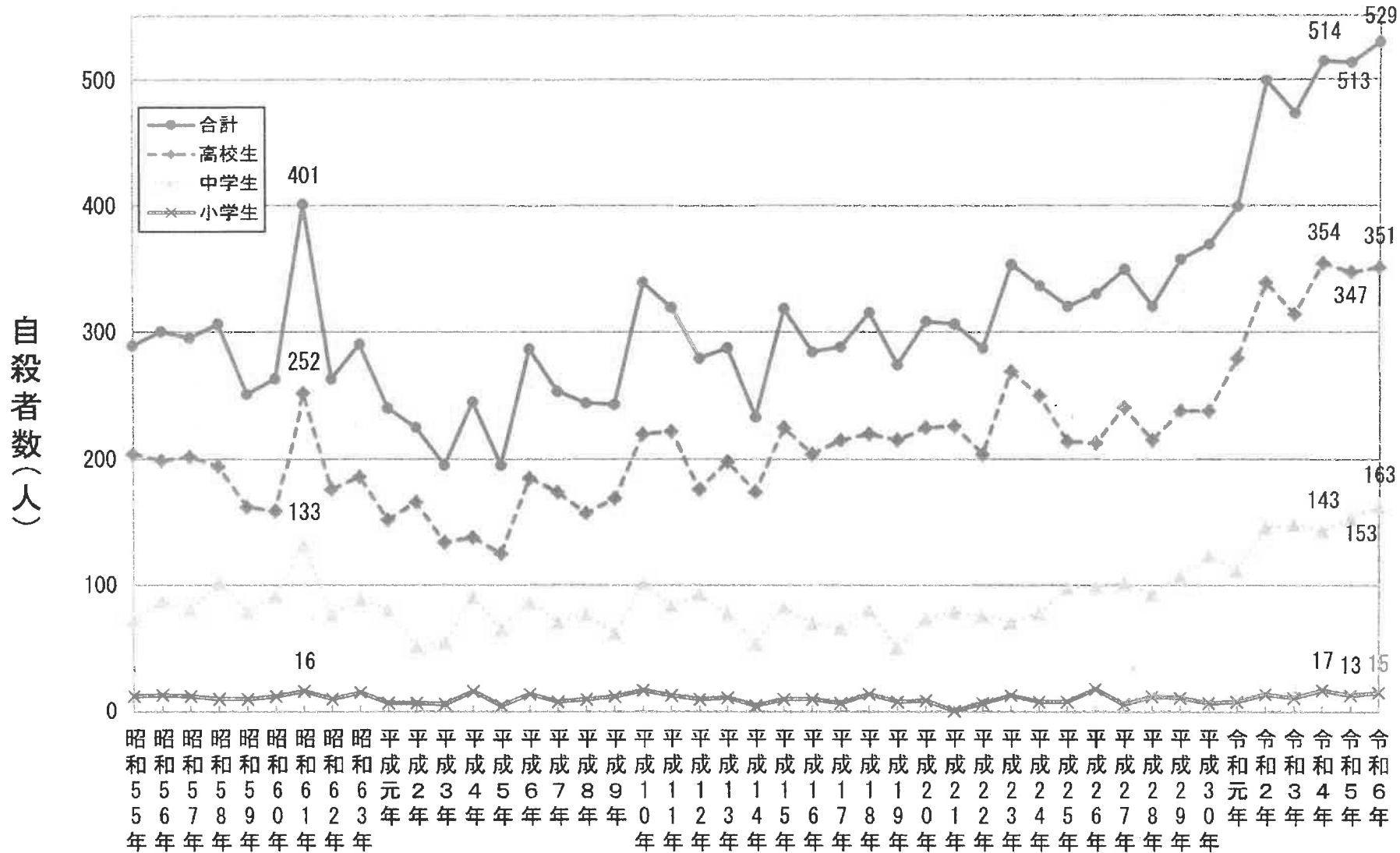
(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。



文部科学省

濱田百合子
資料④ 質問3④

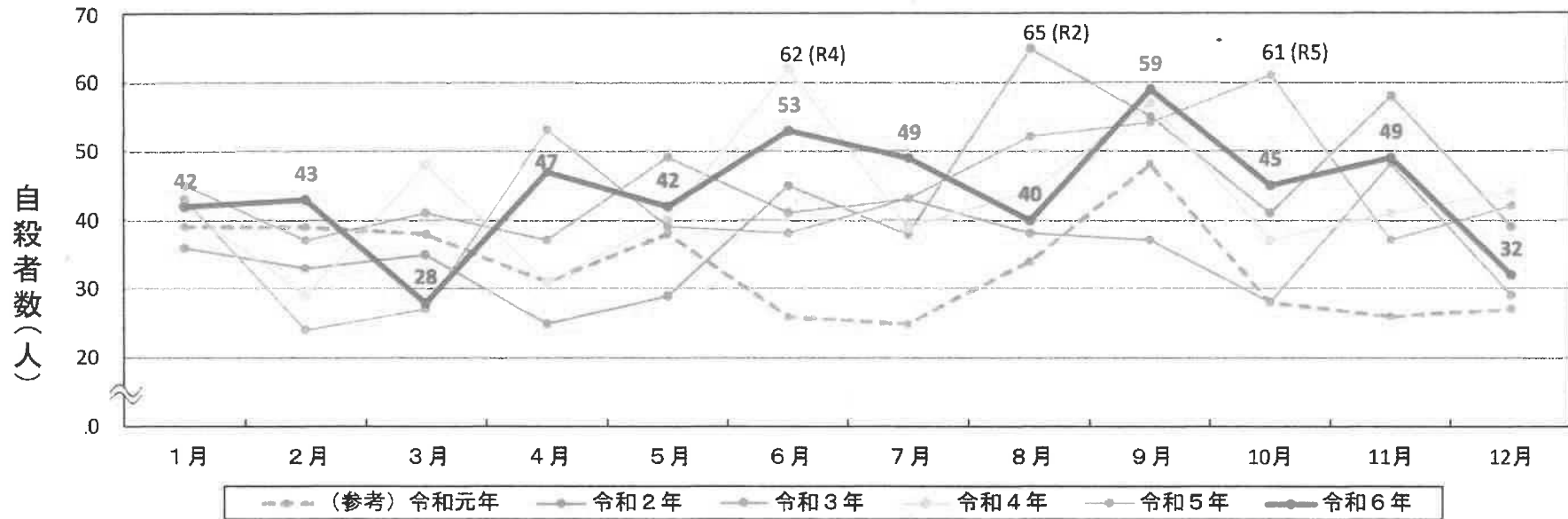
図表 3－1 小中高生別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

濱田百合子
資料⑤
質問5

図表3-3 小中高生別、月別自殺者数の年次推移



		(人)												計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351
令和5年	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	うち高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
対前年 増減数 (月別)	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	5	-16	12	-10	16
	うち小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	うち中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	うち高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-1	-4	6	-9	4
対前年 増減率 (月別)	小中高生計	-2.3%	79.2%	3.7%	-11.3%	7.7%	39.5%	14.0%	-23.1%	9.3%	-26.2%	32.4%	-23.8%	3.1%
	うち小学生	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%	0.0%	15.4%
	うち中学生	28.6%	55.6%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	18.2%	-45.5%	66.7%	-9.1%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	107.1%	12.5%	-23.1%	-3.4%	58.3%	3.3%	-9.1%	-2.3%	-11.1%	22.2%	-30.0%	1.2%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

資料⑥ 濱田百合子
質問5

5 岡山県真庭市「まにわのあそびのわ」コーディネーター配置事業

子ども家庭庁 H.P. 上
「子どもの居場所づくり」
コーディネーター配置等
支援事業



資料③
質問5

【遊びと学びの場づくり応援サイト VIVAまにわ】 <https://viva.maniwa.city>

総事業費(令和7年度):4,368 千円 コーディネーター配置人数(令和7年度):1人

● 事業概要

「子どもの居場所」とは、「子どもたちが「やってみたい!」に挑戦し、のびのびと自由に過ごせる」=「遊ぶ」ことができる場所と考える。プロジェクトを通じて、市民と共に「遊ぶ機会づくり」を実践し、子どもと大人の今を豊かにし、未来を楽しむ力を育む社会の実現を目指す。

● コーディネーター配置の経緯等

真庭市教育委員会(市教委)では、令和5年度(2023年度)から郷育魅力化コーディネーターを配置するとともに、「まにわあそびのわ」プロジェクトを新たに立ち上げた。令和6年度(2024年度)から、そのうち1名を居場所づくりコーディネーターとして位置づけている。

郷育魅力化コーディネーターは、主に市外から集められた人たちが構成されているため、市民からの信頼を得るための模索を続けている。

● コーディネーターの業務内容

① 市民からの相談に対する伴走支援

市民からの相談に応じ、市民主体で活動が進められるようにサポートをしている。ただし、「遊び」や「居場所」を正面から捉えるものばかりではないため、市民の悩みや困りごとに寄り添いつつ、結果的に「遊び」や「居場所」の実現につながるよう意識して、市民団体とやり取りをしている。

② 「まにわのあそびのわ」プロジェクト定例会の実施

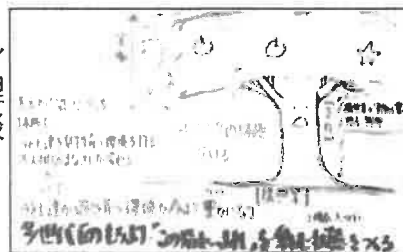
月に1回程度の頻度で、「まにわあそびのわ」プロジェクトの定例会を開催し、適宜情報共有等を実施している。

③ 「まにわあそびのわ」プロジェクトに関する企画運営

広く地域住民に「遊び」の重要性を知ってもらうため、担当者とともに研修会を企画・運営。研修会には30~80名が参加。

● 本事業の特色等

プレイワークとボランティアコーディネート視点の専門的人材を都市部から招き、登用している点に特徴がある。都市部でこうした活動を実践した人材が地域に移住し、地域の実情に応じた支援・活動を展開することにより、関心を有す市民による新たな取組みが地域の中から生まれている。人材を登用できたのは、市教委が掲げる理念を共有できたことも要因。取組にあたっては、子どもの育ちや地域団体の課題に対し、当事者や子ども自身の声を聞き、板書(右図)の技術等で課題整理しつつ、対話をしながら関係性を紡ぎ、相談から実践を重ねる中で、地域に新たな遊びの機会が育つよう心掛けている。



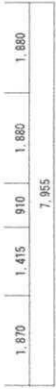
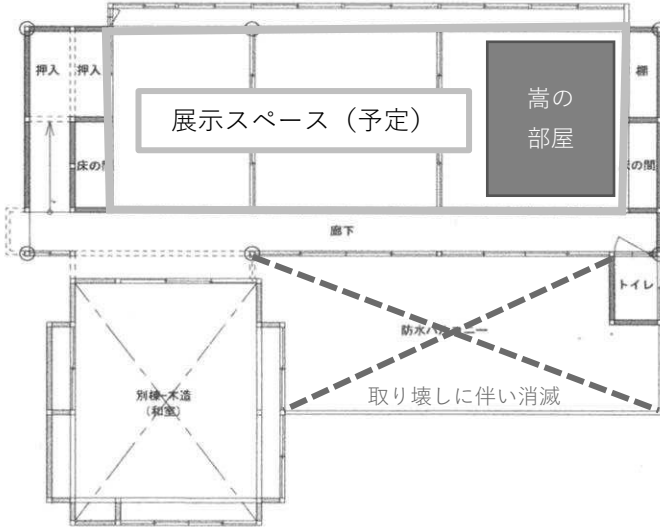
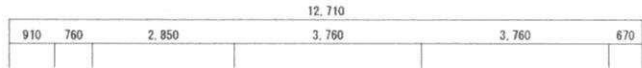
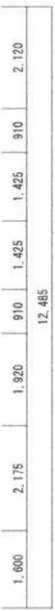
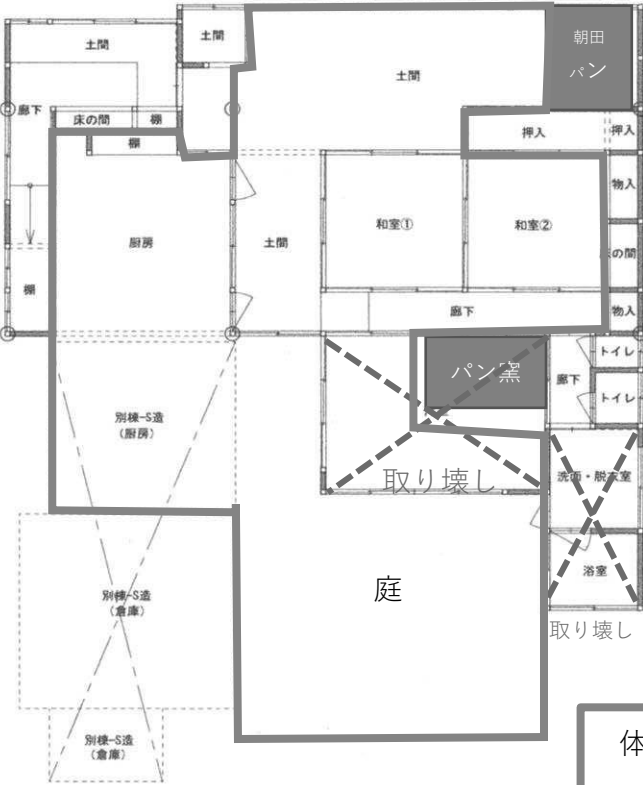
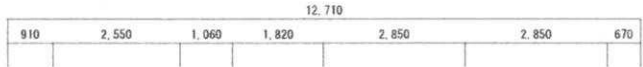
● 担当者／コーディネーターの声

市内で確保が難しい専門的人材を、市外から招へいすることは、プロジェクトの推進に不可欠な要件であった。また地域の活動に積極的にに関わり、市民の取組を伴走支援をしていただくことで、遊びの機会づくりにつながる市民の思いを実現し、取組の持続性にもつながっている。

コーディネーターは、市民や行政、関係団体の間に立つ「中間支援」を意識。各自の想いや考えに寄り添い、関係性を紡ぐことには時間と労力を要する。時に揺らぐこのポジションだからこそ、自身の関わり方を振り返り、プロジェクトメンバーからスーパービジョンを受けられることが大きな支えとなっている。新たに立ち上げ、試行錯誤する部分が多いプロジェクトであるため、こうした実施体制を整えることも重要と感じている。

濱田百合子

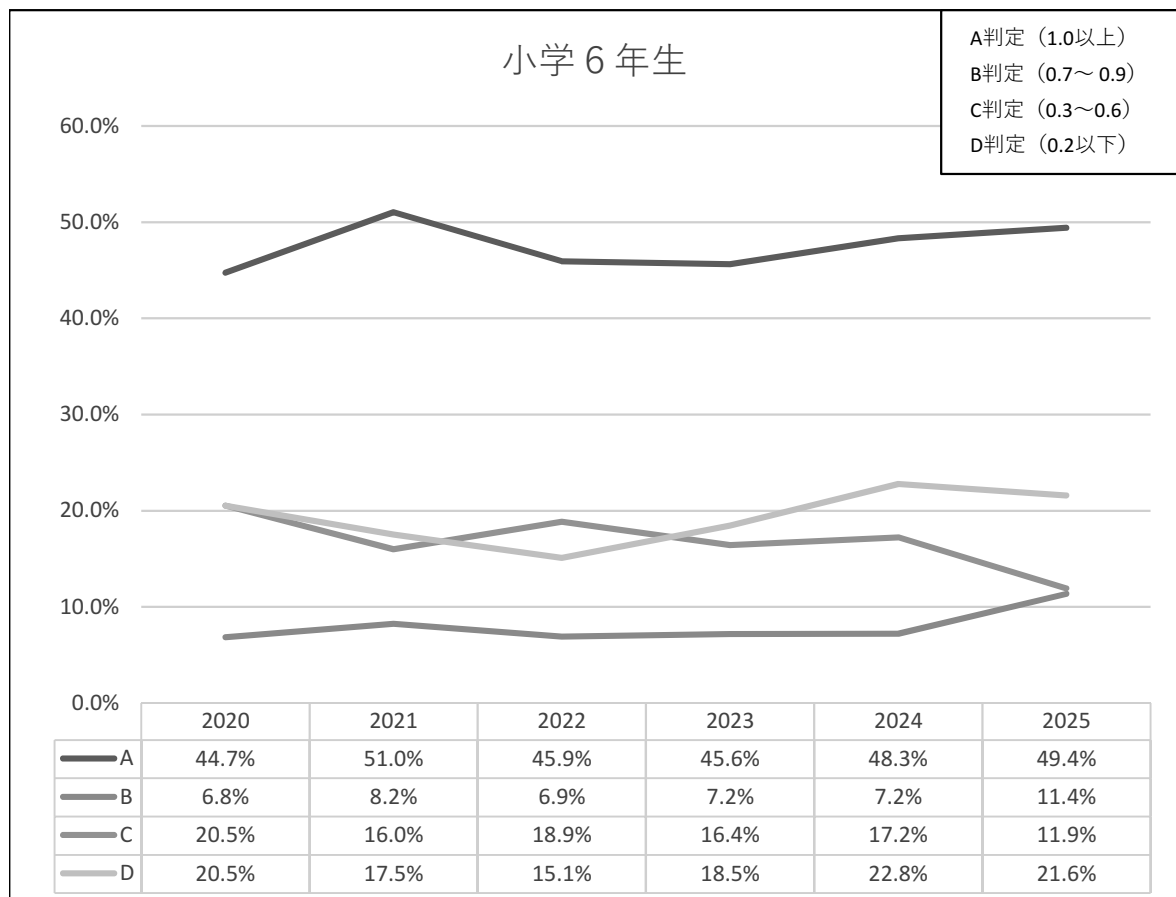
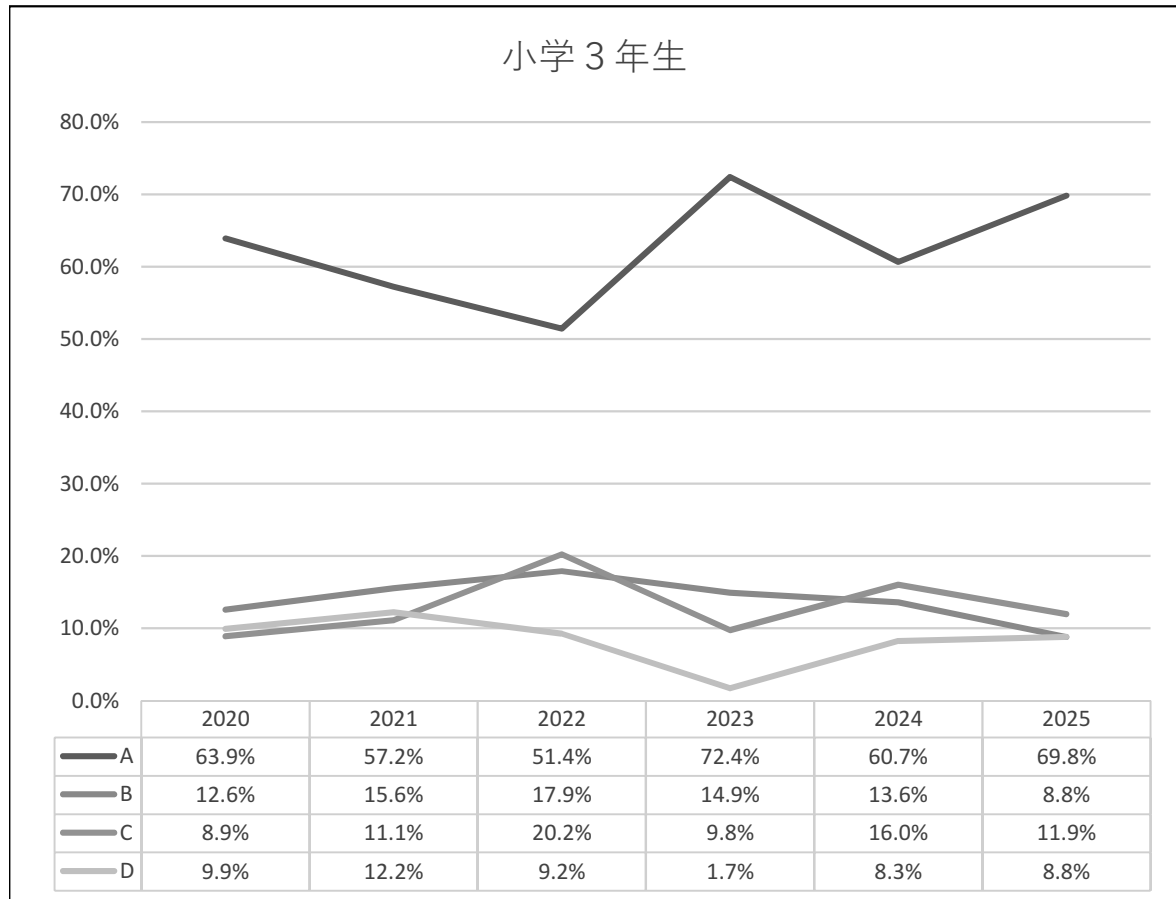
建物間取と配置イメージ



体験スペースエリア (予定)
※庭含む

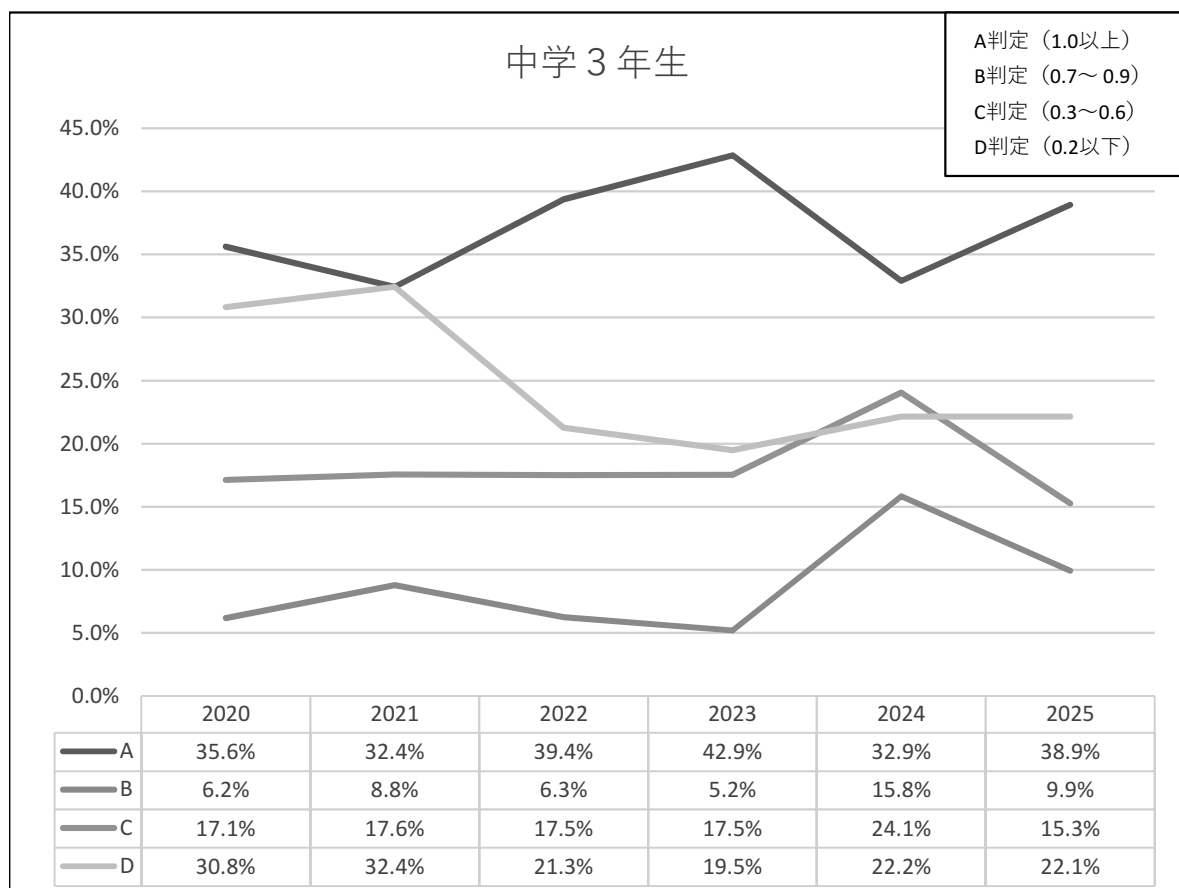
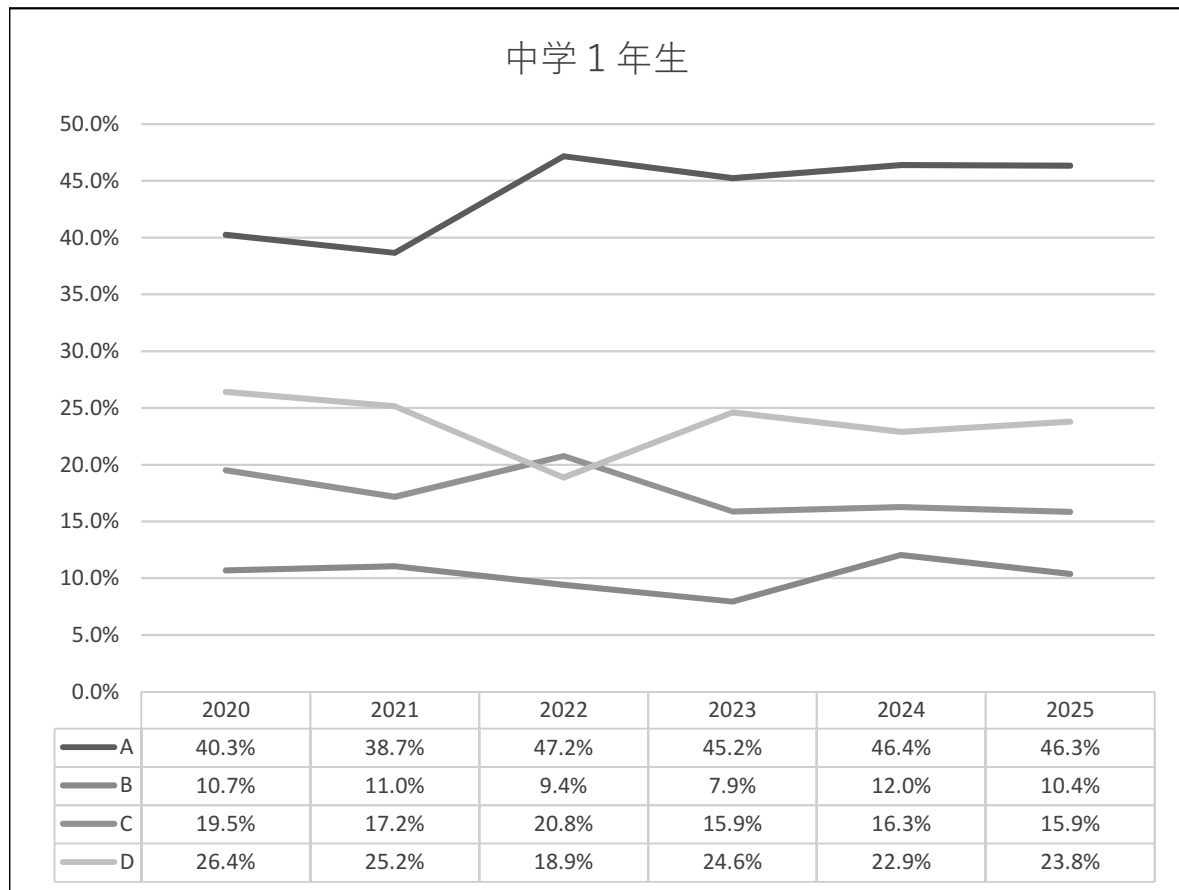
年度別視力検査結果の推移

2026.3.2



年度別視力検査結果の推移

2026.3.2





◆新規事業

部署名	事業名	新規・継続	事業内容	開催時期・場所
1 生涯学習振興課	合併20周年記念香美市横断完歩	新規	香美市を横断する国道195号(物部の県境から山田と南国の境まで)約50kmを歩いて、合併後の香美市の大きさを体感してもらう。 (日時) 令和8年5月の土曜日 午前5時～午後6時 (ルート) 四ツ足峠(物部町)→バリューノア店 (募集人数) 市民の方 20名	5月16日 市内
2 生涯学習振興課	絵手紙体験&絵手紙展	新規	よさこい高知文化祭2026の文化交流事業として行う。 一般社団法人日本絵手紙協会による絵手紙の作品展示と絵手紙体験を開催する。	11月7～8日 プラザ八王子
3 生涯学習振興課	公益財団法人日本いけばな芸術協会 いけばな芸術展	新規	よさこい高知文化祭2026の文化交流事業として行う。 公益財団法人日本いけばな芸術協会によるいけばなの作品展示といけばなの歴史がわかるパネル展示、参加型のいけばな体験教室(事前申し込み)を開催する。	11月13～15日 プラザ八王子
4 消防本部 香北分署	合併20周年記念香美市消防署消防フェア	新規	合併20周年記念事業として、市民の方々に消防庁舎を開放し、火災や煙の怖さを知ってもらうとともに、応急手当の講習や、訓練施設を使用した体験型の救助訓練を経験してもらう。 また、住民とのふれあいの場所を提供するとともに、楽しみながら学べる防災学習の実施、及び消防活動への理解を深めてもらう。	11月8日 消防庁舎
5 企画財政課	祝20周年！広報カメラリレー	新規	20年前と現在を比較した写真や「20」にちなんだ写真(写真内に大きく「20」の数字が写っているものなど)を募集し、広報委員会で選定した後に広報へ掲載する。 広報に掲載された方に、カミカマネーをプレゼントする。	① 4～5月募集 ⇒7～9月掲載 ② 10～11月募集 ⇒1～3月掲載

◆継続事業

部署名		事業名	現内容	追加内容	開催時期・場所
1	健康推進課	地元産野菜を活用した愛と勇気のスープ事業	R7年は、やなせ先生が長く愛飲した特製野菜スープに着目し、「元気スープコンテスト」を実施する。「やなせ先生の特製スープ」をきっかけに食を通じた健康意識の向上、健康管理の大切さなど自身の健康観への気づきを促し、地場農産物を使ったレシピを考案することで郷土の食・文化に関心を寄せたり、これらの機会を通じ市民の食育・健康への関心を深める。	R7年に実施した「元気スープコンテスト」での優秀作品を集めたレシピ集を作成する。やなせたかし先生顕彰事業と香美市20周年記念をあわせた冊子として製本し、市民にとって健康を通じた記念冊子となるよう実施する。冊子は、協力いただいた市内店舗、関係機関をはじめ小中学校、高校、大学に配布し、広報する。 また、香美市の食文化の伝承、郷土愛を育む食育事業の一環として市の給食への活用やヘルスメイトの伝達活動など、市民の健康づくり・地域づくりを目的に普及啓発活動に活用する。	
2	定住推進課	かみめぐり事業	地域体験型イベントを通じて関係人口の創出及び移住者等の挑戦の場を提供し、本市への移住や定着を促進する事業を実施。	20周年記念事業として、『特捜戦隊デカレンジャー』出演の俳優で高知市に地域おこし協力隊として勤務する吉田友一さんに宣伝を依頼し、更なる関係人口の創出に努める。加えて、サイン色紙を抽選で参加者へプレゼントする企画を実施。	8月22日 各所
3	生涯学習振興課	香美市ファミリースポーツフェスティバル	スポーツ推進委員と連携し、開催している。誰でも気軽に参加できる体験型スポーツイベント(種目：フライングディスク、グラウンドゴルフ、ベタンク、テニス・サッカー的当て、マウンド体験、障がい者スポーツ等)	同内容	11月 各施設
4	生涯学習振興課	第20回香美市体育大会	前半の部は香美市におけるスポーツの振興を図り、強健な体と明るく豊かな心情を培うことを目的として開催している。 後半の部は、誰でも気軽にすぐ実施できるスポーツを通じてストレス解消、健康づくり、体力づくり、親睦、交流を図ることを目的として開催する。 予定種目 (前半の部)：弓道、バレーボール、ベタンクなど (後半の部)：マレットゴルフ、ビーチバレーなど	現内容に加え、後半の部に「モルック」を実施できるように計画する。なお、要望があれば、数種目は追加できるようにしたいと考えている。 また、各種目の景品も20周年にちなんで豪華にできればと考えます。	9月～12月 各所
5	教育委員会 物部分室	第21回香美市体力づくり少年剣道錬成大会	令和7年度は、香北体育センターで市内外の学校・団体から59チーム、306名の剣士が参加し、小学生・中学生・高校生の3部門で個人戦と団体戦が行われた。	同内容	4月29日 香北体育センター
6	美術館	香美市立美術館第120回企画展「ホスピタルアート・癒しの力」小笠原まき	年に数回の企画展を実施	日々、病と戦う人々に芸術の癒しの力で寄り添う小笠原まきの活動を紹介します。各地の病院や医療センターでの壁画制作やワークショップなど多面的な活動が多く人々を励まし、生きる力に繋がっています。 このような小笠原まきのホスピタルアートの力を見ていただくため、出品作家が描いた高知大学医学部付属病院の壁画を、原寸大にて大型パネル作成展示する。	10月31日～12月20日 美術館
7	ふれあい交流センター	香美市じんけんフェスティバル	広範な層の市民参加を促し、広く人権尊重の普及高揚を図ることを目的とし、人権週間(12月4日～10日)に先がけ実施している。 内容としては、表彰式(人権ポスター・毛筆作品、人権標語)、人権の花贈呈式、人権をテーマとした映画の上映会、人権作品・啓発パネルの展示を行っている。	著名な講師を迎えた記念講演を実施する。 啓発グッズを作成する。	11月下旬～12月上旬の日曜日 中央公民館
8	土佐山田まつり実行委員会 (商工観光課内)	第58回土佐山田まつり	・14:00～ 踊りの競演(商店街) ・17:00～ 祝餅投げ、踊りの競演、ラッキーナンバーズ、山田太鼓の演奏等	20周年記念として、ラッキーナンバーズの景品をより豪華にする。	8月 市民グラウンド等
9	川上様夏祭り実行委員会 (香北支所班)	川上様夏祭り	蕪生太鼓、力自慢、宝探し、ビアガーデン、模擬店、マルシェ(ワークショップ)	伝統行事として親しまれている川上様夏祭りは多くの人々が楽しめるイベントであり、20周年記念として共に喜びをわかちあうために餅まきを追加事業として要望します。	7月27日 美良布多目的運動広場
10	奥物部湖湖水祭実行委員会 (物部支所内)	第64回奥物部湖湖水祭	・踊り(大栃商店街～柳沢グラウンド) ・灯ろう流し 約4,000個 ・打上花火 約400発	20周年記念として、打ち上げ花火の本数の増加及び例年より大きい一尺玉等を打ち上げる。	8月14日 物部グラウンド等
11	芸術祭実行委員会 (生涯学習振興課内)	第21回香美市芸術祭	市民の文化芸術活動の発表の場として、写真審査会、短歌会・俳句会、社交ダンス発表会、芸能大会、文化展、土佐山田町合唱団定期演奏会を行っている。	同内容	9月～11月 中央公民館等
12	成人式実行委員会 (生涯学習振興課内)	香美市二十歳の成人式	二十歳の節目を祝うとともに、成人としての自覚を改めて促すことを目的として、成人式を行っている。 国歌斉唱、実行委員長式辞、来賓祝辞、青年代表祝辞、代表謝辞の後、鏡野吹奏楽団による演奏、記念集合写真の撮影を行っている。	20周年事業として、合併施行年に生まれ20歳の節目を迎える方々を祝福するため、著名人によるビデオメッセージまたは登壇を検討している。	1月3日 工科大学講堂

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 3 号）

令和 8 年 3 月 4 日 水曜日

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 3 号）

招集年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3 月 4 日水曜日（審議期間第 1 3 日） 午前 9 時 0 0 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	9 番	舟 谷 千 幸
2 番	公 文 直 樹	1 1 番	山 崎 晃 子
3 番	中 平 麻 衣	1 2 番	笹 岡 優
4 番	西 村 剛 治	1 3 番	濱 田 百合子
5 番	西 山 潤	1 4 番	山 崎 龍太郎
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	利 根 健 二

欠席の議員

8 番	小 松 孝	1 7 番	山 崎 眞 幹
-----	-------	-------	---------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商工観光課長	門 脇 正 人
企画財政課長	黍 原 美貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定住推進課長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防災対策課長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
福祉事務所長	野 邑 裕 永		

【教育委員会部局】

教 育 長	前 田 圭 一	教育振興課長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長	野 口 正 一
-------	---------

【その他の部局】

選挙管理委員長	松 尾 禎 之	上下水道局長	西 村 安 史
農業委員会事務局長	和 田 雅 充		

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議会事務局書記	横 田 恵 子
議会事務局書記	入 野 美 紀		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 3 日目 日程第 3 号)

令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | |
|---|-------|---------|
| ① | 1 番 | 有 光 収 三 |
| ② | 5 番 | 西 山 潤 |
| ③ | 1 4 番 | 山 崎 龍太郎 |
| ④ | 1 2 番 | 笹 岡 優 |
| ⑤ | 4 番 | 西 村 剛 治 |
| ⑥ | 9 番 | 舟 谷 千 幸 |
| ⑦ | 6 番 | 森 田 雄 介 |

会議録署名議員

9 番、舟谷千幸君、1 1 番、山崎晃子君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。17番、山崎眞幹議員は、欠席、8番、小松孝議員は、欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可いたします。

1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 皆様、おはようございます。1番、自由民主クラブ、有光収三です。それでは通告に従いまして、質問いたします。

1つ目の質問は、ニホンジカの捕獲個体食肉利用推進についてです。

本市では、猟友会の皆様の御尽力により、年間約2,000頭のニホンジカが捕獲されております。捕獲圧をかけることで、ニホンジカによる植林等への食害被害を未然に防ぎ、森林保全に大きな成果を上げております。この場をお借りしまして、猟友会の皆様の日頃からの活動に感謝を申し上げます。

さて、本市では令和6年度から、ニホンジカ捕獲個体の食肉利用個体数増加、本市内外飲食店等での利用拡大、狩猟者の埋設処理負担軽減を図ることを目的とした事業が展開されております。

①の質問です。

家畜ではないため個体数の把握は非常に困難であります。本計画を遂行するためには一定数の個体数が必要かと思われます。ここ数年、イノシシの捕獲頭数に著しい減少が見られましたが、ニホンジカの捕獲頭数の推移はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） おはようございます。お答えいたします。

ニホンジカ捕獲の推移についてですが、令和2年度から令和6年度の5年間のニホンジカの捕獲頭数につきまして、令和2年度は1,892頭、令和3年度は2,006頭、令和4年度が2,000頭、令和5年度は2,061頭、令和6年度は2,188頭となっております。令和2年度を除き2,000頭超えで推移しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 2,000頭ぐらいで推移して、前にお伺いしたときには、そのうち1割弱ぐらいが食肉に使えるということですが、安定という言葉が正しいかどうかは分かりませんが、それぐらいは獲れていると、そのところの絶対数はそれほど変わっていないと理解しております。

②の質問につきましては、昨日、山崎晃子議員が質問し、答弁もいただいておりますので、割愛をさせていただきます。

では、③の質問です。

新鮮な鹿肉を提供し、新たなジビエメニューを提案するという計画でしたが、今後の見通しはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 現時点では、搬入事業に関連した新メニューや新商品の開発について、具体的な見通しはついておりませんが、山田高校の高校生によるまちづくり提言の中で、鹿料理の提言もいただいておりますので、試験的な搬入の結果に応じまして、より具体的なジビエ推進方針を決定する中で、新たなメニューや商品の開発に努めてまいります。

なお、本事業とは関係ございませんが、本年2月から奥物部ふるさと物産館内のレストラン「E n s o l e i l l e（アンソレイユ）」にて新たなメニューとして、鹿ハヤシライス、鹿カツハヤシライスが販売開始されております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 私もちよこちよこ「E n s o l e i l l e（アンソレイユ）」には行っていますが、それはまだちょっと食べていけませんので、ぜひ、食べてみたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

本計画は、新鮮な鹿肉を提供し、ジビエメニューの開発を促すということですが、これまでにも、メニュー開発等は官民間問わず多くの方が取り組まれてきた歴史があります。新たなジビエメニューの提案を否定する気は全くないですが、鹿肉利用推進の今後を考えると、食肉利用以外にも目を向ける必要があろうかと思われれます。

近年、ペット用の餌としてニホンジカの利用が高まっていると聞きますが、本計画と並行して推進してみてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） ペットオーナーのペットへの健康志向の高まりから、ペットフードとして鹿肉の需要が高まっていることは承知しております。しかしながら、当面は食肉としての鹿肉利用推進を主軸と考えております。そのため、鹿肉のペットフードへの利用推進につきましては、二次的な位置づけとして捉えておりますが、今後は、事業の進捗を踏まえ、ペットフードへの利用についても併せて推進できるか検討してまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 香北町内ではありますが、個人的にずっとジャーキーとかを

作っている方もいらっしゃいます。恐らく、今回は冷凍車も購入して、冷蔵庫も購入してという形ですので、あとこれに乾燥機なんかがつけば、また進展も見られて、ペットにも優しい香美市になるんじゃないかと、個人的には思っております。全体数があって、食肉利用できるのはこれぐらいで、その中でもまたどうしても歩留りがありますので、未使用の部分も出てきたりします。そういったところも余すことなく使っていけば、非常にまた先行きが明るくなるんじゃないかと思っています。非常にこの事業には期待しておりますので、また今後とも自分らも応援させていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に移ります。本市の防災対策についてです。

高知県が中心となり、南海トラフ地震発生時には香美市内の県立6施設を、高知市、香南市両市民の避難所として貸し出すべく、令和6年12月22日に広域避難協定が締結されました。これは、南海トラフ地震発生時、中央圏域における本市の立ち位置や役割の一つが示されたものだと思っております。

①の質問です。

実際に被災した際、協定に定める施設へ本市の被災者が避難することは可能なのでしょうか。協定書を読む限り、一応、高知市、香南市の方が優先と見えるんですが、協定の相手方が優先的に避難することとなるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

南海トラフ地震における香美市民の生命と身体の安全を何よりも優先的に守ることは、私たち行政の最も重要な責務であると考えております。

協定には、広域避難協定先の避難住民を受け入れられない正当な理由がある場合を除き、広域避難所を提供しなければならないという原則を定めておりますが、この正当な理由とは、香美市民の避難需要が喫緊かつ圧倒的に高く、避難元住民を受け入れるようなことが困難である状況を指すものと考えております。このような判断は、南海トラフ地震発生時に香美市の災害対策本部が、市内の被災状況、避難所の状況、市民の避難需要、施設の安全性などを総合的かつ客観的に判断し、高知市、香南市とも緊密に連携を取りながら、受入れの可否を決定することにいたしております。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） ということは、あくまでも香美市民が優先という考えでよろしいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） そうですね、どうしても受入れできない状況であると判断されたときは、関係するところとも連携を取りながら判断していきたいと思います。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） そのときには、香美市の災害対策本部がかなり情報を集めて、

しっかり香美市の避難状況とかを把握しておく必要が前提ということで、よく分かりました。

それでは、②の質問です。

避難所として県立施設を6施設指定しておりますが、その中で旧大栃高校が対象とならなかった理由は把握されていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 市が緊急避難場所として利用できるのは、旧大栃高校の多目的棟1階及び2階のみとなっております。しかし、この旧大栃高校はふだん利用されていないため浄化槽が使用できない状況にあり、長期的な避難生活を送る上での衛生環境確保が困難です。さらに、多目的棟以外の校舎や体育館などにつきましては、県が管理する備品や公文書などが保管されており、これらの撤去は移動が困難です。そのため、これらの施設を避難スペースとして利用することはできません。こうした状況から、現在の旧大栃高校の施設は、必要な機能を備えた広域避難場所として指定するのは難しいと判断しております。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） あくまでも、現在、稼働しているといいますか、使われているところが優先的に今回指定されていてって、6施設がそのままやったと。ただ、場所の問題であればまた可能性も出てくるかなと思っています。そこは県との協議によるのかなと思います。

それでは、③の質問に移ります。

発災時に住むところの確保はもちろん、災害ごみの仮置場やトイレの確保も大きな課題となります。住居や災害ごみに共通しているのは、一定以上のスペースを前もって把握したり、場合によっては確保しておくことです。応急仮設住宅の建設や災害ごみの仮置場には、ある程度のまとまった土地が必要ですが、現段階で候補地の事前調査は行っていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 防災対策課からは、応急仮設住宅の調査についてお答えします。

候補地の調査は、大きく分けて公共用地と民有地の2つの柱で進めております。

公共用地における取組としては、香美市応急機能配置計画に基づき、屋外の広いスペースが確保できること、長期間の使用に支障が出ないことを条件に、これまで5万6,102平方メートルの用地を確保しており、災害発生時には速やかに活用できる体制を整えております。

次に、民有地の候補地は、高知県が定める南海トラフ地震対策行動計画に基づき、県と連携して進めております。令和4年度以降、高知県より毎年、県下市町村に対し、必要面積確保のための候補地調査依頼があります。候補地の洗い出しは、次の3つの条件

を参考に行っています。仮設住宅の建設に適した物理的に利用可能な民有地であること、具体的には、空き地、広場、駐車場などの施設用地の一部、遊休農地や荒廃農地を含む農用地などが対象です。もう1つは、おおむね500平方メートル以上の広さを有し道路に面していること。最後に、土砂災害特別警戒区域でないこと。これらの条件に基づき、これまでに45万4,055平方メートルの候補地を高知県へ報告しております。

公共用地と民有地を合わせますと、51万157平方メートルを候補地として確保しており、L2クラスの南海トラフ地震が発生した場合の必要面積と比較して、約4.9倍となっています。

今後の取組としましては、第6期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、民有地情報のさらなる精査を進めてまいります。今年度は、これまでの候補地について、ライフラインの整備状況や所有者の把握など、より詳細な調査を進めております。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） 災害廃棄物仮置場の候補地に関しては、令和6年度に香美市災害廃棄物処理に係る仮置場の選定に関する基礎調査を実施しました。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） ちょっと確認ですが、災害ごみについては香美市の市有地だけであって、民有地の候補地は出していないということよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） 今回の調査では、公有地を中心として25か所で行っていますが、利用可能な敷地面積が著しく狭く、車両の進入が難しいなどの理由により18か所が候補地から外れた結果、利用可能な候補地は7か所となっております。この候補地は、L2発災時の仮置場必要面積の約30%にとどまっておりますので、引き続き、仮置場候補地の確保が必要と考えております。

一方で、搬出戦略の目安として、必要面積の5割確保できるスペースがあれば、搬入・搬出作業をスムーズに実施できるといったこともございますので、発災状況に応じた限られた場所での対応も視野に入れ、引き続き検討していかなければなりません。また、被害想定の見直しが図られた際には、廃棄物の想定量や必要面積など、適宜見直しを行ってまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） よく分かりました。

ちょっと防災対策課長に聞きたいですが、民有地所有者の洗い出しといいますか、調査は今まで全くせずに、接道条件であったり面積要件なんかで抽出したということよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 県からは特にそういう指示はなかったんですけども、市では独自に登記情報から調査しておりました。

○議長（利根健二君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 両方について、かなり事前に調べて準備をしていることがよく分かりましたので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

昨年末に全戸配布されました、災害時ごみ処理ハンドブックについて、配られた経緯をお教えてください。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） 香美市災害ごみ処理ハンドブックの全戸配布の経緯についてお答えいたします。

本ハンドブックは、令和 7 年 1 1 月末から 1 2 月上旬にかけて、タウンプラスメールを活用して香美市内に全戸配布しております。大規模災害時には大量の廃棄物が発生することが予想され、当市においても事前対策の取組を進めているところです。取組につきましては、高知県や近隣市町村とともに、高知県災害廃棄物広域処理ブロック協議会を組織して情報共有を行っており、この中で、四万十市が先行して作成したハンドブックが優れた事例として共有されておりました。

当市でも、災害発生時における廃棄物の円滑な処理と、住民の安全、また、生活再建を目的として、正しい分別方法や仮置場に関する基本情報を平時からお知らせする必要があると判断し、パンフレット配布の取組を実施することとなりました。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 意外と前置きなくぼんと送られてきたので、ただ、個人的には非常にいいハンドブックやなと思って、ずっと取り置きさせていただいておりました。四万十市が先行して作成しているものが、横展開したのはすごくいいことだと思います。またこんなのがあれば、どんどん配っていただければと思っております。

それでは、⑤の質問に移ります。

阪神・淡路大震災では、断水などの影響により、水洗トイレが長期間にわたって使用できず、著しく不衛生な状態になりました。被災後の生活を立て直すためにも、災害ごみとトイレはまさにきれいごとだけでは済まされない大きな課題です。全員協議会でも説明のありました、今年度整備中の本庁舎南駐車場災害時用マンホールトイレや日ノ御子河川公園トイレは、災害にも強いトイレだと聞きました。両施設の導入理由と、その期待できる効果についてお伺ひいたします。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 本庁舎南駐車場の災害時用マンホールトイレについてお答えいたします。

被災地におきましては、排水管や下水道施設が損傷し、水洗トイレが使えなくなる事態が想定されます。その際は、仮設トイレ等による対応が必要となりますが、仮設トイレは調達・設置等に時間を要する懸念もあることから、今回、本庁舎南駐車場の建設に合わせて、場内にマンホールトイレを整備することといたしました。

内容についてですが、添付の資料を御覧いただけたらと思います。資料中段にございますように、直径２．５メートル、幅７．５メートル、円筒型のＦＲＰ製便槽を地下に埋設し、地上に設けたマンホール口からし尿を貯留させる仕組みになっております。マンホール蓋を外し、便座や屋根付きの囲いを設置することで、すぐに使用が可能となります。トイレの数は大使用８基と、小使用２基の計１０基を１０室に仕切って使用することとしており、うち大使用２室につきましては、車椅子にも対応できるサイズとしております。各室内には電池式のＬＥＤ照明が設置されますので、夜間の使用にも支障はございません。便槽の有効貯留量は約３０立方メートルで、５００人が３０日間使用可能となっており、下水道が使えない事態を想定しまして、貯留されたし尿はくみ取りで収集する方式を取っております。なお、平常時におきましては、便槽を備蓄庫として利用することも可能となっております。

設置場所につきましては、資料下段のとおり、本庁舎南駐車場西側の屋根の下、赤線で囲われた箇所になります。

今回の整備によりまして、被災時に問題となるトイレの不足解消の一助になるものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、整備の概要につきましては、タブレットに掲載の資料を御覧いただけますでしょうか。令和７年度香美市日ノ御子河川公園における整備計画といたしまして、１ページ目に、当該トイレ整備事業の計画概要を掲載してございます。整備箇所は、赤丸で囲まれた場所になります。２ページ目、３ページ目につきましては、具体的な整備内容、整備する箇所の現況写真、整備後のイメージを掲載しております。なお、２月下旬に整備が完了しております。資料につきましては以上です。

日ノ御子河川公園駐車場のトイレにつきましては、男女共用で多目的トイレがなく、老朽化による劣化が見られるといった課題がございました。このたび新たに整備いたしましたトイレは、男女それぞれの専用トイレと多目的トイレを備えております。この設備の特徴といたしましては、トイレ内の汚物を浄化し、浄化水として循環させる方式でございまして、仮に断水したときにもトイレを使用することができます。ただし、災害により機器が壊れていなければでございます。槽が汚泥で充満するまで使用することが可能でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 資料提供等をありがとうございました。A I に質問した気はなかったのですが、ちょっと A I が答えて変な感じになってしまいました。

かなり準備も進んで、いいようなトイレができています。特に、日ノ御子については、本当になかなか誰も入りたくないようなトイレだったので、非常にいいんじゃないかなと思っております。ちなみに、この日ノ御子のような循環式水洗トイレを、日ノ御子は今回 2 ユニットタイプだそうですが、同じようなもので、大月町が 3 ユニットタイプを導入して、町の産業祭の公衆トイレとして、来場 4,500 人の行事にもふだんから使っているということがあります。きれいなものが今出来上がっておりますので日ノ御子も、前の駐車場もちょうどこの間、タンクの埋立て、周りにずっと砕石を埋めていましたので、皆さんも見られたんじゃないかと思っております。災害に強いトイレということで、非常にいい準備ができているんじゃないかなと思った次第です。

それでは、これまでの話を踏まえて、防災対策の視点から見ました中央圏域における香美市の役割について、市長の見解をお伺いしたいです。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、今回、南海トラフ地震対策の香美市の課題につきまして、幅広く御質問をいただきありがとうございました。

香美市の役割に関しましては、これまでもお話をさせていただいており、高台にあるという立地的な面もありまして、役割があるだろうと思っております。本日の御質問でもありまして、広域避難協定を今回結ばさせていただきました。この協定に基づいて、協定先であります香南市、そして、高知市、また、県、高知工科大学とも連携をして、具体的な事例に基づいて、訓練もしていかなければならないと思っています。

現場対応という現実のところ言えば、避難者が来たときに、あなたは香美市民ですか、香南市民ですかというようなことは、なかなか聞けないことが状況としてあらうと思いますので、そういったときには、人道的にといたらあれですけども、必要がある限りは受け入れなければならないと、私自身は考えております。

また、時間的にも 72 時間という 3 日間の命を守るための時間、そして、1 週間であったり 1 か月、長期浸水も高知市では予想されておりますので、長期的な時間の中でどうしていくのかも検討しなければなりませんし、また、避難先につきましては、高知工科大学ですとか吉野の青少年の家でございますので、例えば、大学生をどういう取扱いにするのかとか、大学には大学のお考えもあらうと思いますし、また、県にも県のお考えがあらうかと思います。そういったことも踏まえて、具体的に生命と身体をしっかりと守っていけるような対応をしてまいりたいと思います。

また、トイレにつきましても御質問いただきましたとおり、香美市はいろんな課題がある中で、一つ一つ解決しようということです。また議員の皆様方からもいろんな

御指摘をいただいて、そして、香美市としても一つ一つ着実に解決をして、来る南海地震に備えて対応していきたいと思っております。香美市としまして役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 広域避難協定も結び、そして、いろいろな調査もして、ごみであったりトイレの問題であったり、1 つずつ積み重ねていこうと。他市町村の方々を受け入れていくような、非常に災害に強くて優しいまちであってほしいというのが私の考えです。その際には、非常に厳しい選択もしていかなければいけないこともあります。やはりふだんから、いろいろと気持ちを持っていかなければいけないということで、ちょっと昨日の山崎眞幹議員、それから、公文議員の話ともちょっと関係しますが、振興計画の将来都市像の中には、今、ともに支え合うと非常にいい言葉が入っております。その考えがますます今後大事になるんじゃないかなと思っております。振興計画は非常に大事なものであって、基本理念、将来都市像のこと、昨日、山崎眞幹議員がかなり質問されていましたが、非常に今、このいい言葉をできればなくしたくないというのが個人的な見解でございます。今後も、香美市がほかの市町村から非常に頼られる強くて優しいまちであることを願って、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（利根健二君） 有光収三議員の質問が終わりました。

次に、5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 5 番、住民の幸せのためにダッシュ、日本共産党の西山潤です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一問一答式で質問させていただきます。

まず、大きな1 番、動物愛護基金の活用状況とさらなる取組をです。

令和7 年4 月、個人の御寄附を基に設立された香美市動物愛護基金は、他市にない先進的な取組を可能にしています。昨年、3 月定例会議で、その制度設計について質問してもらいました。約1 年が経過しましたので、その後の状況を知りたく、質問させてもらいます。

①です。

現時点までの猫不妊去勢手術と推進補助金申請数と総額はどうなっているのでしょうか、飼い猫と野良猫、それぞれについてお願いします。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

申請件数1 1 5 件、補助金額2 3 6 万5, 3 1 0 円となっております。そのうち飼い猫は9 8 件、野良猫は7 9 件で計1 7 7 頭の手術が行われております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） かなり活用されていることが分かりました。

次、②です。

現時点までの地域猫活動支援補助金の申請数と総額はどうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

申請件数3件、補助金額43万9,100円となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 3件が多いのか少ないのかちょっとよく分からないですけども、少しずつ広がってきているということだと思います。

③です。

飼い主のいない猫捕獲器の貸出件数はどうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） 申請件数は1件で、2台の貸出しを行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 1件だけで、TNR活動の推進ということを昨年の質問でも取り上げたわけですが、意外とこちらの貸出しは少ないように思いましたので、何か手だてや工夫が必要かもしれません。非常にこれは大事な貸出しだと思っております。分かりました。

④に移ります。

広報香美では、2025年の4月号に「あなたのペット近所迷惑になっていませんか？」そして、同じ年の9月号には「猫」の特集と先ほどの補助金の紹介が出ておりました。とてもよい特集だと思いましたが、猫問題はだんだん暖かくなり始めてからが本番です。今後の広報計画などはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

例年、広報香美などを通じて啓発活動を行っており、4月号、9月号、市民カレンダー6月号に掲載しておりましたが、本年度は昨年の西山議員の一般質問を受け、繁殖期を踏まえて、市民カレンダー2月号にも掲載しております。また、猫の繁殖期は主に3月から9月までの間と言われているため、その期間を考慮し、猫の不必要な繁殖や飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすため、引き続き、猫の飼い方や不妊去勢手術等補助金の活用、また地域猫に関することなどについて、広報誌等を通じて広報していく計画としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 市民カレンダー2月号に載せていただいたということで、よか

ったと思います。やはりこのことをもっともっと私としては多くの市民の方に知っていただきたいと思います。

⑤です。

基金を活用した事業をさらに進めることが、多額の寄附をしてくださった故人の意思だと考えます。新しい事業や講演会等の計画はないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現時点で、猫の不妊去勢手術等推進補助金、地域猫活動支援補助金の2種類に対し、基金を活用しております。特に、猫の不妊去勢手術の補助金につきましては、野良猫のみならず飼い猫への補助金も広く活用されている状況です。また、啓発活動に関しましては、先ほどお答えしたとおり、広報誌やホームページにて実施してまいります。

今回の基金を活用した事業展開に関する御質問ですが、現時点では新規事業の計画はございません。補助事業を開始して1年ということもございますので、今後の補助金申請状況を見つつ、研究したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、研究していただきたいと思います。なかなか簡単に解決しないのが猫問題、ペット問題だと思います。本市の場合、動物愛護基金という強い味方がありますので、先進的な取組で他市の模範となりますよう、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それでは、大きな2番に移ります。農福連携の取組推進をです。

令和6年に障害者自立支援協議会・就労支援部会が立ち上がり、協議が進められてきました。当時の同僚議員の質問に対しては、この中で農福連携についても協議していく位置づけと回答されていきました。

そのことを踏まえまして、①です。

これまでの協議状況について教えてください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 本市では、障害者自立支援協議会・就労支援部会を農福連携支援会議として位置づけております。その中で、農業等の事業者と就労に意欲のある障害者等とのマッチング及び就労後の支援体制について検討してまいりました。令和7年度は、就労支援部会を4回開催しており、関係機関と協議を行い、就労や障害サービスにつながらない障害者への支援を目的として、障害者ジョブマッチ事業を始めることとしております。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 先ほど、ジョブマッチ事業ということも言われました。

②の質問で改めて聞きます。

農家などの事業者と利用希望者のマッチング状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 障害者のジョブマッチ事業は、就労体験を提供してくれる事業所を登録する必要があるまして、現在、登録している事業所は、農家を含めて3件になっております。今月の広報に、体験希望者を募集する記事を載せておりますので、今後、マッチングをしていくと考えております。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ちょっとまだ今月の広報を詳しくよう見ていませんでしたが、よかったと思います。

③です。

さらに、農福連携を進める上で、今後の課題はどういうことがあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 農作業の内容と、体験者一人一人の障害の特性や体力などの適切なマッチングが重要であり、丁寧な調整が必要であると考えております。また、関係機関の協力体制構築など、連携強化も必要であると認識しております。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 予定した日による行かなかったとかいうことも聞いておりますので、なかなか課題はあると思いますが、ぜひ、取組を進めていただきたいと思っております。私の教え子の中にも、この取組を必要としている者がおりまして、その子からは、ぜひ、取組を進めていただきたいと言われております。今後ともよろしくお願いします。

大きな3番に移ります。

2月20日の全員協議会で、ふれあい交流センターの現在の土地や建物の状況と、令和8年5月からの新ふれあい交流センター建設計画が示されました。私はその後の2月25日に、原所長立会いの下、現地の建物と周辺状況を見させていただきました。実際に見ますと、写真で見る以上に亀裂や段差が大きく、これはなかなか大変なことになっているぞと感じた次第でございます。

①です。

昨年度、同施設で活用した事業と参加人数を教えてください。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 平成6年度にふれあい交流センターを使用し行った事業は、デイサービス事業が44回で参加者は延べ396人、こどもふれあい教室などの教室が5回で参加者は延べ39人、電話や来所により職員が対応した相談が11件、会議やサークル活動などに対する貸館事業が218件で、延べ1,627人の利用がありました。すみません。最初の元号を間違えておりました。「平成」ではなく「令和」でございます。失礼いたしました。

○議長（利根健二君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） なかなか活発に利用されている状況がよく分かりました。
②です。

市が、移転しての新センター建設を決めた理由は何だったのでしょうか。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 令和 6 年に施設東側で陥没が発生しました。これをきっかけに、専門業者に地盤沈下の原因調査を依頼したところ、建設時の盛土が雨水の浸透により流出し、地下が空洞化している可能性が判明しました。過去の資料を確認したところ、平成 26 年の地盤調査では、ふれあい交流センター南側の擁壁が大規模地震に対し強度不足と指摘されていました。また、平成 29 年には、施設周辺の雨水排水管改修工事及び舗装工事などを実施しましたが、現在も地盤沈下は進行しています。

ふれあい交流センターは、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進しています。この事業に関わる方々に、安心して安全な環境を提供し、業務を継続して行う必要があるため、移転を計画するに至りました。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 初めにも述べましたように、現状はとても危険な状態であることが私自身よく分かったわけですが、先ほどの経過を聞きますと、かなり早い段階から地盤に問題があることは分かっていたと。クラックやひび割れが見つかったのは去年の 4 月ですか、いや、いや、令和 6 年 4 月ですか。今回、現在地での事業を見直すことに決めたのは、英断であり、評価できるものですが、私としては、もう少し早く議論を始めてほしかったなという率直な感想です。

先ほども同僚議員から防災対策の質問がありましたが、今日が 3 月 4 日、ちょうど 1 週間後が 15 年目の 3.11 になるわけで、最大震度 7 とも予想されている南海トラフ巨大地震は、いつ起きてもおかしくないわけです。本当にこれまでの間に巨大地震が起きなくてよかったなということが、率直な私の感想です。

③へ移ります。

何の事業を進めるにしても、地域住民の声や要望は非常に重要であると思います。そこでお聞きします。今回の新センター建設について、地域住民からの強い要望はあったのでしょうか。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 今回の移転に関しては、住民からの要望ではなく、先ほどお答えした理由から、ふれあい交流センターが計画したものです。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） ということは、今回の新センター建設についての要望は聞いていなくて、地盤等の状況から移転を決めたということでございますが、実は、私はそこが重要なポイントではないかなと思うわけでございます。令和8年度の一般会計予算を見せていただくと、ふれあい交流センター費が計上されております。議案5－97ページに、委託料として設計委託1,335万3,000円、家屋事前調査委託料1,089万4,000円とあり、これが新センター建設に向けて動き出すための予算だと思いました。私の意見としましては、今回の建設計画をすぐにスタートさせるのではなく、多くの市民の声を聞いた上で、ふれあい交流センターの在り方そのものはどうするべきかを検討していただきたいと思っております。

④です。

今回の建設計画を見直すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） ふれあい交流センターは、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進しています。その業務を実行するための拠点となるふれあい交流センターの移転計画は、前向きに進めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 今回質問をするに当たって、平成18年3月1日制定のふれあい交流センター設置条例、そして、施行規則を見直してみました。すると、施行規則第2条に運営主体という項がありまして、ふれあい交流センターは香美市が設置し、運営するものとあったわけでございます。最初に私が質問を考えたときに、令和2年1月に火災で焼失した、秦山ふれあいセンターの再建問題を引き合いに出そうとしておりましたが、秦山ふれあいセンターと今回のふれあい交流センターは、名前は似ていますが、たてりが全然違うと言われまして、確かに、先ほどの運営主体というところが全然違っていただいております。ただ、私の意見として少し述べさせていただきます。

もう一つの例として、老朽化のために廃止となった、香北町曉霞公民館の再建問題もございまして、地元では現地で再建していただきたいと言ったんですが、再建はかなわなかったということでございます。もちろん、先ほど言ったように、たてりが違うわけでございまして、運営主体も違うということがございます。ただ、ふれあい交流センターの場合も、そして、私の地域、北組西上野自治会と宗目自治会の2つの自治会です。それから、曉霞公民館は五百蔵地区と聞いておりますが、その地域住民の方々は、じゃあ、市が再建してくれない場合はどうするのかということで、地域住民がいろいろなお話し合いをした上で、地域で補助金を頂いて、足りない分は自分たちで何とかして、そして、集会所として再出発しようということになったわけでございます。その話し合いの中では、地域住民がどうしていくかを自分たちで話し合うという議論があったわけでござ

ざいます。ふれあい交流センターに戻りますが、施行規則第3条、運営方針の中に、地域住民の自立の支援を基本とするとあります。本市がいつまでも運営主体となっていては、この自立という点に関してはどうなのかなということを心配しておりますが、その上で、市長のお考えをよろしく願います。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、先ほどからお話をさせていただいているように、このふれあい交流センターは、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動をするという、香美市における人権政策の拠点であり、また、庁舎であると思っております。西山議員は、いつも住民の幸せのためにダッシュと言われるわけですが、人権政策を後退させろというような御意見であろうと思っておりますので、非常に残念に思っております。香美市としましては、やなせ先生のことも踏まえまして、「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」というキャラクターを使って、人権政策についてもこれからしっかりとやっていこうというところですので、私としましては、住民の幸せのためにダッシュすべきであると考えております。御理解いただければと思います。

○議長（利根健二君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 私は、決して人権政策を後退させるというような考えはありませんので、その点は言っておきたいと思えます。その上で、何事にも潮どきというのがございまして、今回、地盤等の問題が原因で、ふれあい交流センターは現在地での事業が困難になったと思います。このこと自体は残念なことかもしれませんが、ふれあい交流センターの在り方を、市民の声を生かして考え直す潮どきではないかということを、最後に要望として述べまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 西山潤議員の質問が終わりました。

午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次、質問いたします。一問一答です。

最初に、生活保護行政について伺います。

生活保護基準の在り方については、司法の場で争われております。2025年6月に、最高裁は、2013年から開始された生活保護基準の引下げ処分を争った裁判において、国の違法性を認め、原告勝訴の判決を下しました。様々な加算の廃止や削減も行われて

おり、加えて、今日の物価高騰に対しても有効な措置が取られていない現状もございます。生活保護は法定受託事務であり、保護基準は国が決定することになります。ただし、同じ生活保護の関連でも、国との関係で相談、助言、勧告を通じて行われるものは、市が主体となって行う事務ですので、自治事務とされております。ゆえに、具体的な運用については、自治体判断が大きく影響するところです。そのことを申し述べて、質問に移ります。

①です。

物価高騰は、市民生活を苦しめているという認識はお持ちと考えます。貧困率は高いのに、保護率・捕捉率が低いのが我が国の現状ですが、今まで制度利用をためらっていた方も、今日の物価高騰により生活保護に頼らざるを得ない状況が出てきているのではないかと。現状、本市では、昨年10月末において270世帯であるとの数が示されておりますが、現在の保護申請状況、また、寄せられている相談等について伺います。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

令和7年度の申請状況についてですけれども、令和8年2月末現在で申請数は57件となっております。これは、直近3年間の申請状況、令和4年度51件、令和5年度53件、令和6年度45件と比較して、増加傾向にあります。寄せられる相談につきましては、やはり物価高、あと年金の収入だけではちょっと生活が厳しいというようなものが多いです。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 物価高による相談も増えているということですが、生活保護の中では医療扶助が一番使われていますが、病院にかからねばならないので低年金であるとか、そういう相談の状況はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 重い病気にかかったけれども、その治療費を払うのがちょっと心配、入院しても医療費が賄えないんじゃないかという相談は、多いように思います。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

行政手続法では、申請が到達すれば行政庁は審査を開始しなければならないとなっております。門前払いはありませんので、ケースワーカーによる聞き取りから審査を行った上で、保護決定とならないケースも多々あるとも考えます。お構いない範囲で、具体的に答弁をお願いいたします。また、親族に対する扶養照会の状況についてもお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 申請数57件のうち、保護が決定に至らなかった件

数につきましては、14件となっております。扶養照会につきましては、実施要領や国からの通知を参照して行っております。扶養義務者の存否につきましては、戸籍や要保護者からの聴取において確認を行い、扶養義務者が存在する場合は、要保護者等からの聴取内容等を考慮して、扶養の可能性を調査しております。この調査においては、金銭的援助だけでなく、精神的な支援が可能かどうかを併せて行っております。要保護者等からの聴取等によりまして、扶養義務の履行が期待できないと判断した場合は、扶養の可能性がないものとみなし、扶養調査は行っておりません。なお、扶養調査の検討につきましては、1年に1回行っております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 57件のうち申請が駄目やった人が14件ですが、ちょっとそこら辺の部分について何で駄目やったか、資産、お金の関係なのか、また就労できるという判断なのか、ほかの制度を使えますよとか、様々なパターンがあると思いますが、その詳細をお聞きします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） やはり一番多いのは、保護の最低生活費の基準より、今の手持ち金だとか収入が上回っている方が多いです。それ以外では、申請の途中にお亡くなりになったケースもございますので、そういったところになっております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 現状、手持ち資金の基準は、1か月の生活費ぐらいがあったら駄目だという認識でいいですか。5万円とか、10万円とかいうことを聞いたことがあります、そこら辺は現状いかがでしょうか、世帯にもよりますけど。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 最低生活費の2分の1を上回らない手持ち金については、保有を認めておりますので、1人であれば、10万円を持っておると最低生活費を上回ることになります。ただ、その方が障害をお持ちで加算がつくといった場合もございますので、一律に幾らということとはちょっとお答えしづらいです。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そこは理解できますが、それがメインの申請が駄目だった却下の理由であるのであれば、そのお金が底をついたら、一応、福祉事務所としては再度の申請を促しているということでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 却下の通知をするときに、御本人さんに説明をして、手持ち金がなくなったら申請が可能ですということはお伝えしております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 扶養照会について伺いますが、審査していけそうやというときに、扶養照会をしてほしくないと言われたときには、柔軟に対応されているのか、

そのところを。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） 基本的に、要保護者がしてほしいということであれば行っておりません。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） もう1点、扶養照会についてですが、精神的な支援と言われましたかね、その部分はどのようなことか。金銭的な支援はなかなか大変やけど、精神的にとはどういう位置づけなのかをお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） 例えば、ひとり暮らしの高齢の方で、子供さんがいろんな手続をする必要があったとき、その支援をしていただけたとか、施設に入るときに保証人になっていただくとか、また、後にも出てきますけど移送費の関係で、病院に行くときは子供さんが構わないときには送っていただけたとか、そういうことになっております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） よく理解できました。

③です。

世帯類型別動向では、その他の世帯という数が若干増加していると感じます。その内容についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） ①の質問のときに議員がおっしゃった、本市の現状の世帯数とかは、今回の議案細部説明書59ページの令和8年度当初予算資料に記載されておるものでして、これは一応10月末で出ささせていただいておるのですが、ここで回答させてもらうのは、令和7年9月30日現在のデータに基づいてお答えさせていただきたいと思います。

本市の生活保護受給者の世帯類型別被保護者数につきましては、高齢者世帯が173世帯、母子世帯8世帯、障害者世帯41世帯、傷病者世帯が16世帯、その他世帯が37世帯の合計275世帯となっております。平成27年度は、その他世帯が12世帯でしたので、増加傾向にはあると感じております。その他の内容なんですけれども、稼働能力を有しながら就労していない世帯、何らかの阻害要因により就労はしているものの収入が少なく、生活保護からの脱却に至らない世帯、高齢者とその子供、稼働年齢層であるとか、そういった世帯になっております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 私の見た資料では29世帯でしたが、37世帯ということなんです。稼働能力を生かし切れていないというレベルもありましたけど、収入が少なくて保護に頼らないといけない状況も理解できますが、今後もこの傾向は、様々な支援を

受けながらもなかなか大変ということですが、増加の方向になるという認識でよろしいのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 稼働年齢層の方で、やはり能力的に就労の困難な方が保護に来ている傾向を感じておりますので、今後も続くのではないかと思います。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

過日の地元紙で、生活保護事務怠慢という記事には驚かされました。訪問調査が行われていなかったり、転出の事務処理を怠るとのことでありました。また、収入認定の不備による保護費の過払いや未払い、移送費の未払い等々、受給者世帯にも多大な迷惑をかけたものです。本市の訪問調査の現状及びケースワーカーの担当している世帯数等についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 令和7年9月30日現在、全275世帯を5つのケースに分けておりまして、Aケース20世帯、Bケース13世帯、Cケース101世帯、Dケース88世帯、Eケース53世帯を4人のケースワーカーで担当しており、1人当たり65世帯から75世帯を担当しております。各ケースの訪問頻度につきましては、Aケースは毎月、Bケースは2か月に1回、Cケースは3か月に1回、Dケースは4か月に1回、Eケースは6か月に1回となっております。他の自治体では、Fケースとして、1年に1回というところもあるんですけれども、香美市はFケースのケース分けはしておりません。

ケースワーカーにつきましては、毎年、担当地区を交代して、特定の担当者が長期間同じ地区を担当しないよう工夫しております。また、査察指導員がケースワーカーの訪問計画と訪問実績を月1回チェックし、訪問未実施の有無を確認する体制を整えております。このチェックにつきましては、査察指導員がチェックした後、班長、所長というように、上席が確認するようになっております。訪問未実施があった場合は翌月に訪問するよう指導しており、必要に応じて査察指導員との同行訪問も実施しております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ケースワーカーの方々には、本当に御苦労さまということですが、基本3か月に1回ぐらいが私の認識でありましたが、この毎月とか2か月に一遍、保護が始まって最初の状況で頻度が高いのかなとも思ったりもします。6か月ぐらいになったら、もう安定した高齢者世帯かなと思いますが、毎月のケースについては、どういう状況で毎月訪問されているのかをお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） まず、Aケースの毎月につきましては、稼働年齢層の方が多いです。就労をすると、毎月、収入申告の必要があります。また、就労してい

ない方は、就労活動の報告を毎月行うようになっておりますので、こういう点があるので、Aケースは毎月となっております。また、先ほどおっしゃられた、高齢者とかのE世帯になるんですけど、ここは今施設に入っている世帯になりますので、大体安定した生活を送れているということで、6か月に1回となっております。一番多いのはCケースですね。ここは、安定した生活をされていて、ちょっと変わったことがあったらいいませんので、大体3か月に1回ぐらい訪問しているというように、その世帯の状況、見守りがあるとかないとか、そういうところも関係してきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 少し関連して伺いますけど、収入がある場合、今は1万9,000円でしたかね、超す場合は、事前に報告しとかざったら保護費が減額されるというのがあったと思うんですけど、そういう指導は、ケースワーカーが稼働年齢層のところへ行かれたときにしているのか。そこら辺、また臨時的に収入があったりもしますよね、要保護者でも。そういうときに、やっぱり的確な指導ができていいのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） 新たに保護になったときには、そういうところも含めて、保護のしおりに基づいてきちんと、収入があったらどんな収入でも報告しなくてはならないと話をして、誓約書といいますか、書面を出していただいて、ちゃんと聞きましたというような内容で確認を取っております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ケースワーカーの方々は、毎年担当が代わって、奥は物部町まで行かれたりして大変と、御苦勞に感謝するところですけども、実際、その訪問において、たまには2人で行くと言われていたましたが、基本は1人で行くと思いますが、被保護者にもいろいろおられると思いますが、2人で行くとかいうことのルールづくりというのは、先ほど言われた部分なのか。そこを再度お尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） 査察指導員がついていく案件につきましては、1人で行くとちょっと身の危険を感じる場合ですとか、重要な説明が必要なときなど、ケースワーカーが必要であれば同行するというのをふだんから言っていますので、この案件は自分一人では難しいと感じたときに、ケースワーカーが査察指導員に相談し、日程調整をして行っているという状況になっております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。移送費のタクシー代立替払いについてお尋ねします。

通院等でのタクシー利用時、県内でも幾つかの自治体でタクシー事業者と福祉事務所

が協定を結び、本人が立替え払いをせずに済む仕組みを導入しているところもございます。本市における現状の仕組みと実態、また、この提案した仕組みの実施の可能性についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活保護制度は法定受託事務ですので、自治体によっての取扱いや運用が異なることは少し問題があると考えております。

生活保護制度においての生活保護費は、移送費、日常生活に必要な日用品の購入、保有を認められている家電製品の修繕費などの費用を賄うものであり、これらの費用については生活保護費の範囲内で計画的にやりくりしていただくものになっております。移送費の給付決定につきましては、国からの通知にもありますように、原則として、通院する医療機関に必要な事項を記載していただいた通院証明書に、タクシー等を利用した際の領収書を添付し、事後に福祉事務所へ提出いただくよう、移送費の申請のあった被保護者に対して説明を行っております。ただし、本市においても、被保護者の個々の事情を考慮して、必要であると判断した場合は立替えの実施も行っております。現在、立替え払いを行っている方もいらっしゃいます。また、本市では、定例支給日以外に随時支給日を独自に定めておりますので、毎月１５日、２５日にも保護費を支給できるよう柔軟に対応しております。個別対応になろうかと思っておりますので、そういう仕組みづくりまでは今の時点で考えておりません。

○議長（利根健二君） １４番、山崎龍太郎議員。

○１４番（山崎龍太郎君） 原則はもちろん承知しております。実際、領収書、通院証明等が要って、次の保護費なのか、精算した直近の支払い日に払うのか、そこら辺はよく分かりませんが、現状もおられるということで。通院・通所については、高額なタクシー代が物部町に住んでおられる場合なんかには、特に要と思うんですわね、タクシー代にしても。そういうときに手持ち資金から出すのは大変だと思います。これはうちの特性でもありますわね、集合している地域だったら、まだ低額なタクシー料金で済むと思いますけれども。現時点での制度設計は考えていないということです。もちろん現時点でないがやったら、被保護者にしても、ちょっと自分が保護を受けているのを知られるのが嫌やからという方もおられるかもしれませんが、実際は、その経済状況のことで生活費のことを踏まえて考えたときに、前向きに考える必要性もあるんじゃないかと思うんです。

ちなみに、県では、地域の実情に合わせて支給方法は考えてもらってよろしいという見解ももらっているとはお聞きしております。法定受託事務でもありますけれども、実際、そのところの裁量権は自治体にもございますので、お考えいただきたいと思いますが、再度の見解を求めます。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 県内でも制度を取り入れているところがあるとおっ

しゃっていましたので、そちらの自治体にどういう状況なのか情報をいただいて、所内でも検討したいと思います。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑥です。自動車の保有・利用についてです。

公共交通機関の衰退により、日常の買物など、生活維持のために自動車が必要だという地域が増えてきており、本市中山間地もその状況にあります。しかし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住んでいても、通院・通所が要件となっているのが今の実施要領です。本市における被保護者の自動車保有・利用の状況と、認定の基準についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 現行の生活保護制度におきましては、生活用品としての自動車は、単に日常生活の利便性のために用いられるのみであるならば、その保有を認める段階には至っておりません。ただし、障害者や障害児、また、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方などが、通院や通勤等のため自動車を必要とする場合など、必要な要件を満たせば保有・使用が認められる場合があります。

本市におきましても、自動車の保有を一律機械的に認めないわけではなく、実施要領等の要件を満たせば、保有・使用を認めております。令和7年9月30日現在、容認1件、処分保留2件、否認2件の状態です。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 所有が1件で、保留が2件で、あとの2件は何でしたかね、再度。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 否認です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっと否認理由をお聞かせください。先ほど言った、どの項目に当たるのか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住していないという理由です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 私は、著しく困難という要件を厳格に解するのではなく、積極的に認定する方向も見いだすべきとも考えます。前向きな審査認定の方向であるべきとも考えます。全国的にはそのような例もありますし、香美市は特に、物部地域とか香北地域、繁藤地域とか、様々な部分で医療機関から遠いところに住んでいる方もおられますので、現実に1件は認めていることですが、認めている1件、その保留の2件で

すかね、保留が何なのかというのはちょっとここでは聞きませんけど、自治体の福祉事務所は、国も様々な自治事務もやっているわけですので、改善要求もすべきだと思います。この実施要領の改善も求めるべきとも思いますし、また、本市はそれを言える現状にもあると思いますけど、そこについての見解を求めます。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 議員が御指摘のとおり、本市の特定地域におきましては、公共交通機関が極めて脆弱であり、自動車があれば日常生活に必要な買物や通院等が困難となる厳しい実情があることは、福祉事務所としても深く認識をしております。

生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の制度であり、その運用は、国の定める保護基準や実施要領に基づき、全国一律の公平性を保ちながら行われる法定受託事務です。自動車の保有・使用につきましては、国の実施要領におきましては原則として資産とみなされ、また、稼働能力活用や重度の障害など、限定された目的の場合にのみ例外的に認められることとされております。現状の国の実施要領の解釈では、議員が御指摘の日常の買物等のための自動車保有・使用を認めることは、極めて困難であると判断せざるを得ない状況でございます。

しかしながら、議員がおっしゃる地域の特性や、それによって生活保護受給者が直面する困難は、福祉事務所としても看過できるものではないと思っております。また、住民の皆様や議員の皆様から寄せられる貴重な御意見は、まさに制度と地域の実情との乖離を示すものとして重く受け止めております。福祉事務所としましては、現時点での国の実施要領改正を直接的に要請するという形ではなく、まず、この地域特有の深刻な状況と現行制度下での対応の限界について、具体的な事例や現状に関するデータを整理した上で、上部機関である県の生活保護担当部局を通じて、国に対し地域の実情に関する正確な情報提供と課題提起を行ってまいりたいと考えております。このような情報提供を通じて、国において、地域の実情に応じた、より柔軟な運用や将来的な制度の在り方について御検討いただく一助となるよう、努めてまいります。議員が御指摘の問題の解決に向けて、福祉事務所としてできる限りの努力は続けてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑦です。

数年前まで、保護世帯数は300世帯を超すくらいと私は認識していますが、現在、275世帯と所長の話でありました。自立された方、亡くなられた方もおられると考えますが、現状の自立に向けての支援についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 生活保護は、被保護者の最低生活の保障と同時に、その自立を助長することを目的としております。そのため、被保護者個々の生活や環境

を把握・理解し、その方に応じた積極的な援助を行うよう努める必要があると考えております。支援の対象は、就労による経済的自立だけではなく、健康管理や生活管理ができる日常生活面での自立や、地域社会の一員として生活が送れる社会生活面での自立も含めて、包括的に支援する必要があると考えております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 包括的な支援ということで、経済的な部分を私は念頭に置いていましたけど、そこのところはありがたいことと思います。

先ほどの話で、車の保有について、稼働能力の活用があればとも言われていたんですけど、自動車の保有が自立に向けて有利に働いたようなケースについてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所、野呂所長。

○福祉事務所長（野呂裕永君） ちょっと私の記憶にある限りなんですが、保護を開始したときには仕事がなく、でも車は、また次の仕事を見つけたときに必要であるという場合は、一旦、その処分保留について検討し、自立更生計画を立てていただいて、保護を脱却するために、最初は半年まで猶予ができ、その後、最長で1年になるんですけど、やはりその中で、保護を脱却できるほどの収入を得て廃止になったという事案は、私の覚えている限りではなくて、就労したけれども収入が少なくて脱却が望めないことで、処分に至ったケースが多いように思います。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） もちろんそのケースが多いと思います。ただ、一旦車を手放しますと、新たに購入して、働けるところはあるけど車で通わんといかん、さあ、どうしようと。原付バイクで通ったらいいかもしれませんが、それも持っていなかったらそれまでです。そういう事情を生まないためにも、先ほど言われた保留によって、たまたま病気がちで生活保護をお願いしたけれども、それが改善されて収入を得る場合もあるかと思うので、そこは柔軟に対応していただきたいと思います。

2番に移ります。市内小学校の教育環境について伺ってまいります。

私は、本質問を行うに当たり、市内小学校の保護者から意見をお聞きしました。先生方もどんどん忙しくなって、子供に向き合う時間が少なくなっていると感じますと言っておられました。そして、保護者である私たちも共稼ぎで忙しいのに、学校との関わりにおいて、時間的拘束も含めて負担が増えているというお話でありました。話の始まりは、令和8年度から通知表渡しは学期ごとから年2回になると「すぐーる」でお知らせが来たとのことでした。御家庭の状況は様々ですが、今後を危惧する保護者の声として受け止めたところです。

そこで伺います。①です。

今回の改正・変更の目的・背景についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 小学校の通知表２学期制（後に「２期制」と訂正あり）の導入につきまして、その目的及び保護者への周知についてお答えいたします。

まず、制度を見直す理由は大きく２点あります。１点目は、現行の３学期制では、１学期及び２学期の学期末である７月及び１２月が成績処理期間となってしまうことで、学期末の授業のまとめや復習に十分な時間を確保することが難しく、併せて、学校行事等にも取り組みにくい状況が生じている点です。２点目は、現行の成績評価において、特に、３学期につきましては評価期間となる授業日数が少なく、評価を行うことにも難しさが見られる点です。

次に、２期制を実施することにより、次の４点の効果が期待されます。１点目は、年間３回行っている成績処理が２回となることで、教職員が児童と向き合う時間をこれまで以上に確保することができます。２点目は、１学期及び２学期の学期末まで、学期のまとめや復習の授業を計画的に実施することが可能になることから、学期末の児童への支援を手厚くできます。３点目は、評価期間を長く設定することで、より多くの資料を基に多様な視点から児童の学習状況を評価することができ、きめ細やかな指導につなげることができます。４点目は、十分な授業時数を確保できるとともに、教職員と児童が関わる時間も増えることから、児童に身につけさせたい力の育成をより効果的に進めることが可能となります。

以上の趣旨を踏まえ、小学校の通知表２期制の導入に当たりましては、教育委員会において周知文書を作成し、各学校を通じて保護者の皆様に分かりやすくお知らせするとともに、制度の趣旨につきまして十分な理解を得ながら、児童一人一人の学びの充実につながるよう、適切に進めてまいりたいと考えています。この小学校通知表２期制につきましては、保護者の皆様の不安が生まれないように、趣旨の説明を丁寧に行い、理解を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） １４番、山崎龍太郎議員。

○１４番（山崎龍太郎君） 教育長、「２学期制」なのか「２期制」なのか、そのところを訂正いただきたいと思うんだけど、鏡野中学校は、以前、前期・後期制でやっていたと思うのですが、それは何年かたってやまったような記憶があるんですけど、それを展望するものではないのかをちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 市内小・中学校とも、学期については３学期制がそのまま継続されます。小学校におきましては、通知表を「２期制」にするということでございます。中学校につきましては、高校進学絡み等もありますので、通知表は３回になります。学期制そのものを変更するということではございません。

以上です。

○議長（利根健二君） １４番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ぜひ、保護者の方々の理解を深めてもらいたいと思います。私は、先生方の働き方改革を言われている時期で、そのことも踏まえた中で、児童との関わりの時間を増やしていくという視点は大事だと思います。

そこで、②です。

年間スケジュールはどのようなになってくるのかをお尋ねします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 年間スケジュール等についてお答えします。

2期制の導入に伴う具体的な変更内容について、1点目は成績評価の期間についてですが、児童の成績評価につきまして、これまでは3学期制における1、2、3学期それぞれの期間で評価を行っていましたが、今後は2学期制として、前期を4月から9月まで、後期を10月から3月までの期間として評価を行います。2点目は、通知表の発行回数についてです。通知表による学習状況及び生活状況のお知らせにつきましては、これまで年間3回、各学期末に実施してきましたが、2期制移行に伴い、年2回、10月および3月に実施することといたします。3点目として、保護者との個人面談、いわゆる学習相談等の実施時期につきましては、原則として家庭訪問等による学期初めの4月及び10月の年2回の実施といたします。通知表が児童に渡されるのは10月と3月になります。2者面談につきましては10月となりますが、これ以外の時期につきましても、保護者から希望があった場合には、必要に応じて対応してまいります。4点目は、学期制そのものについてですが、先ほどお話ししたとおり、従来の3学期制でそのまま行くよう準備をしているところです。変更はございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 2者面談、保護者との話し合いは随時もあると言っていましたけど、基本は通知表渡しのとくに行うことでよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） そうです。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。児童の学校生活において、担っている役割についてです。

各小学校にもよりますが、教室やトイレや校庭など、掃除の頻度が減っているとも伺います。また、日直や給食当番のほか、どんな状況であるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問の児童の学校生活における役割の一つである清掃活動について、本市の状況をお答えいたします。

本市の学校におきましては、清掃の回数を見直し、主に週3回程度、児童による清掃活動を実施している状況でございます。そのことによりまして、学校環境が著しく劣悪

になっているといった事例は確認されておられません。また、清掃の時間につきましては、学年を超えた縦割り班で活動している学校も多く、上級生が下級生を支えながら協力して取り組む中で、責任感や思いやりの心を育むとともに、仲間づくりの一環としても重要な役割を果たしていると考えております。一方で、清掃の回数や時間を見直すことにより生み出した時間を活用し、補充的な学習や基礎的な学力の定着を図る取組、いわゆる加力学習等に充てている学校もございます。

このように、本市の学校においては、清掃活動の意義を大切にしつつ、各校の実情に応じて教育活動全体のバランスを考慮しながら、柔軟な運営を行っているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 学習指導要領では、清掃などの活動は働くことへの意義の理解として位置づけされておりますけれども、実際、週3回の掃除は教室という認識でいいのか、ほかのトイレとか校庭なんかはどのような状況なのか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 校舎、トイレを含めて、学校全体の掃除を行っております。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そのときに先生方の関わりはどうでしょう。低学年、高学年、様々あると思うんですけど、常に先生がついているのか、それとも高学年になったらもう児童に任せているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 基本的に、全ての掃除場所には先生がついています。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 私が聞いたところによると、ちょっと以前より汚くなったよという声も聞こえてきたので、こういうことも聞いているわけです。やはり丁寧な掃除は丁寧な将来的な仕事にもつながっていきますので、学習の部分も大事ですけど、指導要領にも清掃という活動の重要性も訴えられていますので、先生方もついているのであれば、そのところの御指導もよろしくお願いしたいと思います。

④です。

教員の働き方改革、長時間労働是正は教育長も言われておまして、本市の場合は若干改善の方向ということも、以前の一般質問で言われております。そういう動きの中で、児童の家庭学習の位置づけ、状況はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 家庭学習と教職員の働き方改革との関係につきましてお答えいたします。

宿題の目的につきましては、学習内容の定着、次の授業に向けた予習、児童の興味関

心に基づく自主的な学習などが挙げられます。各学校では、学習の進度や児童一人一人の実態を踏まえ、教員が目的を持って宿題を出しています。働き方改革の取組によりまして、宿題の量を一律に減らしたり家庭学習そのものを縮小するといったことはなく、家庭学習の内容につきましては、従来どおりの教育的効果を重視して、適切に設定されているものと認識しております。したがって、働き方改革は家庭学習の機会を減少させているものではないと考えております。教員の働き方改革は、児童・生徒が力をつけ幸せな未来を築くことと、教職員の幸せな学校勤務とが一体的に進むべきものであると考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そういう方向性ですが、実際のところある部分、児童クラブなんかに行かれていますお子さんであれば、そういう時間も低学年であれば確保されていると認識はしますが、ただ、自主的な部分になると、先生の思惑が児童に伝わっているのかどうか。やっぱり、できる子、できない子というさび分けになっても面白くない部分もあります。目的を持ってと言われましたので、子供たちにはそのところを明確にしていきたいと思います。

⑤です。

ちょっと保護者の愛校作業の状況についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） お答えします。

愛校作業につきましては、ほとんどの学校において年間1回から2回程度、保護者や地域の皆様の御協力の下で実施しております。実施に当たっては、各学校の実情に応じた内容や規模を工夫し、事前周知を丁寧に行うなど、無理のない範囲での参加となるよう配慮をしております。また、教職員や地域の方々も含めて協力し合う体制を取っており、保護者の皆様にのみ負担が偏ることのないよう配慮をしております。

今後も、保護者の皆様の御理解をいただきながら、負担に十分配慮した形で協力をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 各小学校は、PTA活動や地域の方々の支援もあって運営されていると、教育長の認識とも一致しますが、子供が育つ環境を支えるために、家庭、地域の協力は国も求めています、限りがある部分もございます。保護者負担にも配慮を望む声もございます。教育長にはその側面も認識していただきたい部分もあります。働き方改革で申し上げたら、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務も様々書かれています。統計や調査等への回答なんかは結構時間を取られるとも聞いております。そのところを積極的に応援する地域もあれば、そうじゃないところ、そし

て、一部の保護者に偏っている部分もございますので、実際、そういうところを見ていただいて、片一方で先生方の働き方改革が進んでいるけれども、片や、児童や保護者の方々の負担が大きくなってということはつまらない話だと私は思いますので、そういう部分で教育長の再度の見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 教職員の働き方改革につきましては時間の削減等もありますが、教職員がやりがいがあって前向きに働ける環境をつくらなければならないという側面と、子供たちへの影響、学力面であったり生活面であったり、いろんなサポートを行う上での子供たちへの影響は生まれないように、子供たちが成長することと教職員の働き方改革が並行して進んでいけるように、精いっぱい各校への指導を今後とも行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） この質問の最後ですが、先生方の成り手不足という話も聞きます。人材確保の部分で大変ということも伺っています。やはり様々な、本市の場合はサポート体制も組んで、教育長はそういうことも経験されていることを聞きました。人材というのはすごく大事だと思うんですわ、成り手不足が一番捉えられておりますけれども、そのところで教育長の一層の頑張りを期待して、この質問を終わります。

3番に移ります。個人版ふるさと納税事業についてお尋ねします。

令和5年8月、当時の総務常任委員会は、兵庫県香美町にてふるさと納税の取組について行政視察を行いました。委員長の取りまとめた報告書を読ませていただきます。

事業概要として、ふるさと納税の寄附実績が、令和2年度から令和3年度1.1倍と伸び悩む中、組織体制強化を図り、総務課にて兼任1人プラス会計年度任用職員1人で担当していたこの業務を、商工観光課内ふるさと納税推進室設置にて、4人プラスアルファの推進体制を取った。ほかの自治体の研究も行い、寄附者のニーズに対応可能となり、令和4年度の実績は180%増の8億9,000万円との報告がございました。それまでの取組として、1点目には戦略的広告の導入、「香住ガニ」というポテンシャルの高い返礼品を中心に、いかに寄附者に選択してもらうかの戦略に力を注いだ結果です。2点目に、ポータルサイトを追加して、13サイトまで拡充を決定しておりました。3点目に、コスト削減のため配送体制を見直すことで広告費を捻出し、また、商品撮影や文字入れは課内で行ったと。4点目に、返礼品事業者の挨拶回りを行い、協議検討を行うと。5点目に、寄附金は7つのコースに振り分け、全額既存事業の予算に充当されると。経費部分は一般財源から出すと。令和5年度は給食費無償化を実現したと。基金として繰越しはしない、今後は新規事業での利用を検討すると。実績として、令和4年度は4万8,000件、8億9,000万円、前年対比180%、何よりもサイトを通じて香美町の魅力を発信できている点は大きい。所感として、町長は、本年度10億円を目

指す意気込みであった。人材配置も的を得ており、職員のやる気、熱意も感じる。ふるさと納税による寄附金が増えることで、地域を支える新たな取組や事業の継続も図ることができる。香美市も、専任・複数体制を取り、ポータルサイトとの連携を強め、知恵出しから行わねば、現状打破できないであろうというのが、当時の行政視察報告です。

その後、香美町の令和５年度実績は１２億５，８００万円でした。

さて、本市の本年度の実績は２億円の予算立てがありましたが、マイナス６，０００万円の約１億４，０００万円とのことです。今回、個人版ふるさと納税事業は、商工観光課の所管にてスタートするとのことです。先進事例に学び、翌年度以降、大きな飛躍を期待するところです。

そこで伺います。①です。

香美町では、ふるさと納税推進室を設け、４人プラスアルファの体制で自ら宣伝広告に携わり、返礼品事業者の訪問も重ね、汗をかき、実績を上げておりました。本市はいかなる体制を取るのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） これまでどおり、専任の職員を配置し、香美市の産品を多くの皆さんに手に取っていただけるよう努力いたします。

○議長（利根健二君） １４番、山崎龍太郎議員。

○１４番（山崎龍太郎君） 職員数も限られている中で、複数とかいう認識はお持ちなのか、そこまでまだ考えは至っていないのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まだ検討中でございます。

○議長（利根健二君） １４番、山崎龍太郎議員。

○１４番（山崎龍太郎君） ②です。

現状からの変更点、また、新たな戦略についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ふるさと納税の所管を商工観光課へ移管することにつきまして、返礼品の開発や磨き上げ、事業者支援、販路拡大といった商工部門の強みを直接活用し、より効果的な推進が果たされるものと期待されております。特に、地場産品の魅力発信や観光資源との連携において、商工観光課のノウハウが生かされるものと考えております。また、組織再編とは別のことでございますが、今後の戦略方針、力を入れる課題としまして、次年度からは総務省の地場産品基準に基づきまして、高知県のはちきん地鶏を共通返礼として導入したいと考えております。県内自治体との連携を強化して返礼品数を増やすことにより、高知県全体の魅力発信と産業振興化につなげてまいりたいと考えております。

また、関係人口にも着目しておりまして、寄附者の獲得に注力いたします。観光やイベントを通じた魅力発信、返礼品による地場産品の認知度向上を図ることで、関係人口

の拡大と寄附者層の広がりを目指します。これは、寄附額の増加だけではなく、香美市のファンづくりにもつながりまして、長期的な地域活性化に寄与すると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 課長から答弁をいただきました。このことについては、かなり人材も大事ですし、知恵出しも大事と考えます。ファンづくりと言われました。朝ドラ「あんぱん」の関連で知恵を出して、様々な品物もできているとお聞きしますけれども、現実、ファンを多くするためにはかなりの戦略を持っていなかったら、そう簡単にこの停滞している状況は打破できないと考えます。

少し伺いたいですが、今まで寄附された方々への情報提供等、ファンになってもらうための御努力はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 寄附者の情報提供に関しまして、基本的にはいろいろな宣伝にも制約がございますが、各種ポータルサイトはもちろんのこと、ホームページが主なものでございます。これまでも適切な時期におきまして、メール等での宣伝も効果的に行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 4番に移ります。香美市立美術館の利用状況についてです。

①です。

美術館運営審議会の開催状況及び検討事項についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

審議会につきましては年2回開催しておりまして、令和7年度は、令和7年5月13日、令和8年2月25日に開催しております。第1回の運営審議会では、令和6年度の事業報告、令和7年度の事業計画、その他のことについて審議いたしました。質疑等では、デジタル台帳、作品解説や高齢者の鑑賞方法についての意見がございました。第2回の運営審議会では、令和7年度の事業実績見込み、令和8年度の事業計画等について審議いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 年2回定期的に開催されているということです。企画物の検討とか、入館者の状況とか、そこら辺はお話しされているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

事業計画のところで、事務局においていろいろ案を練りまして、審議会委員の御意見を伺ったりしております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

市民の入館料が無料となり1年が経過しようとしております。市民の利用状況についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

令和6年度の市内在住入館者数の数字が把握できていないため、市内在住者の変化については分かりませんが、全体の入館者数で言いますと、市民無料となる前年の令和6年度の企画展では、開催日数が197日、年間入場者数は4,307人でした。市民無料となりました令和7年度は、まだ現在は途中でございますが、2月23日時点では、令和7年度企画展の開催日数が204日、入場者数は4,571人です。現在開催中の第116回企画展「怖い話と怖い絵」は3月22日まで開催いたしますので、今年度の年間入場者数は、令和6年度より増加が見込まれる予定でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 確かに、3月末までやりますのでもう少し増えると思いますが、それにしても微増という感じかなと私は取りました。広報にも載っていましたが、ホームページにも載っていますけど、下に小さく市民の方は無料ということは書かれていたと思うんですけども、今、こういう諸事情の中で、あらゆる施設で市民とか住民の方を無料とか低額に抑えて、市外の観光の方なんかを高額にしていく傾向になっていますよね。そういう中で、もう少し市民の方は無料ということについて、クローズアップした宣伝ができないかなと。文化的な素養がない私が言うのもなんですが、目の前に美術館があって、すごくにぎわっているというのは、前にも言ったように仏像展ぐらいのものであって、今回の「怖い話と怖い絵」はすごくいいと思いますけれども、このところをもう少し何か考えられないかなと思いますが、ちょっと課長のお考えを聞きたいです、逆に。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

市民無料のPRにつきましては、また工夫をしていきたいと考えております。PRをし過ぎることによって、市外の方からすごく高いというイメージを持たれる懸念があるという現場での意見もありまして、現在のような形のPR方法になっております。香美市の施設として、香美市の市民の方に広く文化を享受していただけるということで、無料のPRは工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 一昨日の高知新聞の「地空」のコラムを読まさせていただきます。

怖さのエンターテインメント性を実感したのは、文学、絵画のジャンルから「怖い」に迫る企画展を取材したときのことだ。香美市立美術館には、老樹や人形の首、終末の世界など、様々な「怖い絵」が並んでいた。都築房子館長によると、「人によって怖いと感じるものは全く異なる」。全て怖くなかったと話す人もいたという。私が思わず立ちすくんだのは、版画家、小作青史さんのリトグラフ。目を見開いて自らの顔をつかむ男性、顔のようなものを胸に抱えて苦しむ人…。ほとんどの作品で人間を描いていた。きっと、私が恐ろしいと感じるのは幽霊や悪魔ではなく、人間の負の感情なのだろう。作品に身震いしていると、都築館長は「自分の顔をつかむときって、何か困っているときじゃない？」「手に持っている顔を守っているようにも見えますよね」と丁寧に解説してくれた。聞いていると、怖さがするするとほどけて、楽しさに変わっていくのを感じた。何かを怖いと感じるほどに、その背景を読み解けたときの喜びがある。そう発見できた出来事だった。これは、実社会にも通ずることかもしれない。怪談や怖い絵よりも、生身の人間こそ未知で、本当に“怖い”存在だから。でも、その恐怖と向き合い、相手を知って心を通わせることができたなら、きっと、怖さ以上の大きな喜びや楽しみを得られるはずだ。

すてきなコラムだと思いました。このことを自ら感じることの大切さを申し上げ、そして、皆さんに企画展を御案内し、質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎龍太郎議員の質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時26分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 12番、日本共産党の笹岡優です。

最初に、イランに対するアメリカとイスラエルの先制攻撃は、明白な国連憲章違反であり、攻撃の即時中止を両国に求めると同時に、人道的な犠牲を強く懸念を表明するものです。

それでは、質問に入ります。

先日、かみーるで「続・香美市の遺跡展」が開かれ、古墳時代から中世の遺跡から先人の息吹を少し感じることができました。その中で、香美市は、吉野川支流の穴内川、

新改国分川、物部川など、各河川流域の海岸段丘の上に遺跡が集中している地域であり、各時代に高知県を代表する遺跡がありますと紹介されています。

ちょっとここにパネルがありますので紹介しますが、こういう資料が展示されていました。青い丸で囲んでいるのが遺跡とかお城があったところです。そして、窯といひますかね、あるところですけど、そういういろんな先人が住み続けてきた地域です。特に、古墳時代後期の県下最大級の方墳、上から見ると四角に見える平たんな土と石を積み上げた盛土の墓なんですけど、それがあつた伏原の大塚古墳から新改古墳群があり、ずっと周辺にあるんですね。同時に、前行にもあります。古い窯跡もずっと集中していますので、そういう地域である点では本当に注目すべきではないでしょうか。

また、中世時代に土佐を治める7人の武将といひますか、その1人と称される山田氏が楠目にお城を構えていることも含めて、物部川流域に数多くの城が造られ、この点でも、香美市は歴史的に見て安全で住みやすい地域であることを証明しているのではないのでしょうか。これが本市の大きな魅力であることを私は感じていますが、皆さんはどうでしょうか。

そこで質問します。1番目ですが、振興計画と土地利用計画に関連して質問します。

(1)です。

本市は、高知県、高知県教育委員会、高知市、香南市、高知県公立大学法人と、南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定書を結びました。同僚議員からも先ほど紹介がありましたが、その協定書の中身を見ますと、大変すばらしい内容といひか、本当に今必要な問題だと思います。

この協定書の中身を踏まえて、①です。

県の広域避難計画との関係を含め、まだ県の広域避難計画ができていません、そうですね、できていませんが、どういう関係になるのか。この間、協定に至つた経過もお聞きしたいと思ひます。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 広域避難に関する本市の取組につきましては、平成29年5月に中央圏域における広域避難に関する協定が圏域内14市町村間で締結され、その後の平成31年3月には、具体的な行動計画である中央圏域避難計画が策定されました。この中央圏域での広域連携に基づき、個別具体的な協定締結が進められており、令和4年11月には、高知市と仁淀川町の間で、広域避難における避難所としての施設使用に関する協定が結ばれております。その後、高知市といの町の間でも同様の相互協定が結ばれるなど、連携強化が図られてまいりました。

本市におきましても、以前より高知市との間で広域避難に係る協議を重ねてまいりましたが、これに香南市も加わり、高知県南海トラフ地震対策課を調整役としていただくことで、南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定の締結に至つた次第でございます。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ちょっと質問なんですけど、南国市が入らなかったのは何かあるんですか。もう南国市はその計画から外れているという認識でいいのでしょうか。

それともう1つ、ちょっとこの協定書の中で分かりにくいのが、協議元自治体と協議先自治体という表現の仕方をしているわけですが、協議元が、さっき言った、高知市とか香南市のことを言って、協議先が香美市という認識でいいのでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） まず、南国市が協定に入っていないことについて、その事実は正しいです。

それと、もう1つの協議元と協議先については、議員の認識のとおりでございます。以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 全体計画、どこに何人とかいう計画はもう出ているんですかね。

そこで、2番に移ります。

協定内容の中で、本市の果たすべき具体的な役割はどうでしょうか。特に、受入れ人数を含めて、分かればお願いします。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 南海トラフ発生時における本市の役割としましては、施設管理者に対し、受入れ施設の被災状況や施設利用の状況、さらには、被災住民の受入れが可能となる時期等について、速やかに確認を行います。施設管理者からの情報に基づき、受入れが可能であると判断した場合には、協議元自治体であります、高知市と香南市に対し、当該施設を広域避難所として提供いたします。広域避難所の施設及び運営に関しては、原則として協議元自治体の高知市と香南市が執り行います。本市としましても、協議元自治体及び施設管理者との密な連携を図り、円滑な広域避難所の運用に協力してまいります。

また、今回の協定で想定される受入れ避難者数は、たしか4,100人程度であったと記憶しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 基本的に県の施設が多いですね、これ全部が。ですから、県の防災対策関係と連携して香美市は進めていくという認識でいいのでしょうか、その受入れ関係は。その辺がちょっとどういう形になるか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 広域避難所の協定については、県と一緒に進

めておりますので、そういう認識でございます。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 定期的に協議をこれからもしていくのか。同時に、訓練等もやるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 協定締結はしましたけれども、この中央圏域広域避難計画についても都度見直しをしておりますし、協定にもございましたけれども、避難訓練も進めていくことになっておりますので、その認識でいいと思います。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 市長に聞きたいですけど、高知県にとって本市の位置づけをどのように認識しているのでしょうか。これは先ほどの歴史的な経過も含めて、大変香美市の果たす役割は大きいと思うのですが、その辺、市長からありましたらお願いします。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 午前中に有光議員に答弁したとおりではありますが、香美市は高台にありますので、役割は大きいと認識しております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ぜひ、香美市の持っているポテンシャルといいますか、魅力やよさ、よさという言葉がえいかどうか分かりませんが、持っている能力を高知県全体でどうやって土地を利用していかも含めて、今後、本当に視点が大事だと思いますので、その点で質問に移りたいと思います。

（2）です。第2次香美市振興計画の基本方針1に関連して質問します。

これが香美市の振興計画ですが（資料を示しながら説明）、この中で①です。

土地利用構想の円滑な推進として「土地利用構想の推進」という項目があるんですね、その項目についてはどのような総括をされたのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今回の振興計画の総括といたしまして、市民アンケートの結果が各種施策の評価と考えております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 結果としてどういう総括になったんですか、結論になったのでしょうか、香美市は。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 特に進んでいるということではないと思いますが、ただ、この間に香美市マスタープラン策定業務が終了しておりますので、そういう意味では進んでいるのではないかと考えております。

- 議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。
- 12番（笹岡優君） さきにも紹介したように、古墳時代から安全で住みやすい地域であったことを証明していることから、この観点での研究が必要ではないでしょうか。土地利用はあまり構想として進んでいないという認識でいいんですか。分かりました。そうしたら、②に移ります。
- 新しいまちづくり手法の導入として、産官学民金労言等の協働と書いていますけど、これはどういう意味なのかも含めて、具現化ができたでしょうか。
- 議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 平成29年度の第1次実施計画から令和7年度の第9次実施計画までにおいて、具体的な事業が計画されたことは特にございません。
- 議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。
- 12番（笹岡優君） 先ほど言った、この産官学民金労言等の協働とはどういうイメージなのか、ちょっとイメージだけお願いします。
- 議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 特に事業は行っておりませんが、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり実施してきました、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が該当するのではないかと考えております。ただ、こちらの審議会には予算が伴っておりませんので、実施計画には特に上げておりませんでした。
- 議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。
- 12番（笹岡優君） 審議会はつくったけど実施されていない、実施はしたけどあまり具体化されていない、もう1回お願いします。
- 議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） すみません、分かりにくくて。審議会では、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定をしております、特に予算がたくさんいる会ではないので、実施計画には上げていなかったということになります。
- 議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。
- 12番（笹岡優君） この振興計画の最初のメイン部分なんですね。そのメインの部分が、結局、具現化されなかったという認識でいいわけですね。ですから、先ほど言ったように、それに相当して進める審議会も、実際は実施計画になかったということになるわけですね。分かりました。
- どこか先進事例があるのでしょうか、こういう内容で。それは調べてはないですか。
- 議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 特に調べてはおりません。
- 議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。
- 12番（笹岡優君） （3）に移ります。第3次香美市振興計画の策定に向けて、検討すべき視点として質問します。

ちょっと調べましたら、１９８５年当時から、高知県は２０年間で６万４，７８０人減っているんです。ところが、高知市は同じ２０年間で３万２，４１２人増えています。特に女性がそのうちの約２万人、女性が６０％。高知市一極集中です。ちょうど３７年たった２０２２年では、高知市の人口は全然変わっていません。どちらかというと、人口が８，９７４人増えているんです。高知市の一番のピークは２００８年なんですけど、それから減っています。１回、ずっと高知市は増え続けていっちょって、それから高知市は減り続けていても、３５年前より約８，９００人増えているわけですね。高知県の場合は、北は四国山脈で南は太平洋ですので扇形の県なわけですね。ですから、人口が高知市に集中しやすい物理的な関係もあるわけですね。それと同時に、一次産業等が衰退していくとか、弱くなっていく中で、ちょうど１９８５年といいますと労働者派遣法がつくられています。働き方、非正規、不安定雇用になることも含めて、仕事を求め高知市に流れたかもしれません。そういう時代的な背景の中でつくられた人口集中になっていますけど、ここが今、地震・津波等を含めて災害に大変弱くなっているんじゃないでしょうか。物部川の水は高知市の浦戸湾に流れる水系です。全部じゃないです。１つだけ、南国市の南の端の海岸線に後川という物部川へ向いて流れている水、それ以外は、全部浦戸湾に行きます。鏡川から東の水も全部浦戸湾に行きます。だから、もう地形的、水系的にも浦戸湾、高知市に負荷がかかるようになっているわけですね。ですから、災害にも大変こういう危険性を持っています。

①です。

市街化区域内の農地面積からまずお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 農業委員会事務局、和田局長。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

農業委員会サポートシステムの集計で、市街化区域内の田や畑の面積は、令和８年２月５日現在で３７万７，５１３．３７平米です。ただし、この数字は、実際に道路や宅地等に転用されていたものが、その行為者によって法務局で地目変更登記をされず、田や畑の地目として残っているものも含まれておりますので、現在、農地として利用されている、いわゆる耕作面積に関しましては、集計されたものを特に持ち合わせておりません。

なお、市街化区域内の農地は高知県知事への転用許可申請は不要となっており、転用する場合は農業委員会への届出のみとなっております。その時点で地目変更登記ができればいいですが、その時点ではできませんので、地目変更登記は地目が実際に変更された後に法務局で変更登記ができることとなっております。失念等により地目変更登記を行っていないケースが多くあると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） そうしたら、市街化区域の農地に家を建てる場合は、家が建

ってからでないと、法務局で地目変更というか登記ができないと。これが、こういうそごを起しているという認識で。結構広いですね、大変ですけどこれをどうするのか、この改善が必要じゃないでしょうか。当事者に、香美市から固定資産税などの納付依頼関係書類を送りますよね、そういうときに情報提供をする必要はないでしょうか。結局、家が建って本人は宅地と思っていると、実際、宅地としての登記をしていないから農地のままという形になるわけでしょう。約37万平米はちょっとどうでしょうか、これをどう思いますか。

○議長（利根健二君） 農業委員会事務局、和田局長。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

この未登記、地目変更していないものが、もう大変多くございます。法務局によって、こういう地目が変更された後の地目変更登記の徹底が、私もいろいろ公共事業で建物とか開発をやってきましたが、特に指導がないといいますか、建てたときに、こういった場合にはどうするか、問合せをしないと教えてくれないということもございます。公共事業においても、結構未登記のままで終わっているものもたくさんございます。教育機関ですとか、市の公共施設、それから道路、そういったものも地目変更登記がされておられません。

課税についてですけど、固定資産税はもう現況課税になっておりますので、固定資産税への影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ぜひ、検討せんといかん内容ではないかと思いますが。あまりにも乖離があり過ぎですね。

②です。

市街化区域内の開発可能で土地供給の推進ができる面積は、どれくらいあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市街化区域につきましては、市街化を促進する区域ですので接道要件がございまして、接道が必要になりますけれども、用途地域に合致した建物であれば、建築することができるとされておる区域でございまして、先ほどありました、市街化区域内の農地につきましても接道があれば開発は可能と。農地以外にも、宅地や雑種地などで空き地になっているところもあるとは思いますが、農地を含めました市街化区域内における開発可能な面積がどれくらいにつきましては、具体的には把握してございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど紹介した、第2次振興計画の中へ明確に土地利用の促

進と書いているのに、実態としてはつかめていないし、和田局長が言ったとおり深刻な実態があるわけでしょう、実態がつかめていないと。だから、そこはまずいんじゃないかなと。やっぱり、促進するのであれば、これぐらい土地供給できる面積がありますということ、最低市としてつかんで推進していかなければならないと思うんですけど、そこを指摘しておきます。

特に、住宅資材などの高騰で、一戸建て住宅の値段が膨れ上がっています。この前、私が南国市篠原の電停のところの展示のあれを聞いたら、4,000万円とかいう話になっているわけですので、本市の持っているポテンシャルを生かすためにも、少しでも土地の値段を下げるのが、今、必要じゃないでしょうか。建物はどうしても高騰が避けられません。こればあ円安が進み、今度また、先ほどのイランに対する原油高騰等が懸念されますので。ですから、土地の提供を本当に広げて安くしていくことが必要だと思いますけど、この点は認識としてどうでしょうか。

○議長（利根健二君） ③でいいですか。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったように、②の件に含めて、供給ということはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 議員がおっしゃるように、人件費であるとか物の値段が高くなっておりますので、建築にかかる費用が高くなってきております。その関係もあってか、建築確認の数なども増加傾向にはないような状況になっています。土地の値段自体は、通常の売買とかによって決まっていく、路線価とかを参考に決まっていくことだと思いますので、市ではなかなかコントロールするのは難しいかとは考えています。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 香南市との価格差や、銀行のローン設定の場合、土地価格高騰等でローンが組めないとか、働いている方々が共働きでも、そのお金では返済できないぐらい高騰になっている状況があるわけですので、先ほど言った土地利用の関係から含めて、ここは政策的に検討、研究せんといかんところじゃないかと思います。

③に行きます。市街化区域内の空き家です。

Aは、今使える、即使えるという物件が4件、Bがちょっと直せば使える82件、ちょっと難しいなというCが160件、そして、もう全然、解体しなければならないのは20件、この市街化区域内に266件の物件があると言われていています。火災類焼の点からも、対策は急務だと思います。少なくともCとD、Cも少し置いておけば本当に廃墟になっていく物件になると思いますし、C、Dを合わせたら180件ありますので、これを中心に解体・更地化を促進し、新たな土地利用に供するためにも、有効な利用を促進する施策が必要じゃないでしょうか。その1つが固定資産税の課税猶予、今、住宅の場合は減額措置がありますが、更地にして5年間はこれを猶予すると、同じような減額の対応をするとか、民間の促進機能を持った団体等を含めて、民活といったことが必要

だと思いますが、この見解はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 市街化区域内は、住宅が建てられる地域ですので、空き家はできるだけ減らしたいと考えております。議員が御指摘の点も踏まえまして、検討してまいります。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 不審者の侵入や放火犯に狙われやすい。この間にも北組西等で不審火がありまして、人的被害がないのは、空き家等がかなり狙われた形にもなっていますわね。実際に、火災源の多くを占めています、こういう空き家が。電気設備の配線の老朽化、そして、配線をネズミがかじったとかによる漏電とかで発生源になっています。消防の救援活動も困難にするのではないのでしょうか。老朽化して倒壊寸前の空き家は、消防隊の接近や消火活動に物理的な困難にもなります。先日も、この空き家が大きな類焼の原因にもなったというわけですが、以上の点からも、増え続ける空き家対策等を専門セクションを設けて行う必要があると思います。今度は機構改革をしますけど、4月からの機構改革はどういう形になるかなということをお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 今回の機構改革によりまして、住宅に関わる部署を1つにまとめましたので、そういった中で、しっかりと空き家対策にも取り組んでまいります。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 私は、県外から香美市に来るのはなかなかハードルが高くなっていると思うんですね。ところが、先ほど言ったように、この間の人口集中が高知市中心になった中で、高知市から香美市に移動してくる可能性は高いかなと思うわけですが、そのためには、土地利用、土地供給をどう増やしていくかということで、この空き家、せっかく建てた家が空き家になっているわけですので、こういうのを含めて、香美市の持っているポテンシャルを生かすためにも、早急な手だてが必要と考えます。

次に、④です。

神母ノ木地域の地区計画の内容と進捗状況について、昨日、同僚議員の質問に答弁もありましたが、これはずっと前課長当時からやき、大分前からの問題で、私も南国市の高知大学医学部周辺の地区計画と、高速道路のインター周りによってやるべきという話をずっとしてきたわけですが、私も、学校周辺の集落維持と同時に、高知工科大学周辺はすごく言っていましたけど、今回は神母ノ木地域の地区計画の内容等を含めて言っていましたので、ちょっと詳しく。これはどういう状況か、特に、先進で神母ノ木は走っていますので、ちょっと状況をお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

神母ノ木地区についてのお問合せでございますが、まず、令和5年11月に、市街化

調整区域におけます地区計画策定の指針が改訂されました。それを受け、神母ノ木地区におきまして地区計画の可能性につきましてのワークショップを行い、モデルケースを作成し、現在、香美市のホームページに掲載させていただいております。この地区計画の策定につきましては、土地の所有者などからの申出や周辺住民の方、また、関係権利者との合意形成が必要になってまいります。モデルケースを作成しました後、窓口に来られます不動産業者の方々に御説明をさせていただいておりますけれども、現在のところでは、利用してみようというような申出や御相談は現在のところございません。

また、今回、新しく高知県開発審査会提案基準第23号が、先ほど議員も少し触れられておりましたけれども、高知大学医学部ですとか、南国市やいの町のインターチェンジ周辺などがそのエリアとなつてございましたが、そこに香美市が定めた特定エリアを追加していただくことが認められまして、令和8年の4月1日から運用が開始されることになりました。2月27日に告示されたものでございます。これは、高知県の開発審査会の議決を得た上で開発許可を取る必要がございますが、これまで認められておりました住宅や店舗なども、建築が可能ということになります。

神母ノ木地区におきましては、高知工科大学がございますので、この周辺1キロメートル以内、ただし、物部川左岸側のみになり右岸側は除かれますけれども、その範囲でありましたら、高知工科大学の常勤職員の自己用住宅ですとか、学生、教職員を対象とした共同住宅、敷地面積が3,000平米未満の宿泊施設、また、延べ床面積が300平米以内の居酒屋やカラオケボックス、延べ床面積が3,000平米以内の総合スーパーや飲食店などが建築可能となりまして、高知工科大学周辺の利便性向上などが図られるものにつながればと考えております。それと、もう1つは、市街化調整区域内にあります小学校及び佐岡コミュニティセンター（佐岡地区公民館）から周辺1キロメートルの範囲内につきましては、子育て世帯に限って自己用住宅の建設が可能というようなものが、今回改訂された内容となります。

ただ、農業地域の場合には、農業振興地域からの除外ですとか、農地転用などの手続は当然別途必要になりますし、それ以外にも条件がいろいろございますので、簡単ではございませんけれども、建築や土地利用の活用などの幅が広がるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 積極的、前向きな内容ですね。先ほど言ったように、高知工科大学の関係等は、学生が建てる場合も可能に、ちょっとこれ学生はいかんみたいに見えるんですけど、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 自己用の住宅であれば、高知工科大学の常勤職員に限るという条件になっています。実際、大学生が御自身で建てられるということでいきます

と、人の要件がないのはアパートであるとか小売業などですけれども、居酒屋やカラオケボックスなどは、もともとそういう業をされている方とか、開発地域内等に居住している方、人に対する条件がございますので、そういった方は個別の御相談によってになるかと思います。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） これを生かしていく手だてが必要だと思うんですね。そのためにも、ちょっと情報を発信していただきたいと思います。

⑤に行きます。

市街化区域に隣接する、ふれあい交流センター南側のテニスコートや宝町グラウンド周辺の開発の可能性について、検討はどうでしょうか。特に、見ましたら舟入小学校周辺に入りますし、先ほど言ったように市街化区域に接続しています。それを含めてどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

御提案いただきました地域につきましては、市街化調整区域になりますので、現在でも分家住宅や線引き前からの建物、宅地、また、農業者住宅等でありましたら、現在のやり方でも開発許可や建築確認を取ることで建築可能な地域となっております。また、さきに緩和されました地区計画の策定につきましても、開発の可能性はございます。

それと今回、先ほど御説明しました、新たに改正されました、高知県開発審査会提案基準第23号のエリアとしましては、舟入小学校から1キロメートル以内の既存住宅、あるいは、そこから60メートル範囲とかの条件はございますけれども、エリアとしてはありますので、この提案基準に合致するだろうかというのは、土地ごとで条件とかも変わりますので、具体的な土地があれば御相談いただければ、そこは可能です、難しいですという判断ができると考えております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ぜひ、これは香美市として、ふれあい交流センターの南にあるテニスコートや宝町グラウンド等は市の所有ですし、物部川に都市排水が利用できる可能性がこの地域にはあるわけです。後でちょっと触れますけど、香美市全体を国分川に排水というのは大変ハードルが高いわけですので、ぜひ、検討いただきたいと思います。

⑥に行きます。

逆川地域を含めた、都市計画区域の網がかかってないところの位置づけは、どういう形にしていくんでしょうか。ここは、県道が今広がっています、そして、下水道が整備されています。インフラ整備をしているんですね。ここをどう生かしていくか、この利点を生かす必要があると思うんです。また、香南市野市にトンネルが抜けましたので結構近いですね、そこはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

逆川地区などの都市計画区域外の地区につきまして、現在、策定しております香美市都市計画マスタープランの中では、都市計画区域外の方針としまして、まとまって集落が形成されている地域拠点エリア、また、集落エリアにおきましては、コミュニティの維持に欠かせない生活環境の保全を図ると決められております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 保全のためにも、あそこの振興策が要るんじゃないかと思うんですけど、ぜひ、これは検討をいただく必要があると思います。

（４）に行きます。地震火災対策を重点的に推進する地区の対策についてお聞きします。

①です。

防火水槽の設置は、現在、6基とのことですが、新たな計画はどうなっていますでしょうか。もう計画がないというのであれば、その判断に至った根拠もお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

令和8年度は、重点地区ではございませんが、土佐山田町宝町3丁目の旧めだか・くじら学童クラブの跡地に、100トンを予定しております。重点地域地区内での水槽につきましても、道路拡張等がありましたら、関係部局と調整して適地を探している状態でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ②に行きます。

八王子通りを含めて、南北道拡幅の必要性についての見解をお聞きします。全体として空き家が、今、特に八王子通りは増えていますね。ほとんど空き家になっていますので、香美市の場合、すごくネックになっているのは南北道が狭いんです。ですから、今回こういうことを市の施策としてやる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

令和5年12月に都市計画道路新町西町線が供用開始されまして、南北交通の強化がなされましたけれども、この八王子宮の通り、市道南新町線と言いますけれども、この市道につきましても、円滑な交通量の確保のために重要な路線と考えております。当該路線は、都市計画道路としましても既に整備を、八王子の南北については整備されておりまして、現在、道路幅としましては8メートルから9.2メートルございます。道路を挟んでの類焼につきましては、一定の距離が確保されておるのではないかと考えて

おります。当該路線は、市で管理しております道路の中では比較的交通量も多い路線になりますが、その割には歩道幅員が狭かったり歩行者の通行に危険が伴う状況で、車道の改良に加え歩道拡幅なども推進するべきであろうという認識はしております。現在、多くの市道改良事業を行っておることですとか、住民の合意形成、用地費や補償費などの多額の予算が必要になることもありまして、現在のところ事業化の予定はございません。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 南北道が狭いという認識はあるわけですね、類焼の心配はないろうというわけですけど、先ほど言ったように、交通量も多いので、こういう時期に一定、先ほど言ったように、土地利用を含めて市街化区域でやっていくことを決めたわけですね、市街化区域としてどうあるべきかの議論がされていないというのをすごく感じるわけです。どういう町にしていくかも含めて、ぜひ、検討をいただいて、町のイメージとしてもやっていく必要があると思いますので、お願いします。

次に、（5）に行きます。全市的な土地利用についてお聞きします。

香美楠目産業団地の計画中止を受けて、本市の持っている土地利用の可能性について全市的に協議し、都市計画マスタープラン、それから、振興計画の具体化を含めて生かしていく必要があるんじゃないでしょうか。本市の持っている土地利用についてのポテンシャルを、協議する必要性があるんじゃないでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の土地利用に関する方針は、都市計画マスタープランにお示しさせていただいており、新たに総合的な土地利用についての検討を始める予定はございません。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 振興計画にこう書いて、先ほど紹介したように、土地利用の促進を明確に最初にうたっているわけですよ。マスタープランもつくったわけですね、つくったらこれを生かしていく、推進するための議論とアイデアというか、具体化していくね、それが今後の実施計画になっていくわけでしょう。そういう公共的、先ほどちょっと紹介しましたが、神戸ノ木の問題もそうですけど、市道を1本入れるとか、いろんな市の施策と一体でせっきくの土地利用を進めていかないと、民間とか個々人の借りを待っていたら進まないと思うんですけど。今回も言ったように、高知工科大学とか小学校の周り1キロメートルの関係が、開発可能なあれが出てきたと、子育てする若者が中心になるかもしれませんけど、一定制約があっても、これを生かせるというこれまでにない状況ができました。そのためには、やっぱり市の施策が要と思います。

そうしたら、②です。

市街化区域を含めた本市の都市排水について、県や関係する市との協議は行ってきたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 都市排水についてお答えいたします。

昨年、南国市との間で排水対策に関する意見交換を行い、課題の共有を図ったところで、その後、県や関係する市とは意見交換は行っておりません。

現在、本市では、浸水被害の検討の基礎となる内水・浸水想定区域図を策定しており、この結果に基づきまして、再度、南国市や高知県などの関係自治体に対し、協議を行うかを検討してまいりたいと考えています。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） この間に指摘していますとおり、香美市の場合は、高台にありながら排水が悪いということで、それから同時に、国分川に流せば、南国市は本当に海との高低差がないために、満潮時にはバックウォーターがかかる状況ですので、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

大きな2番目に移ります。山田バイパスの見通しについて質問します。

これがパンフレットですが（資料を示しながら説明）、山田バイパスの事業全体の進捗状況はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

国道195号山田バイパスにつきましては、現在、楠目、佐野の両地区におきまして、用地買収や工事を進めていただいております。今年度末での事業進捗率は約4割とお聞きしております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ②です。

山田バイパスの供用開始見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

令和10年代後半の供用開始をめどに進めておるとお聞きしております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 本当はもう通っている計画でしたね、これがもう令和10年代後半ということになっています。

②です。

南国市等が、今、南国市等が都市計画道路を拡幅しています。篠原から電停オーバースタックで大津バイパスにつなげる工事を進めています。同時に、JR後免駅から来た道は南を向いて抜く計画で、大篠小学校の北までの計画なんです。東に行く道については、今の後免町駅で止める予定なわけです。この山田バイパスも、南国市でやっている内容も全部都市計画道路じゃないですか、そうですね、ということは、線全部を国土交通省四国地方整備局の予算でやっているわけですから、南国市等がどんどん整備計画をや

っていけば、全体枠の中で山田バイパスはどうなっていくか。用地買収を早くやらないと、令和10年代後半どころじゃない可能性があります。私、調べましたけど、全体的な中で国が68.75%見ます。そして、県が31.25%と思うんです。市の持ち出しは基本的にないです。接続するような市道があった場合は費用が発生します。ということは、国と県の費用で全部する事業ですので、南国市が優先的にどんどん取られた場合は、香美市に回ってこない可能性もあるわけです。その辺は市長を先頭に手だてを打っていかないと、通らない可能性がありますので。

ちょっと確認なんですけど、新町西町線供用開始後に、土佐山田駅南北自由通路の具体化を進めるという市の方針を聞いています。2つ目が山田バイパス開通までに、土佐山田駅北玄関を含めて都市計画道路を推進するという基本方針は変わっていないかの確認なんですけど、いいですか。これは前の答弁なんですけど。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 山崎龍太郎議員の御質問に対して御答弁させていただいた内容かと思えます。山田バイパスが完成したときには、駅の南北広場もできておる想定かという御質問だったと思いますが、同じように国費を利用して用地買収もありますので、なかなかお約束はできないですけれども、山田バイパスの完成は一つのめどとして、南北自由通路とかについても市で取り組んでいかないといけないと。駅の南広場につきましては、県道とか、県の事業でもありますので、そことも協議をしながらという方針は変わってございません。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったとおり、国・県ですので、国土交通省四国地方整備局の予算枠内になるわけですので、ぜひ、そこは進めないといけないと思います。お願いします。

大きな3番目の質問に移ります。物部川の決壊を防止する対策について伺います。

資料①をお願いします。皆さんのところに赤で入っていると思うのですが、ここが河口9キロメートル地点です。現在、堤防が決壊することを何とか防ぎたいということで、堤防が現れていますところをテトラポット等で防いで。しかし、御存じのとおり、9キロメートル地点は全部水がこちらの西側ですね、右岸側に全部来る水系になっています。堤防が洗掘され、テトラポットではもたない状況です。水が堤防へ堤防へ寄ってくる特性を持っています、河道中央部に土砂が堆積しています。この草が生えているところですね、丸く囲んでいますけど、草が生えているところは全部土砂がたまってしまって草が生えていると。ですから、余計にこれが堤防に流れてくることによって、負荷がかかる原因になります。

資料②をお願いしたいと思います。この間の工事で、矢印をしていますけど、河道確保、ここに木や雑草が生えて土砂もたまっていましたが、これは一応のけられて水が流れやすくなっています。河口9キロメートルより下流が、このように整備されていま

す。

資料③をお願いします。河口 9 キロメートルから北を向いたところで、山田堰付近ですね。補強工事をされて、高水敷と言いますが、この工事がされています。丸をしているところです。これを早急に伸ばして、9 キロメートルまで行って、下の高水敷とつなげる工事が必要なわけです。

もう一度、資料①をお願いします。この土砂を撤去し、テトラポットの場所を高水敷工事をすれば、水の流れを中央部に、なるべく東側に流れをやって、船底の断面にし、堤防への負荷を軽減するという計画なわけです。資料を終了してください。

以上の点を踏まえて、①です。

物部川は、平成 30 年 7 月豪雨で、河口 9 キロメートル付近が決壊するおそれがありました。国土交通省も、線状降水帯があと少し居座っていたら決壊していたとし、決壊による人的被害の規模として、命の危険がある人が約 6,740 人になると衝撃的な内容を発表しました。この対策は喫緊の課題だと思います。国・県、関係市で、この点の認識は共有されているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

平成 30 年 7 月豪雨によります出水状況は、国土交通省高知河川国道事務所からの情報提供により把握してございます。また、堤防が決壊した場合の被害想定なども含めました情報につきましては、国や県、関係市で構成いたします、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会ですとか、物部川流域治水協議会におきまして、情報の認識・共有がなされております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12 番、笹岡優議員。

○12 番（笹岡優君） 認識は一致していることいいんですね、本当にこれは大変なことになりますので。

ちょっと聞きたいですが、平成 30 年に物部川改修期成同盟会として政府に要望書を提出しています。要請行動を行ったことですが、その内容を含めてお聞きしたいのは、左岸側は河岸段丘が形成されており、地盤が高い一方、右岸側は扇状地が形成されているため、低地には市街地や産業団地が集中しており、右岸側が決壊すると広大な範囲が浸水し、甚大な被害が発生するおそれがありますので、去年か一昨年かに地元説明会を国土交通省がやっています。本当にこの内容を伝えて、市長をはじめ市が先頭になってやっていかないと、決壊させたら高知県全体の経済に与える影響も大きいと思うので、ぜひ、お願いしたいと思います。

要請行動をしたということですが、どこを回られて、どのような方にお会いして、この問題をやったんでしょうか、もし可能であれば。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 先ほど議員が言われました、物部川改修期成同盟会、物部川流域の南国市・香南市・香美市の3市で構成しておる同盟会でございます。こちらにつきましては、毎年、高知県土木部長、そして、国へも要望活動を実施しております。国につきましては、いつも夏・秋・冬と3回やっておりまして、直近では、2月18日、19日の2日間東京都へ行きまして要望しております。そのときのスケジュールとか、御予定によって要望される相手方は変わるんですけども、国土交通省の方、財務省の方、あと、県選出の国会議員などにお会いし、お話をさせていただいています。今回、国土交通省につきましては、水管理の局長にお会いできました。財務省につきましては主計官だったかと思います。すみません、ちょっと手元に資料がなくてうろ覚えでございますが、お会いして要望を直接お伝えできたということでございます（後に追加説明あり）。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） この物部川改修期成同盟会に高知市を入れる計画はないでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 物部川改修期成同盟会としましては、流域3市でやっております。ただ、要望活動につきましては、物部川改修期成同盟会ではないですが、直轄海岸の同盟会もございまして、合同での要望活動はさせていただいております。その中には、高知市・土佐市なども入って、一緒に要望させていただいておる状況です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ②です。

物部川河口9キロメートル付近、先ほど見せた、この掘削による河道改善と高水敷工事の見通しはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 工事の見通しについては、予算が順調に配分され、また、大きな問題もなく進捗した場合でございますが、現在のところ、令和13年度末での事業完了を見込んでおるとお聞きしております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったとおり、高水敷工事を早くやりますと、流れの河道を川の中へ持っていけるわけです。そうしないと、先ほど見たとおり、全部西側、右岸側に水が来る状況になっていますので、ぜひ、そこも含めて詰めていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけど、この物部川の決壊問題、平成21年、平成30年の決壊問題、防災対策を含めて、物部川の治水問題は全庁的に情報を共有し、必要な対策を迅速に進めるよう、課内の共有はできているという認識でいいのでしょうか。これはなぜかと言えば、場合によっては市の職員もこの地域で被害に遭うこともあ

るわけです。先ほど、開発の関係もあったんですけど、舟入小学校区は、場合によってハザードマップ上の危険性を持っている部分もあるわけですよ（資料を示しながら説明）。場合によってはですよ、この決壊という問題を含めて。そこはどうなんですか、ちょっと情報共有。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、物部川の決壊が想定されるときには、災害対策本部が設置されております。災害対策本部の中では、庁舎内のそれぞれの部署が本部員となっておりますので、情報共有はされるものと思いますし、また迅速に、避難誘導、高齢者避難から避難指示までしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） この問題は、以前も聞いて、香美市が災害のリスクを持っていることは認識しているということでしたので、市の職員にはぜひ持っていただいて、手だてをお願いしたいと思います。

③に移ります。

令和13年度で現在の整備計画が終わる予定で、先ほどは令和13年までに完成させるということで要望も上げていますが、この要望書ですね（資料を示しながら説明）、気候変動の影響による対策として、物部川水系流域治水プロジェクト2.0を踏まえて、新たな物部川水系河川整備基本方針、基本方針が変わらないと次の方向に行かないので、基本方針がまず変えられるのか。この「2.0」が何かと言えば、降水量、雨が降る量が約1.1倍になると、流量は約1.2倍になると。洪水発生頻度は約2倍に増加するという大前提で、基本方針を変えて整備計画も変えろうということです。この基本方針や河川整備計画の取組について、本市はどう関わっているのでしょうか。これは一緒に行っていますので、どう関わっていくのかをお願いします。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

物部川の河川整備基本方針、また、河川整備計画につきましては、気候変動を踏まえた変更が必要であると認識しておられます。本市としましては、物部川改修期成同盟会を通じまして、物部川の基本方針、また、整備計画の早期変更要望を今後も継続してまいります。また、今後、変更されます整備計画に位置づけられました、事業メニューの進捗につきましても、国や県、関係市と連携して調整・協力を行ってまいりたいと考えております。

答弁としては以上なんですけど、先ほどちょっと聞かれました、実際に要望先はどちらへ行っておるのか、ちょっと資料を見つけたので、正確なお答えをと思います。国土交通省につきましては、技監、水管理国土保全局長、海岸室長の3人の方でした。それと、財務省につきましては、主計局主査にお会いして御要望できております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったように、物部川の場合は濁水検討委員会も含めて、いろんな組織をつくってきた経過もあるんですけど、今回はこの間の渇水、今年は物部川の渇水がかなり問題になったわけです。この前、国土交通省の関係者に聞いたら、渇水時期にまとまって雨が降ることが心配ですと言っていたわけですよ。年間雨量はあまり変わらないらしいです。ですから、まとまって豪雨が来る可能性もあるわけですので、そこを心配しているということです。今年はそういうことも含めて、この問題は相手もあることにつき大変でしょうけど、お願いしたいと思います。

それでは、大きな4番目の質問です。市長選挙・市議会議員選挙で公費負担についてお聞きします。

資料④をお願いします。これは、私どもが作りしました公費負担制度の実施自治体の資料です。これを見ていただければ、選挙運動用の自動車使用の問題とか、ビラの関係とかポスターの関係、選挙公報の関係等で、右側に市の自治体数を入れてあります。全国を見ていただいた中で、高知県の実施率が極めて低い数字を入れてあります。

資料⑤をお願いします。これは、高知県の市の実施状況です。これを見ていただくと、高知市の場合は、選挙公報、ポスター、選挙カー、ガソリン代、運転手の雇用、候補者が本番中に配布する候補者ビラの関係、証紙を貼ってやるやつですね、これも含めて全部を公費で補助しています。お隣の南国市も、選挙者の証紙を貼るビラだけはまだなっていませんけど、それ以外は全部実施していると。土佐市の場合は、逆に選挙公報がないですが、それ以外は全部やっているということです。こういう中で見て、香南市は選挙公報とポスター作成をやっていますし、安芸市から須崎市、土佐清水市、四万十市、宿毛市等もなっています。今度の選挙から、公営掲示板のポスターが10センチメートル横に大きくなったんです。ポスター代が高くなるんですね、かなり高くなります。ここへ書いていますように、土佐市は香美市と人口規模が似ているんですね、土佐市が2万5,000人台ですので、そういう状況も含めて質問したいと思います。資料を終了してください。

この資料からも分かるように、高知県は全国で最も遅れた県になっています。その高知県の中でも、本市は最下位の位置にあるのではないのでしょうか。香美市はポスターが検討中になっていますが、今回は予算が出ていますので実施になりますけれども、現在は検討中としています。次の市議会議員選挙からポスターへの公費負担が実現しますが、代表民主制を前進させる機能としての公職選挙法と、一定の年齢になれば自らが市長や議員に就くことができる権利である、被選挙権を保障する視点からすれば、極めて遅れていると思います。

この点を指摘して、①です。

令和2年6月に公職選挙法が改正され、町村議員選挙に供託金が導入されたことと併せて、町村長選挙、町村議員選挙の選挙用自動車、候補者カーですね、選挙運動用ボス

ター、選挙用運動ビラの公費負担、選挙公費が実施されることになりました。この法改正に伴う総務省の認識は、市長選挙・市議会議員選挙では、もう既に選挙公営になって実施されているとの判断なわけです。しかし、先ほど示したように、高知県の実態は、全国で最も遅れた県になっておりますし、本市は県下最下位の遅れになっている状態です。この認識はお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 選挙管理委員会、松尾委員長。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 笹岡議員にお答えいたします。

公営問題につきましては、前定例会議で同僚の議員からも質問をいただきまして、一定お答えをしたところです。それと、令和4年の定例会議で、西村議員からこの点につきましての質問がありましたときに、選挙に対する認識について少し私も述べさせていただいたんですが、後ほどまたそれはそれとして話をします。

遅れているかどうかの判断は一概にちょっとやりにくくて、選挙公報につきましては早くから取組をさせていただきました。議員一人一人の中身がよく分かる、全然ベストだとは思っておりませんが。それから、ポスターにつきましては、前回の定例会議でも答弁させていただきましたけども、必要であろうという判断に至っておりまして、これも出させていただきます。それが、現状、選挙管理委員会でも話をした中身でございます。西村議員の質問ときにもちょっと言われたんですが、お金をかけるのがいいのか悪いのかという問題も含めて、なるべく選挙に対しては金をかけない方法を考えるべきではないかというのが1つ。それから、選挙というのは国民主体というか、多くの方が選挙活動に参加することが一番必要なことで、出る人がおるかおらんかという言い方よりも、全体として押し上げたい人がいるという運動が起こることが、選挙の投票率アップにもつながると認識しておりまして、必ずしも公費でやることが、学者の間でも、果たして選挙そのものの活性化につながるのかという意見もあるぐらいですので、現状での認識としては、この2点で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 代表民主制、議会制民主主義を前進させてこそ、魅力ある町になっていくと思います。主権者として市民が政治に携わる入り口として、応援する必要性はあると思いますね。日本国憲法第14条の憲法は法の下での平等を書いています。全ての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されないと書いていますけど、あまりにもこれは差があるんじゃないでしょうか。そこで、調べました。令和2年6月の公職選挙法改正に基づいて、本山町では、車の借り上げ代、ガソリン代、運転手の日当一律1万2,000円、ポスター代、証紙を貼って配る選挙本番の配布ビラのチラシ代、そして、新聞への折り込み代が全て公費補償になっています。あまりにも差があるんじゃないでしょうか。市町村もこの対象になったわけです。ですから、全体を調べて、本当に公平性を含めてやる必要あると思うのですが、この点を市長はどう思いますか。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） こういった問題は、選挙管理委員会で適切に判断されるものと認識しております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 選挙管理委員会委員長はどう思いますか。先ほど言った本山町を含めて、あまりにも格差があると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 選挙管理委員会、松尾委員長。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 差があるという言い方でいいですとそういう結果になりますが、先ほども申しましたとおり、選挙活動そのものの国民の主体性的意識から言いますと、これを例としていいのかどうかは分かりませんが、アメリカのニューヨーク市長選挙では、戸別訪問で多くのボランティアの方々が回られて新しい市長が誕生したと。このボランティアの人たちみんなに金を配るなんていうことはあり得ませんので、本来は、そういう選挙活動がどうすれば造成されるか、国民の認識というか、そっちにもっと注力すべきではないかというのが1点と、それから、選挙カーですけど、現在、選挙カーでできることは連呼活動なんですよね。そのために多大なるお金を使うべきかどうかということには、選挙管理委員会の中でも議論がありまして、選挙制度そのものをもう少し考え直す活動に注力すべきではないかという認識でございました。今後の選挙管理委員会で、全国の状況を見ながら再検討することは十分あり得る話なので、私の認識とは違ってくる可能性はありますが、現状ではそういうことを考えております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ②です。

地方交付税交付金の包括算定として、どれくらい財政措置がされているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

普通交付税の算定費目である包括算定経費のうち、選挙管理委員会の運営及び市長、議員選挙の執行に係る経費等といたしまして、本市の財政措置額をこちらで試算したところ、直近4年間の推移といたしましては、令和3年度が1,772万円、令和4年度が1,832万円、令和5年度が1,810万円、令和6年度が1,799万円となっております。

○議長（利根健二君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ③です。

この点での改善の必要性を求めます。特に、地方自治の小学校と言われています。ぜひ、見直しをお願いし、答弁を求めるものです。見解をお願いします。

○議長（利根健二君） 選挙管理委員会、松尾委員長。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 個人的な見解としては、今まで申し上げたとおりです。その話と関係するかどうかは分かりませんが、選挙にはお金がかかるとい

うことで、私も笹岡議員も同年代ですが、昔、青島幸男さんという人がいらっしやって、選挙期間中にいなかったというような、よしあしは別ですよ、だからそういうことも頭の中には残っておりまして、選挙の適正な費用の出し方については深く考える必要があるのと、先ほど申しましたとおり、選挙運動そのものの変革を早くすべきではないかと、そっちのほうの方が重要ではないかという認識でおりますので、今後のことは今後の選挙管理委員会で検討していただけるものと思っております。よろしくお願いします。

○議長（利根健二君） 笹岡優議員の質問が終わりました。

午後２時４０分まで休憩いたします。

（午後 ２時２２分 休憩）

（午後 ２時３９分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

４番、西村剛治君。

○４番（西村剛治君） ４番、子どもと町を楽しくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って、一問一答方式にて質問をさせていただきます。アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つまち、若い世代が暮らしたくなるまちにしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切に、真摯に取り組んでいく所存でおります。

今回は５つのテーマについて質問をさせていただきますが、１２月定例会議の一般質問において、市民の関心が高いテーマの１つを少し重めにやり過ぎたことで、図らずもハレーションを起こしてしまいました。その反省を踏まえ、より丁寧に、そして、建設的な質疑を心がけたいと思っておりますので、どうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

大きな１番目、香美市の医療的ケア児の受入れ体制についてです。

医療的ケア児とは、日常生活を送る上で、たんの吸引や経管での栄養補給、インスリン注射などの医療的ケアを、継続的に必要とする子供たちのことを指します。医療の進歩によって、医療的ケアを受けながら地域で生活する子供は年々増加しており、地域の学校や保育施設とともに育つ環境整備が求められています。２０２１年に成立した医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、自治体に対し受入れ体制整備の努力義務が課されました。

本市の公立学校及び保育園における医療的ケア児の受入れ体制について、市の現状認識と今後の方向性を伺います。

（１）香美市の現状について。

①です。

本市において、医療的ケア児が何人おられるのか。また、そのうち就学前児童が何人

いるのか、市として把握をしていますか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本市の医療的ケア児の人数については、現在、保育園、小学校及び中学校におきまして、登園・登校時間中に医療的ケアを必要とする園児・児童・生徒数はゼロ人となっております。なお、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律で定義する、医療的ケア児に該当する園児・児童・生徒数は、保育園で1人、小学校でゼロ人、中学校で2人となっております。このため、医療的ケアが必要となる就学前児童数は、保育園の1人となっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 今回は教育振興課で御答弁いただきましたけど、こういった数字の把握は、通常、香美市でいったらどの課が把握するのに動くのか、お伺いできますか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

数字の把握につきましては、高知県障害福祉課が毎年医療的ケア児の人数調査を行っておりまして、その調査につきましては、本市の福祉事務所が窓口となっておりますので、現在、医療的ケア児に関する情報は、福祉事務所に集約されている状況になっております。なお、本市における医療的ケア児への支援につきましては、特定の部署が全てを一元的に担うのではなく、お子様や保護者の皆様からの御相談内容に応じて、最も適切な部署が主担当となり、関係部署が連絡して柔軟に対応する体制を取っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ②です。

過去に、本市の公立学校または保育園で、医療的ケア児を受け入れた実績はあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現時点で確認が取れました直近5年間の範囲内では、保育園や小・中学校における登園・登校時間中において、看護師による医療的ケアを実施したという実績はございません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ③に移ります。

事前相談があった場合、公立学校及び保育園における受入れ基準や判断プロセスは明

文化されているのでしょうか。また、協議はどのように行うことになっているのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 保育園では、現在、入所申込案内により、心身において特別な配慮が必要なお子さん、発育・発達面や疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要なお子さんについて、入所決定までの流れという資料により簡単に説明しておりますが、現在、ガイドライン的なものは整備されておりませんので、現状では、主治医への聞き取りに基づき、保護者や健康推進課所属の保健師、保育園の園長や看護師等、幼保支援班にて、入所についての協議を行っております。

公立学校では、現時点まで医療的ケアを実施した実績がないため、受入れ基準や判断プロセスは明文化されておりません。このため、現状では、事前相談があった場合に、医療機関や教育委員会、福祉部門などと連携し、各機関が持つ専門的な知識を生かしながら、児童の支援に必要な情報を共有し、最適な受入れ体制を準備していく流れとなっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 子育てや福祉、教育といった、広い部分が関係する相談となります。自治体によっては、受入れの可否を判断するために、検討会議の設置を行っているところもあるようです。また、医師の意見や保護者との面談などが判断の材料になりますので、行政組織内で関係する各部署が手順や基準を理解していることが、非常に重要になってくるのかなと思います。

（2）です。来年度の入園を希望されている児童への対応についてです。

現在、医療的ケア児の新年度（4月）入園を希望されている保護者から、教育委員会の窓口相談があったと承知しております。今回の質問を行うに当たって、保護者には御了承をいただいておりますが、質問及び答弁においては、プライバシーに十分配慮した上で進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。また、個別案件に踏み込み過ぎることは避け、市の現状や体制、制度的な観点を中心にお伺いしていきます。

①です。

保護者からの相談について、相談受付から現在に至るまで、市はどのような対応を行ってきたかをお伺いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

令和8年度から入園を希望されております児童への対応については、まず、医療的ケアが必要ですので、初めに、主治医からの聞き取りを行い、その後、各園の配置図面や施設の状況等を基に庁内で協議を行いました。その結果、最適な施設環境を整備できる保育園を選定し、保護者に対しましては、当該保育園の見学を一緒に実施いたしました。

また、医療的ケア児を受け入れている他市町村の保育園において、実際の受入れ体制や運営方法について、今年1月に関係者とともに見学させていただきました。並行して、看護師の募集を行いつつ、保護者との協議を重ねながら、実現可能な最適な受入れに向けた体制整備を、現在、進めております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） この御相談された御家族は、当初、香美市の対応は十分でないというか、4月に入園させたいという親の思いが、なかなかうまく伝わらないことでもどかしい思いをし、ちょっと不安だったとの話がありましたが、現在は非常に順調に協議を進めていただけていると聞いて安心しました。ただ、心配になるのが、医療行為を行うために看護師の配置が必要になるという点です。

②です。

医療行為の内容に応じた看護師加配の検討は進んでいますか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

看護師の配置につきましては、現在、受入れ予定の保育時間に合わせて、看護師2人を配置する予定で準備を進めております。2人体制を整えることで、医療的ケアを必要とする園児への適切な対応が可能となり、保育士と連携しながら円滑な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 無事に求人への応募があったということで、こちらも安心してしました。

③です。

看護師を配置する場合ですけれども、雇用の形態はどのようなものになるのか。また、財源についてですが、医療的ケア児の支援事業など、国・県の補助制度活用は見込めるでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

看護師の雇用形態につきましては、フルタイムの会計年度任用職員として雇用する予定となっております。

財源につきましては、国による医療的ケア児保育支援事業の対象となる見込みで、補助割合は国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1の負担となる予定です。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） こういった財政面のめどが立つのは、保護者にとっても安心

できる重要な論点であると思います。ただ、やはりそれ以上に、保護者にとって一番の心配は、子供が希望の時期に入園できるかどうかという点になります。

④です。

入園の見通しが立たないことは、御家族の不安要素となり、保護者の就労にも影響することがあります。入園の可否を判断する時期についてはいつを想定しているか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

入園可否の判断時期につきまして、現時点では3月中旬をめどに入所決定通知を行う予定となっております。なお、現在も入所希望の保護者と個別に協議を進めており、その協議結果を踏まえた上で、最終的な判断を行うことになると思われれます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 3月中旬ですね、分かりました。

（3）に移ります。受入れ体制の整備についてです。

①です。

ケア児の受入れに際し、安全体制構築のためには、主治医との連携体制、緊急時対応マニュアルの整備、現場保育士への研修などが必要不可欠であると考えます。また、医療的ケア児と保護者の不安軽減のためには、段階的に園生活を体験するお試し入園のような取組が有効であると考えます。これらを含めた現在の準備状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、4月からの受入れ開始に向けて、万全な受入れ体制を構築するために準備を進めております。まず、緊急時の対応に万全を期すため、主治医との緊密な連携体制を構築し、不測の事態においても迅速かつ適切な医療的判断を仰げる体制を整えております。研修につきましては、保育現場の不安を軽減し、安全な医療的ケアを提供するため、保育士及び看護師を対象としまして、専門医等を講師に招いた研修を3月下旬に実施する予定となっております。この研修では、専門医による医療的ケアの基礎知識や安全管理について、お子様の特性に応じたきめ細やかな支援方法について助言をいただきます。その他の取組としまして、1月には、入所予定の保護者と一緒に入所予定保育園の現地見学を実施いたしました。保護者には、お子様が日々過ごされる保育室などを御確認いただき、実際の保育環境における安全性や運営体制について点検するなど、具体的な受入れ準備を整えてまいりました。また、お子様が安全かつ円滑に園生活を始められますように、慣らし保育については、保護者と協議の上で適切に設定していきたいと考えております。

これらの取組を通じて、万全の受入れ体制を整え、安全・安心な環境での受入れを進

めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） しっかり準備していただけていると感じます。

②です。

ケア児の受入れについては、預ける側も受け入れる側も、通常とは大きく異なる準備が必要になるわけです。医療的ケア児の受入れについては、個別の事案としてではなく、通常の入園決定スケジュールとは切り離す形で、できるだけ前倒しで受入れ準備を始め、ケア児に合わせた体制設計を行う必要があるのではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今回の医療的ケア児の受入れに関しまして、現時点では医療的ケア児の受入れに関する市のガイドライン等が整備されていないため、通常の入園決定とは切り離して、随時、保護者や主治医、関係機関と協議を行いながら、十分な受入れ体制を確保するように対応してまいりました。今後は、3 月中に作成を予定しております市のガイドラインに基づき、受入れ体制の一層の充実を図り、着実に受入れを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ガイドラインも3 月中につくられるということで、非常にいい動きをされているなと思いました。

③です。

今回、医療的ケア児を取り上げるに当たりまして、私なりに勉強・調査を行いました。ちょっと残念な点にはなりますけれども、香美市のホームページでは、医療的ケア児の入園・入学に関する情報や相談方法が何も提供されておりました。

先ほど、人数の報告もありましたように、医療的ケア児の数自体は決して多いわけではないです。しかし、丁寧な対応が求められる難しい相談ということには間違いありません。継続的に発生しない内容である場合、庁舎内での共通認識を維持していくためには、情報をしっかり整理し、横断的に共有される状況をつくっておかなければなりません。そして、それを市民に対してもしっかりと公開していく姿勢が重要であると思います。

ほかの自治体の事例を少し紹介させていただきます。

資料①を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。これは、土佐市のホームページに掲載されている、公立保育園における医療的ケア児の受入れについてというページです。医療的ケアの説明や保育園への受入れ要件等が、簡潔に分かりやすく説明されております。

資料②を御覧ください。同じく、土佐市のホームページで公開されている、土佐市立保育園における医療的ケア児の受入に係るガイドラインです。その右側にあるように、医療的ケアに係る事務手続の流れが示されており、保護者の最初の相談から始まり、受入れ決定、そして、ケアが終わるときの事務手続までの流れが、図形を使って分かりやすく紹介されております。

資料③を御覧ください。ガイドラインの中には、保護者、医療機関、各関係部署がそれぞれ行う手続のフローチャートもつくられており、どのタイミングでどのような相談が発生しても、どの事業者も適切に対応できる環境整備がなされていると感じ、感心いたしました。モニターを戻してください。

現在、香美市のホームページでは、医療的ケア児受入れに関する情報は十分発信されておられません。相談から受入れ決定までの流れを示すフローチャートの作成や、相談窓口の明示など、保護者が安心して相談できる環境整備が急務と思いますが、市の対応方針をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

議員が御指摘のとおり、医療的ケア児の受入れに関する情報発信が不足しているとの御意見を、真摯に受け止めております。このため、ガイドラインが作成され次第、市公式ホームページにて情報を発信し、より多くの方々が安心して相談できる体制を構築してまいりたいと考えております。また、ガイドラインには、相談から決定までのフローチャートも含まれており、分かりやすく明確な手順を示すことで、保護者の方々に御安心をいただき、円滑な受入れを進めることができるよう体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 土佐市の担当課の方にお話を伺いますと、土佐市自体も3年前に初めて医療的ケア児の相談があって、その際にかかなり時間をかけて関係部署間で協議を行い、受入れ相談の保護者負担を減らすことを目的にして、このようなガイドラインをつくったということです。ぜひ、香美市もそういった流れをつくっていただきたいと思います。

④です。

これまでは個別の対応を中心に述べてまいりましたが、医療的ケア児の受入れ体制づくりは、単年度の課題とは考えず、複数年を見据えた受入れ体制の実現を目指すべきであると考えます。そのためには、人材確保や研修体制づくり、そして、施設整備の財源といった課題に取り組むために、実施計画をつくる必要があると考えます。推進のために何らかの実施計画をつくっていくお考えはありますか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

御質問の、複数年を見据えた受入れ体制を実現するための体制整備計画の策定についてですが、医療的ケア児の受入れには、単年度対応だけではなく、長期的な視点での体制構築や施設整備が重要であると認識しております。受入れ体制を整えるためには、幼保支援班のみではなく、福祉事務所や健康推進課をはじめとする庁内の関係部署と、緊密な連携が必要不可欠となります。今後、これらの部署と協議・調整を行い、医療的ケア児を含む多様なニーズに対応できる体制整備、整備計画について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ⑤です。

これまで、体制整備の必要性や推進が必要だと繰り返し述べさせていただきましたが、香美市のような小規模自治体では、対象となる医療的ケア児の数が決して多いわけではありません。医療的ケア児の受入れ実現のためには、相談後の看護師確保、求人を出してそれに応えてくれる人がいるかいないかが、受入れ可否の分かれ目になるのではないかと危惧しております。私は、このボトルネックを解決するための切り口が、広域連携にあるのではないかと考えています。最後は、提案という形になりますけれども、同じ課題を抱えているであろう近隣の市や県と連携し、看護師の共同確保や応援体制の構築を検討すべきではないかと考えますが、この点について市の見解をお伺いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

議員が御指摘のとおり、看護師の確保は、特に、小規模自治体において重要な課題であり、その解決に向けた方策を検討することは、非常に重要であると認識しております。近隣市町村や県との広域連携の仕組みづくりについては、今後、県や近隣市町村との連携を深め、看護師の確保や医療支援体制の強化について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 引き続き、医療的ケア児の受入れについて、御尽力をお願いいたします。

大きな2番に移ります。市営住宅の将来ビジョンについてです。

本市は、香美市公営住宅等長寿命化計画を作成し、市民の財産である公営住宅の更新や、ライフサイクルコストの縮減に取り組もうとしております。しかしながら、今後、人口減少と高齢化が一層進行する中で、市営住宅の在り方は、単に施設を維持するかどうかの視点にとどまらず、その質や役割そのものを再定義する段階に来ているのではないかと考えております。市の取組姿勢についてお伺いします。

（1）香美市の市営住宅の現状について。

①です。

本市が管理する市営団地の数及び総戸数は、現在、幾つでしょうか。また、全体で見た場合の空室率、すなわち、稼働状況の推移はどのようになっているかをお示してください。また、併せて、人口減少局面にある本市において、市営住宅の適正戸数をどの程度と考えているのか、現時点での基本的な見解をお願いします。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） お答えいたします。

現在、市営団地数が21団地、市営住宅の戸数が293戸で、そのうちお試し住宅として目的外使用しております3室を除いた、直近3か年度の空室率を申し上げます。令和5年度末時点で8.62%、令和6年度末時点で11.42%、令和7年度が2月末時点で11.38%となっております。ちなみに、物部町エリア及び特定優良賃貸住宅（後日「特定公共賃貸住宅」と訂正あり）の空室率が高い傾向にあります。

それから、市営住宅の適正な戸数とのことですが、香美市公営住宅等長寿命化計画におきまして、令和12年度の著しい困窮年収未満の世帯数が830世帯の見込みでありまして、そこから県の公営住宅対応戸数190戸を差し引きしました、640戸を市公営住宅での対応戸数と設定しております。しかしながら、現在、管理しております293戸におきましても、一定数の空室が生じていることから、今の戸数でおおむね適正ではないかという認識でございます。

今後は、より適正化を図るよう検討してまいりたいと思います。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 空室率自体はちょっと上昇傾向なんですかね、令和6年度が11.42%、令和7年2月末の11.38%。ただ、これが多いのか少ないかは、正直分からないところです。ストックの設定としては640戸だけれども、300戸弱の香美市の現状で十分ではないかという認識が、香美市の現在の市営住宅政策方針になりますね。

②です。先ほど少し触れていただきましたが、入居者の属性やニーズ分析について伺います。

市では、入居者の世帯構成や年齢層、単身高齢者の割合、子育て世代の割合などについて、ある程度の分析は行っているのでしょうか。また、応募が集中するタイプ、例えば、平家建てですとか、非木造住宅だとか、中心部に近い立地が多いとか、そういった傾向について把握している内容があれば、簡単にお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） まず、入居者の世帯構成及び年齢層についてですが、毎年、県を經由して国に報告しておる実態調査におきまして、入居名義人の年齢等は整理できておりますが、構成員を含めました世帯全体の整理はできておらず、詳細な分析には至っておりません。なお、ニーズにつきましては、土佐山田町エリアで単身の高齢者

が入居可能である住宅は、募集の際に抽選で入居者を決定する機会が多いことから、ニーズが高いものと認識しております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ③です。

移住者の受皿確保、これは移住政策、若い世代を呼び込みたいとする香美市にとって重要な政策テーマとなっています。実際に市営住宅が移住者の受皿として機能しているかについて、実績・傾向等があればお聞かせください。おためし住宅を除いたもので、実際に移住者の入居希望はあるのかないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 入居希望者のうち、市外からの応募状況につきまして説明させていただきます。

令和5年度が14件中2件、令和6年度が21件中4件、令和7年度が2月末時点で21件中7件となっております。その他、応募には至らなくても、相談としては毎年数件あるような状況でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 今、挙げていただいた数字、令和7年度で言えば21件中7件というのは、21件の相談があつて、実際に市営住宅に入居された移住者というか市外からの方が7人で合っていますか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 実際に入居が決まったということではなく、応募者が21件中7件ということです。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 先日、「いなかみ」のスタッフとお話ししていたときに、移住者が家を探しているんだけど、いきなり家を建てるというのは負担が大きいので賃貸を探しますと。ただ、実際は賃貸のストックが少ないわけで、市営住宅に入れないかという相談が相当数あると聞いています。ただ、移住者が市営住宅に入るためには、恐らく条件面ではねられているんじゃないかという話がありました。移住者が引っかかるであろう条件というのは、どういったものが想定されますか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 市営住宅につきましては、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸をすることが大きな目的となっております。住宅に困窮しておるかどうかの判断をするに当たっては、実際に持家があるのかどうかもございますし、低額所得者でも一定の所得要件がございますので、そちらを超過しておる場合には、公営住宅では入居要件を満たさないことになります。

なお、公営住宅とは別に、特定優良賃貸住宅（後日「特定公共賃貸住宅」と訂正あり）と言いまして、中堅所得者層を対象としました住宅もございます。ただ、土佐山田町エ

リアに特定優良賃貸住宅（後日「特定公共賃貸住宅」と訂正あり）はございませんので、香北町、あるいは、物部町エリアであれば、そちらも選択肢の1つにはなろうかと思います。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） （2）です。香美市公営住宅等長寿命化計画の1～3次判定について。

この計画では、団地ごとに1～3次判定が行われ、今後の整備方針が整理されております。

①です。

この判定結果に示された整備実施方針の内訳はどうなっていますか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 整備実施方針の内訳につきましては、21団地293戸中、維持管理が12団地217戸、建て替えが7団地69戸、用途廃止による除却が2団地7戸となっております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ②です。

この判定において、特に重要視された指標にはどういったものがあるのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 国土交通省により示されている公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、各住宅の老朽化具合等を鑑みて判定しております。具体的には、今回の判定は1次判定から3次判定にわたって実施しており、1次判定では、需要・効率性・立地・躯体の安全性・避難の安全性・居住性・改修の必要性・改善の可能性等、2次判定では、1次判定の結果を基にした活用の優先度・計画期間末である令和10年度末の耐用年数を超過しているかどうか、3次判定では、集約・再編等の可能性・団地単位での効率的活用に関する検討などにより判定を行っております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） その結果が、先ほど述べられた内訳になるということです。

③です。

土佐山田の片地1号・2号団地につきましては、築年数こそ古いが耐震性のあるRC造ですけれども、優先的な建て替えという評価になりました。この判断理由はどういったものだったのか。また、この具体的な建て替えの実施予定等、決まっているものがあればお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 片地1号・2号団地につきましては、耐用年数を超過していることに加えて、退去があった際の修繕費が老朽化等の原因により高額になる場合

が多く、また、下水道への接続のため大規模な改修工事が必要になるなどの理由により、優先的な建て替えとの方針になっております。建て替えの実施予定につきましては、現在調整中であり、令和９年度以降に設計を行い、その後、建築に着手する予定をしております。

○議長（利根健二君） ４番、西村剛治議員。

○４番（西村剛治君） 計画では、令和７年度から令和１０年度に実施となっていて、現状では令和９年度から設計等に入るといことです。ただ、この片地１号・２号で６７戸あります。一遍に出ていってくださいとか、一遍に建てますというのは実質無理と思うので、例えば、代替の団地を用意するとか、ローテーションでやっていくとか、そういった検討をしていくと、かなり長期間かかっていくのではないかなと思ったりします。

１点お伺いしたいのは、今後、建て替えがあった場合、ＲＣ造の建物を造るのか、それとも、香美市産材でやっていこうとか、その辺はまだ協議されていないですかね、分かりました。

④です。

一方で、香北町の茶園団地及び五百蔵団地が用途廃止、除却とされています。この決定理由は何だったのか。また、除却の実施予定はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） まず、茶園団地につきましては、耐用年数を超過していることから、１次判定で改善が必要、２次判定で建て替えとの判定でしたが、管理戸数が２戸のみと少数でありまして、他団地との集約化によって供給量の確保が可能であることから、用途廃止との判定になりました。

また、五百蔵団地につきましても、耐用年数を超過していることから、１次判定で改善が必要との判定になりましたが、当該団地につきましては、土砂災害警戒区域に位置しており、現地での建て替えが適切ではないため、用途廃止との判定になりました。

除却についての具体的な時期は未定ですが、公営住宅等長寿命化計画では令和２１年度以降となっております。ただし、計画の時期は事業費の平準化のために設定しているものであり、必ずしも用途廃止の時期と一致するものではなく、除却に先駆けて用途廃止を行うことも考えられます。

○議長（利根健二君） ４番、西村剛治議員。

○４番（西村剛治君） 公営住宅等長寿命化計画の中でこういう判定結果が示されたわけですがけれども、この除却はもう行政的には決定事項になりますか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 現時点の計画では、そのような方針になっております。

○議長（利根健二君） ４番、西村剛治議員。

○ 4 番（西村剛治君） 分かりました。

⑤です。

木造に限った話ではありませんけれども、建物の維持管理において最も効果的なメンテナンス方法がありまして、それは、適切な予防的処置を短いサイクルで施していくことだと言われています。これによって、単に建物の寿命が延びるだけではなく、長期的に見た場合に、コスト面のメリットが最大化されていくものです。この考え方が、公営住宅等長寿命化計画においても取り入れられております。ただ、計画を見て思ったのですが、特に、木造系の建物については少し先送りというか、維持管理をするにしても、公営住宅等長寿命化計画という割には具体的な取組の記載がないなと思いました。

資料④を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。こちらは、先ほど出ました五百蔵団地の写真です。今、手前の建物が空き家になっておりまして、そのうちの1つを写しております。この家は、2年前に住まれていた方が出ておりますので、それ以降の2年間、実は修繕も新しい募集もされずに、ちょっと最近では草が非常に目立つようになっていて、あまりよくないなと思っています。先ほどの実施時期について、計画では2039年から2048年に除却すると。大分先ですね、13年から22年後に除却するという。除却は決定しているんだけど、そこまですごく期間がある。では、その期間はどうかすっぱり抜けてしまっていることが、どうしても気になるというのが私の意見です。このように手入れされないままでは、再募集にはなかなか手をつけられないのではないかと思います。実際にちょっとよく見ていただくと、奥の家は住まれている家でして、草を一切生やさず、丁寧に暮らしていらっしゃる方もおる。それが団地なわけですので、たとえ除却が決まろうが、しっかり維持管理は別の考え方として継続してもらう必要があると思います。モニターを戻してください。

五百蔵団地を1つの事例として取り上げましたけれども、除却・廃止等が実施されるまでに10年、20年を要するというのが現在の計画です。その間の方針をしっかりと考えておく必要があります。例えば、10年という時間は、簡単に言いますが、子供が地域でしっかり育っていくくらい十分な時間。本来は、住宅として提供することによって、地域の活性化とか子供の成長に寄与できたものを、この宙ぶらりんになった状況が長ければ長くなるほど、その機会を失っていく。それは本来、市財産の扱いとしてはよくないと思っています。こういった市の財産である既存市営住宅の価値を最大化させるために、どのような長寿命化措置や環境維持策を講じていくお考えか、具体策があれば伺います。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 来年度からは新たに住宅政策課が始動する予定であり、体制の充実化が図られることから、建物の長寿命化におきましては、香美市公営住宅等長寿命化計画で示されている判定結果を基に、専門的な見地から、時機を逸することなく適切に措置を講じながら長寿命化を推進してまいります。また、環境維持の面におき

ましても、入居者や周辺住民の住環境を損なうことのないよう、香北・物部両支所とも連携しまして、定期的な除草、あるいは見回り等を行い、市営住宅及び周辺の適切な管理に努めてまいります。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） （3）です。市営住宅の在り方についてです。

ここからは、香美市の将来ビジョンについてお伺いしていきます。

①です。

他の自治体では、子育て世代優先住宅や移住促進型公営住宅の整備などが進められております。例えば、子育て世代専用枠を設ける公営住宅や、事前復興の動きにもつながるようなコンパクトシティ政策と連動させようとする事例も見受けられます。また、香美市産材を活用し、香美市の職人が施工する魅力的な、例えば、香美市型住宅モデルを確立すれば、移住促進や産業育成、そして、災害時の応急住宅、復興住宅等の技術蓄積にもつながります。こういった地域内で循環する政策は、経済効果が非常に期待できると考えております。提案というか、意見をお伺いしたいのは、市営住宅の新設を検討するお考えはないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 現状、一定数の空室が生じている住宅があることや、財政状況が厳しいことから、市営住宅を新設する計画はございませんが、建て替えや集約化により適正な住宅数を確保しつつ、住宅事情の充実化を図っていくよう努めてまいります。なお、建て替え事業実施の際には、市産材の利活用等も検討したいと思っております。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ②です。

私の考え方ではありますけれども、地域循環効果は非常に地域を刺激すると思っておりますので、一定年数が経過した市営住宅は、積極的な更新、建て替えを実施していったのかなと思っております。更新時期を具体的に明記した実施計画、例えば、市営住宅長期更新計画なるものをつくることによって、長期間かつ継続的に、香美市の人・もの・お金を動かす仕かけが実現できると考えております。今後、市営住宅については、このような能動的なエンジンの政策に位置づけて取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 香美市公営住宅等長寿命化計画では、計画期間としまして10年間を設定しておりますが、さらに、中長期的な期間としまして、30年間のうちに想定される事業、改善事業、建て替え事業等について、概算事業費及び実施時期を設定し、調整・検討を行っておりますので、新たな計画によらず、本計画の内容をより具体的かつ充実化していくように検討してまいります。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

 昨日の答弁において、物部地区の振興に、子育て世代を優先するような形で市営住宅を活用できないかといった、新しい考え方を示されました。私も非常にそれはいいアイデアだと思います。こういった未来に投資する地域循環型政策に、積極的に取り組んでみてはどうかなと思います。市長の率直な感想をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、議員から御提案の考え方について、現状では考えてございません。今ある施設を有効活用するということから、政策をつくってまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） 財政が厳しい折ですので、恐らくそういったお答えになることは思っておりますけれども、ただ、地域循環型政策は、財政が厳しいときでも成り立つものなんですね。その代わり、すごく大きなしっかりしたビジョンをつくらなきゃいけないので、エネルギーもかかりますが、それがしっかり機能すれば、地域はおのずと発展していく、活気づくという仕かけのようなものですので、ちょっと頭の片隅にでも置いていただけたらと思います。

 ③です。

 現在、香美市で取り組んでいる住宅の耐震改修工事ですが、これからは実施数が落ちてくると考えられております。一方で、今後は、特定の自治体でも取組が始まっているような新耐震基準、昭和56年以降の住宅を対象にした耐震改修工事が広がっていくのではないかと予想されます。何で急に耐震の話をしたかかもしれませんが、実は、現在、市営住宅に住まれている方から、車が通ったら家が揺れて本当に怖いんですという話を聞きます。私は建築をやっていますので、耐震基準を昭和56年、いわゆる耐震があると言われるラインですけれども、これ以降に建ったものであれば無条件で耐震があると思うのは、非常に危険だと思っております。

 市営住宅につきましては、住民の安全と維持管理のこともありますので、定期的に耐震診断を行うべきではないかと思っております。恐らく、昭和56年以降のものであるということで、耐震診断は実際されていないと思います。解体する物件があったときに、実際に解体をしてみるのが一番いいです。県立大とか林業大学校と連携してやれたら、非常にいい資料ができると思います。実際には、非破壊検査といって常時微動測定という非破壊でできる、何も壊さないでもできるような検査もあります。こういったものは、空き家になった物件を1つ借りて調査を依頼すれば、その建物が持つ耐震性は数値化されますので、ぜひ、そういったものも、今後、研究していただけたらと思っております。

 ③です。

 現状では、国の補助は弱いですが、こういった新耐震以降の建物を積極的に耐震していく、また、耐震改修をしていくのは、今後の技術や情報の発達に寄与するので

はないかと思いますので、この点について御見解をいただけますでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 新耐震基準以降の木造建物の耐震化についてですが、市営住宅に関しましては建て替えの方向での対応を考えておりますので、現時点におきましては積極的な耐震改修工事の実施は想定しておりません。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 実際に耐震改修をするかではなくて、耐震診断をしてみたいということで、また機会があれば取り上げたいと思います。

大きな3番です。通学路の安全についてです。

香美市の宝である子供たちが日々利用する、通学路及び学校周辺の安全確保の取組は、先送りをせずに取り組むべき課題です。通学路の安全につきましては、令和5年12月定例会議でも取り上げさせていただきまして、そこを踏まえて、前回の質問の現状確認等をさせていただきます。

①です。

本来、校門として設計されていなかった大宮小学校の車両進入口スロープが、登下校の用途で使われていたと指摘させていただきまして、飛び出し等の危険性があったので改善をお願いいたしました。その後、登下校出入口の見直しや道路への注意喚起、カラー横断場所設定などの対策がしっかりとされており、安全確保のための適切な対応をしていただけたと感謝しております。改善がされてから少し時間がたちましたが、ちょっと不便ではあるんですけど、この動線が見直されたこと等について、保護者、学校等からの何か意見、反応等ありましたか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

西門設置場所の変更後につきまして、保護者からは特段の御意見は寄せられておりませんが、学校からは、見通しが良くなったことにより、安全面での心配が軽減されたとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ②です。

一方、同じときに取り上げたんですけども、大宮小学校の正門側の危険性についてです。通告では「南門」としていましたが、ちょっと名前がばらばらするので「正門」で統一させていただきます。この正門周辺については、残念ながら十分な安全対策がなされていないと思います。

資料⑤を御覧ください。モニター切替えをお願いします。こちらは、前回使用した資料を再配置したものになります。大宮小学校の正門は道路から奥まったところにあり、見通しの悪い小道を通過して、広い歩道に行くためには道路を渡る必要があります。学校

建て替え当初、この小道周辺は農地であったため見通しが非常によかったです。しかし、現在は農地が宅地化され木柵が設置されたことによって、現在のように見通しが非常に悪い状況になっております。この正門は、徒歩通学児童の大半が利用する場所です。写真を見ていただければ分かるように、車から、ここに小道があるというか、正門、子供たちのメインの出入口があることが、ぱっと見ではもう明らかに分からないような状況であり、危険を感じるということです。そのため、前は、西門周辺を含めてスクールゾーン指定をしていただけないかとか、カラーの横断帯や注意喚起標識、カーブミラーなどの安全装置の設置をしていただけないかとお伝えし、道路への路面標示、また、カラー横断帯の設置については、協議・検討をしてみるというような回答をいただいております。モニターを戻してください。

自分が見る限りですけれども、効果的な安全対策はまだされていないように感じます。この正門周辺について、現在までの検討状況をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

学校といたしましては、日頃より児童への登下校時の安全指導を継続して行うとともに、交通指導の際には、教職員及び保護者による立哨を実施し、安全確保に努めているところでございます。教育委員会といたしましても、学校と連携しながら、引き続き児童の安全確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 建設課からもお答えさせていただきます。

正門から南の市道へ行ったところにつきましては、市道沿いの路面上に「とまれ」「みぎをみて、ひだりをみて」という道路標示シートを、前回に御質問いただいた後、設置しておるんですけれども、西門周辺に設置しました緑色の通行帯のカラー化と同じようなものが、この場所にもできないかということを、現在、検討しております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 安全に気をつけろという子供たち向けのシートはやっていただけたことで、ちょっとそこは見落としていたんですけれども、車側への注意喚起が重要なかと、この場所に関しては思いますので、ぜひ、協議して実現していただければと思います。

③に移ります。

この正門を利用する児童たちは、徒歩とバス通学が大半です。この児童たちは、国道や美良布商店街方面から大宮小学校までつながる、県道217号久保大宮線を利用して登校します。

資料⑥を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。ちょっと天気が悪かったので写真が見にくいとは思いますが、この道は生活道として交通量が多いほうで

す。また、建物が出っ張ったり引っ込んだりしているものですから、非常に見通しが悪いというか、歩きにくいです。また、段差も非常に多いような印象があります。モニターを戻してください。

学校周辺の安全確保と併せて、この通学路の歩道をカラー舗装できないかと、土佐山田町の商店街等でやられているようなタイプがいいかと思えますけど、カラー舗装についての検討はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

県道ですので、道路管理者は県中央東土木事務所になります。こちらの県道久保大宮線でございますが、国道から商店街までの間につきましては、カラー舗装化されました歩道があるんですけれども、商店街から学校までの部分につきましては歩道もない状況、この写真を見ていただくとおりでございます。歩道がない場合には、物理的に設置スペースがあるかどうかや、その危険性を考慮しまして、現場ごとの判断とはなりますが、路側帯のカラー化、いわゆるグリーンベルトの設置ができないかを検討することになるわけなんですけれども、写真を撮っていただいているところは、左側がちょっと広がっておりますが、その奥の南のほうには狭いところもあったりします。このグリーンベルトを設置するためには、既存の白線を内側へちょっと寄せて施工する必要があるのですが、道路幅員が狭く物理的に設置するスペースがないのではないかとということで、現在のところ、ここへのグリーンベルト設置などは難しいのではないかと御意見をお聞きしております。

また、小学校の南面、西面は市道になっております。こちらにつきましては一部歩道がございますので、一定の安全確保はなされておるのではないかとということで、歩道自体をカラーで塗るのは、現在のところ考えていない状況でございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 一度また現場を見ていただいて、できそうだったら、ぜひ、やっていただきたいと思います。

④です。香北中学校の西門について取り上げます。

資料⑦を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。香北中学校の西門、正門になりますけれども、ここは道幅が狭いことに加えて、両側が深い側溝になっております。蓋がありません。また、見て分かるんですけれども、歩道というのでしょうか、白い線が引かれていますけれども、その左側の側溝との間にはもう全く歩く余地はなく、厳密に言うと、白線からすぐ斜めに側溝に擦りつけるような形になっているので、歩く目的の線ではなくて、道路から落ちないようにという注意喚起の役割の道になっております。また、この道が傾斜しております。

資料⑧を見ていただくと分かるんですけれども、香北支所に向かうにつれてどんどん上がっていくので、側溝の深さが一番高いところで1メートルぐらいになってくるわけ

です。車との擦れ違いもそうですし、大多数の子が自転車通学をしておりますので、どうしても擦れ違いの際の危険ですとか、風雨のとき、また、夜のときの危険性は非常に高いのではないかと考えております。非常に、このカラー舗装等に比べれば難易度が高い工事になるかと思うんですけれども、何とか側溝に蓋をすることによって、道幅も広くなり、安全な登下校ができるようになるのではないかと考えるわけです。この点について御検討いただけないでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香北支所から中学校までの市道松林線につきましては、通学路安全対策連絡協議会におきましても、対策が必要な箇所として挙げられてございます。これまででは、市道沿いにあります古い倉庫前に、朽ちた鉄板があつて危ないというような御指摘もありまして、鉄板については撤去し、ラバーポールを設置するなどの対応とともに、生徒に対しましては、危険箇所であるとの周知徹底を図っていただいております。

現在、市道と水路との間に高低差がございます。また、この辺の中学生は徒歩より自転車通学の方が多いのではないかと考えられますけれども、単に蓋をかけただけではなかなかいかないと思いますので、現在、高低差がある特に危険と思われる区間につきましては、転落防止柵の設置などを行っておりますが、道路幅も狭くて蓋がない側溝であり、安全な通学路とは言えない状況であることは、市の事務局としても認識しております。

今後、通学路の安全確保のために、側溝への蓋がけ、側溝を改修してということができないか、検討を進めてまいりたいと思いますけれども、用水路ということもありまして、全部蓋がけをしてしまうと、その後の管理とかの問題も出ると思います。田役との協議や、こういった工法がいいのか、また、財源の確保などの検討で、相当の時間を要することが考えられますので、まずは、応急的な対策として、路側へのラバーポールであるとか、道路びょうのようなものの設置ができないか、検討させていただきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ぜひ、検討をお願いいたします。

大きな4番です。美良布保育園の再検討についてです。

美良布保育園の建て替え計画は事実上白紙となり、新たに設置される建設検討委員会が3月16日に開催されるとアナウンスも出ておりますけれども、ここでの協議を基にして実施計画をつくられていくことになっております。現在で感じている懸念点、また、今後の進め方についてお伺いします。

①です。

前回の建設検討委員会は、見直しが必要になった段階ではもう既に解散していたんですね。そのことによって、本来は建設検討委員会に投げて意見を求めることができなかったため、市の政策的に少し迷走した原因になったのではないかと、私は思っております。

す。今回の建設検討委員会の任期はどのように考えているかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員からの御指摘で迷走したとの御意見をいただきましたがそうではなくて、そもそも、建設検討委員会で議論すべきことは全ていただいたと思っております。今回に關しましての任期は、新たな建設基本計画改定についての答申をする日までとなつてございますが、前回、準備会のお話もさせていただきますが、皆様方が望むのであれば継続も考えないわけではないですけれども、現状の任期は、答申をいただいた日までにしてございます。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 自分もいろいろちょっと調べたんですけど、建設検討委員会が設置されたら、大体、完成するまで解散しないんですよ。そういうのが多いんじゃないかなと思うんですけど、それがデフォルトではないので、市長の判断でできるという文言も書かれておりましたので、適宜、やっていただけたらと思います。

②です。

1月に開催された建設検討委員会の準備会の資料を見ますと、意外と具体的な計画とか資料が用意されていたので、参加した方なども、白紙という印象ではなくて、ちょっと自由に意見が言いにくいなと感じたとおっしゃっておりました。この準備会ではどのような意見が出たのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 準備会につきましては、市として過疎債の期限をお示し、財政的に過度なものにならないことをお願いしております。また、過疎債活用の期限から逆算し、別の土地での建設について土地を探索する時間を確保する観点から、事前に説明会を開催したものです。また、公募委員の在り方についても御意見をいただき、公募をさせていただきました。私としましては、昨日、公文議員に御答弁させていただいたように、香北町の住民を中心に組織されました検討委員会は、自由に御検討をいただきたいと思っておりますし、香北町の皆様、住民の皆様による住民の皆様のための計画をつくっていただければと思っております。

委員の皆様から、過疎債を活用するということであれば、時間的な余裕がないなどの御意見をいただきました。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ③です。

準備会開催に当たり、これまで、地域住民、保護者、議会等からのいろんな意見、また、水面下でもいろんな提案があったのではないかと考えております。そういった情報が、きちんとテーブルにしっかり提示されているのか、ちょっと気になる点ですので、その辺はいかがお考えかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のことにつきまして、市役所側からの御提案はして
ございませんが、公設民営やPFIについて、議会から御指摘があったことは建設検討
委員会にお伝えいたします。なお、複合施設についての言及は、委員の中からございま
した。香美市としましては、香北町在住の公募委員を含めて、地元の意向を反映した建
設計画が示されることを期待しております。財政的な負担がどれだけになるかという点
は、市としても御意見をさせていただきますが、それ以外の運営形態については、建設
検討委員会の御議論を尊重させていただきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） いずれにしても、これから再スタートするわけです。私自身
も、地域のためにできることを精いっぱいさせていただきたいと思いますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

大きな5番です。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの指定管理に
ついてです。

12月定例会議において、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、以
後、6Dホテルと呼ばせていただきますが、この6Dホテルに対して、令和8年4月か
ら新たに2年の指定管理を認める議決を行いました。市民の税金を投入することになる
わけですが、公営ホテルを公正に維持運営していくためには、やはり、市民への
情報公開と明確な指標等を用いた説明が必要になってくるのではないかと思います。
①です。

6Dホテルの設置目的が明確にされているのであれば教えてください。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの指定管理に係る設置目的は、
香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例第2条のとおり、地
域内に存する緑地等の休養資源及び農林業の研修体験等を総合的に管理・案内すること
により、地域の活性化に資することを目的といたしております。具体的には、やなせた
かし先生の世界観が表現されたホテルの適切な運営によりまして、最大限地域の活性化
を目指すことが求められていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ②です。

6Dホテルの指定管理についてですが、市として事業効果を評価する際に重要視して
いる評価項目、指標はあるのでしょうか。また、現在の6Dホテルをどのように評価し
ているのかをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

市としての評価指針等は定められておりませんので、当課で重要視している評価項目でございますが、事業計画書のうち、当該施設を管理運営するに当たって、指定管理者が地域の活性化に資する管理運営指針を打ち立て、効率的で継続性の高い事業運営ができているかは、着目すべき評価項目と考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ③です。

一方で、地域住民からは継続的に、6 Dホテルの運営に対しての不安、不満の声が上がってしまいます。これについて、市はどこに原因があると受け止めているのかを聞かせいただけますでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

これまで本市は、当該ホテルへ多額の予算を投入し、観光客受入れ施設として整備を行ってきております。指定管理の運営の中では、市民限定の宿泊招待企画や宿泊プランなども取り扱っておりますが、そのような機会が持てない方は、レストランや大浴場の施設利用などに関することにも要望があることは承知しておりまして、真摯に受け止めております。このような様々な意見については、機会を捉えて指定管理者にお伝えし、可能な限り、地域住民の方々に喜んでいただける何かしらの取組について、思案を重ねていただいております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ④に移ります。

6 Dホテルは公設ホテルです。直営の公設ホテルであろうが、指定管理であろうが、本質的には、営利によってのみ成り立つホテル業ですので、一般ホテルと同様の経営指標を用いた評価を行うことや、そこに公益性をいかに評価項目として加えていくか、この辺が必要な考え方ではないかと私は思います。評価項目については、いろいろなものを付け加えられると思いますので、ぜひ、検討していただきたいわけですが、契約更新が4月だと思っておりますので、次の契約に当たっては何かしらの評価項目を付け加えて、それを基に市民へ説明できるような形をつくっていくべきではないかと思っておりますが、この点はいかがででしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

これまで、本市で統一された指定管理者評価制度の運用指針が定められておりませんでした。しかし、早ければ来年度当初を見込んでおりますが、指定管理者制度運用ガイドラインが策定される見込みでございます。策定後は、全庁的に当該ガイドラインに沿った運用が、順次、始まると考えております。ただし、当該ホテルにつきましては、既

に令和８年４月から協定を締結する予定でございまして、当該ガイドラインの内容に沿った運用開始は、次回の指定管理期間開始の令和１０年度以降を想定しております。今回御提案いただいた指標等につきましては、参考にさせていただきたいと思っております。指定管理者制度の透明性・公平性を確保し、より効率的かつ合理的な制度運用に努めてまいります。

以上です。

○４番（西村剛治君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 西村剛治議員の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

次の会議は、３月５日午前９時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 ４時００分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 3 号）

一 般 質 問 資 料

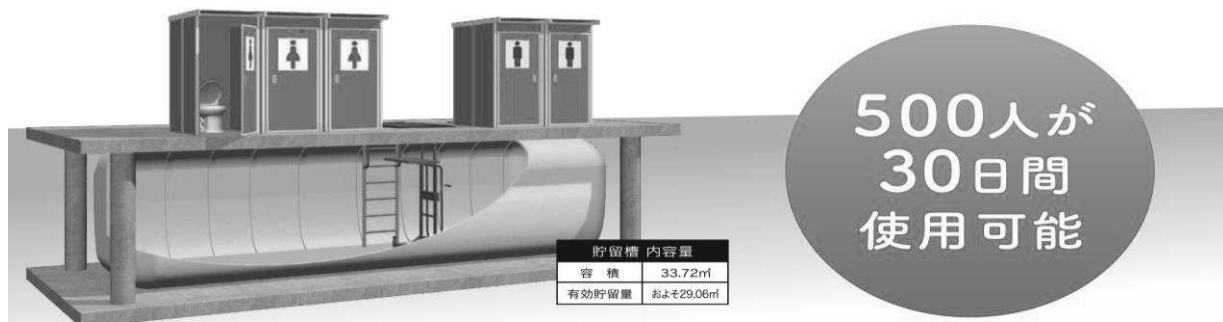


災害時 地域のトイレ問題を強力サポート！

大容量トイレ設備

仮設トイレ100基分に相当

シンプルで普遍的な仕組み



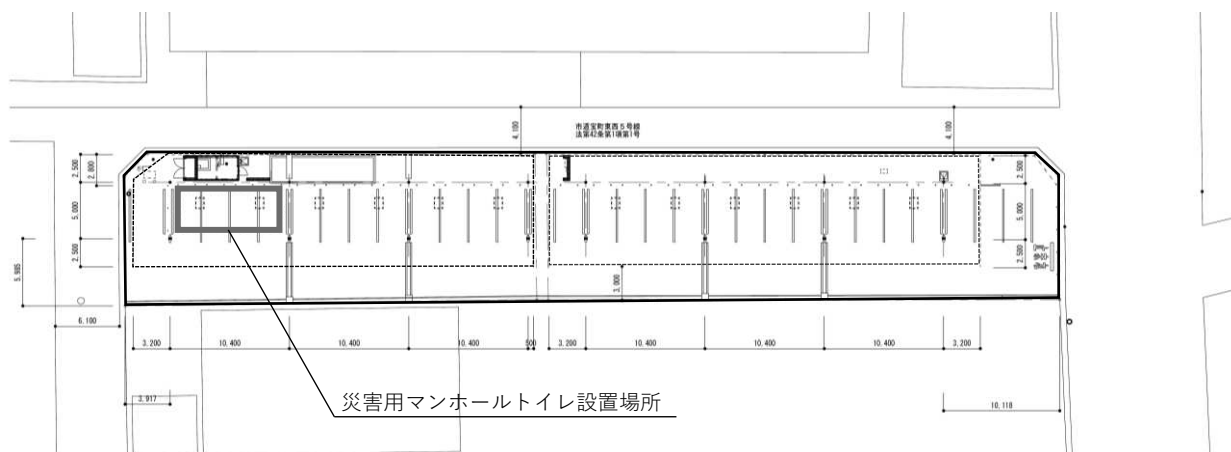
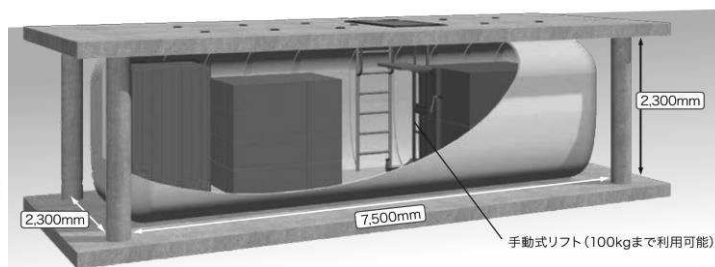
平常時

トイレや災害必需品を備蓄

備蓄例

トイレ10基
折り畳み式トイレ建屋
洋式簡易水洗トイレを
約半分のスペースに収納

※残りのスペースには、
トイレットペーパー、毛布など
災害時必需品。



整備計画名：令和7年度 香美市日ノ御子河川公園における整備計画

R8.3月定例会議 有光収三議員の一般質問2-⑤
資料「日ノ御子河川公園トイレ(概要)」

地域・施設概要

<地域・施設の特徴>

- JR土佐山田駅から車で約20分ほどのところに位置し、清流が流れ、夏にはたくさんの家族連れが川遊びやBBQ、SUPなどのレジャーを楽しみに訪れる人気スポット。
- 同施設には日ノ御子河川公園キャンプ場もあり、年間を通じて多くの訪問客でにぎわう。



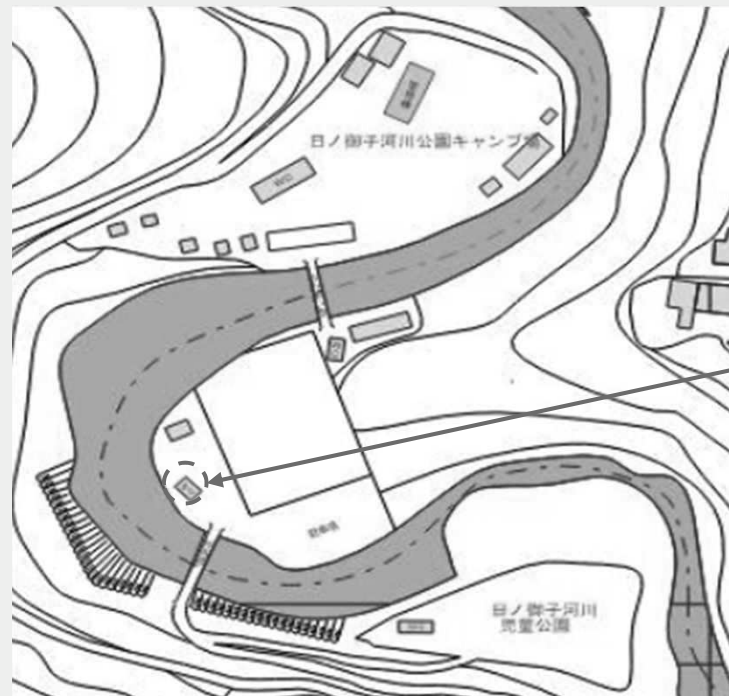
日ノ御子河川キャンプ場写真

取組内容

<事業内容>

- 既設トイレの撤去およびバイオトイレの整備

計画概要



メニュー	地域資源の保全・活用に関する整備
補助対象事業者 (実施主体)	香美市
補助対象事業内容	既存トイレの撤去およびバイオトイレの整備を行う。

整備場所

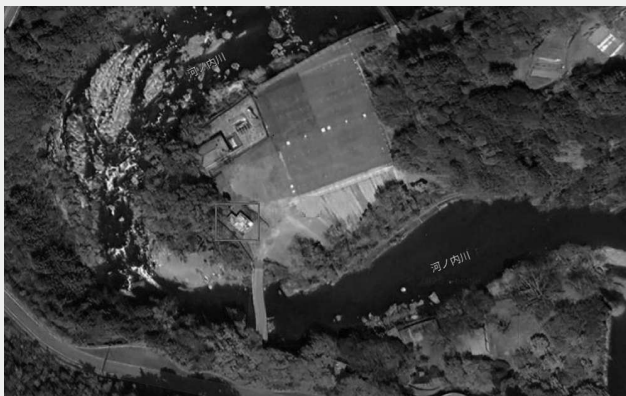
香美市日ノ御子河川公園

具体的な整備イメージ

具体的な整備内容

既設トイレの撤去および循環式水洗トイレユニット本体（建屋+トイレ+循環処理設備）の整備
 【建屋】木軸組工法 男子トイレ、女子トイレともに横2.3m×長さ4.32m×高さ27.5m。高知県産木材（杉）使用
 【循環処理設備】循環式水洗トイレ
 1次処理槽（1.2 t） 2次処理槽（0.1 t） 3次処理槽（0.1 t） 高度処理槽（3.0 t）
 【照明】屋外LED照明（夜間自動点灯）

整備する箇所の現況写真



既設トイレ写真

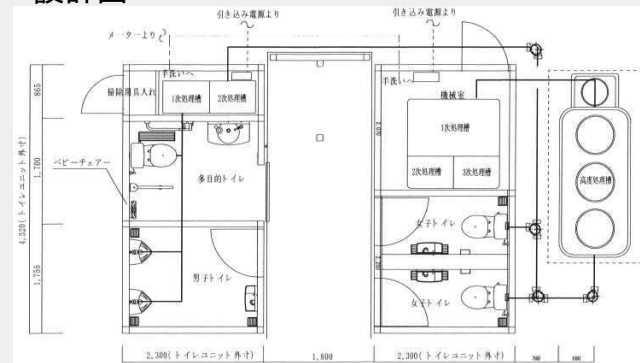


整備後イメージ

整備イメージ(外観)



設計図



整備場所

香美市日ノ御子河川公園

具体的な整備イメージ

具体的な
整備内容

循環式水洗トイレユニット（男子）
循環式水洗トイレユニット（女子）
循環式水洗トイレユニット（多目的トイレ）

小便器2 手洗器1 化粧鏡1
大便器2 手洗器2 化粧鏡2
大便器1 手洗器1 化粧鏡1 ベビーチェア

整備する箇所の現況写真

男女兼用の大便器2



小便器2



整備後イメージ

トイレ整備イメージ



小便器2



男子用大便器1



女子トイレ2









都道府県名	任意制選挙公営制度 実施自治体(比率)					市の数
	選挙 公報	選挙運動用 自動車の使用	ビラの頒布	ポスターの 作成	選挙公報	
北海道	29	100%	97%	100%	85%	34
青森県	10	100%	100%	100%	100%	10
岩手県	14	100%	100%	100%	100%	14
宮城県	14	100%	100%	100%	100%	14
秋田県	10	100%	92%	100%	77%	13
山形県	13	100%	100%	100%	100%	13
福島県	13	100%	100%	100%	100%	13
茨城県	31	90%	94%	100%	100%	31
栃木県	14	100%	100%	100%	100%	14
群馬県	12	100%	100%	100%	100%	12
埼玉県	40	100%	100%	100%	100%	40
千葉県	37	100%	100%	100%	100%	37
東京都	26	100%	100%	100%	100%	26
神奈川県	19	100%	100%	100%	100%	19
新潟県	20	100%	100%	100%	100%	20
富山県	10	100%	100%	100%	100%	10
石川県	11	100%	100%	100%	100%	11
福井県	9	100%	100%	100%	100%	9
山梨県	13	100%	92%	100%	100%	13
長野県	19	95%	95%	95%	100%	19
岐阜県	18	76%	76%	76%	86%	21
静岡県	23	100%	96%	100%	100%	23
愛知県	38	100%	100%	100%	100%	38
三重県	14	100%	100%	100%	100%	14
滋賀県	13	100%	100%	100%	100%	13
京都府	15	100%	87%	100%	100%	15
大阪府	33	100%	100%	100%	100%	33
兵庫県	29	100%	100%	100%	100%	29
奈良県	12	100%	100%	100%	100%	12
和歌山県	3	100%	100%	100%	33%	9
鳥取県	4	100%	100%	100%	100%	4
島根県	8	100%	100%	100%	100%	8
岡山県	11	100%	100%	100%	73%	15
広島県	14	100%	100%	100%	100%	14
山口県	12	100%	92%	100%	92%	13
徳島県	5	50%	50%	50%	63%	8
香川県	8	63%	63%	63%	100%	8
愛媛県	8	100%	100%	100%	73%	11
高知県	4	27%	18%	82%	36%	11
福岡県	29	100%	55%	100%	100%	29
佐賀県	10	100%	100%	100%	100%	10
長崎県	11	92%	92%	92%	85%	13
熊本県	12	43%	43%	43%	86%	14
大分県	9	64%	64%	64%	64%	14
宮崎県	9	100%	100%	100%	100%	9
鹿児島県	19	89%	79%	95%	100%	19
沖縄県	8	27%	27%	36%	73%	11
合 計	743	94%	91%	95%	94%	790

笹岡 優議員作成





市町村名	選挙公報	ポスター作 製公営	候補者カー公営			候補者ビラ 作成公営
			候補者カー 借入	ガソリン代 供給	運転手雇用	
高知市	○	○	○	○	○	○
土佐市	×	○	○	○	○	○
香南市	○	○	×	×	×	×
室戸市	×	○	×	×	×	×
香美市	○	▼ 検討中	×	×	×	×
南国市	○	○	○	○	○	×
安芸市	×	○	×	×	×	×
須崎市	×	○	×	×	×	×
土佐清水市	×	○	×	×	×	×
四万十市	×	○	×	×	×	×
宿毛市	×	○	×	×	×	×
笹岡 優議員作成						



土佐市の取組み①



○ 暮らしの情報

○ 観光・イベント

○ 移住・空き家

○ 産業・しごと

○ 市政情報

○ 消防・防災

Foreign language

背景色・文字サイズ変更



公立保育園における医療的ケア児の受け入れについて

[トップ](#) - 公立保育園における医療的ケア児の受け入れについて

掲載日 : 2022/03/31 更新日 : 2025/01/24

○医療的ケアが必要なお子さんの保育園における受け入れについて

土佐市における医療的ケアが必要なお子さんの受け入れについては、公立保育所において必要に応じて看護師を配置することによって実施していますが、常時担当看護師に空きがあって即時に受け入れができる状態となっていない場合がありますので、医療的ケアが必要で保育園に入園を希望される場合は、可能な限り早めに本市担当課までご相談ください。

医療的ケアとは

医療的ケアとは、医師自らが行わなければならないと医師法に規定される医行為(医療行為)のうち、家庭等で日常的に実施される経管栄養や痰の吸引、導尿、酸素療法などの行為のことをいいます。本来、医行為は医師が行わなければならないませんが、医行為に含まれる医療的ケアについては、医師の指示によって看護師が実施できる(保健師助産師看護師法第37条)こととされています。

実施要件

(1)受入要件

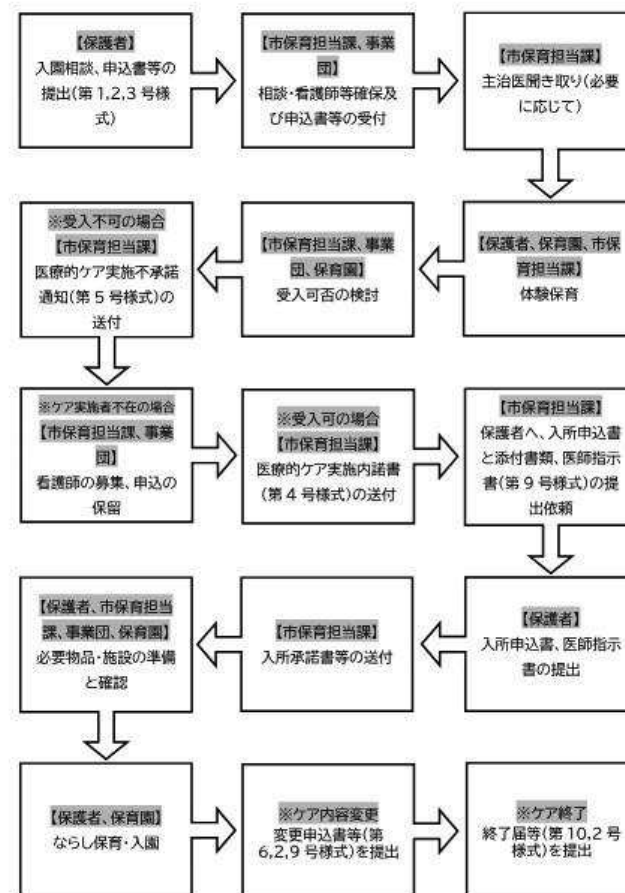
- ・保育の必要な事由があり、児童の状態が集団保育に適していると主治医が判断すること
- ・児童の健康状態が安定しており、必要な医療的ケアの内容も固定化されていること

土佐市の取組み②

土佐市立保育所における 医療的ケア児受入に係るガイドライン 【第3版】

令和6年11月
土佐市子育て支援課

8. 医療的ケアに係る事務手続きの流れ

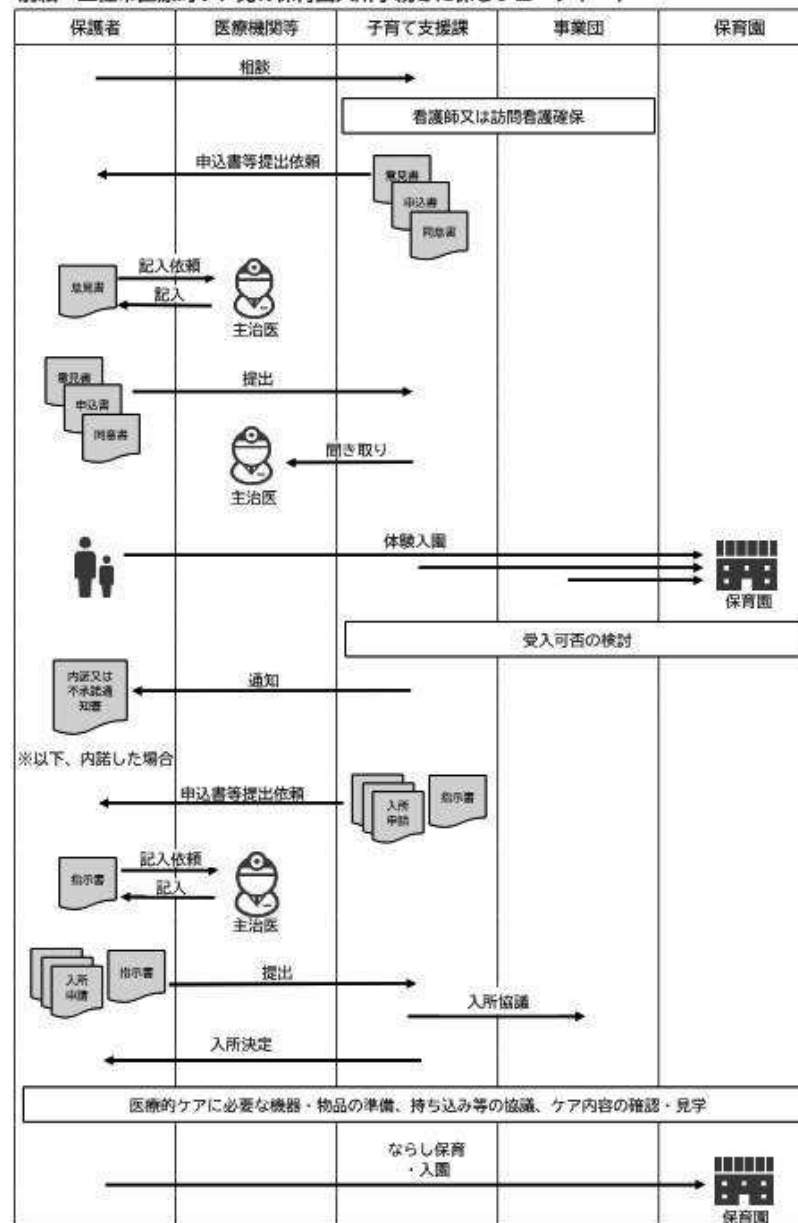


土佐市の取組み③

西村_資料③

(設問I(3)③)

別紙 土佐市医療的ケア児の保育園入所手続きに係るフローチャート





通学路の安全①



路地の奥に校門(東門)



- ・道路注意表示の設置
- ・カラー舗装(スクールゾーン)
- ・横断歩道の設置(移設)
- ・カーブミラーの設置

通学路の安全②

西村_資料⑥

(設問3③)



【県道217号／久保大宮線】

2/25撮影

通学路の安全③

西村_資料⑦

(設問3④)



2/25撮影

通学路の安全④

西村_資料⑧

(設問3④)



2/25撮影

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 4 号）

令和 8 年 3 月 5 日 木曜日

令和８年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第４号）

招集年月日 令和８年２月２０日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月５日木曜日（審議期間第１４日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番 有 光 収 三
２番 公 文 直 樹
３番 中 平 麻 衣
４番 西 村 剛 治
５番 西 山 潤
６番 森 田 雄 介
７番 村 田 珠 美
９番 舟 谷 千 幸

１１番 山 崎 晃 子
１２番 笹 岡 優
１３番 濱 田 百合子
１４番 山 崎 龍太郎
１６番 山 本 芳 男
１７番 山 崎 眞 幹
１８番 利 根 健 二

欠席の議員

８番 小 松 孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長 依 光 晃一郎
副 市 長 村 上 真 祥
総 務 課 長 竹 崎 澄 人
企 画 財 政 課 長 黍 原 美貴子
定 住 推 進 課 長 小 松 伯 聖

高 齢 介 護 課 長 中 山 繁 美
環 境 課 長 依 光 伸 枝
《物部支所》
支 所 長 片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 長 前 田 圭 一
教 育 次 長 中 山 泰 仁

教 育 振 興 課 長 前 田 薫
生涯学習振興課長 小 松 幸 春

【消防部局】

な し

【その他の部局】

上 下 水 道 局 長 西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議事日程

(審議期間第 1 4 日目 日程第 4 号)

令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

① 9 番 舟 谷 千 幸

② 6 番 森 田 雄 介

会議録署名議員

9 番、舟谷千幸君、1 1 番、山崎晃子君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。8番、小松孝議員は、欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可いたします。

9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） おはようございます。9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答で3項目について質問させていただきます。

初めに、教育行政についてです。

このたび1年8か月ぶりに、本市の教育長に前田教育長が就任されました。前田教育長は、現場をよく知る実績をお持ちの方であり、大きな期待を寄せているところでございます。今定例会議冒頭に御挨拶をされましたけれども、改めて新教育長に、以下について質問いたします。

①です。

まず、どのような思いでこの重責を担われたのか、決意をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

私は、小・中・高と、この地元の香美市で学びました。また、鏡野中学校で教職生活をスタートさせ、3度赴任、通算19年間で鏡野中学校で過ごさせていただきました。その間、多くの子供たちや保護者の皆様、地域の皆様との出会いもありました。現場にいる間、支えてくださった方々への感謝の気持ちが私の背中を押したこともあり、この職をお受けいたしました。また、この職に就任する前には、学校サポートチーム統括官として、学校の悩み事の相談や課題解決に向けてのアドバイス等も行いながら、市内各校を回りました。探究的な学びにつなぐ授業づくり、小規模校の学校維持と存続、不登校問題、部活動の地域展開、教職員の働き方改革、15年の学びをつなぐための保・幼・小・中の連携等々、市内各校の現場を歩く中で、学校が、悩みながらも取組を進めようとする姿を目の当たりにしてきました。そういった課題を学校や地域と共有しながら、解決を図りたいと考えるようになってきました。

基本的な目指す方向は、第2期教育振興基本計画の確実な遂行になります。この計画の作成には香美市の教育を思う多くの方々が携わり、香美市の教育の進むべき方向も示しています。その計画のPDCAを回しながら進捗管理を行い、遂行を図らなければな

らないと考えています。

学校にある間は、教職員や保護者、関係機関の皆様との対話・連携・協働を大切にしながら、学校マネジメントを進めてまいりました。今後も、学校や地域、関係各位の皆様との対話・連携・協働を大切にしながら、香美市の子供たちの健やかな成長に寄与していきたいと考えています。微力ではありますが、皆様の御期待に応えられるように誠心誠意努力をしていく所存です。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 改めて、現場ならではの教育長の気持ちを本当に感じた次第です。対話・連携・協働という言葉に込められた思いで、しっかりよろしくお願い申し上げます。

②ございます。

次に、全国的に増加傾向である不登校児童・生徒について、本市の令和 5 年度不登校児童・生徒は 29 人で、前年度より減少しております。令和 6 年度と令和 7 年度現在までの人数と現在の状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

本市における不登校児童・生徒数につきまして、令和 5 年度の最終確定数は、小学校 12 人、中学校が 19 人の 31 人となっています。令和 6 年度は、小学校が 11 人、中学校が 14 人の合計 25 人、令和 7 年度は、令和 8 年 1 月末現在で、小学校が 11 人、中学校 7 人の合計 18 人となっています。

近年の状況としましては、令和 3 年度の不登校児童・生徒数が、小学校 22 人、中学校 34 人の合計 56 人をピークとして、令和 5 年度から 31 人、25 人、18 人といったように、年々減少傾向には向かっている状況です。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 年々減少傾向ということで、これに対して現場におられた教育長は、どのような対応でこの減少に取り組まれてきたのか、そこをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問の教職経験を生かした不登校の未然防止についてお答えします。

不登校における支援につきましては、不登校の状態を未然防止・早期対応・長期的な不登校児童・生徒への支援体制づくりの 3 つの段階に分け、それぞれの段階に応じた適切な支援を行う必要があります。

学校は、不登校を未然に防ぐために、児童・生徒にとって居心地がよく、安心して生活できる学校づくりを目指す必要があります。不登校の未然防止に向けましては、子供

の表情が冴えない、顔色が悪い、遅刻が増えた、早退が増えた、保健室の利用が増えた、休み時間に孤立している、授業中にしんどそうである、体調を崩しやすい、家庭環境に変化があった、兄弟姉妹の欠席が増えてきている、友人関係でトラブルがあったなど、子供のささいな変化を見逃さないため、敏感で高い教職員のアンテナが必要となってきます。この敏感で高いアンテナを掲げるために、校長の職にあるときには、不登校についての校内研修にも取り組んできました。また、統括官の職にあるときには、こういった子供の理解を深めるために、市内各校を回り、研修も行ってきました。学校は、不登校の子供たちへの見守りとサポートについて、義務教育を終えても終わりだとは考えていません。中学校卒業後も、高等学校に進学をしたいという意欲が見え始めた子供たちの進学にもつながっていきました。

香美市教育委員会としましては、減少傾向にあるとはいえ今後も危機感を持って、学校や適応指導教室「ふれんどる一む」等とも連携を図りながら、不登校児童・生徒の削減に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 舟谷議員、③の答弁まで出たようですので、その辺の確認をお願いいたします。

○9番（舟谷千幸君） ③の質問にお答えいただきましてありがとうございます。段階に応じた対応、そして、何よりも敏感に子供たちの表情とかを察知するアンテナは、本当に大事な視点だなと思っております。

学校訪問のときに、鏡野中学校サポートルームの視察をさせていただいたんですけれども、そこの学びなんかも、すごくこういった不登校対応に寄与されていると思いましたけど、この鏡野中学校サポートルームに関してはどういうふうに取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） お答えします。

スマイルルームはプラットフォーム的な役割で、なかなかすぐに教室には入れない子供たちが、一度そこで調整をかけながら、状況に応じて教室に行く、行事に参加するというようなことで、汽車に乗る前のプラットフォーム的な役割を果たすところとして運営しています。スマイルルームから教室に帰っていった子供たちも、かなりの数がおります。高等学校への進学もほぼ100%を達成しているような状況にあります。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの皆様方の御努力もすごくあるかと思います。引き続いて、不登校対策をよろしくお願い申し上げます。

④の質問です。

昨年１２月２２日に文部科学省が発表しました、令和６年度公立学校教職員の人事行政状況調査の結果によりますと、精神疾患で休職した教員が７,０８７人で、前年度よりは少なくなっておりますけれども、高止まりの状況であるということとして、全教員の０.７７％、３年未満の若手職員の約６割がここに当てはまっているということとして、主な要因を見ますと、児童・生徒に対する指導が２６.５％、職場の対人関係が２３.２％、学校の分掌とか事務作業で１２.７％とあります。本市で休職されている先生方の状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

全国的に精神疾患による休職者が高止まりをしている状況であることは、承知をしております。本市における教職員の精神疾患に関する状況につきまして、人数が少数である場合は個人が特定されるおそれがあることから、具体的な数値の公表は控えさせていただいております。

その上で申し上げますと、令和６年度につきましては、精神疾患を理由とした休職の教職員はおりません。引き続き、教職員の健康管理につきましては、必要に応じて適切に対応してまいります。また、昨年度から設置されました学校サポートチームの体制整備も図りながら、教職員の悩みへのサポート体制も強化をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 本市では精神疾患の教職員、休んでいる方はいないというのですが、そうしますと、それ以外に体調が悪くてお休みになっている教職員は数人いらっしゃるのでしょうか、ちょっと確認いたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 精神疾患による休職等はありませんが、体調不良とかで病休を取られている教職員は数人おります。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） それを受けまして、⑤の質問でございます。

高知県の公立学校では、休職に伴う代替教員が不足が深刻、令和６年度で１か月以上の未配置が過去最高であったという報道がございました。１３１件でございまして、今、教育長がおっしゃられました、精神疾患ではないけれども休職されている教職員がおられるということですが、本市の代替教員配置はできているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 休職した教員の代替者配置状況についてお答えします。

教員が休職した場合の代替となる講師確保は県教育委員会が行っておりますが、市教

育委員会としましても、県教育委員会と連携を密に図りながら、必要な人材の確保に努めています。

しかしながら、今年度の状況といたしましては、年度途中においてフルタイム勤務できる講師の確保が、非常に厳しい状況にあります。そのため、多くの場合においては、時間講師を配置するなどによって、授業に支障が出ないように対応しているところです。いずれにしましても、人材の確保等につきましては、学校も教育委員会も非常に苦慮している状況にあります。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 苦慮していると、代替のフルタイム教育職の方がいないということですが、現場ではどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） できるだけ早期に代替教員を探すように、県教育委員会とも連携しながら対応しているところですが、すぐに見つからない場合は、教頭職なども授業に入ったりとか、小学校の場合であれば担任をしたりといったことで対応している状況です。非常に苦慮している状況であることは間違いありません。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） やはり教頭先生といった要職にある方については、本来のお仕事ができない状況だと思いますので、この点につきましても、教育長、しっかり取り組んでいただきたい。また、こればかりはもう本当に教職員不足ということが一番にありますので、大変な状況でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

⑥の質問でございます。

教職員が心身ともに健康でなければ、子供たちに質の高い教育を提供することはできません。教職員が相談しやすい、安心して働ける職場環境をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） お答えします。

教職員が安心して働ける環境づくりは、単なる労働時間の短縮だけではなく、心身の健康保持、心理的安定性の確保、そして、専門性を発揮できる環境整備を一体的に進めることが求められると思います。今後は、教員が本来の教育活動に専念できるよう、校務D Xの推進や、部活動指導員の配置、授業準備や採点業務補助を行う支援スタッフの拡充、長時間労働の是正と教職の魅力化、人材の確保等が重要な取組となっています。また、育児や介護と仕事が両立できる早出・遅出勤務の設定等による柔軟な勤務形態の選択、管理職自身がセルフケアを実践しながら部下へのメンタルヘルスに配慮する、ラインによるケア体制の構築、相談しやすくミスを隠さなくて済む心理的安定性の高い学

校文化の醸成、業務のアウトソーシング、昨年度設置されました学校サポートチームによる保護者対応へのサポート、必要な情報を迅速かつ効率的に提供できるデータの一元化、また、県外からの新規採用者も増加傾向にありますので、新規採用教員へのサポートを行うメンター制度の充実、年次有給休暇や育児休暇の取得しやすい環境づくり等にも、継続的に取り組んでいかなければならないと考えています。

今後、教職員が安心して働ける環境づくりのために、教職員の心理的安定性の確保、チーム学校としての共同性の確保、働き方改革の推進、成長実感を味わえる環境づくりといったことを推進しながら、教職員が安心して前向きに働ける環境整備に取り組みたいと考えています。引き続き、現場の声を受け止め、各校の管理職ともコミュニケーションを図りながら、教員の意欲や安心が確保され、魅力ある学校づくりとなるように取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 現場の声をしっかりお聞きになっての対応ですので、よろしくお願い申し上げます。

⑦の質問です。

教職員の多忙化が指摘される中、働き方改革、先ほども教育長がおっしゃいましたけれども、部活動の地域移行をどのように進めていくか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

今年度、県の保健体育課から示されました部活動改革に関する今後の方向性は、令和10年4月までに、原則、教員が休日指導を行わない体制に移行、令和13年度末までを目安に、休日の学校部活動は地域クラブ活動に移行とされています。

各中学校や地域クラブを含む地元スポーツ団体と協議しながら、休日の部活動の地域展開を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 令和13年度末を目指してということでしたが、地元スポーツ団体との協議はもう進めていらっしゃるのか、その内容をどうしていくのか、具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 地元等の目ぼしいスポーツ団体につきましてはお声がけをさせていただきまして、方向性についての理解をお願いし、これから進めていきたいと考えております。一部団体にお話を投げかけているところでございます。ただ、まだ正式に決まったとかいうことではございませんので、今後も引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 最後の⑧の質問でございます。

2月28日に、J A E T（日本教育工学協会）全国大会・高知プレ大会があり、参加させていただきました。J A E Tは、主に教育現場における情報化、I C T活用を推進・支援する団体として活動しております。この日、J A E Tの高橋純会長より、前田教育長に香美市教育委員会学校情報化認定先進地域認定証が授与されました。大変喜ばしいことであり、10月には正式な全国大会が開催されます。本市にとりましては、さらに教育の発展につながる機会だと考えます。I C Tの活用は、不登校支援や教職員の負担軽減にもなると思いますけれども、この機会をどのように生かしていくか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 前田教育長。

○教育長（前田圭一君） 御質問にお答えします。

市内10校全ての学校がJ A E T優良認定を受け、さらに、先進地域認定も受けることができました。これは、地域や保護者の皆様、議会の皆様の御理解と御協力のおかげです。心より感謝を申し上げます。

御指摘のとおり、I C Tの使用は一人一人に応じた指導に大きな効果が期待できます。不登校児童・生徒への支援として、遠隔授業や個別学習を支える対話型A Iの導入も進めてきています。また、教職員の働き方改革にもつながるよう、データの一元化や生成A Iによる業務支援、業務の自動化も進めています。各校で効果のある取組につきまして情報共有を行いながら、市内全校に広げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 大変頼もしい、これからの教育に大事な視点だと思いました。私も、この日発表された市内6校の小・中学校の先生の発表を見させていただいたんですけども、その6校の先生方の発表の中で、伴走講師の有名な各大学教授からアドバイスを受けながら取り組まれたということで、びっくりもしましたし、すごいなと思いました。発表の仕方も、堂々として素晴らしいなと思いました。私もなかなか勉強不足ですけども、そこで感じたことは、J A E Tの会長とか伴走講師のお話の中に、今、香美市が取り組まれている探究、対話、地域を大事にする、それから、多様性の包摂といった言葉がもう何度も聞かれ、また、発表者の中からもそういった言葉が聞かれました。教育長が言われました、一人一人の子供のスタートラインとゴールはそれぞれ違うんだということで、その道具として、I C T、A Iといった機器があることが分かりました。そしてまた、その先生方のお言葉の中で、香美市が行っている教育は先進的なモデルだと、また、きっかけをたくさんいただいている、物すごく参考にしているという、すごくお褒めというか、すごいなというお言葉をいただきまして、改めて本市の教育の質が

高いことを私も認識した次第です。また10月にあるわけですがけれども、今言われたこととともに、教育長にはしっかりと、ますますJ A E Tの大会によって香美市が教育のまちと言われるよう進めていくことが大事だと思いますので、さらに頑張ってくださいと思います。

市長にも、この思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（利根健二君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） J A E Tにもお越しいただきましてありがとうございます。

香美市に関しましては、探究といういろんな形で子供たち一人一人の能力を伸ばしていくことで、全国的なモデルになりつつあるのかなと思っております。これまでも私が言っているとおり、子供たちの興味関心をいかに引き出し、そして、学習の意欲を持続させていく、学習習慣と申しますけれども、そういった形になるように、いろいろなICTも活用しながら進めてまいりたいと思っております。

また、そのことは、当然、子供たちだけではなくて社会人も学ばなければならないですし、常々申し上げており、大人が学ぶ姿勢をしっかりと見せられる地域こそが、探究のまちであろうと思います。私は、県立山田高校のグローバル探究科ですとか、ビジネス探究科ですとか、学科再編とか、探究については高校から見ておったんですけれども、探究というのは小さいときから学ぶべきものであると思いますので、市長部局としましてもしっかりと教育長を支えながら、予算の部分ですとか、いろいろなまちづくりにつきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 次に、大きな2番目の質問でございます。体育館にエアコン設置。

空調という言葉と同等でございますが、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館の空調整備について、令和6年12月定例会議で一般質問をしましたが、その後、設置に向けての状況を質問いたします。

①です。

今年度、体育館の空調調査を3校で実施しております。空調方式や概算費用など、調査内容についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今年度実施しております体育館の空調調査について御説明いたします。この業務では、市内小・中学校10校を対象に、体育館への空調設備の導入を検討するため、各校の建物構造や設備状況を踏まえた調査を行っております。具体的には、これらの10校から代表性のある3校を選定し、空調設備の導入に係る効率的な事業実施を目指し、最適な基本計画を策定することが本業務の目的でございます。

調査内容につきましては、各校の体育館における使用状況や建物の規模、運用コスト

などを考慮し、最適な空調方式、冷暖房の効率性や運転経費等を検討いたします。体育館に必要な断熱性能や、空調機の設置に影響を与える建物の構造等についても適切な調査と評価を行い、空調設備と相性のよい構造を選定します。また、空調機設置に係る費用、機械設置費用、工事費、運営費、工期等を比較し、効率的かつ効果的な事業実施に向けた概算費用を算出することとしております。

本業務の委託期間は令和８年３月末までとしており、この期間内に調査を完了し、これらの調査結果を基に、今後、香美市内の小・中学校体育館における空調設備の整備に向けて、具体的な導入計画を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 工期とか、いろんな基本的なところを決めるということですが、空調方式には電気式とかガス式とかあるわけですけど、その点で、これにしようという方式はあったのでしょうか、各学校によって違うということなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

空調方式につきましては、当市としましても専門性を有しておりませんので、基本の計画を業者に依頼した状況になっております。なお、中間報告を業者からいただいた際には、電気とガスを比較した結果、ガスのほうがいいのではないかと御報告いただいております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 中間報告ではガスがということでしたが、ガスですと風を発しないので、卓球とかバドミントンといった風を有しない条件で意見が出たのか、費用面ではガス式のほうが高くなると聞いておりますけれども、その点について、業者からの御報告とかアドバイスとかはあったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

中間報告の際には、イニシャルコスト、ランニングコスト等々を含めた全ての比較検討が終了していない段階でしたので、あくまで中間報告ということですが、先ほど申し上げました初期費用と運営経費の全てを比較して、最適なものを御提案いただくのが業務内容となっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 承知いたしました。また結果が決まりましたら教えていただきたいと思います。コストにつきましては、国の昨年１２月の補正予算で、それまでの

枠よりも広がっているということです。そういったことも検討し、また、断熱、そして建設関係の全部を合わせた金額も御承知だと思いますけれども、ぜひ、早期に進めていただきたいと思います。

②の質問です。

国の設置目標は、令和１７年度までに１００％を目指しております。交付金の補助対象期間が令和１５年度となっています。この調査を受けて、今後、設置に向けてはどのようなスケジュールで進めていく予定なのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、実施中の基本調査は、令和７年度内に完了予定となっております。この調査結果を基に、令和８年度には庁内で関係部署を交えた庁議を開催し、体育館への空調設備設置の可否も含めた整備方針を検討いたします。整備方針につきましては、令和９年度の当初予算要求に向けて、本年９月末頃までをめどに決定することを目指しております。

また、空調設備の建設工事は、小・中学校の体育等の授業に支障を来さないように、主に夏休み期間中に実施することを計画しております。このため、設計業務につきましても、建設工事の発注時期に合わせて実施を行う必要があるため、設計業務を予算化する時期、令和８年度の補正予算として対応するのか、令和９年度の当初予算に計上するのか、その辺についても慎重に検討・調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 承知いたしました。

③の質問です。

設置に当たって課題となるのはどういったことなのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

体育館への空調設置に関しましては、現在、幾つかの課題がございます。まず、最も大きな課題は、整備費用の問題でございます。市内にある１０か所の体育館全てを整備することになりますと、莫大な費用が発生することが想定されます。このため、体育館への空調設置を進めるに当たっては、財政面での費用負担が重要な課題になると思われます。また、体育館への空調設置には莫大な費用がかかりますので、その導入が本当に効果的であるのかどうか、必要性や整備費用など、総合的に評価する必要があります。これらの要素を踏まえて、体育館の空調設置の可否や設置の規模について、慎重に判断することが求められています。

市としましては、これらの課題を十分に検討し、最適な整備方針を決定することが課題となっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） ④でございます。

その課題をどのように進めるか、大変厳しい内容かと思うんですけども、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

費用面の課題に関しまして、体育館への空調設置は一度に全ての施設を行うことが難しいため、複数年による段階的な整備を進める方法を検討しております。また、国による補助事業の支援を積極的に活用し、市の費用負担を軽減することが望ましいと考えております。

また、体育館への空調設置に関する整備方針を決定するに当たっては、各校の体育館使用実態や防災機能への貢献、設置に伴う整備費用や維持管理費、さらには空調能力や空調方式の選定に至るまで、様々な要素を総合的に検討し、費用対効果を十分に考慮した上で、最も効果的かつ実施可能な計画を作成していく必要があると考えております。これらの課題に対しまして、関係者と十分に協議をし、情報収集を行いながら慎重に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 今、おっしゃられましたように、いろんな課題があります。

一番大きなものは費用面の課題ですので、複数年度に合わせてやっていく予定を立てているようでございますが、しっかり見定めていただきまして、できでしたら10校ともに設置していただきたいと考えております。

⑤の質問でございます。

体育館は、屋根からの熱の影響を大変受けやすく、空調効果にも大きく関わると考えられておりますが、空調設置と併せて、断熱や遮熱の対策についても検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

断熱性が確保されていない体育館へ空調を設置した場合、過大な能力の空調が必要となったり、光熱費が過大となったり、効率的・効果的な施設整備を行うことができません。このため、空調設置に当たっては、空調効率を最大限に高めるため、断熱や遮熱の対策も非常に重要であると考えております。現在、断熱性が十分でない体育館においては、空調設置に合わせて断熱性確保のための工事を実施する必要があります。しかし、断熱や遮熱の対策方法には幾つかの選択肢があり、どの方法が最も効果的かを比較検討する必要があります。

そこで、現在、進めております空調調査において、断熱改修を施した場合の効果や工

事費について、詳細な比較検討を行うこととしております。この委託業務の成果として提出される提案書の内容に基づき、最適な断熱・遮熱対策を選定し、空調効率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） ⑥の質問でございます。

先ほどおっしゃられましたように、空調効率をよくする対策といたしまして、輻射熱を防ぐ遮熱シートがあります。これは、断熱材よりも薄く、表面のアルミ箔によって輻射熱を遮断するものです。断熱は、熱が入ってくるのに時間をかけるものですが、遮熱は遮断するわけですので、一定、効果が早いと言われているものです。夏は外部からの熱を遮断し、冬は輻射熱を遮断するが、空気を外に逃げやすくし、暖房効果が高くなります。確かに、輻射熱も遮断するわけですが、中の温まった空気を外に逃がさないといった遮熱シートの効果がございます。この遮熱シートは、工期が短くて初期費用が比較的安価です。ランニングコストの削減にもつながると考えます。近隣の南国市でも、この遮熱シートを検討するということでございますので、本市においても、先ほど言われましたコスト面からも検討する必要があるんじゃないかなと思います。

また、先ほどおっしゃられました、断熱を先にする、または遮熱をエアコン設置までにする、そして、後で空調を設置するというように、一度にしなくても段階によって行うこともできるそうでございますので、こういった研究もされてはいいかなと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、現在、実施しております空調調査において、遮熱シートをはじめとする様々な遮熱・断熱方法の比較検討を行っております。また、空調効率を高めるために必要な、断熱改修を施した場合の効果や工事費についても調査を行うこととしております。この委託業務の成果として提出されます提案書に基づいて、最適な断熱・遮熱対策を選定し、空調効率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、近隣自治体でも同様の対策を検討されておるということでございますが、当市としましては他自治体の事例も参考にしつつ、最も最適な対策を講じるため、引き続き情報収集や検討を行い、必要な対策を選定することにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） ぜひ、検討していただきたいと思います。

ちょっと今日の地元紙を見ますと、県議会でも体育館の空調の加速化ということで質問がございまして、県のことはございますけれども、今城教育長も南海トラフ地震の

計画に基づいて、早期に完了を目指すといった答弁でございます。香美市におきましても、避難所になっている体育館に関しまして、この時期に確かに大きな財源が要るわけですが、熱中症対策、避難所、南海トラフが近づいているこの状況を考えますと、やはりしっかりと検討していただきまして、よりよい空調設備について早期に取り組んでいただきたいと思います。

次の３番目の質問に移らせていただきます。災害時以外にも給水支援制度をとということでございます。

関東地方から九州地方、太平洋側を中心に、昨年１１月頃から降水量の少ない状況が続いていましたけれども、先月２４日、２５日にかけてまとまった雨が降って恵みの雨となり、高知市でも給水制限がありましたけれども、３月２日には解除されております。

本市におきまして、井戸水のみで生活をしている方がおられます。井戸水が出なくなったのは今回が初めてということでございますが、今回の渇水で、１１月中旬頃から井戸水が枯渇し、生活用水の確保が困難となっておりました。飲料水は、量販店の無料サービスや近隣住民の善意に頼りまして、洗濯や入浴は、市内にいます別居している家族のところに、週１回程度通っていたとのことでございます。水道管の設置に関して御自分で調べられまして、水道管が遠いためか約１００万円かかると。この御家庭はお１人住まいで、少ない年金の非課税世帯でございまして、直ちに水道管を引くにも、なかなか対応できる額ではないということで、本当にまさに雨を待つしかない状態でございました。先週になってお聞きしますと、給水制限が解除された３月に入って、やっと井戸水が出るようになったということです。この約３か月半、本当にお水がない生活が続いたわけでございます。現在は水が出てきておりますけれども、水質検査にも８,８００円という料金が要るので、なかなかそれも難しいため、現在、飲み水は今のところ飲まずに、お風呂と洗濯だけに使っている状況でございます。

①の質問でございます。

本市におきまして、水道以外の井戸水とか山のお水だけで生活している割合は約１０％とお聞きしましたけれども、井戸水のみで生活している世帯数の把握はしているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 御質問にお答えいたします。

井戸水や山からの湧水などを個人で管理されている場合は、設置や利用に関する届出義務がないことから、正確な世帯数については市で把握できておりません。

本市の水道普及率から推計いたしますと、市人口から給水人口を差し引いた約２,３００人の方々が、井戸水など水道水以外で生活されているものと想定しています。

○議長（利根健二君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 約２,３００人中、山の水、井戸水だけの世帯はなかなか把握されていないということでございます。

②でございます。

この方以外に、今回の渇水の影響、井戸水の枯渇とか山から水を引いている方からの御相談は市にあったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

今年度の状況につきましては、これまでに井戸水が出ないという御相談を2件いただいております。このうち1件につきましては、水道への切り替えで御対応されました。

もう1件につきましては、水道による供給ができない地域の方でありました。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 1件は水道管を引かれたということですが、もう1件は山間地域の山の水の方なののでしょうか。いつ頃からかとか具体的にちょっと内容をお伺いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 時期については1月頃だったと思います。議員のおっしゃるとおり山間地域の方で、標高も高く、実際に工事も数千万円以上かかるようなところで、現実的ではない地域でございます。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） その方についての対応というか、こんなに水がなくて困っているという御相談だと思うんですけども、それに対して、特に市の対応とかについてはどういうふうに説明されたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 相談の内容は、水道を引いてほしい、引くことができないかというものでしたので、非常に困難な状況と。やっぱり水道を引くには認可手続等も要りますし、即座に引けるものではありませんので、そういうお答えをして、今年度は2件ですが、やっぱり例年、井戸水が出ないという方がいらっしゃいますので、その場合は、井戸を改修できる業者を御紹介しております。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 分かりました。その方からは特に水道を引いてくださいということなので、水の支援とかの相談はなかったということですね、承知いたしました。

③の質問です。

山からの水で生活している物部町のある世帯では、以前、一時的に水が出なくなったことがあるとお聞きいたしました。そのときの状況と、水の支援はなかったのかをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答え申し上げます。

物部支所でできる対応はケース・バイ・ケースではございますが、直近で昨年7月に、

影山崎集落におきまして、日頃水源地管理をしておられます地元住民の方が体調を崩されて管理ができておらず、2世帯で水が来なくなったという事案がございました。このときは、緊急措置として、支所にて保管しておりました水1箱を、その世帯にお届けするという対応をさせていただきました。その3日後には復旧したと報告を受けております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 緊急の状況として水を供給したということで、本当に物部町の方も水がなくて、水を買に行かれるのにも、土佐山田町のようにはいかないので、お困りであったと思います。災害時には備蓄したものが有りますし、設置されているんですけれども、このような井戸水の枯渇での支援は、なかなか今回の方のような場合には支援がない状況でございます。支所の方がそのような水の対応をされたということは、本当に2世帯の方については助かったと思います。私が思いますのに、まさに水は生きていくために大事なものです。健康維持のために大切な水分ということで、1日に1.5リットルから2リットル、また、飲み水だけではなく、お風呂とか手洗い、洗濯、また、衛生的な生活には欠かせないものでございます。

④でございます。

水がない生活というのは、極めて困難な状況に置かれます。井戸や山の水が出ないような水源停止時の緊急支援として、災害備蓄品の柔軟な活用や低所得者への水道接続費補助、分割の支払いなど、支援の検討を行う考えはないか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、水に関しては非常に我々大事に思っております。各課の横断的な回答になりますので、私からちょっと代表してお答えさせていただきます。

災害備蓄品に関しましての質問がございましたが、災害備蓄品について原則的なことを申し上げますと、災害発生時に備えるためのものとして保存・活用されるものであります。したがって、災害時等の緊急事態以外で、通常、水が手に入る状況下での活用は基本的に想定されておりません。原則として、非常時に備えることを優先しているとの認識でございます。

公共上下水道におきまして、福祉的な視点に係ります減免措置や接続に関する支援に関しましても、現在のところ香美市にはございません。

そのほかではございますけれども、地元管理の給水施設に関しましては、自治会等に地域活性化総合補助金を通じて、施設整備に係る自治会と受益者の費用負担を支援しております。これにより、各地域での水源管理と施設維持が円滑に行われるよう、私どもは努めております。

また、物部支所ですけれども、区域内の一部地域におきまして、御存じと思いますけ

ども、高齢化の進展により水源地の管理が困難になるケースが見られまして、このような状況に関し、地域づくり支援員が管理業務を代行することで利用者の皆様をサポートし、地域の安定した水供給の維持に貢献しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） この方のような災害時以外での柔軟な香美市の支援、物部町で緊急にあったのと同じように、井戸水が枯渇した方に対して水の支援は御検討いただけるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

先ほど、原則的な災害備蓄品につきましての回答をさせていただきました。ケース・バイ・ケースとしか今のところは。状況によって、緊急性があればルール以外の活用も検討される事態があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） ケース・バイ・ケースというお答えをいただきましたので、こういった枯渇がまた来なければいいですけども、状況に応じてということですので、市の支援をよろしくお願い申し上げます。

災害時以外にも、こういった状況が気候変動のために起こります。私は、こういった制度のはざまにある方のために政治があると思っておりますので、今後とも、市民の皆様が1人も取り残されずに生活ができる香美市になっていただきたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 舟谷千幸議員の質問が終わりました。

午前10時20分まで休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。議長の進行により、順次、通告に従って質問をしていきたいと思っております。今回の質問は大きく4点です。

まず、1点目、自治会運営について伺います。

日本人にとって、自治会、町内会、部落等々、幾つかの名称の違いはあっても、おおよそ自治会と言われるものには、共通のイメージを持っているものと思います。近年においては、いざというときの互助組織の意味合いでも語られる一方で、年々加入者は先

細りし、役員の担い手に苦勞している状態になっております。時代に合わなくなった部分は修正しながら、いかにして継続していくのか、折に触れての問題提起が必要と考えており、今回、質問に取り上げました。

①の質問です。

なぜ、加入率の低下や役員の担い手不足になるのか。これまでも、共通して様々な責任・役割を担わされることや、参加を求められることへの負担感が語られてきました。長年、自治会に参加してきた方からも、役割を担えなくなってきたから退会したいとの申出を受けることが多くなっております。この間の行政連絡会等で聞かれる声などから、現状はどう把握されていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

市で独自に計算している自治会加入率、広報配布数から香美市の世帯数を除算したものでございますが、令和8年2月時点で56.1%となっております。参考に、10年前の平成27年度が64%でございますので、推定値ではありますが、加入率が減少していると言えますと思います。

また、毎年行われる行政連絡会では、自治会加入が少ないことや、地域の担い手不足はもちろん自治会の維持が困難という話まで、様々な意見が寄せられております。厳しい状況との認識があります。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 現状はそういうことで間違いないとのことでありました。私の認識というか、そこには原因が何がしかあろうと。一言では言えないけれども、本当にいろいろな負担感もあるし、社会の変化も加味されると思っております。やはり、行政サービスなんかも充実して便利になった一方で、助け合いというようなものが少なくなっているのかなと、様々思うところです。

それで、特に、加入や役員の担い手の負担軽減を考えて、②の質問をしたいと思います。

お互い顔の見える関係をどう育んでいくのかの工夫は要るにせよ、自治会活動の簡素化が、自治会加入や継続のハードルを下げることになると考えております。そこで、参考になるのではと、南国市の環境委員制度を紹介させていただきます。この環境委員は、主に、ごみステーションの管理を有償で請け負っているとのことで、南国市で昭和48年度から取り組んでいる独自の制度です。自治会とは別に継続して取り組んでくれる方がいれば、担い手不足で負担感が増えている自治会の負担軽減につなげることができるのではと考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境課、依光課長。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

自治会の皆様には、ごみステーションの設置・管理など、日頃から環境行政に御協力いただき感謝しております。

今回の御質問の南国市が行っている環境委員会制度は、市民の環境思想の普及及び向上を図るために、各地区に設置されているとお聞きしております。環境委員は、地域から推薦されたお1人の方が1か所から2か所のごみステーションを管理するなど、環境事業に関わる多数の職務に従事されており、市が年間1万2,000円の報償費をお支払いしているそうです。同様の制度を本市が導入した場合、年間約760万円の支出が発生する見込みとなることから、新たな制度の導入は困難と考えております。

また、担い手不足による自治会の負担軽減につなげる点ですが、将来にわたり持続可能な廃棄物処理を行っていくためには、地域の皆様の協力が不可欠です。担当課としても、ごみステーションが違反ごみばかりとなり、劣悪な環境とならないよう、分別の徹底など、周知啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 私が環境委員を知ったきっかけは、個人的に、環境委員をされている方のお話を聞いたことでありました。その方は、まさにごみステーションに限らず、地域の様々な草刈りや公民館の修繕までを請け負っているような話でしたので、そういう方に実費プラスアルファの報酬が出ることで請け負っていただけるなら、望ましいなと思ったのですが、実際にそういう方が全ての地域におるとも限りませんし、1つの御紹介ということでさせていただきました。

本市では、ごみステーションが荒れないように、シルバー人材センターへの委託もされており、そこまで劣悪な環境になりにくい状況をつくられていることも加味しまして、またどうしてもというときには考えていただきたいと思います。

③の質問に移ります。

長野県の南箕輪村で聞いた事例を紹介したいと思います。

資料1を御覧ください。こちらは、長野県南箕輪村のホームページでも公開されております、自治会運営を持続可能なものにするために協議された内容を冊子にまとめた一部です。区長の仕事が多くて大変という課題に対して、仕事内容の見直しや適正な報酬の見直し、マニュアルづくりなどと併せまして、事務員を雇ってみてはと提案されております。これは、総務省の集落支援員制度を活用し、さらに具体的にお聞きしますと、時給制で様々な行政文書の提出を引き受けてくれるほか、公民館の掃除や木の剪定、また、これは長野県なんですけれども、雪国ならではの雪かきなどを担ってくれているということです。先ほどの南国市の環境委員制度は、市の独自財源で取り組まれておりましたが、南箕輪村では、国の特別交付税措置で集落支援員の雇用を行っておりました。

私の居住地でも、自治会の役員を引き受けた際には、回覧や総会の文書、また、会計の文書作成のために、わざわざパソコンやプリンターを買い直した方がおりました。

退職を機にパソコンを使わなくなった方にとって、事務作業負担も大きいのだなと認識を改めたところでは。

さきの提案と同様に、事務負担の軽減にも、事務や会計に長けた方に委託できる仕組みを検討してはと考えますが、見解をお聞きいたします。資料を終わります。

○議長（利根健二君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

例となりました、長野県南箕輪村ですけれども、先進的な取組をされようところで、非常に参考になるわけでございます。ただし、村は天竜川の河岸段丘にあると認識しておりまして、面積は40キロ平米、12自治会。香美市は181自治会がございまして、同じように支援員を雇ってはちょっと困難であると考えております。ただ、いろいろ参考になるところもありますので、他自治体の優れた取組は参考にさせていただきまして、地域の実情に沿った支援体制構築に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 私の居住地は土佐山田地区なんですけれども、中山間地域になりましたら、事務作業ではなくて集落の維持に大変苦勞をされておって、実際には、水源地の確保などで地域おこし協力隊を本市の場合は利用されています。特に事務作業は、エリアにあまり関係なく必要になるであろうと思うんですけれども、その181自治会全部に必要かどうか聞いてみないと分からないところもありますし、南箕輪村の12自治会の中でも2つの地区で集落支援員制度の事務員サポートを受けているということでしたので、今回は制度の御紹介ですけれども、実際に相談があった際には、こういったこともあったなと思い出していただきたいと申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

大きな2番目、独居老人の見守りでお聞きいたします。

社会の発展・進歩により、個人の自由な挑戦や可能性を開いた一方、老いや病気、事故などの様々な困難に遭遇したとき、どこかで家族・親戚が担うセーフティーネットに頼る構造に、変わりはないように思います。そんな中で、理由は様々ありながら、身近に頼るべき家族や親戚のいない高齢者をいかにして支えていくかが、社会の課題であろうと思います。不安に思うのは当事者本人だけではなく、周りの友人・知人も、どこかに頼れる相談先があればよいがと気にかけているのではと思います。この間の同僚議員の質疑や、先だって開かれた第9期高齢者福祉計画策定委員会の傍聴なども踏まえて、お聞きしたいと思います。

①です。

地域包括支援センターを窓口に行われている高齢者の見守り支援は、様々な行政・地域サービスを組み合わせて維持されておると認識しております。その全体像をお聞きするとともに、それぞれのサービスの担い手確保の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

本市では、地域包括支援センターが、社会福祉協議会をはじめ民生委員や市内の企業と連携して高齢者を見守り、早めに異変をキャッチして支援につなげる体制がございます。提供する支援は、高齢者の状況により、介護保険サービスや介護予防事業、また、電話による見守り「声ともだち」等がございます。介護予防事業には、住民主体で介護予防のための運動や交流を実施している地区の集いが、市内に約50か所あり、集いの参加者同士で見守りし合う形もあります。地区の集いでは、お世話役の方に向けた研修の実施や、また、社会福祉協議会が年1回、各集いを訪問して継続の支援をしております。

また、高齢者の見守りに協力いただいている企業数は、市内に33企業ありまして、協力企業と地域包括支援センター、社会福祉協議会で年1回連絡会を行っており、情報交換や連携を図っております。電話による見守りボランティアは、現在、11人が活動しておりまして、利用者19人の対応はできている状況でございます。また、緊急通報装置の貸与件数は17件で、事業者シーモスの専門体制により対応をいただいております。市も連携しながら安定した運用に努めております。

高齢者配食サービスにつきましては2事業者と契約しており、配達エリアは土佐山田町と香北町の一部で、物部町は対象外となっております。現在、18人が利用しております。昼食、夕食の1日2食を毎日注文でき、配達時には利用者の様子を確認し、異変があれば家族などの緊急連絡先へ連絡する仕組みとなっております。

担い手確保につきましては、事業者の体制や地域事情に左右される部分もございますが、市としても情報共有を行い、サービス継続に向けて連携をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 全体のお話を聞かせていただきました。おおむねこれらのサービス、今の事業に対してはお応えできているということですが、今後増えたときとか、また、実際に相談があったけれども受けられなかったとか、希望に沿わなかったとか、そういったことはなかったでしょうか。

○議長（利根健二君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） 地域包括支援センターにいろいろ御相談もございしますが、今のところ受けられないとかはございませんでした。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 実際に地域包括支援センターに相談をされたら、こういった制度がありますということにつながると感じます。当事者や困っている方の周りの方にも知っていただく、知られることも大事なかなと思いました。

②の質問に移ります。

高齢者の権利擁護の仕組みとして成年後見人制度がありますが、制度の普及や在り方については、まだまだ議論が続けられているところです。利用のしやすさなどへさらなる取組が必要と言われております。成年後見人では、入所・入院の際の保証人にはなれない現状があります。よく家族がいないと手術が必要なときに困ると言われているゆえんでもあります。

しかし、令和6年12月定例会議での同僚議員への答弁では、施設や病院へ成年後見人等の業務範囲を説明しまして、保証人になれないことを前提に、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得ていると答弁されております。実務レベルでは、保証人がいない場合でも入所・入院時の手続きができていると受け止めましたが、現状はどういったことになっているのでしょうか、改めて説明をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

保証人がいない場合の入所につきましては、保証人がいなくても入所の相談ができる施設が県内に数か所あるため、その施設を案内することや、判断能力の低下が見られ、入所以外にも金銭管理やそのほかの契約行為等の支援が必要な方に関しましては、成年後見制度の利用について検討しております。

入院については、本人の意思を確認した上で、入院手続きの代筆を行うことはありますが、保証人にはなれないため、緊急連絡先として地域包括支援センターが窓口となることがあります。

そのほか判断能力の低下が見られない方に関しましては、入所・入院時の支払いや契約などについての支援を受けられるよう、任意代理契約や任意後見契約などを御案内しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 成年後見人が、制度上はできなくても実務的にはオーケーなところを御紹介したりと、対応はできていると理解しています。実際、県内全ての病院や施設がオーケーになるわけではないと思ったのですが、数か所というのは具体的にどこにありますでしょうか。

○議長（利根健二君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） 今、保証人がいなくても入所についての相談ができる場所は、高知市介良と朝倉に2か所ございます。保証人がいなかったらいろんな手続きが難しいということで、ほかはなかなか受入れが難しいところもございます。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） そうすると、保証人がいないことで、何とか特定のところには受け入れてもらったけれども、そういう方が増えてくると、受入先にちょっと困るようなこともあるんじゃないかと思いますが、現状で困ったことはないのかと、この2か

所ではちょっと少ないんじゃないかなということで、何か見解がありましたらお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 高齡介護課、中山課長。

○高齡介護課長（中山繁美君） いろいろ相談はございますが、先ほども答弁させていただきましたように、元気で判断能力があるうちに、任意代理契約とか任意後見契約を御案内とかはしております。今のところ、全然保証人がいなくて入所ができずにすごく困ったことはなく、何らかの形で皆さんどこかの施設にはなっております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ちょっと関連して、第9期高齢者福祉計画の会に参加して資料も見させていただいたわけなんですけれども、養護老人ホームに入所中の身寄りがない方へのガイドラインは、既に2023年に整備されておると。同様に、支援が必要な方、入所以外の方に対するガイドラインも整備することになっておりまして、これはいつ頃になるのかをお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 高齡介護課、中山課長。

○高齡介護課長（中山繁美君） 養護老人ホーム入所の方についてはガイドラインがありますけど、それ以外の方は3月末までにガイドラインをつくるよう、今ほとんど作成し、あとは関係課との調整となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） もう1点、高齢者福祉計画の中にあったことですが、2023年4月に中核機関を設置いたしまして、成年後見人制度の利用に関する相談対応を開始しているという文言がありました。この中核機関はどこになるのかをちょっとお聞きしたいです。

○議長（利根健二君） 高齡介護課、中山課長。

○高齡介護課長（中山繁美君） 通告にはちょっとないと思いますが、中核機関は福祉事務所、また、高齡介護課で事務局をやっております。

また、成年後見制度も増えておりまして、令和7年度につきましては今のところ8件出ております。だんだん増えているような形でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 失礼いたしました。

③の質問に移ります。

家族や周りの人と一緒に自分の意思を示せるエンディングノートの作成が、定例会議での同僚議員の質問や地元紙の特集記事で話題になりました。ただ、親族がいない場合に、エンディングノートやACP（アドバンス・ケア・プランニング）は、いざというときの意思表示として有効性を持つことができるのでしょうか。また、家族や周りの人

がない場合に、有効性を持たせられるよう、地域包括支援センターに相談ができるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

エンディングノートやACPは、法的拘束力はありませんが意思表示として有効であると考えております。特に、ACPにつきましては重大な判断材料になることから、かかりつけ医やケアマネジャー等と話し合って共有してもらいたいのですし、エンディングノートにつきましても、本人の意思が少しでも反映されるよう、信頼している知人や近隣の方に、エンディングノートの存在と保管場所を伝えてもらいたいと考えております。エンディングノートにつきましては、今回、新規に作成して3月末にできる予定でございますので、4月以降につきましては希望者に配布を予定しており、エンディングノートを使った講座なども、順次、実施していく予定でございます。

なお、相談につきましては、地域包括支援センターへ気軽に相談していただいて構いませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 地域包括支援センターは、最初、介護保険に入れなかった人を地域で受け入れてくれという思惑があるような形でスタートしたように見受けたんですけれども、実際には、この地域包括支援センターは本当に地域で頼りがいがある仕組みになって、成長されているような印象を今回持ちました。実際にまだまだ困っている方はおられると思いますが、ますます地域包括支援センターが相談どころになっていることの認知が、より広まるようなことを願っております。

3点目の質問に移りたいと思います。組織再編と財源不足の現状でお聞きいたします。

昨年全員協議会で、基金の取崩しが続いているなど、市の財政状況が厳しくなっていることが報告され、組織再編とともに将来的な役職の適正化が示されました。一方で、本市は、増大する行政需要を賄うために、令和7年3月定例会議で、職員定数を400人から410人に見直す議案を可決しております。必要な行政サービスの提供と財政状況でどうバランスを取らせていくのかが、今後の本市の課題の1つとなってくるように思います。しかしながら、単純に他市と比較して適正な職員数を目指そうとしますと、住民が多くてコンパクトな都市型の自治体と、本市のように少子高齢化で中山間地域を多く抱える自治体とでは、行財政規模や効率的な行政サービスの面で、どうしても実態に合わないところが出てくるのではないのでしょうか。一般的に、人口が少なく高齢化で面積の広い自治体ほど、行政サービスを維持するための人数は平均より多くならざるを得ないと理解しております。

そこで、まず①です。

資料を表示いたします。資料2を御覧ください。これは、本市のホームページで公表

されているもので、令和7年11月1日時点の本市の人事行政の運営状況を示しております。これを見ますと、職員数が前年度に比べて6人増の409人となっております。この409人は正規職員数となりますでしょうか。また、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの内訳をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御提示いただきました資料につきましては、香美市職員の任用、給与、服務、勤務条件などの情報について、広く市民の皆様にご覧いただくため、香美市における人事行政の運営の状況を、令和7年11月1日付でホームページに公表したものでございます。この資料は、正規職員の状況とフルタイムの会計年度任用職員の情報を入れてございまして、正規職員の状況でいきますと、令和7年4月1日付の職員数が409人、前年度比で6人の増、フルタイムの会計年度任用職員の職員数が同じく令和7年4月1日付で107人、前年度比で5人の増となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 私が提示させていただいたこの資料は、正規の職員数ということで理解いたしました。会計年度任用職員は別でありまして、この資料にはないですけれども、102人から107人に増えたということです。

それでは、②の質問に移ります。引き続き、この資料に基づいて伺いいたします。

部門別職員数の状況を見ますと、総務・税務が増えまして、他の部門が縮小しているように見えます。総務は対前年度比10人増、税務が1人増、一方で、民生がマイナス3人、衛生がマイナス2人、農林水産マイナス3人です。職員増の前提となった行政サービスの必要性ともつながっているのかと考えます。また、来年度に組織再編が予定されておりますが、そこでも部門別の職員数配分は変わるのでしょうか、分かる範囲でお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） まず、この資料の整理の仕方としましては、それぞれの業務を中心として、それぞれの区分に職員を配置するというようなところもございまして、したがって、一律に各課をこの区分に全部入れるのではなくて、その課の中でも職員の区分が分かれたり、あっちへ行ったりというようなところがございます。

質問にお答えいたしますが、この部門別職員数の状況では、総務課、企画財政課、定住推進課などの業務増加に伴う増員が、総務区分増加の一因と考えております。また、特定の区分に分類することが困難な部署、例えば、支所の職員区分を見直して総務区分に回したことも、原因として考えております。また、税務区分の増につきましては、育休職員に対応する人員増となっております。

それから、最後に、組織再編で職員配分比率の変化はということでございますが、多

少の配分比率変化は生じてくると考えております。例えば、住宅部門であったりとかは変わってくるのではないかと考えております。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 冒頭で申し上げた方法で、ちょっと総務ばかりが増えるのはいかななものかなという思いもいたしまして、お聞きしました。

その思いも引きずりながら、③の質問をさせていただきます。

本市は、過疎・高齢化と広い中山間部を持っております。今後も高齢者は増えるでしょうし、インフラは減ることなく、老朽化や災害に備えなければなりません。そのための人員確保こそ必要ではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市におけます少子高齢化の進行、また、広大な中山間地域の維持、災害への備え、インフラの適切な管理等、重要な課題と考えております。これらの課題に対応するためには、職員のマンパワーと専門性が不可欠であると認識してございます。一方で、本市の財政状況と人口減少の影響も考慮し、効率的かつ効果的な住民サービスを維持していくため、最適な人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） どうしても財政規律は入ってこようかと思いますが、その中でもと言っていいのでしょうか、民生部門やインフラ整備の土木部門は維持されていかなければならないと考えております。

④に移ります。

国は物価高に対応した令和 8 年度の給与改定に備えて、一般行政費に給与改善費 4,000 億円を計上しております。これは、令和 7 年度と同費用の倍です。交付税措置される金額に入ってくると思いますが、具体的に本市の歳入額は確認できますでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

国が地方財政計画に計上した給与改善費 4,000 億円は、令和 8 年度の人事院勧告に伴う人件費の増加に対応するため、地方財源として確保されたものです。しかしながら、これは地方交付税の総額を算定するための基準財政需要額の単位費用に含まれるものでして、国から単位費用の内訳や補正係数等が示されていない現段階においては、本市の普通交付税への算入額を確認することは困難です。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 確認はできないということでした。本市の令和 8 年度予算を見ましたら、令和 7 年度予算の人件費とほぼ変わりはなく、横ばいとなっておりました。

交付税措置される基準財政需要額の算定に使われるということですが、人件費として交付税措置されたものが、ほかに使われることがないようにとは思いますが。

先ほど、業務部門の中で総務に当たるものが増えた実態に鑑みてということでしたが、一応、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）によって行政のスリム化が見込まれると、将来の見通しとしては言われるんですけども、現状では、当面の間、移行期というものがどうしてもあることもお聞きしてしまして、その間の適正な規模とはいいながら、ただし、行政需要が見込まれる間は、しっかりとした職員配置が必要じゃないかと思います。そのことを申し添えます。

大きな4点目に移ります。上水道の対策ということでお聞きいたします。

生き物にとって、生きていくために欠かせない水は、公営企業によって安全になるだけ低廉な価格で提供されております。とはいえ、利用できる水資源は地域ごとに様々で、利用料金も自治体によって結構な差があります。本市は、比較的水資源にも恵まれ、全国平均から見れば低廉な水道料金となっていますが、水道管の耐震化で必要になる費用を賄うために、1年間の経過措置を経て、令和4年度から料金の値上げが行われております。水道事業は、原則として料金収入による独立採算で運営されておりますが、水道は国民の生命と健康を守る重要な社会基盤であり、災害時における飲料水確保は国家的責務と言えるのではないのでしょうか。国には、必要な財政支援をいま以上に充実させてほしいと思っております。

そこで、①でお聞きいたします。

まず、維持費の削減になるのではと、令和8年度予算で示された衛星画像解析による漏水調査について、内容を見ますと本市単独ではないということでしたので、どこの自治体と連携発注をするのでしょうか。また、導入することで、作業効率の上昇、委託費の削減につながるのではないかと考えますが、経費削減の見込みをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 漏水調査事業についてお答えいたします。

本事業は、高知県が県内市町村の取りまとめを行い、広域的な共同発注を行うものです。現在、県において実施希望自治体の募集を行っておる段階であり、7市町村程度との連携を想定しています。具体的な参加自治体については、今後、決定される見込みです。

漏水調査は、区域全域を業者や職員が歩いて音を聞き取る、音聴調査が主流でございます。時間と人員を要しています。衛星画像解析を導入することで上空から広範囲の調査ができ、漏水のあるエリアを特定することができます。これにより、現地調査の範囲を絞り込み、効率化が図られる可能性があります。委託費用につきましては、本市ではこれまで、毎年度、定期的な全域調査を実施していなかったため、単純な予算額の比較による削減とはなりません。しかしながら、従来の手法で同規模の調査を行う場合と比較すれば、広範囲をカバーできるという利点があります。香美市での漏水調査の一番の目的

は、漏水を減らし、冬場の渇水期に水量を確保することでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 経費削減よりも、先ほど同僚議員からもありましたけれども、どちらかという渇水期の水資源確保とかにメリットがありそうだというお話でありました。

それでは、②の質問です。

国は、令和8年度地方財政措置として、水道管耐震化事業に基準事業費より上積みして実施する場合、国庫補助や元利償還金に対する交付税措置をするようです。本市は対象にならないのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 耐震化事業についてお答えいたします。

国は、能登半島地震等の教訓を踏まえ、水道管の耐震化を加速させるため、令和12年度までの間、措置を延長することにしました。今回の措置は、令和2年度から令和4年度までの事業費を基準として、それを上回って実施する事業費が対象となります。具体的には、実績を上回る事業費のうち4分の1を一般対策とし、財源として発行した地方債の元利償還金に対して、その2分の1が普通交付税として措置される仕組みです。令和8年度予算案におきまして、この財政措置を前提として一般会計出資金を計上しております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 今、課長がおっしゃられたのは、令和2年度から令和4年度の基準額というお話で、本市では既に、この財政措置の対象になっている前提で、予算を計上しているということでしょうか。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 本市は、この措置の対象となっておりますので、引き続き講じてまいります。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） それでは、③です。

①②で、何がしかの財政軽減や、また、上積みの補助がある前提でお聞きしたかったんですけども、そうではないということです。現在の料金から令和9年度にはもう一度上げられる予定ですが、この料金の据置きや値上げ幅の縮小が見込める要素はないのか、前段の質問とは別でお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 水道料金の値上げについてお答えいたします。

令和9年度に予定している水道料金の改定につきましては、令和2年12月定例会議において、条例改正を既に御承認いただいております。この改定は、将来にわたって安

全な水を安定的に供給するためであり、現時点において、この条例を見直す予定はございません。水道事業を取り巻く環境は、当時よりも厳しさを増しており、人件費や委託費の上昇に加え、近年の施設整備に必要な資材価格の上昇が経営を圧迫しています。令和10年度以降の料金改定につきましては、今後の経営状況や社会情勢を見極めながら、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 値下げできる要素はまるでなくて、むしろ、今は物価高で経営が大変ということでした。先ほどの同僚議員の質問でも、福祉的な減免制度が本市にはないということもありました。令和9年度の値上げも待ったなしですが、本当に何がしかの個人の水道料金支払いに困らないような対策がまた必要なときには、御相談や提案をさせていただきたいことを申し添えまして、私の質問を以上で終わりたいと思います。

○議長（利根健二君） 森田雄介議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は3月6日午前9時から開会します。

（午前11時07分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 4 号）

一 般 質 問 資 料

2-1 区長の仕事が多くて大変

仕事の内容を見直して、
区長だけが負担しない
ように考えてみてはど
うでしょう。

区長の報酬を、仕事に
見合った適正な額に見
直してみてはどうで
しょう。

引継ぎマニュアルを
作ってみてはどうで
しょう。

事務を行う事務員を
雇ってみてはどうで
しょう。

村からの サポート

集落支援員[※]制度を活用し、
事務員の報酬 1 名分を村が負担することができます。
(人選は区と村が相談しながら行います。)

※集落支援員とは…自治会の活動を支援するために、区の資料作成や
運営の手伝いなど、区のサポートをする人です。
詳細は地域づくり推進課まで相談してください。

こんなケースもあります

田畑区では、資料作りなどを行う
事務員を雇っています。



出典 南箕輪村役場 地域づくり推進課
パンフレット「持続可能な自治会の運営を目指して」



区長の仕事をリスト化することで、不要な業務を見直したり、他の
役員と分担するなどして、区長の負担を軽減してみてはどうでしょうか。

村では、令和 7 年度から区長の事務を複数年サポートする事務員（集
落支援員）の報酬を負担します。積極的に活用してください。

森田雄介 資料 2

質問事項 3 ①、②

香美市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条及び第 7 条の規定により、香美市における人事行政の運営の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 1 月 1 日

香美市長 依光 晃一郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職等の状況 (単位：人)

区 分	採用者数 (令和 7 年 4 月 1 日付)	退職者数 (令和 6 年度)
一 般 事 務	9	6
土 木 技 術 職	0	0
建 築 技 術 職	1	1
保 育 士	2	5
保健師・看護師 社 会 福 祉 士	1	2
消 防 士	2	1
技 能 労 務 職	0	0
合 計	1 5	1 5

(注) () は内数で、再任用職員 (常時勤務) の人数です。

(2) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在) (単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		R 6	R 7	
一般行政部門	議 会	3	3	0
	総 務	7 5	8 5	1 0
	税 務	2 2	2 3	1
	民 生	1 0 0	9 7	△ 3
	衛 生	2 6	2 4	△ 2
	農林水産	2 6	2 3	△ 3
	商 工	7	7	0
	土 木	1 9	1 8	△ 1
	小 計	2 7 8	2 8 0	2
特別行政部門	教 育	3 4	3 6	2
	消 防	6 0	6 1	1
	小 計	9 4	9 7	3
公営企業等 会計部門	水 道	6	7	1
	下 水	4	4	0
	その他	2 1	2 1	0
	小 計	3 1	3 2	1
合 計		4 0 3	4 0 9	6

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する
休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

森田雄介 資料 2

質問事項 3 ①、②

香美市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条及び第 7 条の規定により、香美市における人事行政の運営の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 1 月 1 日

香美市長 依光 晃一郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職等の状況 (単位：人)

区 分	採用者数 (令和 7 年 4 月 1 日付)	退職者数 (令和 6 年度)
一 般 事 務	9	6
土 木 技 術 職	0	0
建 築 技 術 職	1	1
保 育 士	2	5
保健師・看護師 社 会 福 祉 士	1	2
消 防 士	2	1
技 能 労 務 職	0	0
合 計	1 5	1 5

(注) () は内数で、再任用職員 (常時勤務) の人数です。

(2) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在) (単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		R 6	R 7	
一般行政部門	議 会	3	3	0
	総 務	7 5	8 5	1 0
	税 務	2 2	2 3	1
	民 生	1 0 0	9 7	△ 3
	衛 生	2 6	2 4	△ 2
	農林水産	2 6	2 3	△ 3
	商 工	7	7	0
	土 木	1 9	1 8	△ 1
	小 計	2 7 8	2 8 0	2
特別行政部門	教 育	3 4	3 6	2
	消 防	6 0	6 1	1
	小 計	9 4	9 7	3
公営企業等 会計部門	水 道	6	7	1
	下 水	4	4	0
	その他	2 1	2 1	0
	小 計	3 1	3 2	1
合 計		4 0 3	4 0 9	6

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する
休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 5 号）

令和 8 年 3 月 6 日 金曜日

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 5 号）

招集年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3 月 6 日金曜日（審議期間第 1 5 日） 午前 9 時 0 1 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	9 番	舟 谷 千 幸
2 番	公 文 直 樹	1 1 番	山 崎 晃 子
3 番	中 平 麻 衣	1 2 番	笹 岡 優
4 番	西 村 剛 治	1 3 番	濱 田 百合子
5 番	西 山 潤	1 4 番	山 崎 龍太郎
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	利 根 健 二

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企 画 財 政 課 長	黍 原 美貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	一 圓 まどか
高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市 民 保 険 課 長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健 康 推 進 課 長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 長	前 田 圭 一	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上 下 水 道 局 長	西 村 安 史
-----------	---------	-------------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和 8 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和 8 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10 号 | 令和 8 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11 号 | 令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12 号 | 令和 8 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 14 号 | 令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号） |
| 議案第 | 15 号 | 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号） |
| 議案第 | 16 号 | 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 17 号 | 令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 18 号 | 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 19 号 | 令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 20 号 | 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 | 21 号 | 香美市分担金徴収条例の制定について |
| 議案第 | 22 号 | 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 28 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 29 号 | 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 30 号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 |

について

- 議案第 31号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 42号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 市道の路線認定について
- 議案第 48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 49号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和8年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第15日目 日程第5号)

令和8年3月6日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 5号 令和8年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 6号 令和8年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第3 議案第 7号 令和8年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第4 議案第 8号 令和8年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第5 議案第 9号 令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第 10号 令和8年度香美市水道事業会計予算

日程第 7	議案第	1 1 号	令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算
日程第 8	議案第	1 2 号	令和 8 年度香美市下水道事業会計予算
日程第 9	議案第	1 4 号	令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号）
日程第 10	議案第	1 5 号	令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正 予算（第 5 号）
日程第 11	議案第	1 6 号	令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 12	議案第	1 7 号	令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第	1 8 号	令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第	1 9 号	令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 15	議案第	2 0 号	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 16	議案第	2 1 号	香美市分担金徴収条例の制定について
日程第 17	議案第	2 2 号	香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条 例の制定について
日程第 18	議案第	2 3 号	香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の制定について
日程第 19	議案第	2 4 号	香美市職員等の旅費に関する条例の制定について
日程第 20	議案第	2 5 号	香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め る条例の制定について
日程第 21	議案第	2 6 号	香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関す る条例の制定について
日程第 22	議案第	2 7 号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて
日程第 23	議案第	2 8 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第	2 9 号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第	3 0 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 26	議案第	3 1 号	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 27	議案第	3 2 号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 28	議案第	3 3 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29	議案第	34号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	35号	香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	36号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	37号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	38号	香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	39号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	40号	市有財産の無償貸付けについて
日程第36	議案第	42号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
日程第37	議案第	43号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第38	議案第	44号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第39	議案第	45号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第40	議案第	46号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第41	議案第	47号	市道の路線認定について
日程第42	議案第	48号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第43	議案第	49号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

会議録署名議員

9番、舟谷千幸君、11番、山崎晃子君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので許可いたします。管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） 令和8年香美市議会定例会3月定例会議の一般質問における私の答弁につきまして、2点ほど訂正を申し入れさせていただきます。

まず、3月3日の公文直樹議員の公用車の修繕費用等についての一般質問に対する答弁で、「おっしゃるとおりです」と発言した部分を「修繕費用は市有物件災害共済会から直接修理業者に支払われ、限度額超過分等については市の修繕費から支払うことになります」に、また、3月4日の西村剛治議員の市営団地についての一般質問に対する答弁で、「特定優良賃貸住宅」と発言した部分を「特定公共賃貸住宅」に訂正いただきますようお願いいたします。

○議長（利根健二君） ただいま、管財課、三谷課長から、公文直樹議員の公用車の修繕費用についての一般質問に対する答弁で、「おっしゃるとおりです」と発言した部分を「修繕費用は市有物件災害共済会から直接修理業者に支払われ、限度額超過分等については市の修繕費から支払うことになります」に、また、西村剛治議員の市営団地についての一般質問に対する答弁で、「特定優良賃貸住宅」と発言した部分を「特定公共賃貸住宅」に訂正したいとの申し出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、管財課、三谷課長からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

次に、提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、説明を求めます。農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 議案書の訂正をお願いいたします。議案第21号、香美市分担金徴収条例の制定についてでございます。

3ページ目、別表中「こうち農業総合確立支援事業」とありますが、正しくは「こうち農業確立総合支援事業」です。途中の単語が前後していました。タブレットには修正後のものを掲載しております。確認不足で大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） お諮りします。ただいま申し出がありました、議案第21号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号の訂正を許

可することに決定いたしました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

日程第 1、議案第 5 号、令和 8 年度香美市一般会計予算から、日程第 14、議案第 19 号、令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号）まで、以上 14 件を一括議題といたします。

これらの議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 20 号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 21 号、香美市分担金徴収条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 22 号、香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 18、議案第 23 号、香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 19、議案第 24 号、香美市職員等の旅費に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 20、議案第 25 号、香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、山崎晃子議員。

○11 番（山崎晃子君） この条例は、こども誰でも通園制度ということで、来月から新しくこの事業が開始されるわけですが、広報 3 月号にも少しは出ておりましたが、本市はどこが受入れをするのか、それから、対象者の把握はできているのかという点。また、第 3 条には 1 時間当たりの利用定員などの項目も出ておるわけですが、その定員の決め方、1 時間当たりの利用料等、こども誰でも通園制度に関しての詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

まず、本市はどこで受け入れるかということになりますが、本市では香美市立片地保育園において実施いたします。次に、対象者の把握はできているのかということですが、本市では市内に在住する就園前のお子さんのうち、特定の施設に在籍をしていない未就園児を主な対象として調査を実施いたしました結果、対象者は約３０人となっております。次に、１時間当たりの利用定員の決め方ということですが、本市につきましては既存保育施設の余裕活用型を採用しておりますので、実施園の在籍園児数に変動が生じ、保育士の配置基準を満たした上で、受入れが可能なスペースや人的資源に余裕がある場合に、その範囲内で利用を受け入れる方針となっております。最後に、１時間当たりの利用料につきましては、利用料３００円と設定いたしております。国が示す本制度の利用料目安が、おおむね１時間当たり３００円であること、また、利用者の負担軽減を図りつつ、事業運営に必要な経費の一部を賄うことを考慮し、総合的に判断したものとなっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子議員。

○１１番（山崎晃子君） 関連でお聞きいたしますけれども、片地保育園の体制としては、空きスペース、空きを利用するということですので、新たな保育士の配置ではなくということかと思うんですけれども、そうなりますと、空きがなかったら受入れができないことになりますよね、その辺りの確認と、実際に希望者がいたときには、受入れできないようなことが出てくるかと思うんですけれども、その辺りは今後のことになろうかと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本市では、先ほども申し上げましたが、実施に当たっては余裕活用型の方式を現状では採用しております。これは、定員に余裕が生じた際に、その範囲内で利用を受け入れるということで始めさせていただいております。このため、欠員、空きがないことになれば、受入れを行うことができないこととなりますが、利用状況を常に把握して、定員に空きが生じるようなことがあれば、広報も行い、本事業に沿った適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２１、議案第２６号、香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２２、議案第２７号、香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第２８号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第２９号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第３０号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２６、議案第３１号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２７、議案第３２号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２８、議案第３３号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２９、議案第３４号、香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第35号、香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第36号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第37号、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第38号、香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第39号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第40号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第42号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第43号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について
質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第38、議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３９、議案第４５号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４０、議案第４６号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４１、議案第４７号、市道の路線認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４８号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４９号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第１、議案第５号から、日程第４３、議案第４９号までの質疑は全て終わりました。

各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、３月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は、３月１７日午前９時３０分に開きます。

本日は、これで終了いたします。

（午前 ９時１９分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 6 号）

令和 8 年 3 月 1 7 日 火曜日

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 6 号）

招集年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3 月 1 7 日火曜日（審議期間第 2 6 日） 午前 9 時 3 0 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	9 番	舟 谷 千 幸
2 番	公 文 直 樹	1 1 番	山 崎 晃 子
3 番	中 平 麻 衣	1 2 番	笹 岡 優
4 番	西 村 剛 治	1 3 番	濱 田 百合子
5 番	西 山 潤	1 4 番	山 崎 龍太郎
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	利 根 健 二

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企画財政課財政班長	萩 野 わ か	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定住推進課長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	一 圓 まどか
高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市 民 保 険 課 長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健 康 推 進 課 長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 長	前 田 圭 一	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上 下 水 道 局 長	西 村 安 史
-----------	---------	-------------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和 8 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和 8 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10 号 | 令和 8 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11 号 | 令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12 号 | 令和 8 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 14 号 | 令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号） |
| 議案第 | 15 号 | 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号） |
| 議案第 | 16 号 | 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 17 号 | 令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 18 号 | 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 19 号 | 令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 20 号 | 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 | 21 号 | 香美市分担金徴収条例の制定について |
| 議案第 | 22 号 | 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 28 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 29 号 | 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 30 号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 |

について

- 議案第 31号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 42号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 市道の路線認定について
- 議案第 48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 49号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 50号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 1号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2号 給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出について

議事日程

令和8年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第26日目 日程第6号)

令和 8 年 3 月 1 7 日（火） 午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 諸般の報告

（１）専決処分事項の報告について

- | | | |
|--------|-----|---|
| 報告第 | 3 号 | 令和 5－6 年度公共土木施設災害復旧事業 4 災第 2 6 8 号
市道大栃河口線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部を
変更する契約の締結について |
| 日程第 2 | 議案第 | 5 号 令和 8 年度香美市一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 | 6 号 令和 8 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 日程第 4 | 議案第 | 7 号 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 日程第 5 | 議案第 | 8 号 令和 8 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘
定）予算 |
| 日程第 6 | 議案第 | 9 号 令和 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 | 1 0 号 令和 8 年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 | 1 1 号 令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 | 1 2 号 令和 8 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 | 1 4 号 令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 | 1 5 号 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第 5 号） |
| 日程第 12 | 議案第 | 1 6 号 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4
号） |
| 日程第 13 | 議案第 | 1 7 号 令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 | 1 8 号 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 15 | 議案第 | 1 9 号 令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 16 | 議案第 | 2 0 号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 | 2 1 号 香美市分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 | 2 2 号 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条
例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 | 2 3 号 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 | 2 4 号 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 | 2 5 号 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
る条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 | 2 6 号 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関す
る条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 | 2 7 号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ |

いて

- | | | | |
|-------|-------|-----|--|
| 日程第24 | 議案第 | 28号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第 | 29号 | 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 30号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 31号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第 | 32号 | 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第 | 33号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第 | 34号 | 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第 | 35号 | 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第 | 36号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第 | 37号 | 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 38号 | 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第 | 39号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第 | 40号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第37 | 議案第 | 42号 | 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について |
| 日程第38 | 議案第 | 43号 | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について |
| 日程第39 | 議案第 | 44号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第40 | 議案第 | 45号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 議案第 | 46号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第42 | 議案第 | 47号 | 市道の路線認定について |
| 日程第43 | 議案第 | 48号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第44 | 議案第 | 49号 | 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第45 | 議案第 | 50号 | 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第46 | 議案第 | 51号 | 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第47 | 意見書案第 | 1号 | 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について |

日程第48 意見書案第 2 号 給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の提出について

日程第49 意見書案第 3 号 「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書の提出について

日程第50 意見書案第 4 号 スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出について

日程第51 議員派遣の件

会議録署名議員

9 番、舟谷千幸君、11 番、山崎晃子君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長より協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第3号の報告がありました。

これから、報告第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 報告第3号でお聞きいたします。

これは、市道大栃河口線で令和4年度に確か起こった災害なんですけれども、今回、増額で現地精査によりということですが、その状況。それから、大変難工事ということは前にお聞きしたんですけれども、この完成、今はどういう状況になっているのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

令和4年度に発生いたしました市道大栃河口線の災害復旧工事でございますけれども、現地精査によりまして、軽量盛土工とのり枠工の数量変更に伴います増額で、今回、2月25日付で224万4,000円の増額変更をいたしました。

現状、工期としましては3月27日までが工期となっております、問題がなければ、今月末に完成検査をし、4月1日から通れるようにできればと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号についての質疑を終わります。

日程第2、議案第5号、令和8年度香美市一般会計予算から、日程第44、議案第49号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまで、以上43件を一括議題といたします。

初めに、3月6日、10日、11日に開催されました、予算決算、総務、教育厚生、産業建設の各常任委員会での審査結果は、お手元にお配りしました委員長報告書のとおりです。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２、議案第５号から、日程第４４、議案第４９号までの４３件を一括して採決いたします。

以上、４３議案に対する委員長の報告は可決であります。４３議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第５号ほか４２件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第４５、議案第５０号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第５０、意見書案第４号、スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出についてまで、以上６件は追加の案件でございます。香美市議会会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第４５、議案第５０号から、日程第５０、意見書案第４号までの６件の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第４５、議案第５０号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 補足説明はございません。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 休憩いたします。

（午前 ９時３５分 休憩）

（午前 ９時３５分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

○教育振興課長（前田薫君） 失礼いたしました。

議案第５０号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和８年３月１７日提出、香美市長 依光晃一郎

香美市立学校設置条例の一部を改正する条例

香美市立学校設置条例（平成１８年香美市条例第９７号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中繁藤小学校の項を削る。

別表第 2 中繁藤中学校の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、山崎晃子議員。

○11 番（山崎晃子君） 議案第 50 号、第 51 号もそうですけれども、議案第 50 号でお聞きいたします。

全員協議会でこの件については説明がございましたけれども、全ての自治会の賛同を得られるように、後日また市長が説明に伺うということはお聞きしておったんですけれども、どのような状況であったのかをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

全員協議会后に、該当する自治会長と日程調整を行ってまいりましたが、現時点においては、日程調整が整っていない状況になっております。このため、今後につきましても引き続き日程調整を行い、市長が直接現地に出向き、丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

なお、関係する自治会の多くから、廃園及び廃校に賛成する御意向をいただいております。今後の利活用に期待する声をいただいていることから、予定どおり、若藤保育園の廃園、繁藤小・中学校の廃校に係る議案を提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） 日程調整のこともあるかと思いますが、全員協議会の説明では、全自治会の理解を得てということで、私どもはそうのように受け取ったわけです。今後も努力されるということですが、地域の反発になることはないと思うんですけど、そこは鋭意努力していただきたいことを申し上げたいと思います。答弁はいいです。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第51号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。教育振興課、前田課長。

○教育振興課長(前田薫君) 議案第51号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月17日提出、香美市長 依光晃一郎

香美市立保育所条例の一部を改正する条例

香美市立保育所条例(平成27年香美市条例第22号)の一部を次のように改正する。
第2条の表香美市立若藤保育園の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(利根健二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第47、意見書案第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。11番、山崎晃子議員。

○11番(山崎晃子君) 11番、山崎晃子です。

意見書案第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の趣旨説明を行います。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を希求し、非核三原則を堅持する立場を公式に表明してきました。そして、本市では、平成18年5月に非核・平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与する姿勢を明確にしてきました。核の受入れは、そうした戦後の歩みに逆行することになり、被爆者の思いや平和への願いを踏みにじる行為になるのではないのでしょうか。

我が国の使命は、核兵器のない世界の実現に向けて、今後も一層の努力を積み重ねて

いくことです。そして、今を生きる私たちは、そのことを後世につないでいくことが重要であると考えます。

以上を述べまして、非核三原則の堅持を求める意見書の趣旨説明といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、意見書案第2号、給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 5番、西山潤です。

給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の趣旨説明を行います。

国が、学校給食費の抜本的な負担軽減をスタートさせることは、大いに歓迎するものですが、2分の1は給食費負担軽減交付金として都道府県に交付する一方、残り2分の1は都道府県負担分として地方財政措置をするというやり方です。さらに、児童1人当たりの基準額は5,200円と決められており、昨今の物価高が続く中、基準額を超える部分については、引き続き、保護者から徴収することが可能とされています。

これらのことを考え合わせますと、負担軽減という点では評価できますが、これでは住んでいる自治体により保護者負担に格差が生まれる仕組みとなっています。

そこで、本意見書は、国の責任による学校給食の完全無償化を求めるものです。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。

私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第 2 号、給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

そもそも本意見書は、日本国憲法第 26 条、義務教育はこれを無償とするを施行しようとするものであり、理にかなったものです。報道によりますと、2017 年 1 月時点で学校給食無償化を実現できていたのは、全国で 55 自治体でした。ところが、2023 年 9 月時点での文部科学省調査では、722 自治体にまで広がりました。全自治体数の 3% から 40% への急拡大です。これは、子育て世帯の負担軽減を求める全国の運動と世論が、大きく地方議会と自治体を動かしてきた成果です。そして、今回、2025 年 12 月の自民党、維新の会、公明党の 3 党合意により、国が学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費無償化に踏み出したことは、大きく評価するものです。

しかし、まだ問題点が残っています。それは、先ほど趣旨説明でも述べられたように、基準額を超える部分については、引き続き保護者から徴収可能としている点です。本市の場合は、臨時交付金を活用し、保護者負担はありませんが、既に高知市は保護者負担を求める方向です。さらに、今回の支援は公立小学校が対象とされており、国立や私立小学校に通う児童は対象外です。さらに、義務教育無償の原則でいえば、当然、中学生への無償化も必要です。大きな一歩を踏み出した今回の負担軽減ですが、さらにもう一歩進めて安定的財源による完全無償化を実現してほしいと願っております。

以上を申し上げて、意見書案第 2 号への賛成討論といたします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第 2 号は、否決されました。

次に、日程第 49、意見書案第 3 号、「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書の提出についてを議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） 14 番、山崎龍太郎です。

意見書案第3号、「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書について、趣旨説明を行います。

国が進めるデジタル化の下、e-Taxによる申告を否定するものではありませんが、紙の申告書にて自主申告権を行使したい納税者はたくさんおられます。本市においても、確定申告の始まる2月16日には紙の申告書がなく、国税庁のホームページからダウンロードしてくださいという旨の案内がございました。市民の中には立腹して帰られた方々もいると聞いております。納税の義務は、憲法上の規定である以上、納税意欲をそぐ方向性は改めなければなりません。

また、収受日付印の押印が廃止され、確定申告書での証明が必要な場合、税務署に向かねばならないなど、新たな負担が生じております。納税者を区別することなく対応することが、国の責務であることを申し上げ、趣旨説明といたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立多数であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第50、意見書案第4号、スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。

スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書案の提案説明を行います。

今の連立政権合意書の中で、スパイ防止関連法制の制定を促す方向が示されておりますが、現行法との整合性を図る必要や、歴史の教訓に学び、えん罪や思想選別、相互監視に陥らないための強力な監視法整備が必要です。そのための十分な熟議と人権への配慮がなければ、市民社会、学術研究、言論活動、国際交流などを委縮させていき、民主主義社会の基盤を損なっていきかねません。

よって、本意見書案は、スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論をしないように求めるものです。

以上を述べまして、趣旨説明とさせていただきます。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第４号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立多数であります。よって、意見書案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第５１、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、今定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 令和８年香美市議会定例会３月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月２０日に開会いたしました３月定例会議も、利根議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。

定例会議には多くの議案を提案いただきましたが、その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本定例会議では、第３次香美市振興計画についての御質問、また、充電式電池の処分方法の周知や住民票のコンビニ交付に向けた御提案など、住民生活に根差した御質問、

そして、ニホンジカの食肉利用促進についてなど、多岐にわたる論点について、数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を、今後の香美市の運営に生かしてまいります。

また、先週１３日には、組織再編の実施に向け、例年よりも早く４月１日付の人事異動を内示いたしました。４月からは、地域創生課、財政課、住宅政策課を新たに創設し、課長補佐制に移行することから、住民の皆様に混乱を招かないよう、しっかりと準備をしてまいります。

最後に、３月３１日をもって退任となる村上副市長につきましては、朝ドラ「あんぱん」への対応や組織再編、業務の効率化などに御尽力をいただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

また、同様に定年退職など、３月末で退職される職員の皆様にも、これまでの御尽力に心よりの感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

桜の季節となり、来月からは新年度です。いろいろな行事もあり、慌ただしくなるのかと思います。議員の皆様方にはくれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（利根健二君） ありがとうございました。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

開会時はつくしが芽吹く頃でまだまだ肌寒い季節でしたが、桜のつぼみも大きく膨らむなど、穏やかな日差しを感じる気候となってまいりました。先日、宿毛市からは、全国で一番早い開花の知らせがあったところでございます。

２月２０日に開会しました令和８年香美市議会定例会３月定例会議は、本日までの２６日間でしたが、令和８年度香美市一般会計予算など、議案４７件、報告３件、意見書案４件におきまして、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。執行部におかれましては、市政発展、市民生活向上を目指し、誠実に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、一般質問では、１２人の議員から、それぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問がなされました。しっかり精査して、行政運営に生かしていただきたいと思います。

２０周年という区切りを迎えた本市ではありますが、厳しさを増す運営におきましては、今後とも、執行部と議会が知恵を出し合って難局を乗り切る必要があると思います。本日で３月定例会議は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段の御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝と御礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、３月定例会議を終了し、令和８年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前　９時５９分　散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 8 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和8年香美市議会定例会3月定例会議審議期間予定表

3月定例会議

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	2月17日(火)		AM9:30	議会運営委員会
	18日(水)			
	19日(木)			
第1日	20日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	21日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第3日	22日(日)	休 会		〃
第4日	23日(月)	休 会		〃
第5日	24日(火)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第6日	25日(水)	休 会		議案精査のため
第7日	26日(木)	休 会		〃
第8日	27日(金)	休 会		〃
第9日	28日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第10日	3月1日(日)	休 会		〃 山田高校卒業式
第11日	2日(月)	休 会		議案精査のため
第12日	3日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第13日	4日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第14日	5日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第15日	6日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会 総務・教育厚生・産業建設常任委員会
第16日	7日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第17日	8日(日)	休 会		〃
第18日	9日(月)	休 会		議案精査のため
第19日	10日(火)	休 会	AM9:00	予算決算常任委員会
第20日	11日(水)	休 会	PM1:30	〃 中学校卒業式
第21日	12日(木)	休 会		議案審査整理のため
第22日	13日(金)	休 会		〃
第23日	14日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第24日	15日(日)	休 会		〃
第25日	16日(月)	休 会		議案審査整理のため
第26日	17日(火)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

3月6日(金)	予算決算常任委員会	議案第 5・6・7・8・9・10・11・12・14・15・16・17・18・19 号
	総務常任委員会	議案第 20・22・23・24・29・30・31・39・40・42・43・44・48・49 号
	教育厚生常任委員会	議案第 25・26・28・32・33・34・35・36・45・46 号
	産業建設常任委員会	議案第 21・27・37・38・47 号

当初予算審査

3月10日(火)	予算決算常任委員会	議案第 5 号
3月11日(水)	予算決算常任委員会	議案第 5・6・7・8・9・10・11・12 号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第5号	令和8年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	令和8年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和8年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	令和8年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	令和8年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	令和8年度香美市簡易水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	令和8年度香美市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	令和7年度香美市一般会計補正予算（第11号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	令和7年度香美市水道事業会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	令和7年度香美市下水道事業会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市分担金徴収条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市職員等の旅費に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第26号	香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第39号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第40号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第44号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事 件 の 番 号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議 案 第 45 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 46 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 47 号	市道の路線認定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成
議 案 第 49 号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成

意見書案第 1 号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 17 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 晃 子

賛成者 〃 笹 岡 優

賛成者 〃 有 光 収 三

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成 6 年以降毎年、国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。

さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明してきました。

そして、本市では、平成 18 年 5 月に「非核・平和都市宣言」を行い核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与する姿勢を明確にしてきました。

ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）も、これまでの政府見解を覆し見直し議論を開始することについて強く抗議しています。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は、我

が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、非核三原則の堅持を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月17日

衆議院議長	森英介	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総大臣	高市早苗	殿
総務大臣	林芳正	殿
外務大臣	茂木敏充	殿
防衛大臣	小泉進次郎	殿
内閣官房長官	木原稔	殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第 2 号

給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 17 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 西 山 潤

賛成者 〃 森 田 雄 介

賛成者 〃 濱 田 百合子

給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書（案）

現在、国は 2026 年 4 月からの公立小学校給食費を、児童一人当たり月額 5,200 円、公費で支援するとしています。しかしその必要経費は国と都道府県で半分ずつ負担し、地方分は地方交付税で対応するとしています。しかしこれでは自治体の財政状況により受け取れる額に差ができ、完全な無償化とはならず、場合によっては保護者負担が生まれます。

よって、国におかれては、給食費完全無償化について特段の取り組みを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和8年3月17日

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関口	昌一	殿
内閣総理大臣	高市	早苗	殿
総務大臣	林	芳正	殿
文部科学大臣	松本	洋平	殿
内閣官房長官	木原	稔	殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第 3 号

「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 17 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 〃 森 田 雄 介

賛成者 〃 西 山 潤

「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書（案）

国税庁は「税務行政のデジタル化」の名のもと、確定申告書の印刷を前年比で 4 割削減する方針を打ち出しました。申告書をネット印刷やコンビニ印刷に誘導し、それに対応できない納税者に対して、税務署に取りに来ることを強要する税務署も出ています。加えて令和 8 年分の申告から申告書の控えも印刷しないとする方向が示されており、紙で申告する納税者の納税事務を否定し、e-Tax を押し付ける圧力になっております。

また、2025 年 1 月からの収受日付印の押印廃止は、「納税者に不利益を与えない」との当局の説明に反し、融資申し込み、自治体の支援金や保育所の入所申し込みなど、各種手続きに際して複数の追加書類の提出が必要となるなど、納税者の新たな負担が発生しています。

こうした不利益の押しつけは、納税者の権利を侵害し、納税意欲を奪うものであります。納税の義務は憲法上の規定であり、その義務をすべての国民が果たせるように

することこそ国の責務です。

よって、国におかれては、「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を再開するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月17日

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関口	昌一	殿
内閣総理大臣	高市	早苗	殿
総務大臣	林	芳正	殿
財務大臣	片山	さつき	殿

高知県香美市議会議長 利根 健二

意見書案第4号

スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和8年3月17日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 〃 舟谷千幸

賛成者 〃 山崎龍太郎

スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書（案）

自民党と維新の会は、連立政権合意書で、日本の「インテリジェンス機能が脆弱」だとしてスパイ防止関連法制の制定が必要だとしています。加えて国民民主党、参政党はそれぞれ法案を国会に提出し、制定を促しています。

しかし、政府は2025年8月「日本はスパイ天国か」との質問主意書に「日本をスパイ活動が野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」との答弁書を閣議決定しています。また、国家公務員法、特定秘密保護法、経済安保秘密保護法など、機密情報の漏洩を防止する法制度は何重にも存在し、実際に処罰も行われています。

また選挙中の論点解説として、地元紙に40年前のスパイ防止法に対する県内市町村議会の推進意見書可決から、世論の反発による廃案までを伝える記事（2月3日）が載せられました。そこでも現行法との整合性からして「屋上屋を架すだけ」になる

か、さらに進んで「防諜は相互監視を生み、国家への批判、異論を罰する思想選別につながる」か、との指摘がされています。

他国の例からしても、こういったインテリジェンス機関の活動は、それと同等以上の監視を強める法整備がなくては拡張運用されていきかねないとされています。監視が不十分だと、副作用として市民社会、学術研究、言論活動、国際交流の活動を萎縮させていき、民主主義社会の基盤を損なっていく事に繋がります。

インテリジェンス機能の強化を排除するものではないですが、法整備にあたっては、人権等にも適切な配慮が必要です。

よって、国におかれては、自由と権利保障を最優先した法整備をおこなうことを責務とし、与野党がそれぞれ主張するスパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論をしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月17日

衆議院議長	森英介	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
総務大臣	林芳正	殿
法務大臣	平口洋	殿
外務大臣	茂木敏充	殿
防衛大臣	小泉進次郎	殿
内閣官房長官	木原稔	殿
サイバー安全保障担当大臣	松本尚	殿

高知県香美市議会議長 利根健二

令和 8 年香美市議会定例会 3 月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 5 号	令和 8 年度香美市一般会計予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 6 号	令和 8 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 7 号	令和 8 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 8 号	令和 8 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 9 号	令和 8 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 10 号	令和 8 年度香美市水道事業会計予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 11 号	令和 8 年度香美市簡易水道事業会計予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 12 号	令和 8 年度香美市下水道事業会計予算	原案可決	8. 3. 17
議案 第 13 号	令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 1 0 号）	原案可決	8. 2. 20
議案 第 14 号	令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 15 号	令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算 （第 5 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 16 号	令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 17 号	令和 7 年度香美市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 18 号	令和 7 年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 19 号	令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決	8. 3. 17
議案 第 20 号	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 21 号	香美市分担金徴収条例の制定について	原案可決	8. 3. 17

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 22 号	香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 23 号	香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 24 号	香美市職員等の旅費に関する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 25 号	香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 26 号	香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 27 号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 28 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 29 号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 30 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 31 号	香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 32 号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 33 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 34 号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 35 号	香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 36 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 37 号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 38 号	香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 39 号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 40 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	8. 3. 17
議案 第 41 号	財産の取得について	原案可決	8. 2. 20
議案 第 42 号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 43 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 44 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 45 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 46 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 47 号	市道の路線認定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 49 号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 50 号	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
議案 第 51 号	香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8. 3. 17
意見書案 第 1 号	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について	原案可決	8. 3. 17
意見書案 第 2 号	給食無償化に際し「負担軽減」ではなく国の責任での「完全無償化」を求める意見書の提出について	原案否決	8. 3. 17
意見書案 第 3 号	「紙の申告書」の継続と収受日付印の押印を求める意見書の提出について	原案可決	8. 3. 17
意見書案 第 4 号	スパイ行為を取り締まる法整備の拙速な議論に反対する意見書の提出について	原案可決	8. 3. 17